

令和5年度
滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査
調査報告書

令和6年（2024年）1月
滋賀県

【目次】

I. 調査の概要.....	5
II. 主な調査結果.....	8
1 ひとり親家庭等の状況と世帯の推移.....	9
(1) 母子家庭の世帯数の年次推移.....	9
(2) 母子家庭の状況.....	10
(3) 父子家庭の世帯数の年次推移.....	12
(4) 父子家庭の状況.....	13
(5) ひとり暮らし寡婦数の年次推移.....	15
(6) ひとり暮らし寡婦の状況.....	16
2 調査時点におけるひとり親家庭の親および末子の年齢.....	18
(1) 親の年齢.....	18
(2) 末子の年齢.....	19
3 家庭の状況.....	20
(1) 家庭人員.....	20
(2) 家庭構成.....	21
(3) ひとり親家庭の子どもの数別家庭の状況（20歳未満の児童）.....	22
(4) 就学状況別にみた子どもの状況（20歳未満の児童）.....	23
(5) 16歳の子の就学・就業状況.....	24
(6) 19歳の子の就学・就業状況.....	25
4 住居の状況.....	25
(1) 現在の住居の状況.....	26
(2) ひとり親になる前後での転居の有無.....	29
5 調査時点における親の就業状況.....	31
(1) 親の就業状況.....	31
(2) 仕事内容の構成割合.....	33
(3) 週の平均労働時間.....	34
6 ひとり親家庭になる前後の就業状況と求職活動上の問題点.....	35
(1) 現在の仕事に就いた時期.....	36
(2) ひとり親になる前の就業状況.....	37
(3) 現在の仕事を見つけた方法.....	38
(4) 求職活動上の問題点.....	39
7 ひとり親家庭の親の転職希望.....	41
(1) 親の転職希望の有無.....	41
(2) 転職・退職を希望する理由.....	42
8 ひとり親家庭の親で就業していない者の就業希望等.....	43
9 令和4年の年間収入.....	45
(1) 年間収入（就労収入・総収入・世帯収入）.....	45

(2) ひとり親になった事情別の年間収入（就労収入・総収入・世帯収入）	5 0
(3) 現在の雇用形態別の年間収入（就労収入・総収入・世帯収入）	5 3
(4) 現在の職業別の就労収入	5 5
(5) ひとり親の学歴別の年間収入（就労収入・総収入・世帯収入）	5 7
(6) ひとり暮らし寡婦の健康保険（医療保険）の加入状況	5 9
(7) 暮らし向きに対する意識	6 0
1 0 養育費の状況	6 1
(1) 相談相手	6 1
(2) 養育費の取り決め	6 2
(3) 養育費を取り決めなかった理由	6 5
(4) 養育費の受給状況	6 6
1 1 親子交流（面会交流）	7 1
(1) 相談相手	7 1
(2) 親子交流（面会交流）の取り決め	7 2
(3) 親子交流（面会交流）の実施状況	7 5
1 2 子どもに関する状況等	7 8
(1) 子どもに関する最終進学目標	7 8
(2) 子ども（小学校 6 年生まで）をみてもらえる親族・知人やサービスの利用状況	8 0
(3) 子どもが日常的に担当している役割	8 1
1 3 ひとり親家庭の悩み等	8 2
(1) 子育てや子どもについての悩み	8 2
(2) 生活と仕事を両立する上での不満や悩み	8 3
(3) お金の悩み	8 4
(4) 今の生活の悩み	8 5
(5) 将来の不安	8 6
(6) 相談相手	8 7
1 4 生活の状況	8 9
(1) 新型コロナウイルス感染症流行の影響	8 9
(2) ひとり親家庭のインターネット環境	9 1
(3) 親の帰宅時間	9 2
1 5 公的制度・相談窓口の利用状況	9 4
(1) 利用状況	9 4
(2) 滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター等を利用しない理由	9 8
1 6 ひとり親家庭の支援に関する情報の入手先	1 0 0
1 7 ひとり親家庭等のために必要と感じている施策	1 0 1
1 8 ひとり親家庭への支援事業にかかる主な意見・要望	1 0 2

I. 調査の概要

1 調査目的

本県における母子家庭、父子家庭およびひとり暮らし寡婦の生活の実態を把握し、本結果を「淡海子ども・若者プラン」における「母子家庭、父子家庭および寡婦自立促進計画」（母子父子寡婦福祉法 第12条）の改定に反映するとともに、施策のより一層の充実を図る。

2 調査の方法

2-1 調査対象家庭（者）数

- (1) 母子家庭：父のいない児童が、その母によって養育されている世帯およびその母。
- (2) 父子家庭：母のいない児童が、その父によって養育されている世帯およびその父。
- (3) ひとり暮らし寡婦：40歳以上65歳未満の配偶者のいない女子で、現にひとり暮らしの者。未婚でかつ子のいない者は除く。

2-2 調査の主体および協力機関

- (1) 実施主体：滋賀県（健康医療福祉部子ども・青少年局）
- (2) 協力機関：市町

2-3 調査項目

滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査票（母子家庭用、父子家庭用、ひとり暮らし寡婦用（以下「調査票」という。））

2-4 調査時期

令和5年8月24日～9月21日
（調査基準日：令和5年8月1日）

2-5 方法

- (1) 県内に居住する全てのひとり親家庭から、無作為抽出による無記名の調査によって実施。
- (2) 調査は、対象世帯ごとに調査票を郵送し、郵送により回収。

2-6 調査の手順

- (1) ひとり親家庭等世帯（人）数の把握
県は、市町の協力を得て令和5年4月1日現在のひとり親家庭等の世帯（人）数を把握。
- (2) ひとり親家庭等生活実態調査
 - ①県は上記（1）の結果に基づき、層化一段抽出法により、市町ごとの調査対象世帯（人）数を調査対象世帯ごとに決定し市町に通知。
 - ②市町は、県に示された調査対象世帯（人）数の調査対象世帯（人）を無作為に抽出し名簿を県に送付。
 - ③県は、市町から提供された名簿をもとに調査票を当該世帯に郵送。
 - ④県は、当該世帯へ郵送された調査票を、郵送により回収。

2-7 調査の集計および公表

調査の集計および公表は、県健康医療福祉部子ども・青少年局において実施する。

3 用語の定義

- (1) 世帯：住居と生計をともにしている人々の集まりをいう。
- (2) 児童：満20歳未満の者で、未婚の者をいう。
- (3) 児童の養育：児童と同居（ただし、母子家庭および父子家庭にあつては別居も含む。）して、これを監護し、かつ、生計を維持することをいう。
- (4) 子ども：母子家庭の母の子、父子家庭の父の子、ひとり暮らし寡婦の子については20歳以上であっても、本文中では“子ども”と表現している。
- (5) 父（母）のいない児童：次のいずれかに該当する児童をいう。
 - ア. 父（母）が死亡した児童
 - イ. 父（母）が婚姻を解消した児童
 - ウ. 父（母）の生死が明らかでない児童
 - エ. 父（母）から遺棄されている児童
 - オ. 父（母）が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているため、その養育を受けることができない児童
 - カ. 父（母）が法令により拘禁されているため、その養育を受けることができない児童
 - キ. 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - ク. その他前各号に準ずる状況にある児童

4 回収結果

区分	対象世帯数 *1	調査票 配布数	有効回答 件数	有効 回答率	無効回答 件数*2
母子家庭	11,822	3,141	1,194	38.0%	0
父子家庭	912	558	204	36.6%	0
ひとり暮らし寡婦	292	291	169	58.1%	0
合計	13,026	3,990	1,567	39.3%	0

*1 対象世帯数は令和5年4月1日現在の数値

*2 無効回答とは返信された調査票に回答が記入されていないもののこと。白票ともいう。

5 統計表および文中についての留意事項

- (1) 集計結果は、全て小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100%とならないことがある。
- (2) 複数の回答を依頼した質問では、比率の合計が100%とならない場合がある。
- (3) 回答比率(%)は、無回答を含めたその質問の回答者数を基数(N=Number of case、集計対象となるサンプル数)として算出している。
- (4) 本文中の表などにおいて、選択肢が長い文章となる際に簡略化している場合がある。

II. 主な調査結果

1 ひとり親家庭等の状況と世帯の推移

(1) 母子家庭の世帯数の年次推移

本県の母子家庭の世帯数は、令和5年4月1日現在で11,822世帯であり、前回調査（平成30年4月）に比べ、1,565世帯、11.7ポイントの低下となっており、昭和54年以降上昇を続けていたが、今回調査では低下に転じている。

図1 - (1) 母子家庭の世帯数の年次別推移

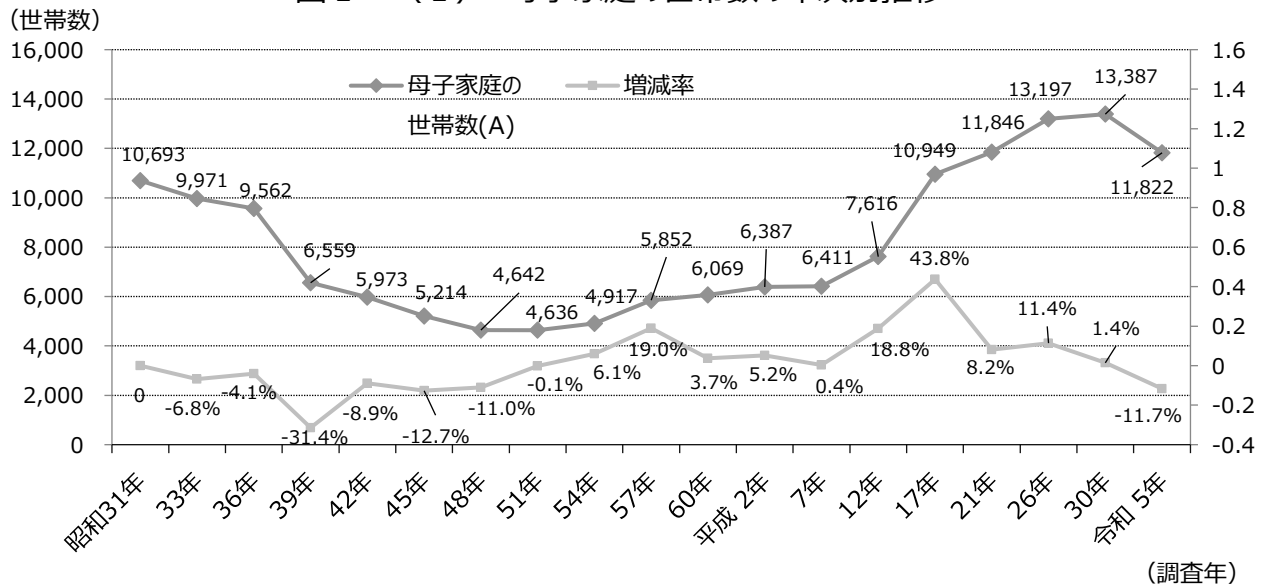


表1 - 1 母子家庭の世帯数の年次別推計

調査年	項目	母子家庭の 世帯数(A)	前回調査との比較		県全世帯数 (B)	出現率 (A/B)
			増減数	増減率		
昭和31年	8月	10,693	-	-	187,257	5.71%
33年	8月	9,971	-722	-6.8%	187,113	5.33%
36年	8月	9,562	-409	-4.1%	185,376	5.16%
39年	8月	6,559	-3,003	-31.4%	190,793	3.44%
42年	8月	5,973	-586	-8.9%	195,831	3.05%
45年	8月	5,214	-759	-12.7%	233,010	2.24%
48年	8月	4,642	-572	-11.0%	227,552	2.04%
51年	7月	4,636	-6	-0.1%	254,496	1.82%
54年	7月	4,917	281	6.1%	266,670	1.84%
57年	7月	5,852	935	19.0%	309,746	1.89%
60年	9月	6,069	217	3.7%	323,019	1.88%
平成2年	9月	6,387	318	5.2%	358,358	1.78%
7年	9月	6,411	24	0.4%	400,260	1.60%
12年	9月	7,616	1,205	18.8%	445,332	1.71%
17年	3月	10,949	3,333	43.8%	484,685	2.26%
21年	4月	11,846	897	8.2%	521,926	2.27%
26年	4月	13,197	1,351	11.4%	548,352	2.41%
30年	4月	13,387	190	1.4%	564,472	2.37%
令和5年	4月	11,822	-1,565	-11.7%	612,474	1.93%

(2) 母子家庭の状況

ア 母子家庭になってからの年数は、「5～10年未満」が29.7%と最も多く、次いで「10～20年未満」が29.1%となっている。

イ 母子家庭になった事情は、「離婚（協議）」が61.4%、「離婚（調停・裁判等）」が21.9%と2つの合計で離婚が83.3%と最も多く、次いで「未婚」が8.6%、「死別」が7.0%となっている。前回と比較すると離婚が5.8ポイント上昇し、「未婚」が1.2ポイント上昇している。

ウ 母子家庭の母の最終学歴は、「短大、高等専門学校、専門学校」が41.1%と最も多くなっている。前年と比較すると、「高校」が7.9ポイント低下している。

図1－(2)－1 母子家庭になってからの年数

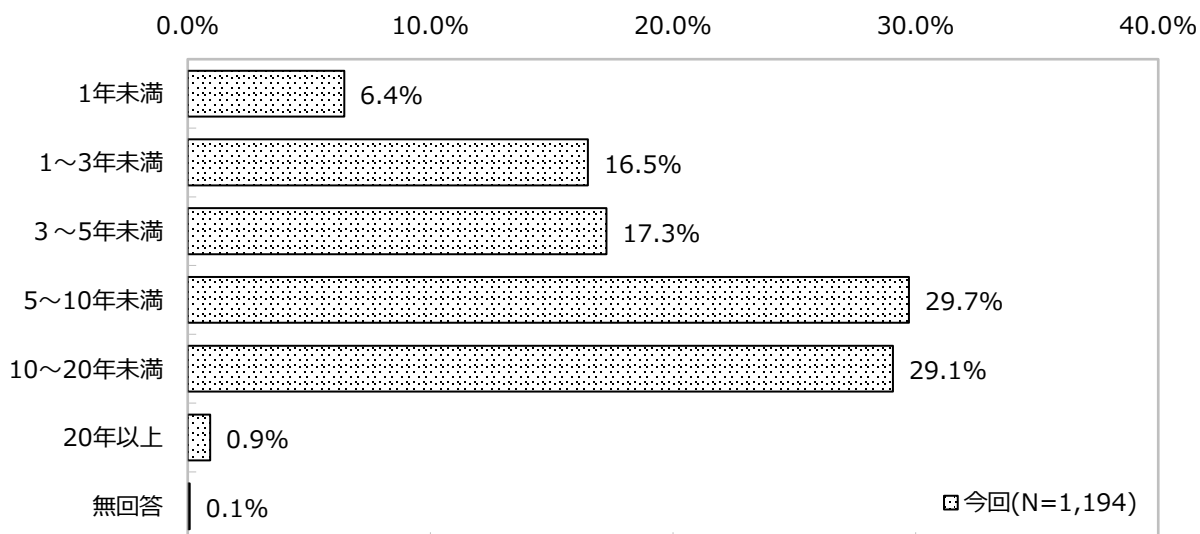


図1－(2)－2 母子家庭になった事情

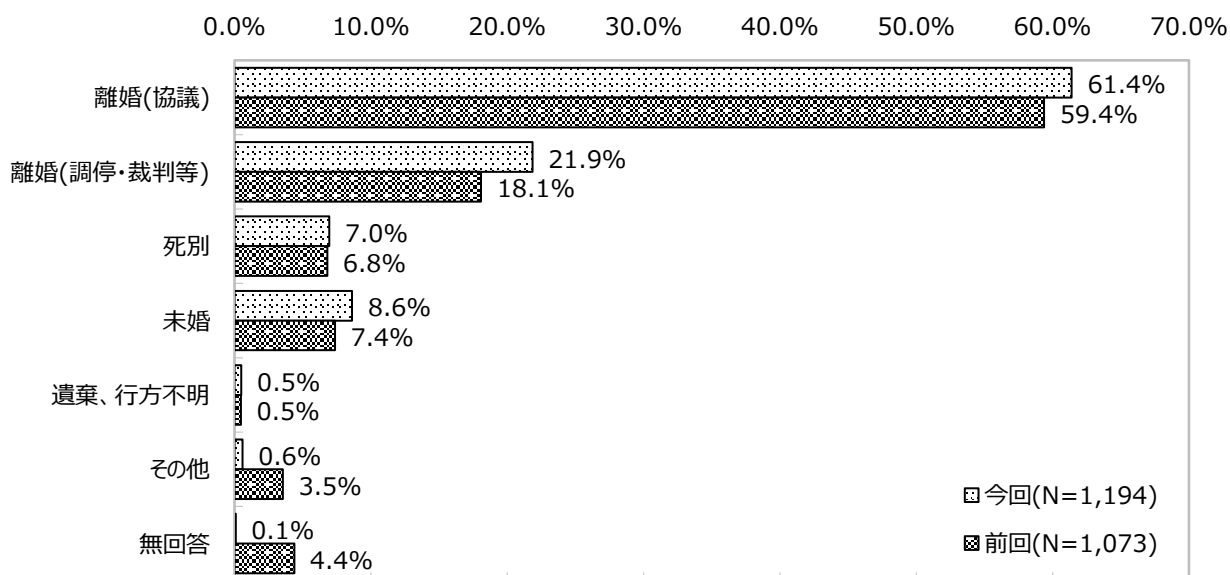
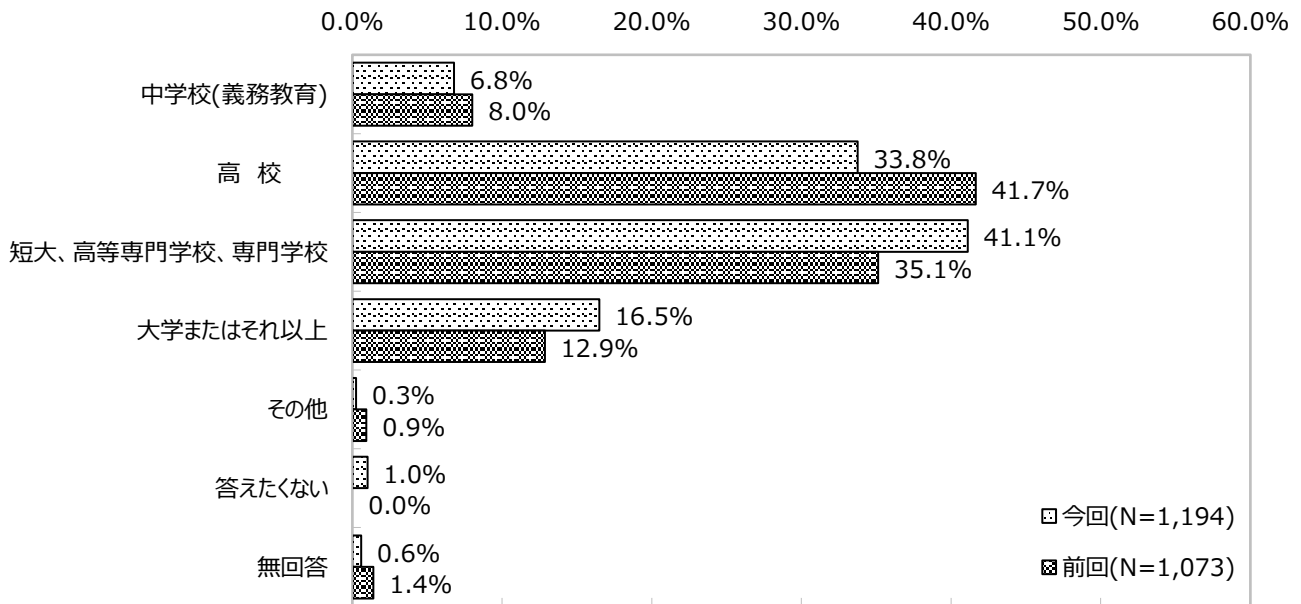


図1－(2)－3 母子家庭の母の最終学歴



注：1) 前回調査項目の「専修学校・各種学校」、「短大」、「高等専門学校」は今回「短大、高等専門学校、専門学校」として比較

(3) 父子家庭の世帯数の年次推移

本県の父子家庭の世帯数は、令和5年4月1日現在で912世帯であり、前回調査（平成30年4月）に比べ、261世帯、22.3ポイントの低下となっており、前々回調査（平成26年6月）から低下傾向にある。

図1-(3) 父子家庭の世帯数の年次別推移

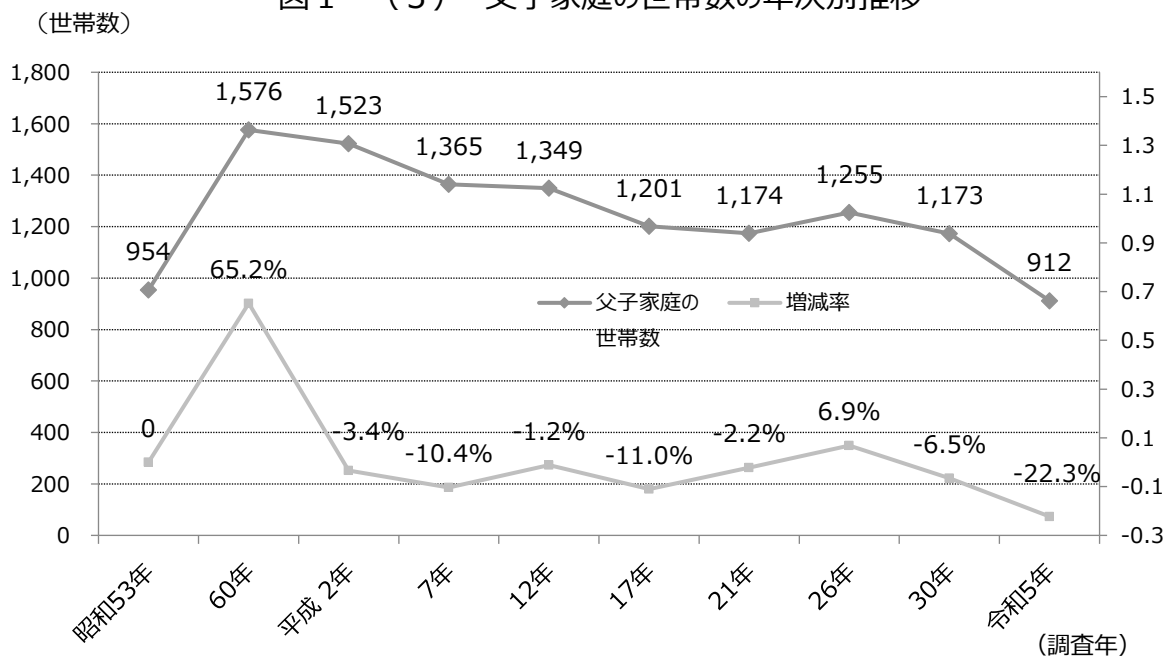


表1-2 父子家庭の世帯数の年次別推計

調査年	項目	父子家庭の世帯数(A)	前回調査との比較		県全世帯数(B)	出現率(A/B)
			増減数	増減率		
昭和53年	7月	954	-	-	262,579	0.36%
60年	9月	1,576	622	65.2%	323,019	0.49%
平成2年	9月	1,523	-53	-3.4%	358,358	0.42%
7年	9月	1,365	-158	-10.4%	400,260	0.34%
12年	9月	1,349	-16	-1.2%	445,332	0.30%
17年	3月	1,201	-148	-11.0%	484,685	0.25%
21年	4月	1,174	-27	-2.2%	521,926	0.22%
26年	4月	1,255	81	6.9%	548,352	0.23%
30年	4月	1,173	-82	-6.5%	564,472	0.21%
令和5年	4月	912	-261	-22.3%	612,474	0.15%

(4) 父子家庭の状況

ア 父子家庭になってからの年数は、「5～10年未満」が32.4%と最も多く、次いで「10～20年未満」が23.5%となっている。

イ 父子家庭になった事情は、「離婚（協議）」が59.3%、「離婚（調停・裁判等）」が16.7%と2つの合計で離婚が76.0%と最も多く、次いで「死別」が22.5%となっている。前回と比較すると「死別」が2.4ポイント上昇している。

ウ 父子家庭の父の最終学歴は、「高校」が41.7%と最も多くなっている。

図1－(4)－1 父子家庭になってからの年数

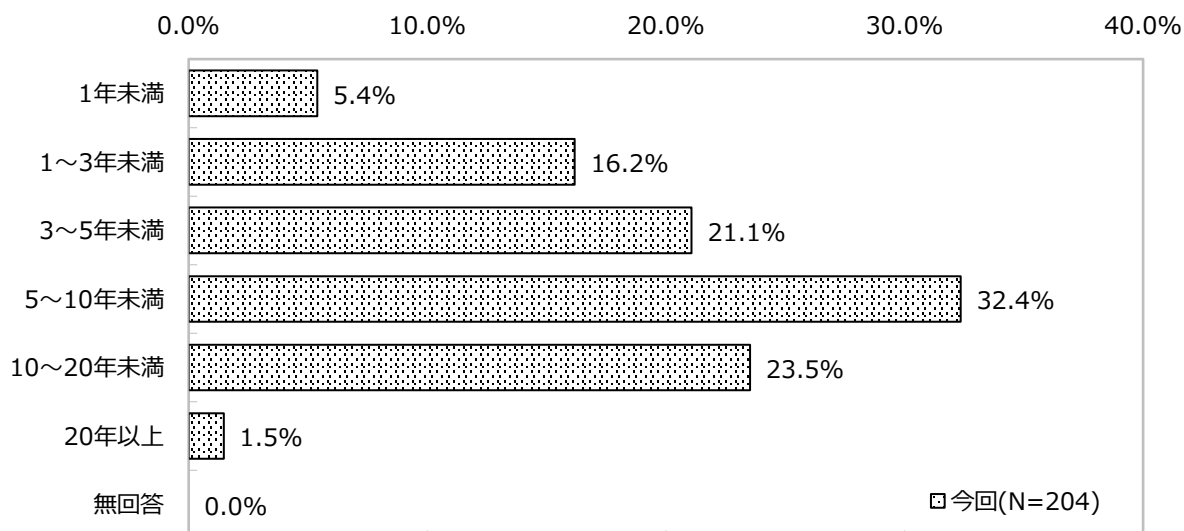


図1－(4)－2 父子家庭になった事情

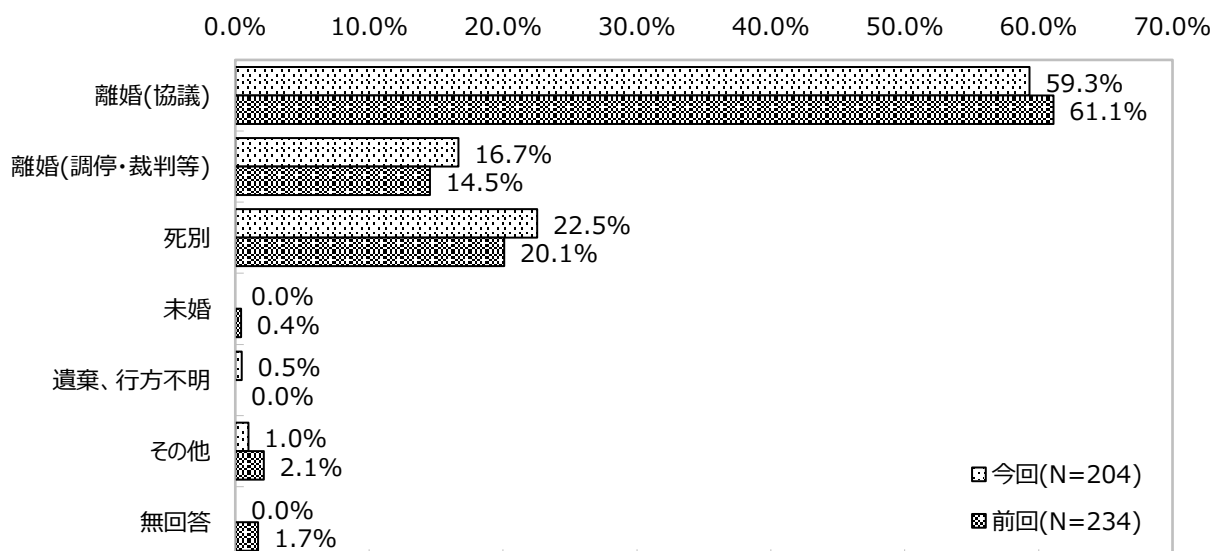
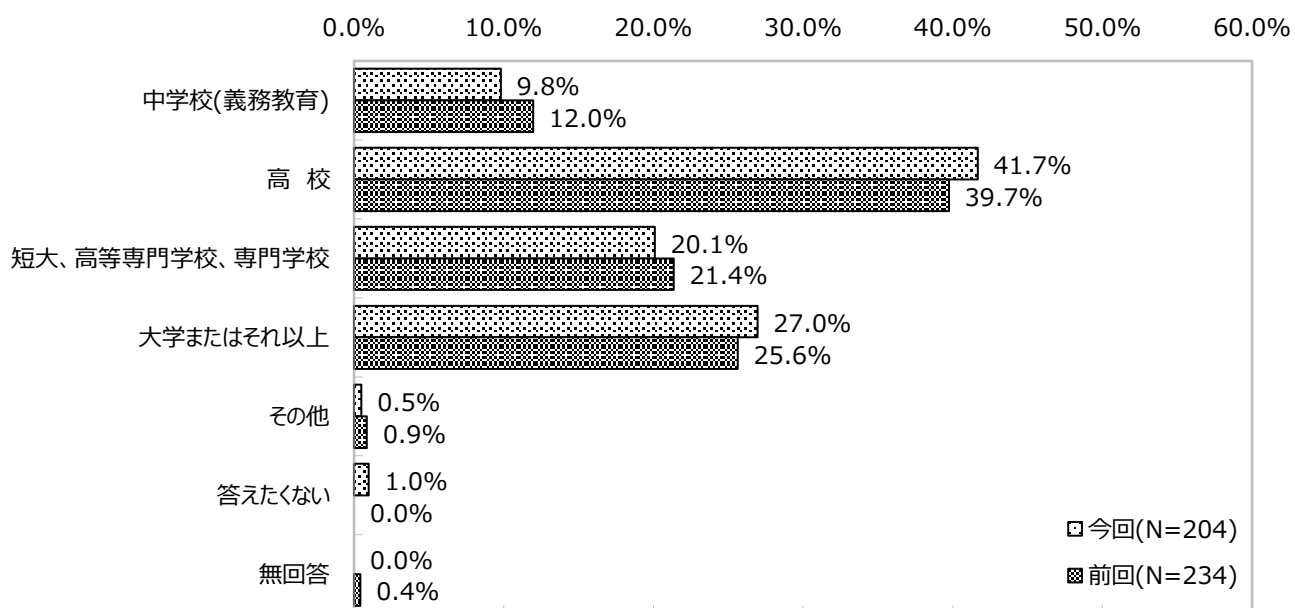


図1-(4)-3 父子家庭の父の最終学歴



注：1) 前回調査項目の「専修学校・各種学校」、「短大」、「高等専門学校」は今回「短大、高等専門学校、専門学校」として比較

(5) ひとり暮らし寡婦数の年次推移

本県のひとり暮らし寡婦の数は、令和5年4月1日現在で292世帯であり、前回調査（平成30年4月）に比べ、44世帯、17.7ポイントの上昇となっており、前々回調査（平成26年6月）から上昇傾向にある。

図1-(5) ひとり暮らし寡婦数の年次別推移

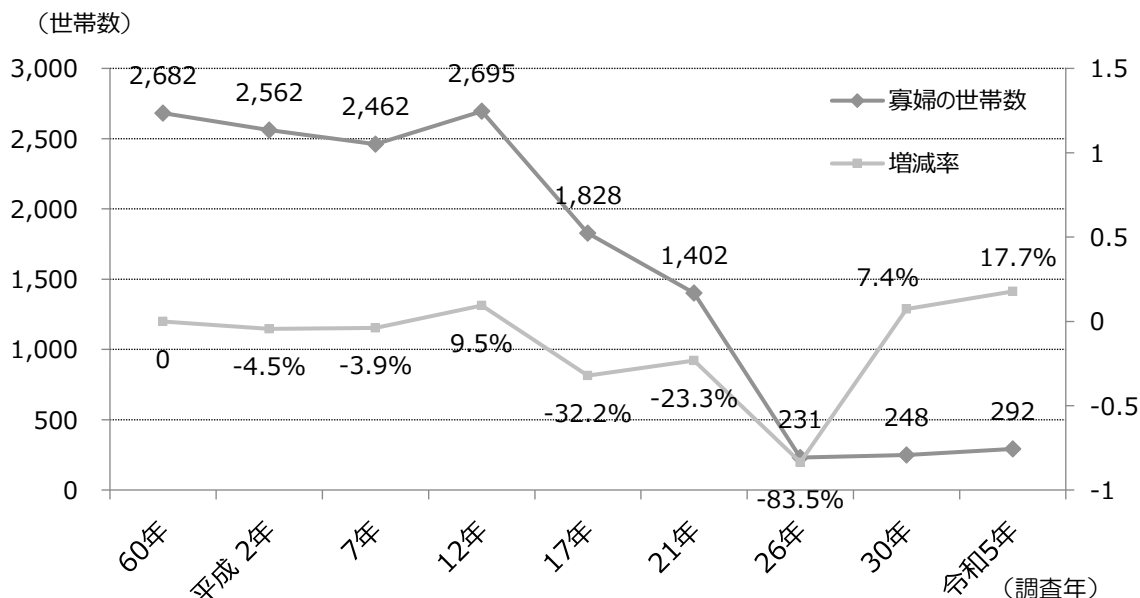


表1-3 ひとり暮らし寡婦の世帯数の年次別推計

調査年	項目	寡婦の 世帯数(A)	前回調査との比較		県全世帯数 (B)	出現率 (A/B)
			増減数	増減率		
昭和60年 9月		2,682	-	-	323,019	0.83%
平成 2年 9月		2,562	-120	-4.5%	358,358	0.71%
7年 9月		2,462	-100	-3.9%	400,260	0.62%
12年 9月		2,695	233	9.5%	445,332	0.61%
17年 3月		1,828	-867	-32.2%	484,685	0.38%
21年 4月		1,402	-426	-23.3%	521,926	0.27%
26年 4月		231	-1,171	-83.5%	548,352	0.04%
30年 4月		248	17	7.4%	564,472	0.04%
令和 5年 4月		292	44	17.7%	612,474	0.05%

(6) ひとり暮らし寡婦の状況

ア ひとり暮らし寡婦が元夫等と離別してからの期間は、「20～25年未満」が22.5%と最も多くなっている。

イ 元夫等と離別した事情は、「離婚（協議）」が60.4%、「離婚（調停・裁判等）」が16.0%と2つの合計で離婚が76.4%と最も多く、次いで「死別」が22.5%となっている。前回と比較すると、「離婚（協議）」16.8ポイント上昇し、「死別」が6.8ポイント低下している。

ウ ひとり暮らしになってからの期間は、「5年～10年未満」が28.4%と最も多く、前回調査と比較すると6.2ポイント低下している。一方、「10年～15年未満」は20.7%となっており、前回調査と比較すると5.7ポイント上昇している。

エ ひとり暮らしになった事情は、「子どもと別居」が82.8%で最も多くなっている。

図1－(6)－1 ひとり暮らし寡婦が元夫等と離別してからの期間

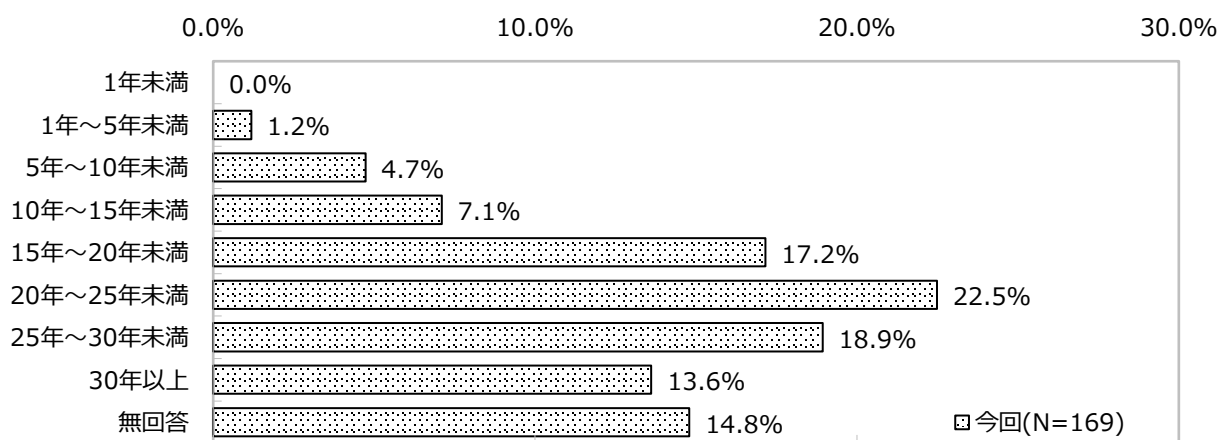


図1－(6)－2 ひとり暮らし寡婦が元夫等と離別した事情

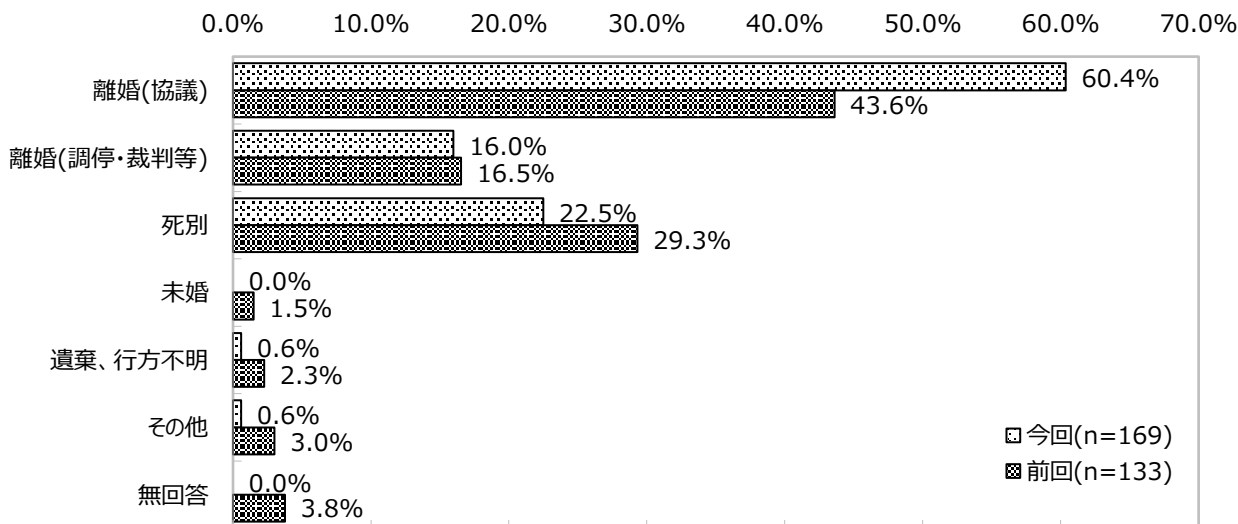


図1 - (6) - 3 ひとり暮らし寡婦がひとり暮らしになってからの期間

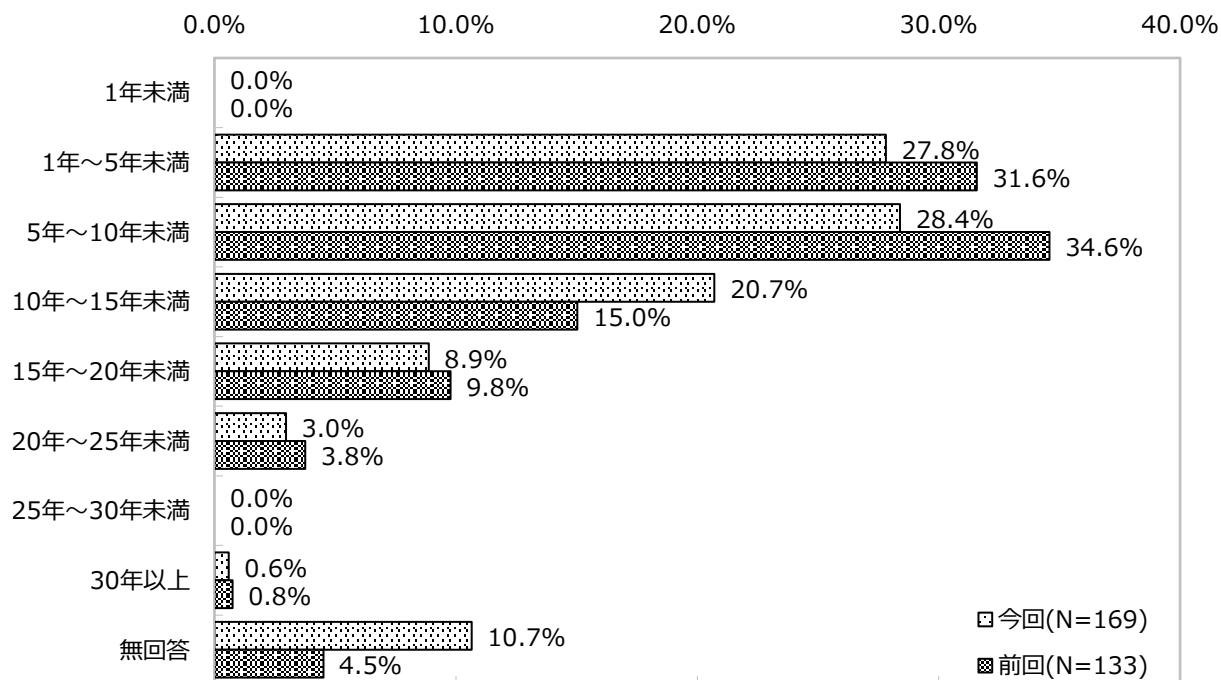
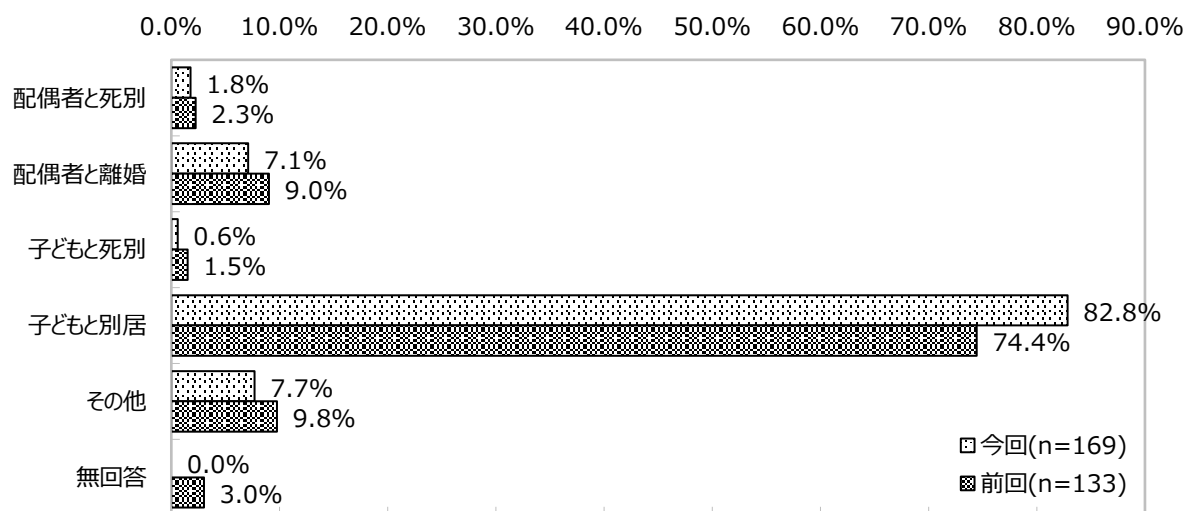


図1 - (6) - 4 ひとり暮らし寡婦がひとり暮らしになった事情



2 調査時点におけるひとり親家庭の親および末子の年齢

(1) 親の年齢

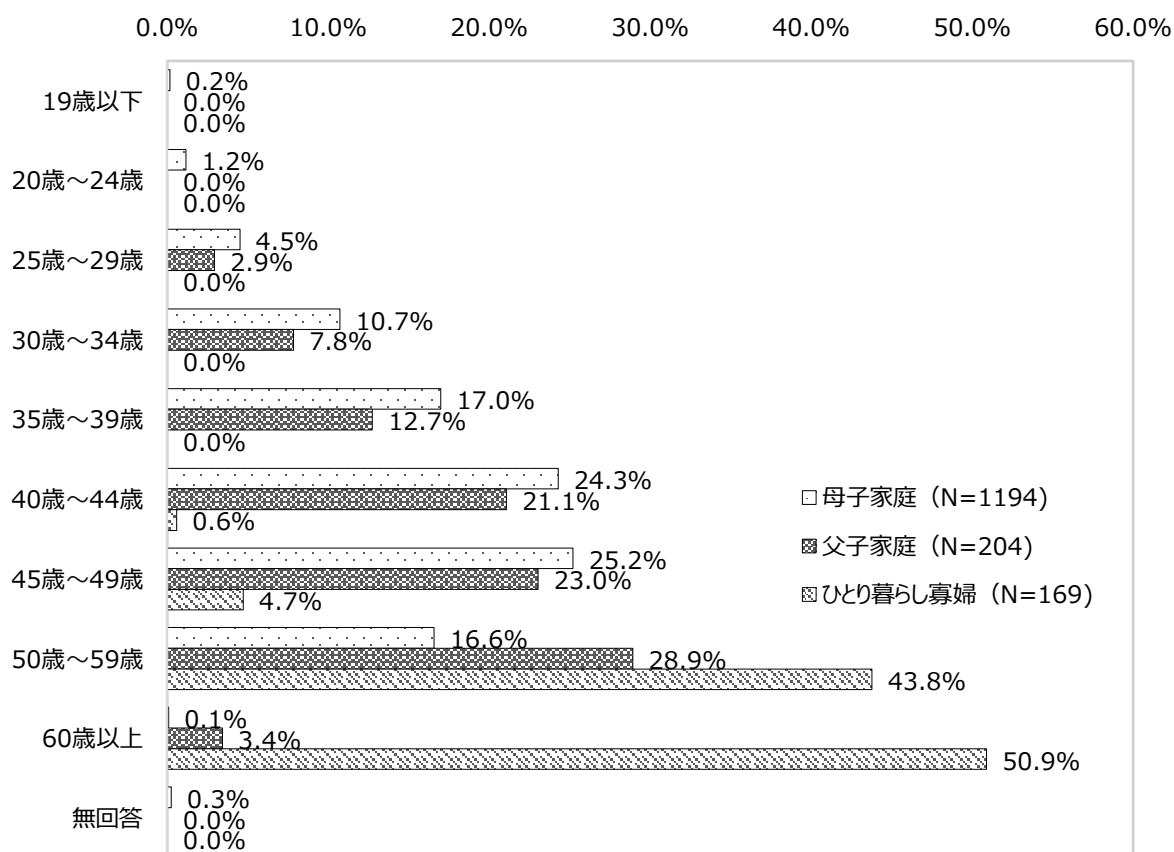
ア 調査時点における母子家庭の母の年齢別階級は「45歳～49歳」が25.2%と最も多く、次いで「40歳～44歳」が24.3%となっている。

イ 調査時点における父子家庭の父の年齢別階級は「50歳～59歳」が28.9%と最も多く、次いで「45歳～49歳」が23.0%となっている。

ウ 調査時点におけるひとり暮らし寡婦の年齢別階級は「60歳以上」が50.9%と最も多く、次いで「50歳～59歳」が43.8%となっている。

注：1) 親については年齢階級を聞く質問のため平均年齢は算出してない。

図2－(1) 調査時点における年齢階級別状況



(2) 末子の年齢

ア 調査時点における母子家庭の末子の平均年齢は11.2歳となっている。年齢階級別で見ると「16～19歳」が23.6%と最も多く、次いで「13～15歳」が21.3%となっている。前回と比較すると「13～15歳」が4.1ポイント上昇し、「16～19歳」は2.2ポイント低下している。

イ 調査時点における父子家庭の末子の平均年齢は11.9歳となっている。年齢階級別で見ると「16～19歳」が27.5%と最も多く、次いで「13～15歳」が22.5%となっている。前回と比較すると「6～9歳」が5.8ポイント、「3～5歳」が3.4ポイント上昇し、「10～12歳」が4.7ポイント低下している。

注：1) ひとり暮らし寡婦については末子の年齢を聞く質問を設けていない。

図2-(2)-1 母子家庭の末子の年齢階級別状況

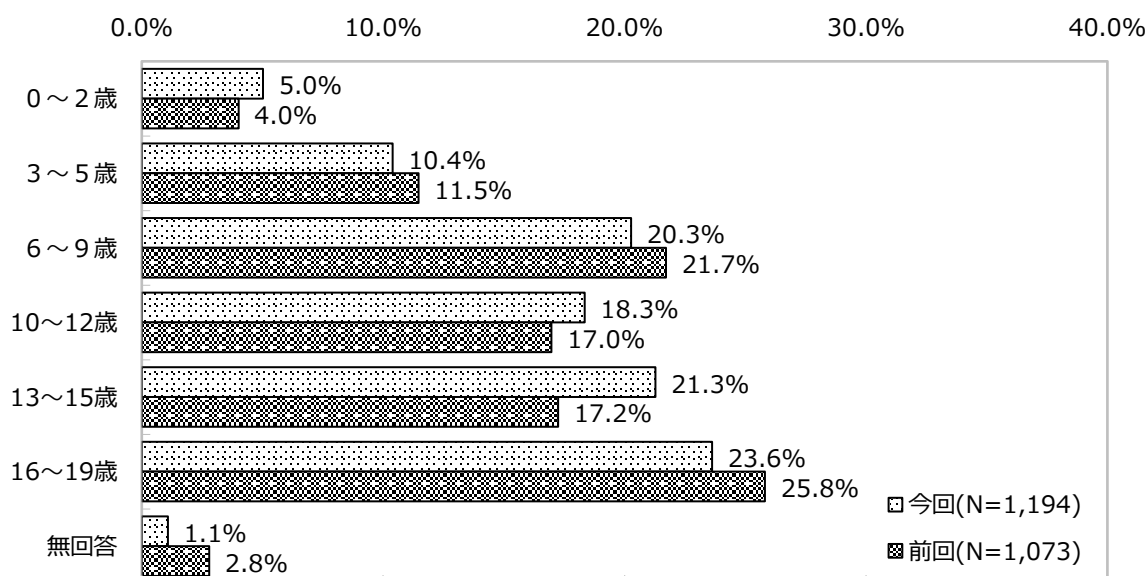
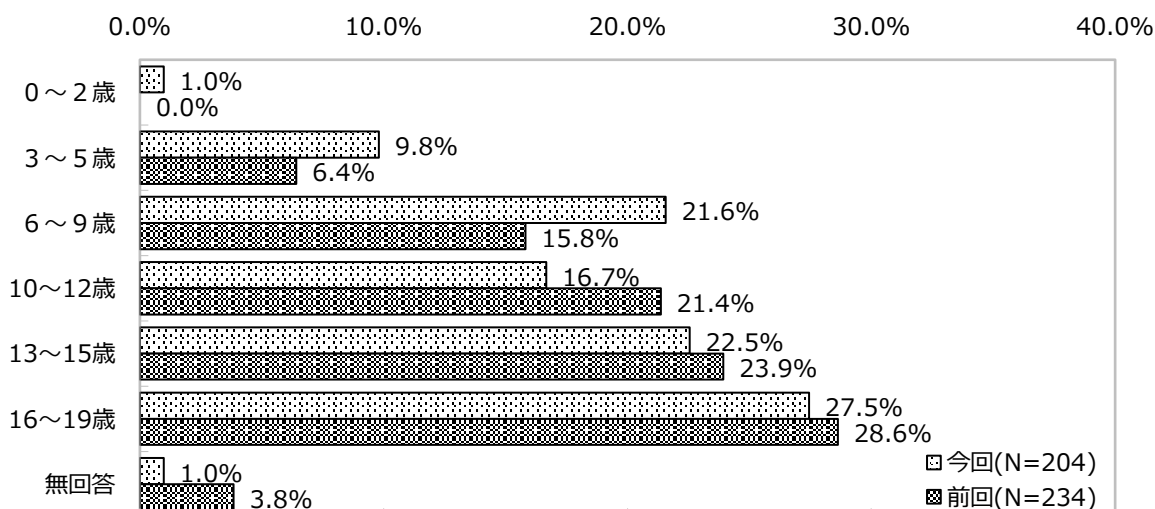


図2-(2)-2 父子家庭の末子の年齢別階級状況



3 家庭の状況

(1) 家庭人員

ア 母子家庭の平均家庭人員は3.2人となっている。家庭人員階級別で見ると「2人」が33.9%と最も多く、次いで「3人」が30.0%となっている。

イ 父子家庭の平均家庭人員は3.6人となっている。家庭人員階級別で見ると「2人」が35.3%と最も多く、次いで「3人」が26.5%となっている。

図3-(1)-1 母子家庭の家庭人員

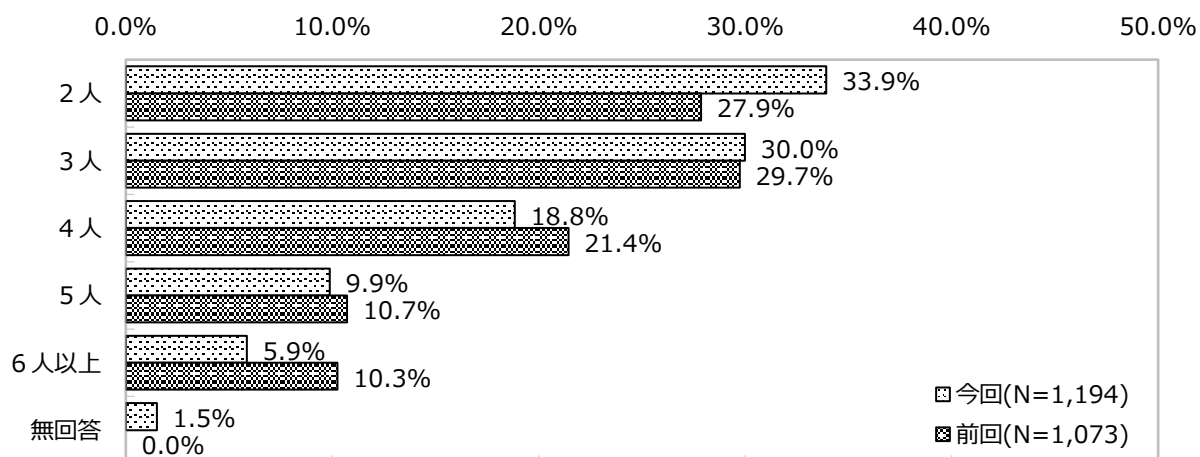
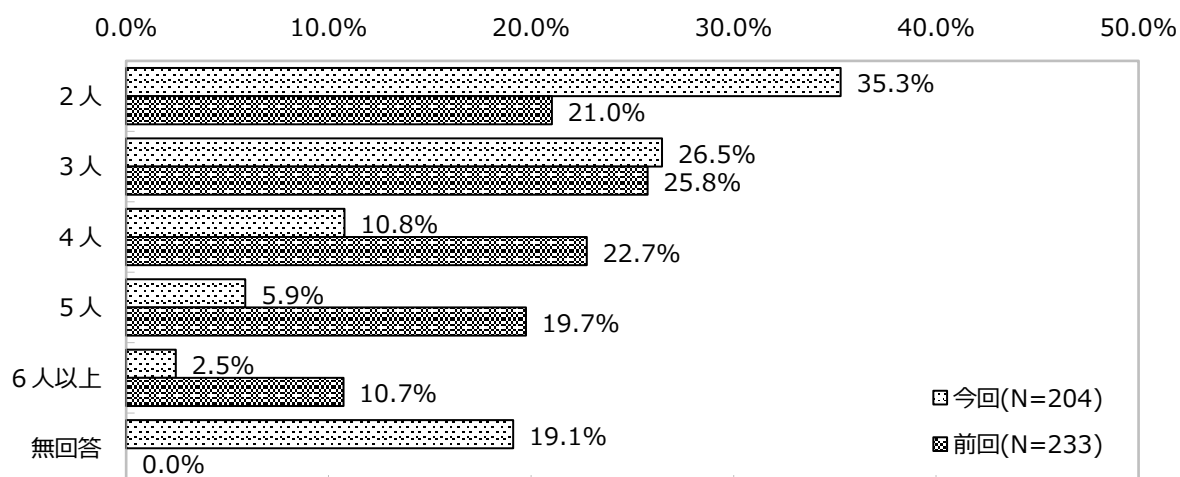


図3-(1)-2 父子家庭の家庭人員



(2) 家庭構成

ア 子ども以外の同居者がいる母子家庭は 35.9%となっており、「父母」と同居が 78.8%と最も多くなっている。

イ 子ども以外の同居者がいる父子家庭は 44.1%となっており、「父母」と同居が 82.2%と最も多くなっている。

注：1) 母子、父子家庭の同居者種別について前回調査では父と母のそれぞれの人数を聞いており、祖父母の人数を聞く質問がなかったため経年比較はしていない。

図3－(2)－1 母子家庭の家庭構成

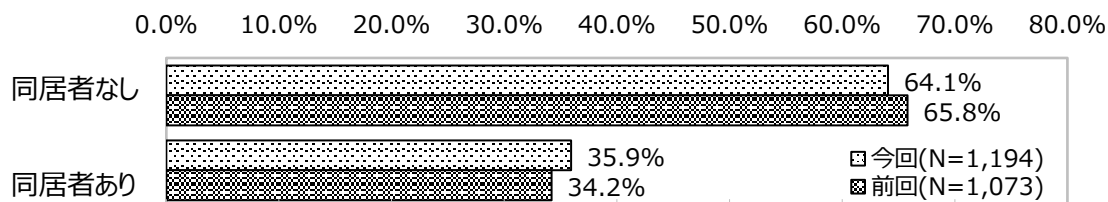


図3－(2)－2 母子家庭の同居者の種別

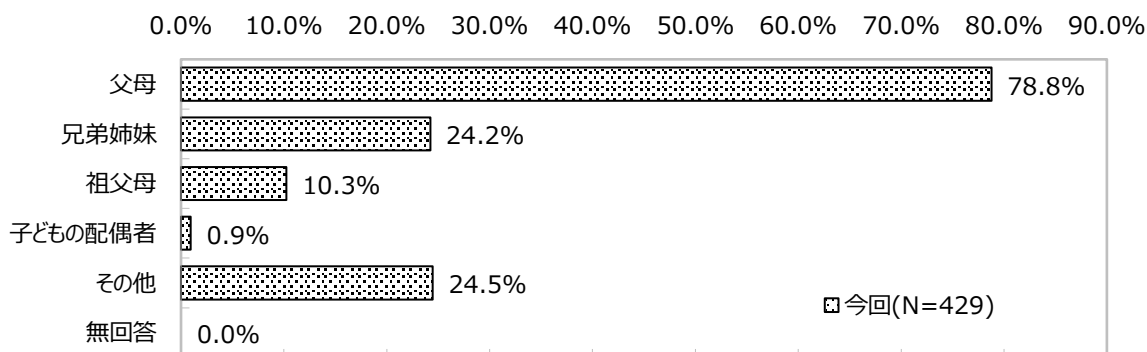


図3－(2)－3 父子家庭の家庭構成

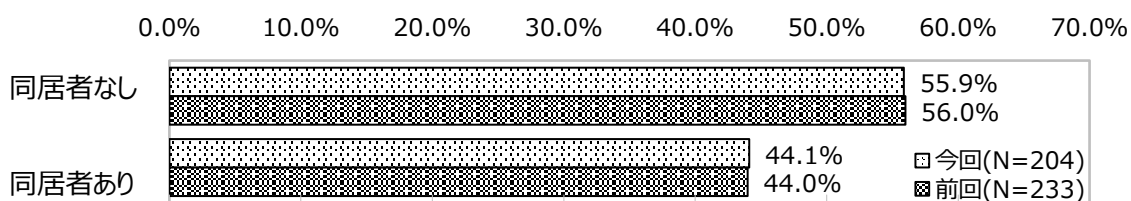
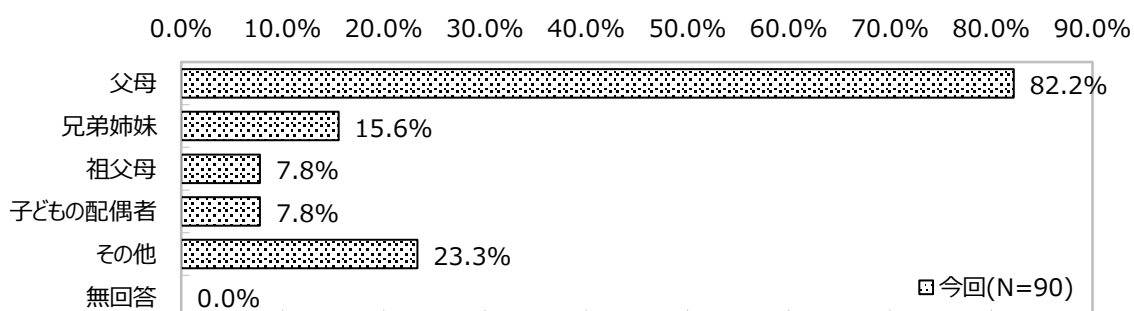


図3－(2)－4 父子家庭の同居者の種別



(3) ひとり親家庭の子どもの数別家庭の状況（20歳未満の児童）

ア 母子家庭の同居の子どもの数は「1人」が55.7%であり、「2人」が32.2%となっている。

イ 父子家庭の同居の子どもの数は「1人」が45.6%であり、「2人」が39.7%となっている。

図3-(3)-1 母子家庭の20歳未満の同居子ども数別家庭の状況

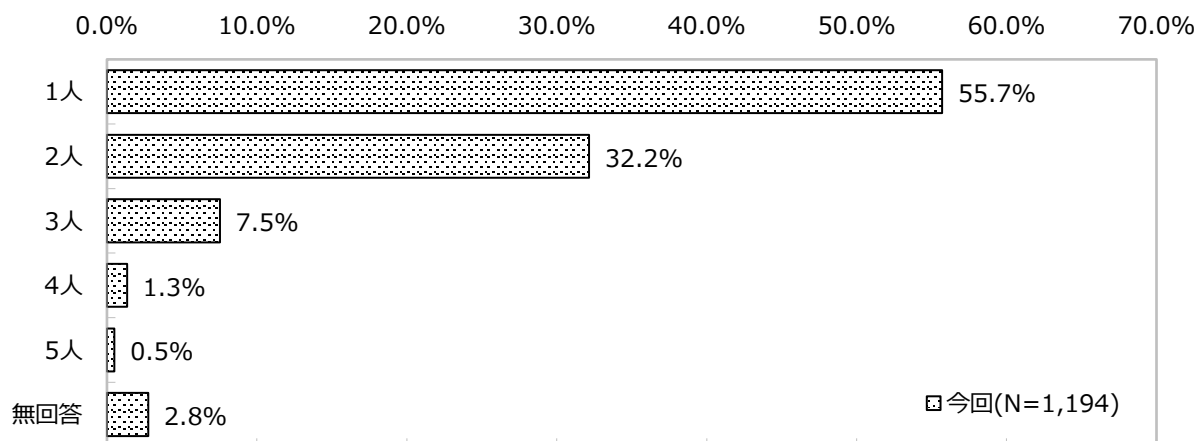
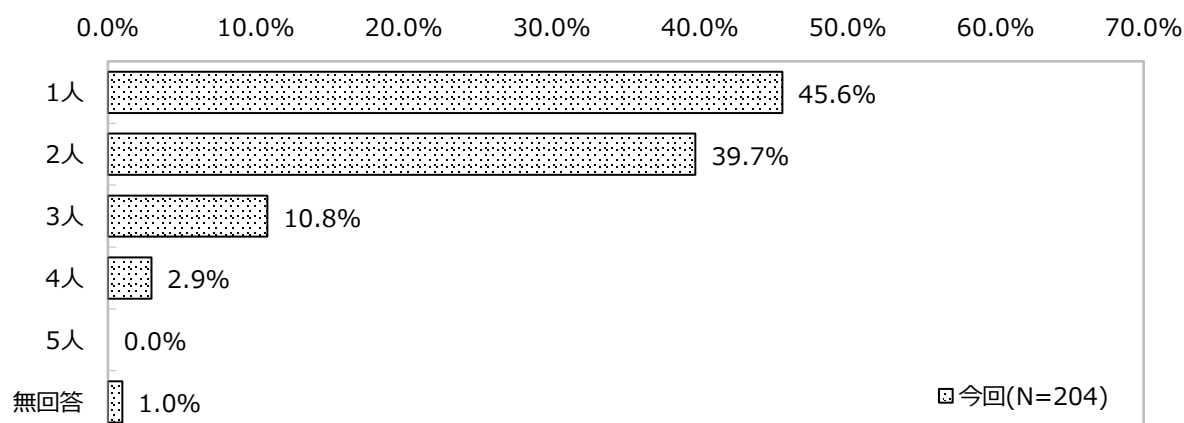


図3-(3)-2 父子家庭の20歳未満の同居子ども数別家庭の状況



(4) 就学状況別にみた子どもの状況（20歳未満の児童）

ア 就学状況別にみた子どもの状況をみると、母子家庭では、「小学校」が46.9%、「高校」が38.7%、「中学校」が33.3%、「小学校入学前」が20.2%となっている。

イ 父子家庭では、「小学校」が52.0%、「中学校」、「高校」がともに42.2%、「小学校入学前」が15.7%となっている。

注：1) 前回調査項目の「保育園児」、「幼稚園児」、「その他小学校入学前」は今回調査項目の「小学校入学前」と比較

注：2) 前回調査項目の「その他の学生」は今回調査項目の「専門学校」と比較

注：3) 前回調査項目の「無職」は「その他」に含めて今回調査と比較

図3-(4)-1 母子家庭の就学状況別にみた子どもの状況（20歳未満の児童）

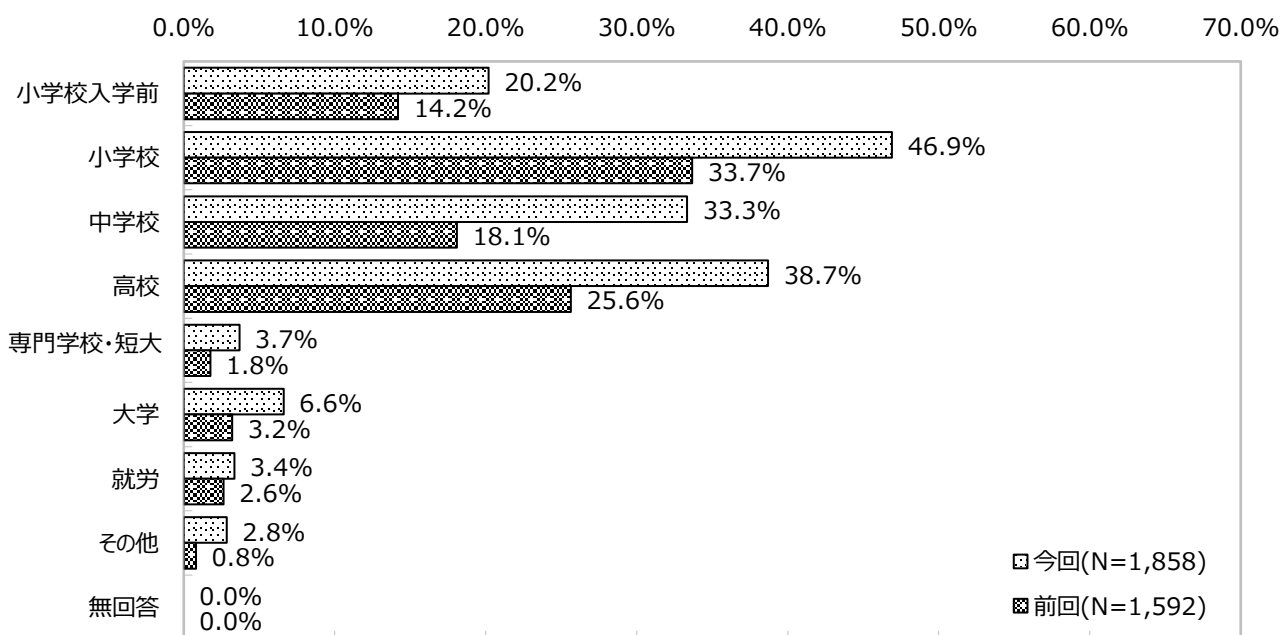
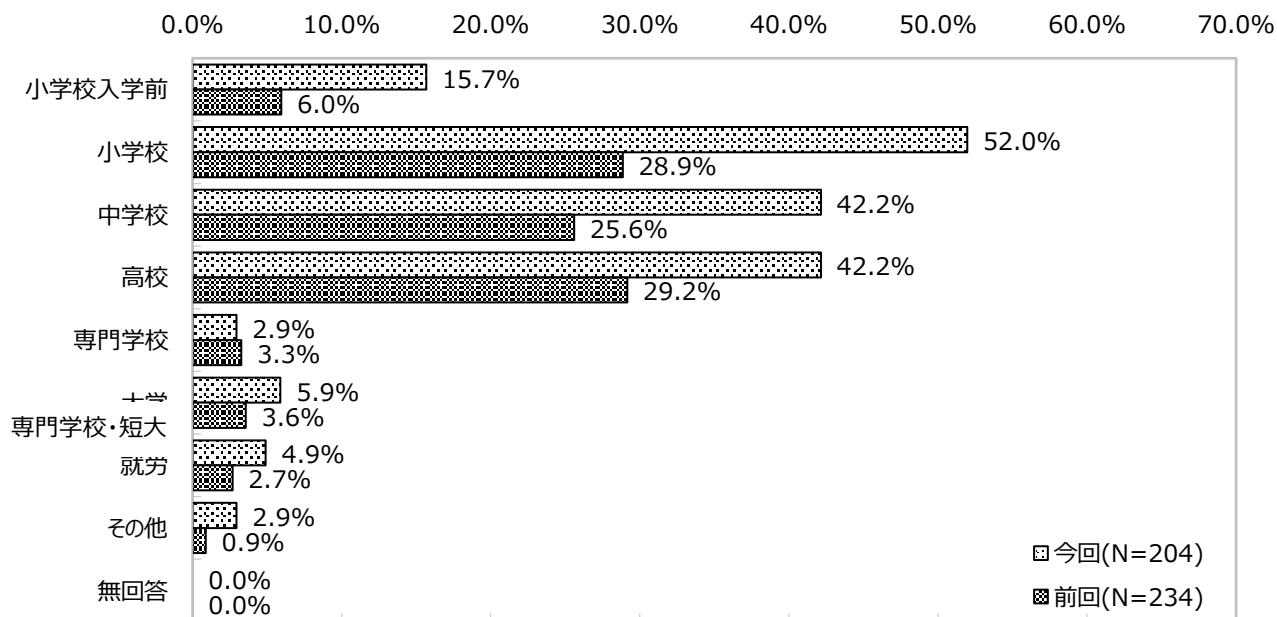


図3-(4)-2 父子家庭の就学状況別にみた子どもの状況（20歳未満の児童）



(5) 16歳の子の就学・就業状況

ア 母子家庭の16歳の子の就学・就業状況は「高校」が97.3%であり、「就労」は0.7%である。

イ 父子家庭の16歳の子の就学・就業状況は「高校」が94.4%であり、「就労」は0.0%である。

図3 - (5) - 1 母子家庭の16歳の子の就学・就業状況

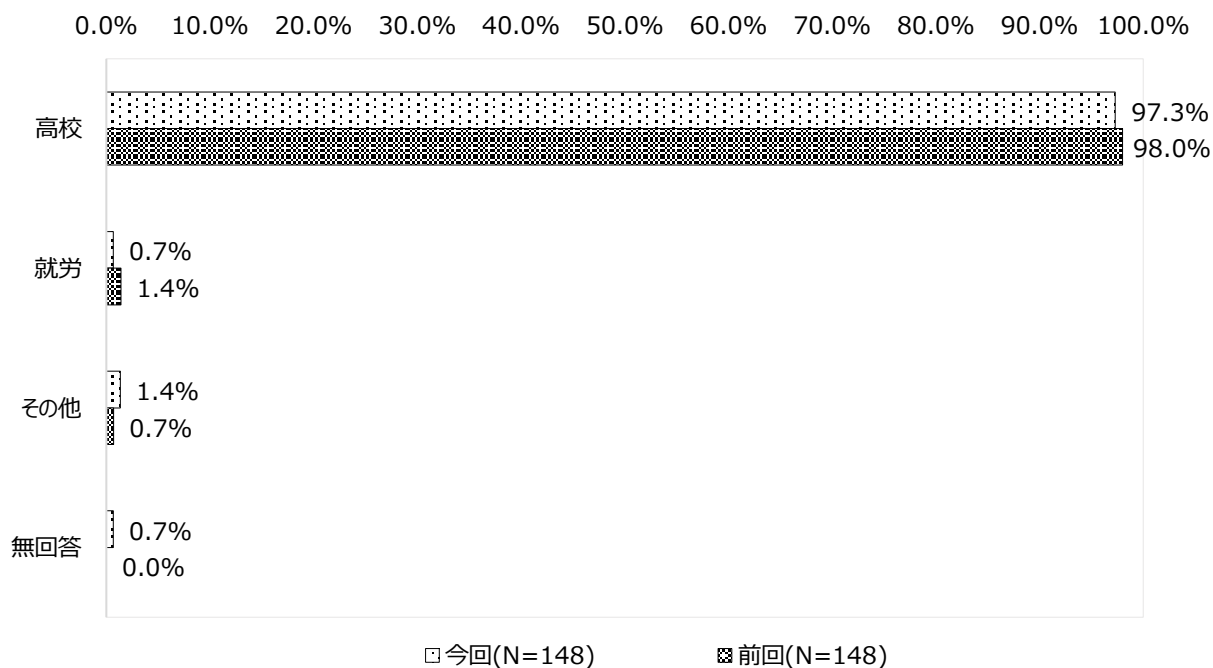
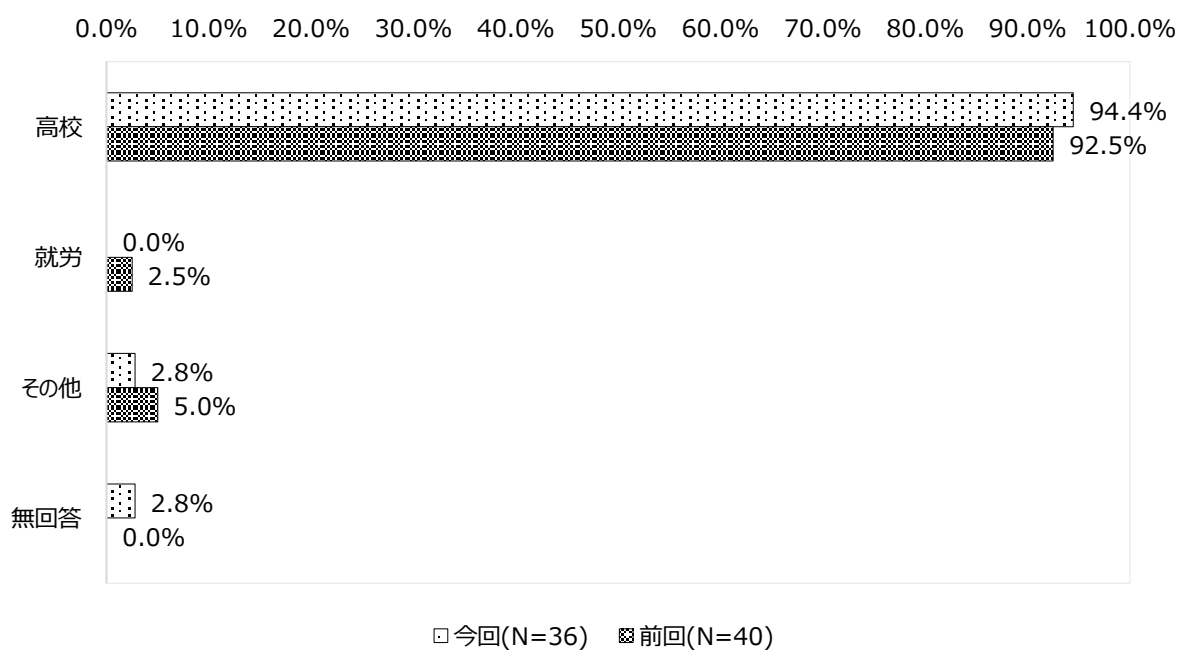


図3 - (5) - 2 父子家庭の16歳の子の就学・就業状況



(6) 19歳の子の就学・就業状況

ア 母子家庭の19歳の子の就学・就業状況は「大学」が44.9%で最も多く、次いで「専門学校」が27.1%となっている。

イ 父子家庭の19歳の子の就学・就業状況は「大学」が36.4%で最も多く、次いで「専門学校」と「就労」がそれぞれ27.3%となっている。

図3 - (6) - 1 母子家庭の19歳の子の就学・就業状況

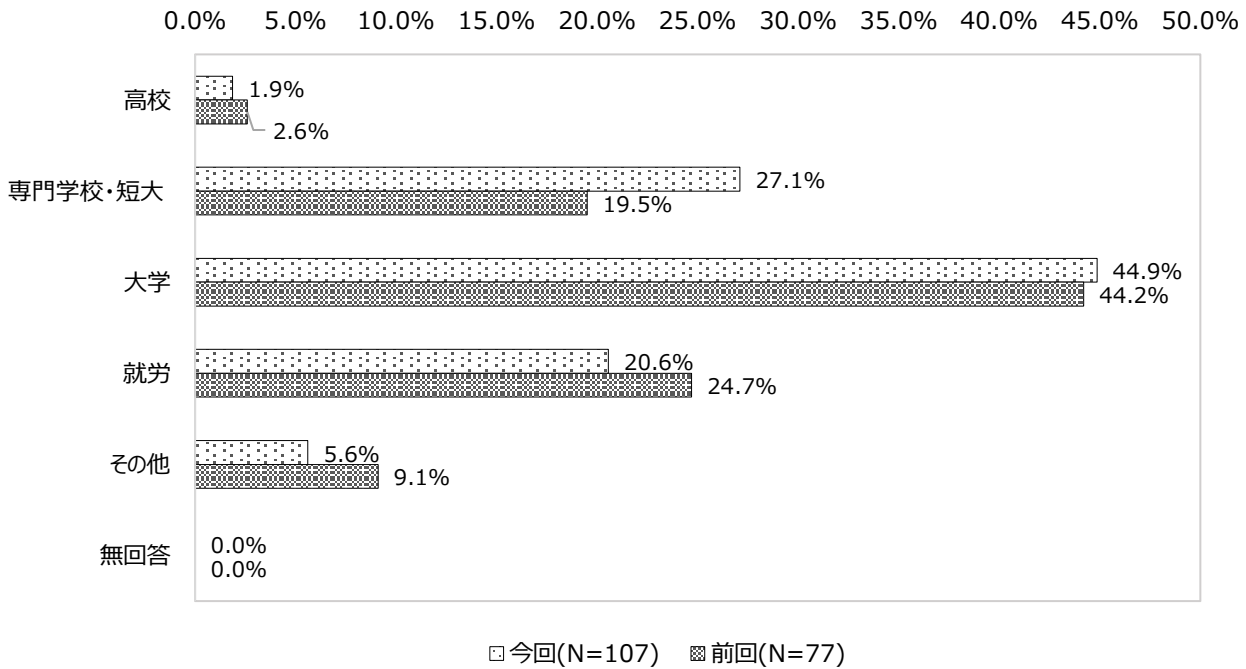
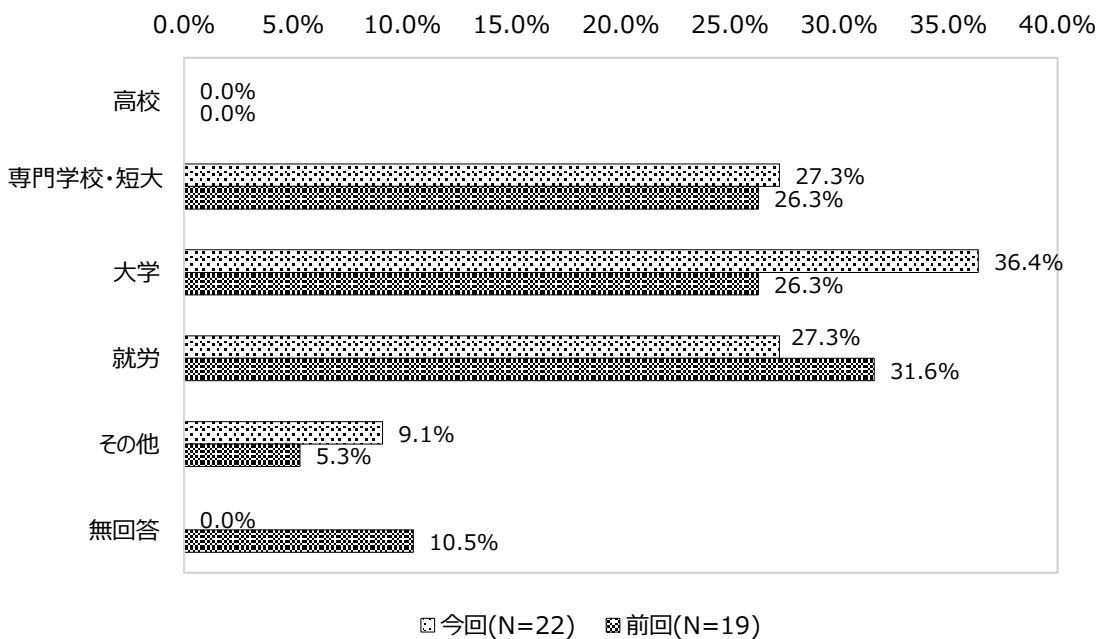


図3 - (6) - 2 父子家庭の19歳の子の就学・就業状況



4 住居の状況

(1) 現在の住居の状況

質問7 あなたの現在の住居の状況について、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

補問1 (質問7で「3」「4」「5」「6」を選んだ方)あなたの1か月あたりの家賃を教えてください。(数字を記入)

ア 母子家庭では「賃貸住宅」が31.7%と最も多くなっており、次いで「実家や家族の家に同居」が30.8%となっている。前回と比較すると「賃貸住宅」が3.6ポイント上昇し、「実家や家族の家に同居」が5.5ポイント、「県営・市営住宅」が2.0ポイント低下している。

母子家庭の平均月額家賃は54,450円となっている。

イ 父子家庭では「持家(本人名義)」が55.9%と最も多くなっており、次いで「実家や家族の家に同居」が25.0%となっている。前回と比較すると「持家(本人名義)」が5.5ポイント上昇し、「実家や家族の家に同居」が8.8ポイント低下している。

父子家庭の平均月額家賃は55,246円となっている。

ウ ひとり暮らし寡婦では「持家(本人名義)」が53.3%と最も多くなっており、ついで「県営・市営住宅」が21.3%となっている。

ひとり暮らし寡婦の平均月額家賃は31,950円となっている。

図4-(1)-1 母子家庭の現在の住居の状況

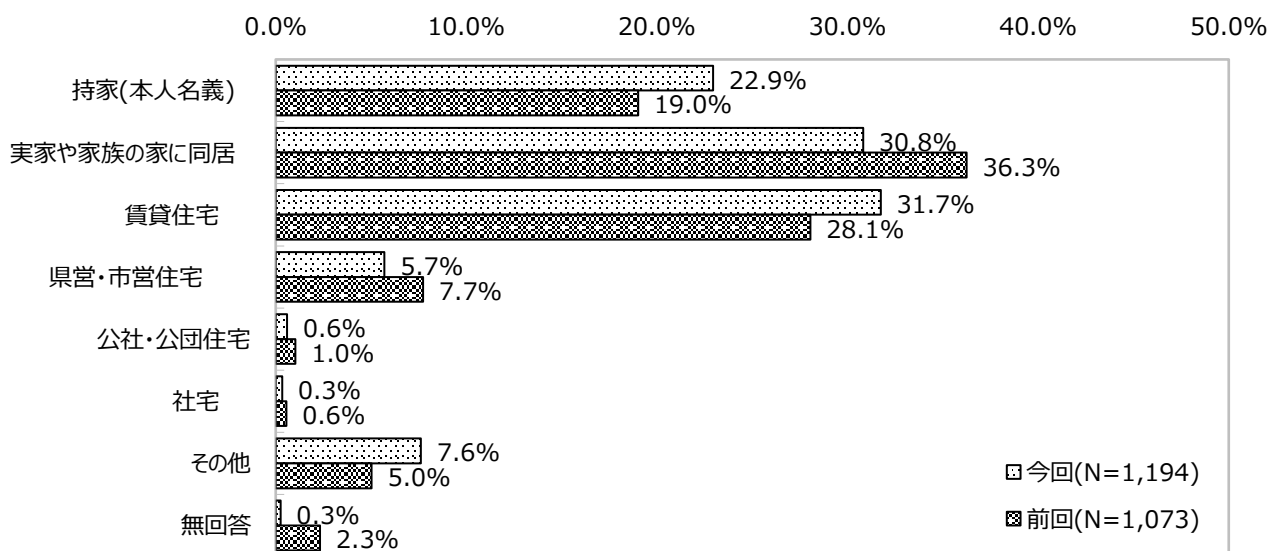


図4-(1)-2 母子家庭の月額家賃

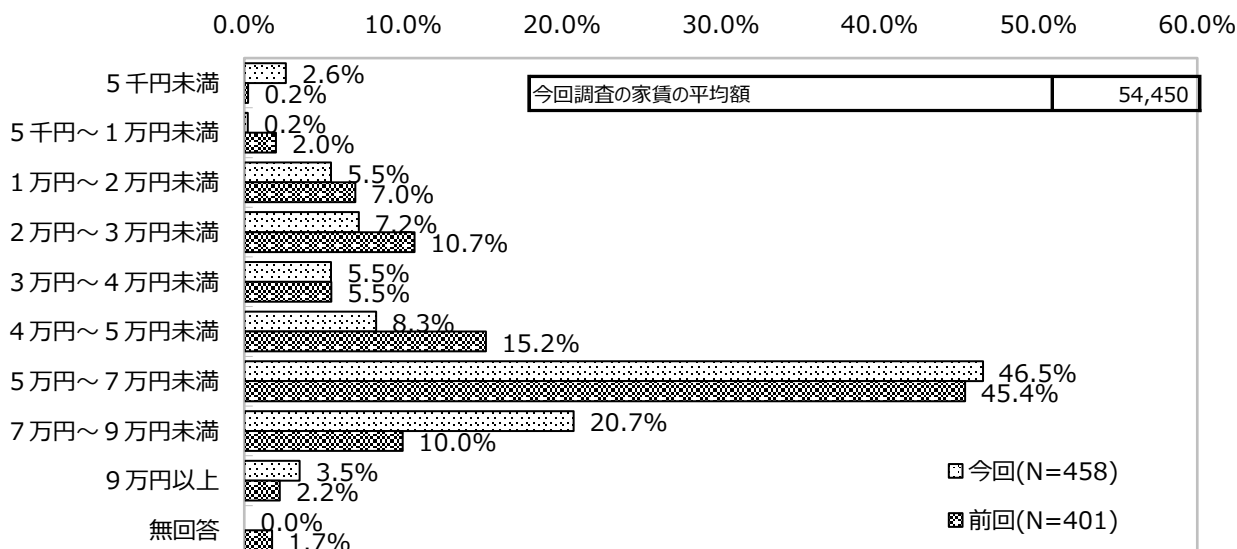


図4-(1)-3 父子家庭の現在の住居の状況

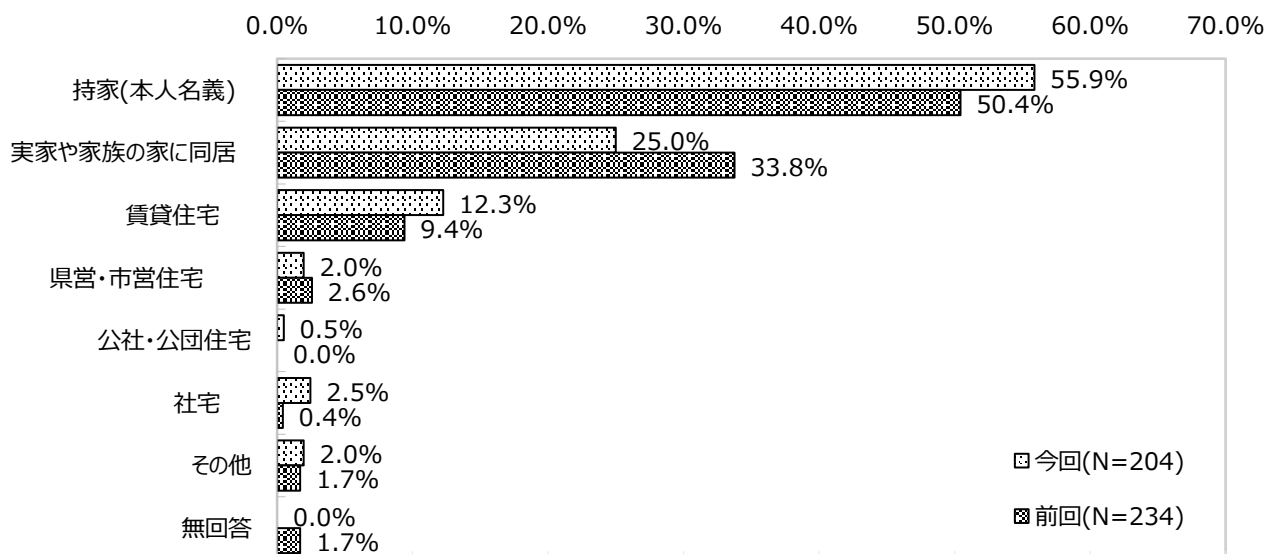


図4-(1)-4 父子家庭の月額家賃

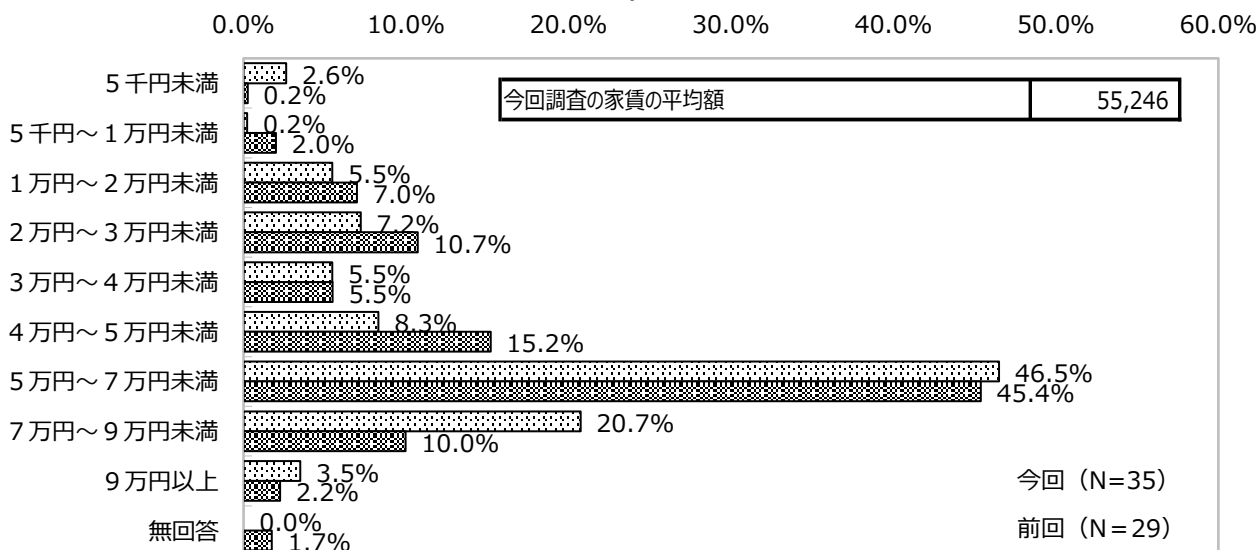


図4-(1)-5 ひとり暮らし寡婦の現在の住居の状況

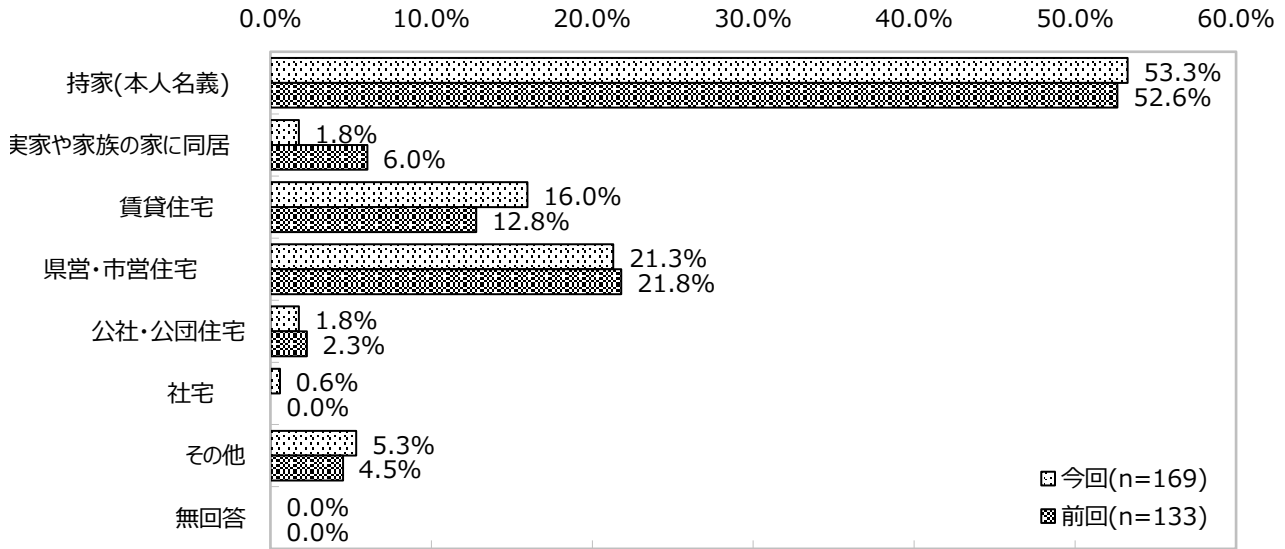
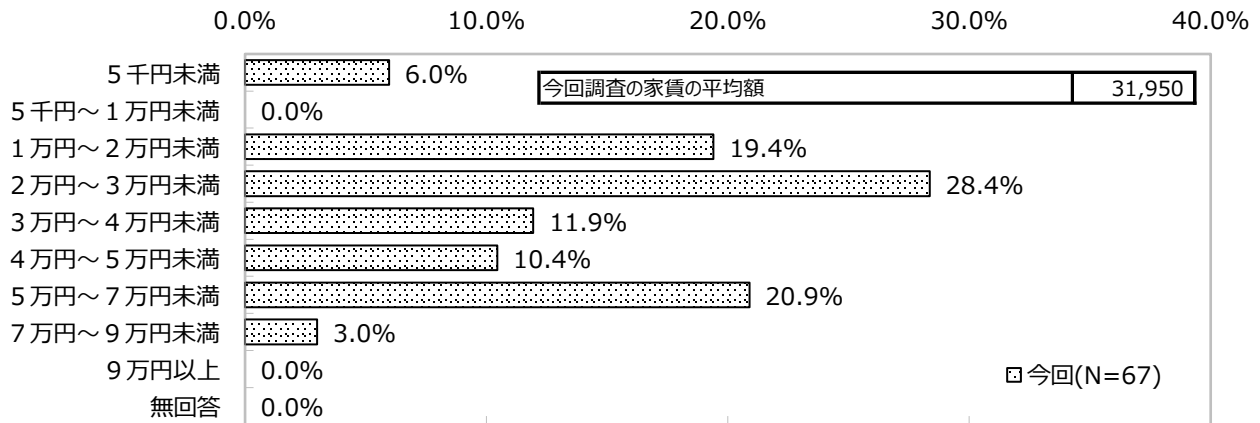


図4-(1)-6 ひとり暮らし寡婦の月額家賃



(2) ひとり親になる前後での転居の有無

質問8 あなたの現在の住居は、ひとり親家庭になった後に転居したものですか。(○は1つ)

補問1(質問8で「1. はい」を選んだ方)ひとり親家庭になってから住居を探すにあたって困ったことをお聞きします。あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

ア 母子家庭では「ひとり親になった後転居した」が62.5%と最も多いが、前回調査と比較すると3.6ポイント低下している。住居を探す時に困ったことでは、「特になかった」が46.2%と最も多くなっている。

イ 父子家庭では「ひとり親家庭になる前から同じところに住んでいる」が69.1%と最も多くなっている。住居を探す時に困ったことでは、「特になかった」が63.3%と最も多くなっている。

注：1) ひとり暮らし寡婦については同様の質問項目はなし。

図4-(2)-1 母子家庭のひとり親になる前後での転居の有無

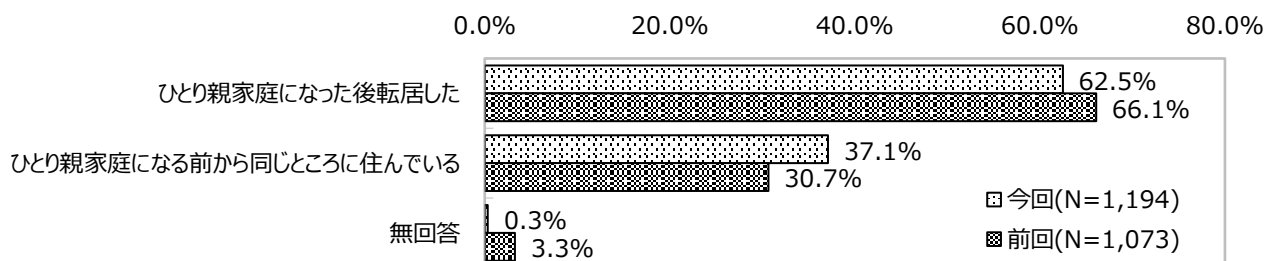


図4-(2)-2 母子家庭の住居を探すときに困ったこと(複数回答)

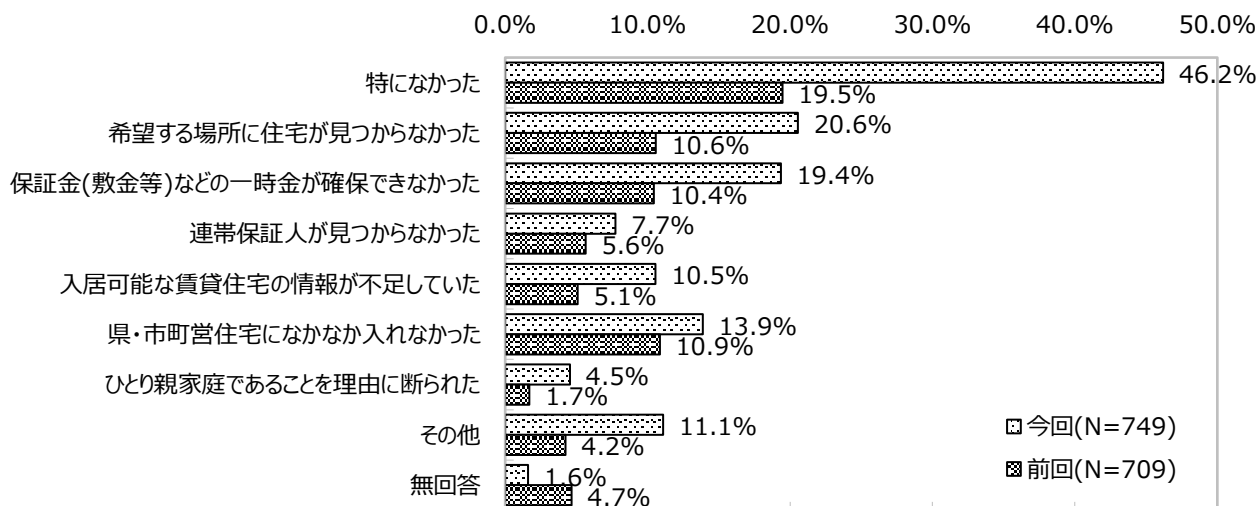


図4-(2)-3 父子家庭のひとり親になる前後での転居の有無

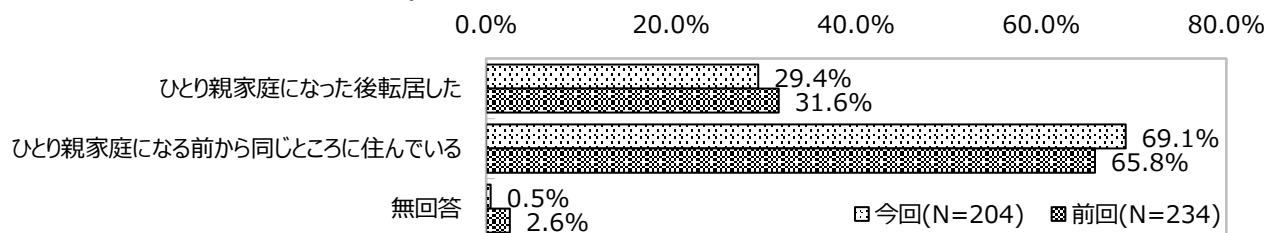
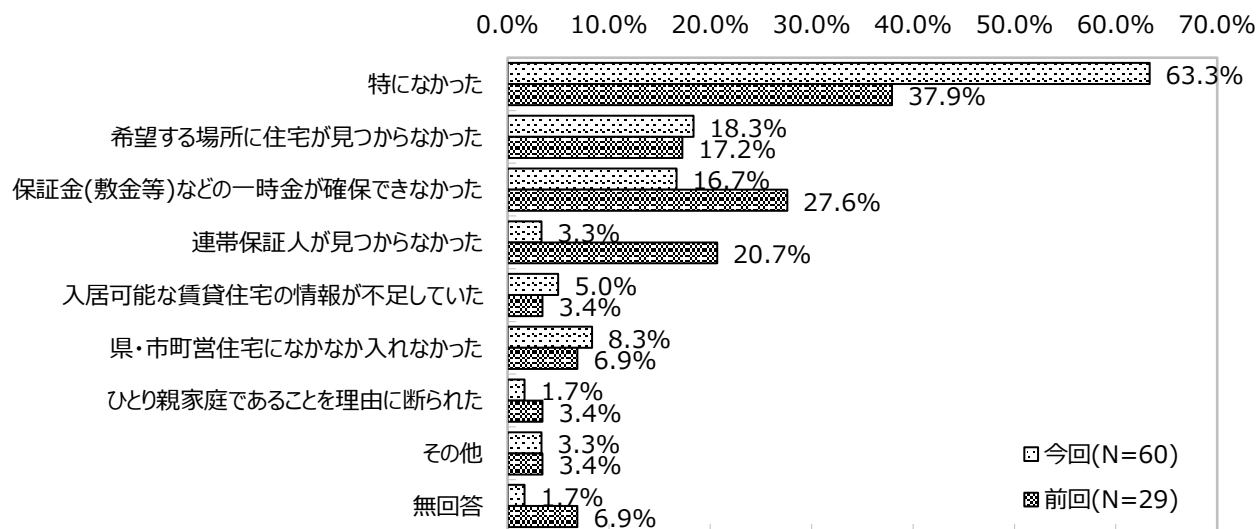


図4-(2)-4 父子家庭の住居を探すときに困ったこと(複数回答)



5 調査時点における親の就業状況

(1) 親の就業状況

質問9 あなたの現在の雇用形態について、あてはまるものにつけてください。(○は1つ)

ア 母子家庭の母の就業状況をみると、93.6%が就業している。現在の就業状況は「正規の職員・従業員」が47.8%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等」が31.8%となっている。

イ 父子家庭の父の就業状況をみると、94.6%が就業している。現在の就業状況は「正規の職員・従業員」が69.6%と最も多く、次いで「自営業」が15.7%となっている。

ウ ひとり暮らし寡婦の就業状況をみると、84%が就業している。現在の就業状況は「パート・アルバイト等」が55.6%と最も多く、次いで「就労していない」が16.0%となっている。

注：1) 前回調査項目の「契約社員・嘱託社員」、「内職」は今回「その他」に含めて比較

図5-(1)-1 母子家庭の母の就業状況

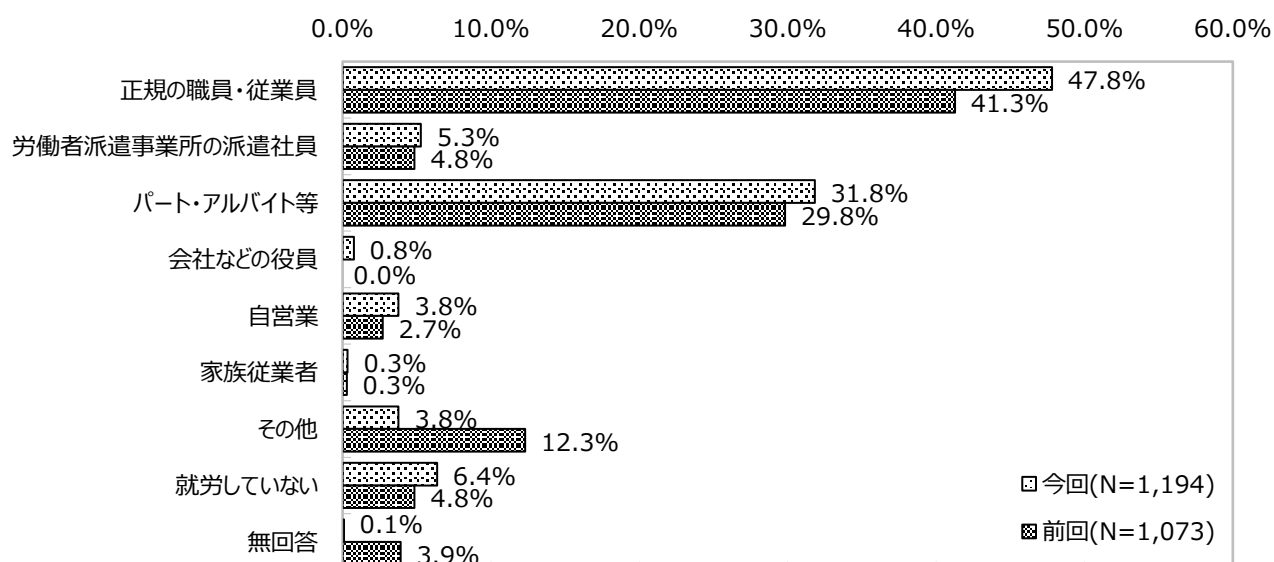


図5-(1)-2 父子家庭の父の就業状況

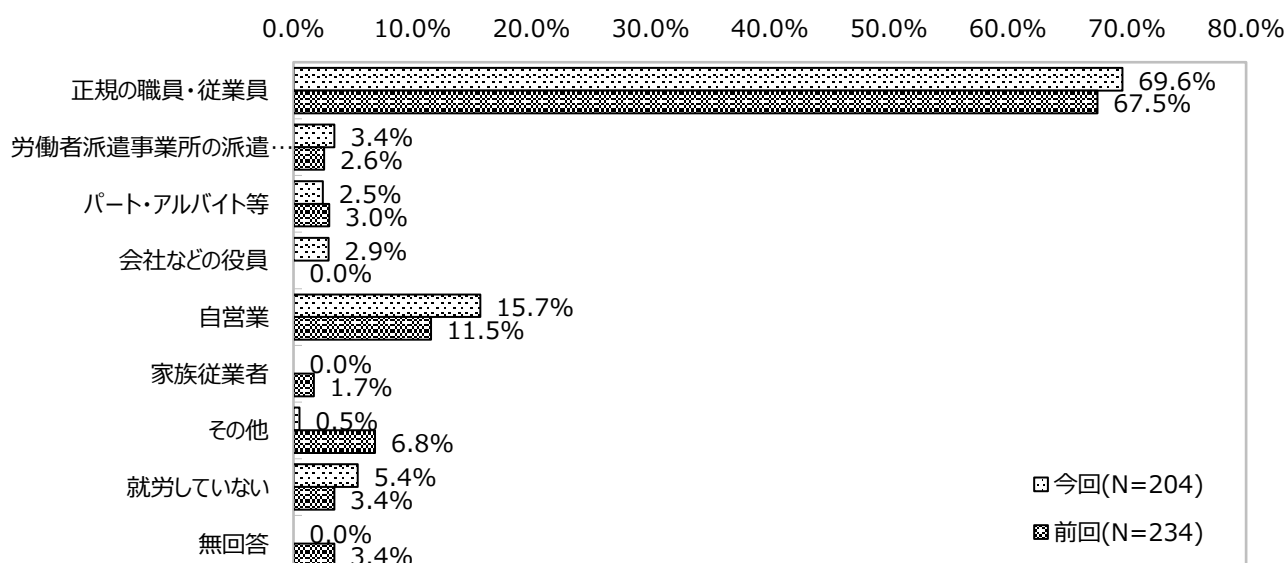
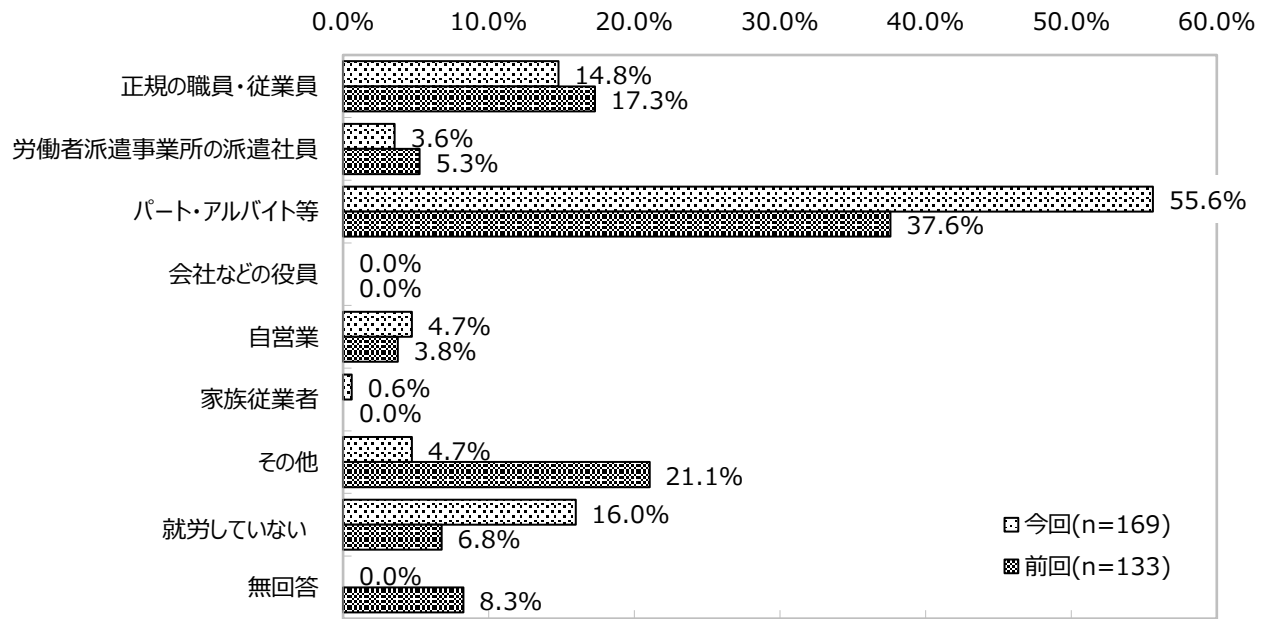


図5-(1)-3 ひとり暮らし寡婦の就業状況



(2) 仕事内容の構成割合

質問10 あなたの主な仕事にあてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

- ア 就業している母子家庭の母の従事している仕事の内容は、「事務的職業」が22.0%と最も多く、次いで「サービスの職業」が15.9%となっている。
- イ 就業している父子家庭の父の従事している仕事の内容は、「製造・修理・塗装・製図等の職業」が30.1%と最も多く、次いで「配送・輸送・機械運転の職業」が11.4%となっている。
- ウ 就業しているひとり暮らし寡婦の従事している仕事の内容は、「サービスの職業」が24.6%と最も多く、次いで「事務的職業」が23.9%となっている。

表5 - (2) 現在の仕事内容

	母子家庭	父子家庭	ひとり暮らし寡婦
管理的職業	1.1%	6.7%	0.7%
研究・技術の職業	1.6%	4.7%	0.7%
法務・経営・文化芸術等の専門的職業	0.1%	0.5%	1.4%
医療・看護・保健の職業	11.8%	3.6%	5.6%
保育・教育の職業	7.8%	1.0%	7.7%
事務的職業	22.0%	6.7%	23.9%
販売・営業の職業	8.2%	7.3%	5.6%
福祉・介護の職業	12.8%	4.1%	14.1%
サービスの職業	15.9%	9.3%	24.6%
警備・保安の職業	0.1%	1.0%	0.0%
農林漁業の職業	0.4%	0.0%	0.0%
製造・修理・塗装・製図等の職業	11.5%	30.1%	10.6%
配送・輸送・機械運転の職業	2.0%	11.4%	0.7%
建設・土木・電気工事の職業	0.8%	10.4%	0.0%
運搬・清掃・包装・選別等の職業	3.1%	2.6%	3.5%
無回答	0.6%	0.5%	0.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%
	N=1,117	N=193	N=142

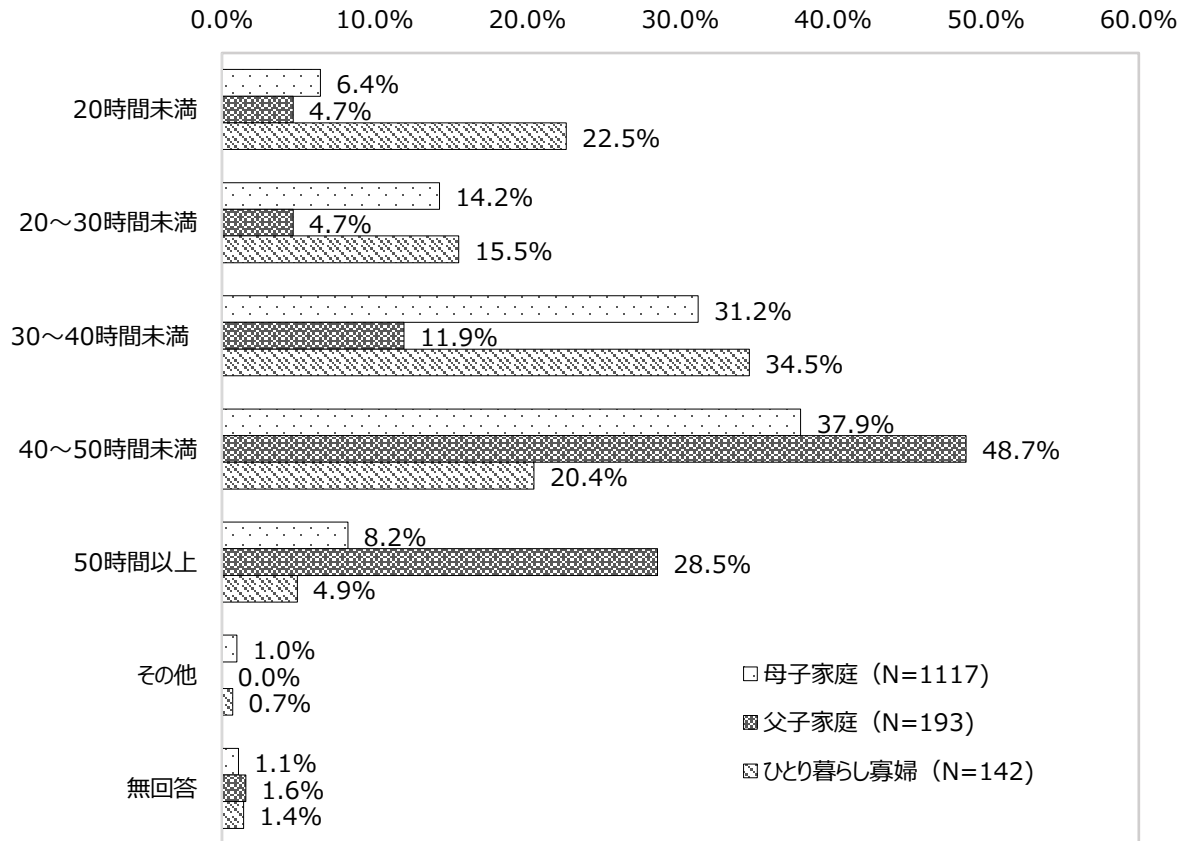
(3) 週の平均労働時間

質問12 現在、就労されている方にお聞きします。週の平均労働時間はどれぐらいですか(残業や副業含む)。あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

ア 就業しているひとり親家庭の週平均労働時間は、「40～50 時間未満」が母子家庭の母で 37.9%、父子家庭の父で 48.7%と最も多くなっている。

イ ひとり暮らし寡婦では、「30～40 時間未満」が 34.5%と最も多くなっている。

図5 - (3) 週の平均労働時間



6 ひとり親家庭になる前後の就業状況と求職活動上の問題点

質問11 あなたが現在の仕事につかれたのは、ひとり親家庭になる前ですか、後ですか。(○は1つ)

補問1 (質問11で「2. あと」を選んだ方)あなたがひとり親家庭になる前の雇用形態について、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

補問2 (質問11で「2. あと」を選んだ方)現在の仕事を見つけた方法について、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

補問3 (質問11で「2. あと」を選んだ方)求職活動上の問題について、あてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

ア 母子家庭で現在就業している者のうち、母子家庭になった後に現在の仕事についた者が58.8%となっている。

イ 母子家庭になった後に現在の仕事についた者では、母子家庭になる前の就業状況について、「パート・アルバイト等」が40.9%と最も多く、次いで「就労していなかった」が24.4%となっている。仕事を見つけた方法は、「広告、情報誌、インターネット等により自分で見つけた」が34.7%と最も多くなっており、前回調査と比較すると、8.4ポイント上昇している。一方で、「公共職業安定所（ハローワーク）の紹介」は前回調査と比較すると、4.6ポイント低下している。

ウ 父子家庭で現在就業している者のうち、父子家庭になった後に現在の仕事についた者が21.8%となっている。

エ 父子家庭になった後に現在の仕事についた者では、父子家庭になる前の就業状況について、「正規の職員・従業員」が64.3%と最も多くなっている。仕事を見つけた方法では、「広告、情報誌、インターネット等により自分で見つけた」が31.0%と最も多くなっており、前回調査と比較すると、9.0ポイント上昇している。一方で、「公共職業安定所（ハローワーク）の紹介」は前回調査と比較すると、5.0ポイント低下している。

オ ひとり暮らし寡婦で現在就業している者のうち、配偶者と離別した後に現在の仕事についた者が90.1%となっている。

カ ひとり暮らし寡婦で配偶者と離別した後に現在の仕事についた者では、配偶者と離別する前の就業状況について「パート・アルバイト等」が44.5%と最も多く、次いで「就労していなかった」が25.8%となっている。仕事を見つけた方法では、「公共職業安定所（ハローワーク）の紹介」が36.7%と最も多くなっている。

キ 求職活動上の問題点について、「特に問題はなかった」を除くと「就業時間が合わなかった」が母子家庭、父子家庭ともに最も多くなっている。ひとり暮らし寡婦では、「特に問題はなかった」を除くと「年齢制限があった」が23.4%と最も多くなっている。

注：1) ひとり暮らし寡婦については配偶者と離別する前後での就業状況を質問した。

注：2) 前回調査項目の「契約社員・嘱託社員」、「内職」は今回「その他」に含めて比較

(1) 現在の仕事に就いた時期

図6 - (1) - 1 母子家庭の母が現在の仕事に就いた時期

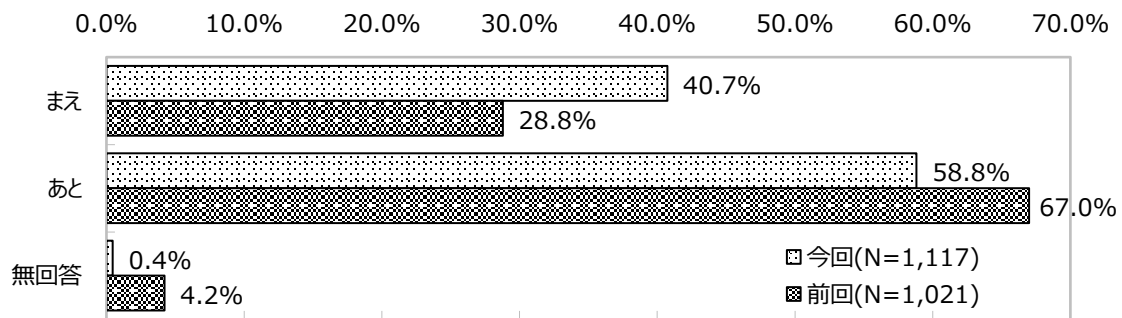


図6 - (1) - 2 父子家庭の父が現在の仕事に就いた時期

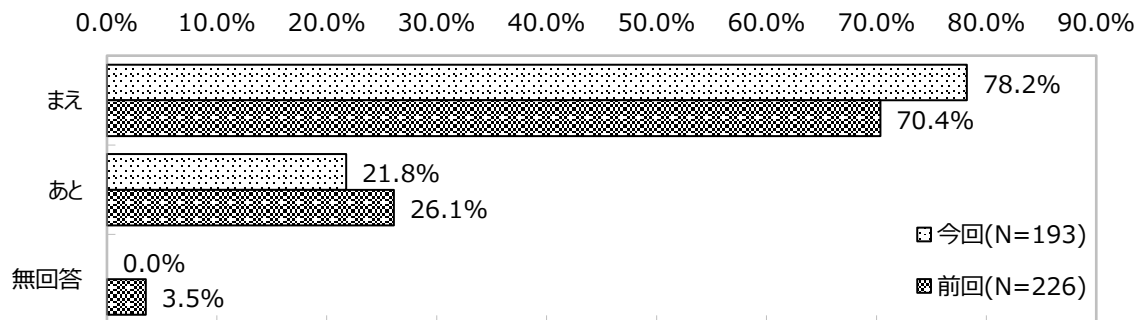
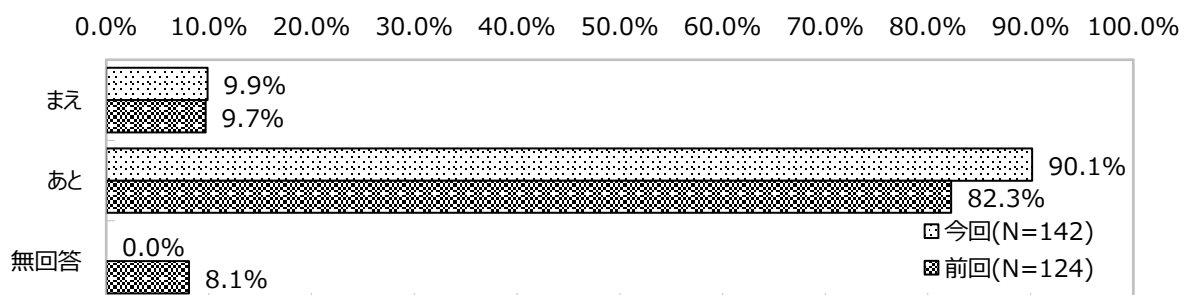
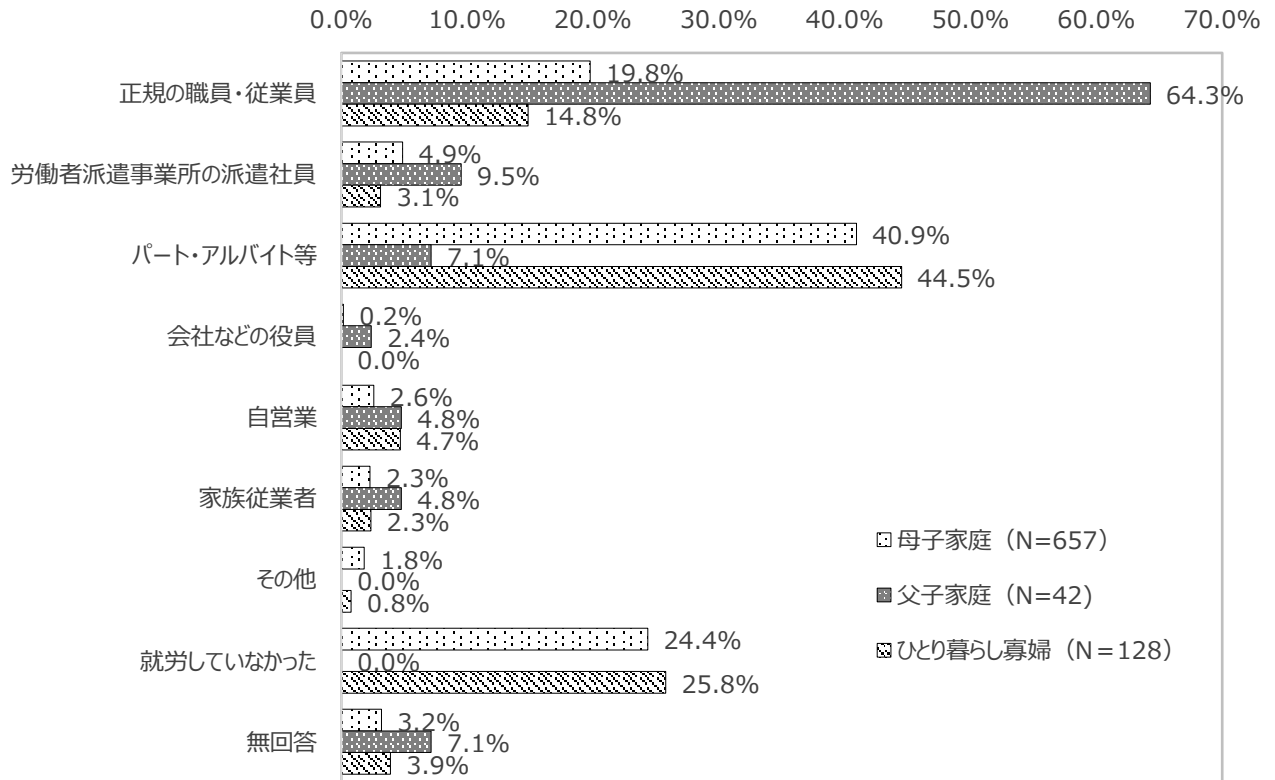


図6 - (1) - 3 ひとり暮らし寡婦が現在の仕事に就いた時期



(2) ひとり親になる前の就業状況

図6 - (2) ひとり親になる前の就業状況



(3) 現在の仕事を見つけた方法

図6-(3)-1 母子家庭の母の現在の仕事を見つけた方法

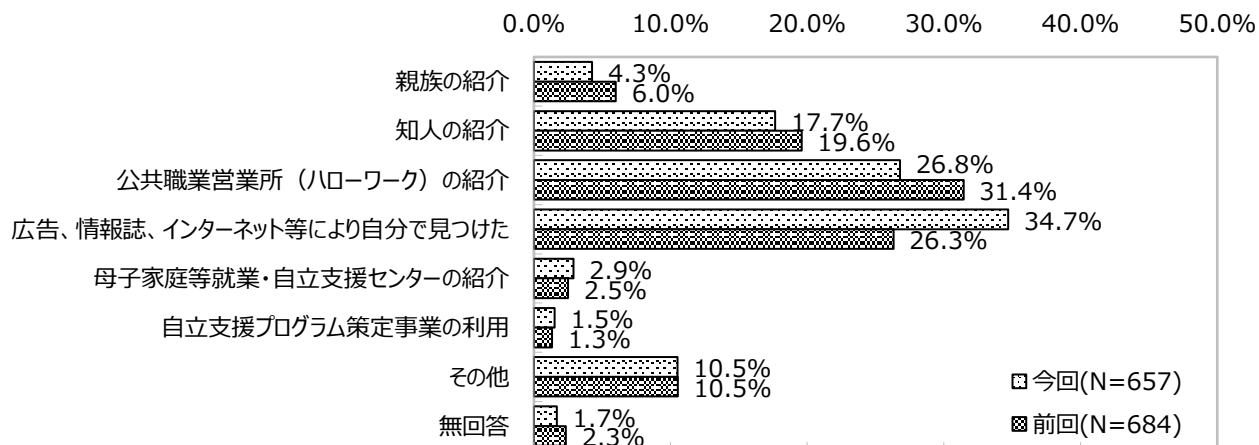


図6-(3)-2 父子家庭の父の現在の仕事を見つけた方法

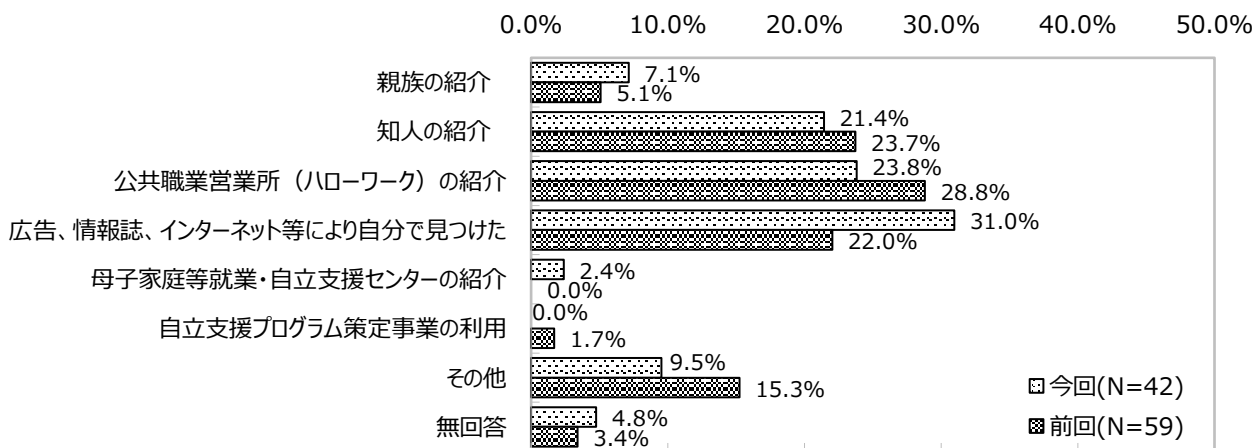
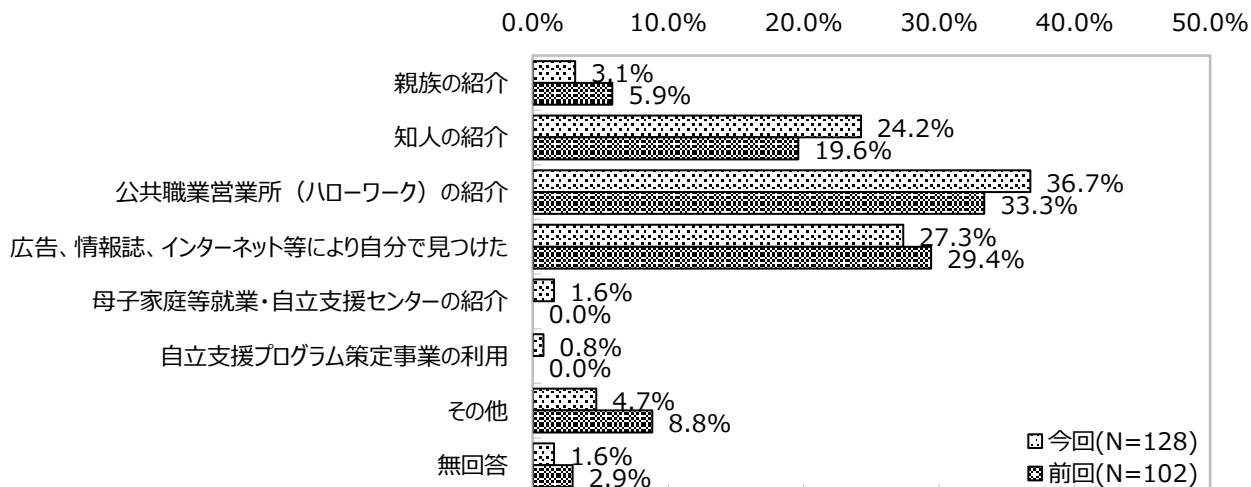


図6-(3)-3 ひとり暮らし寡婦の現在の仕事を見つけた方法



(4) 求職活動上の問題点

図6-(4)-1 母子家庭の母の求職活動上の問題点 (複数回答)

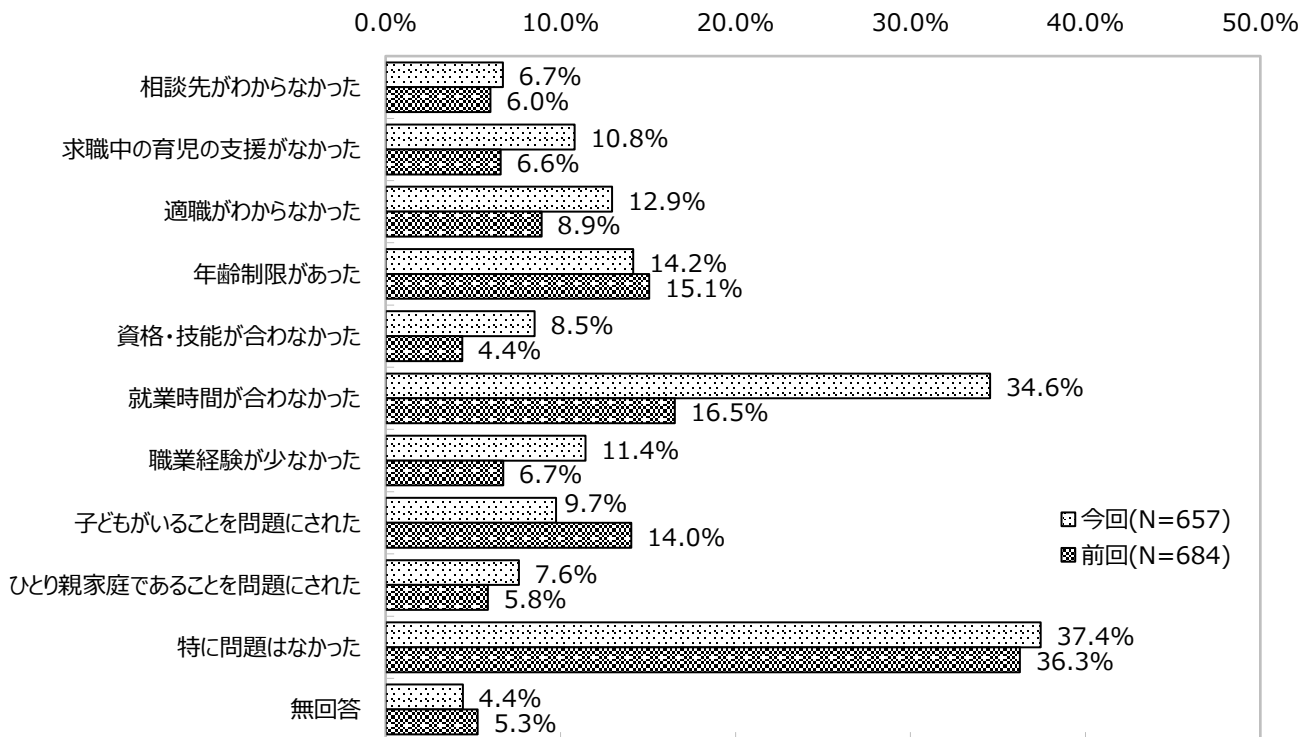


図6-(4)-2 父子家庭の父の求職活動上の問題点 (複数回答)

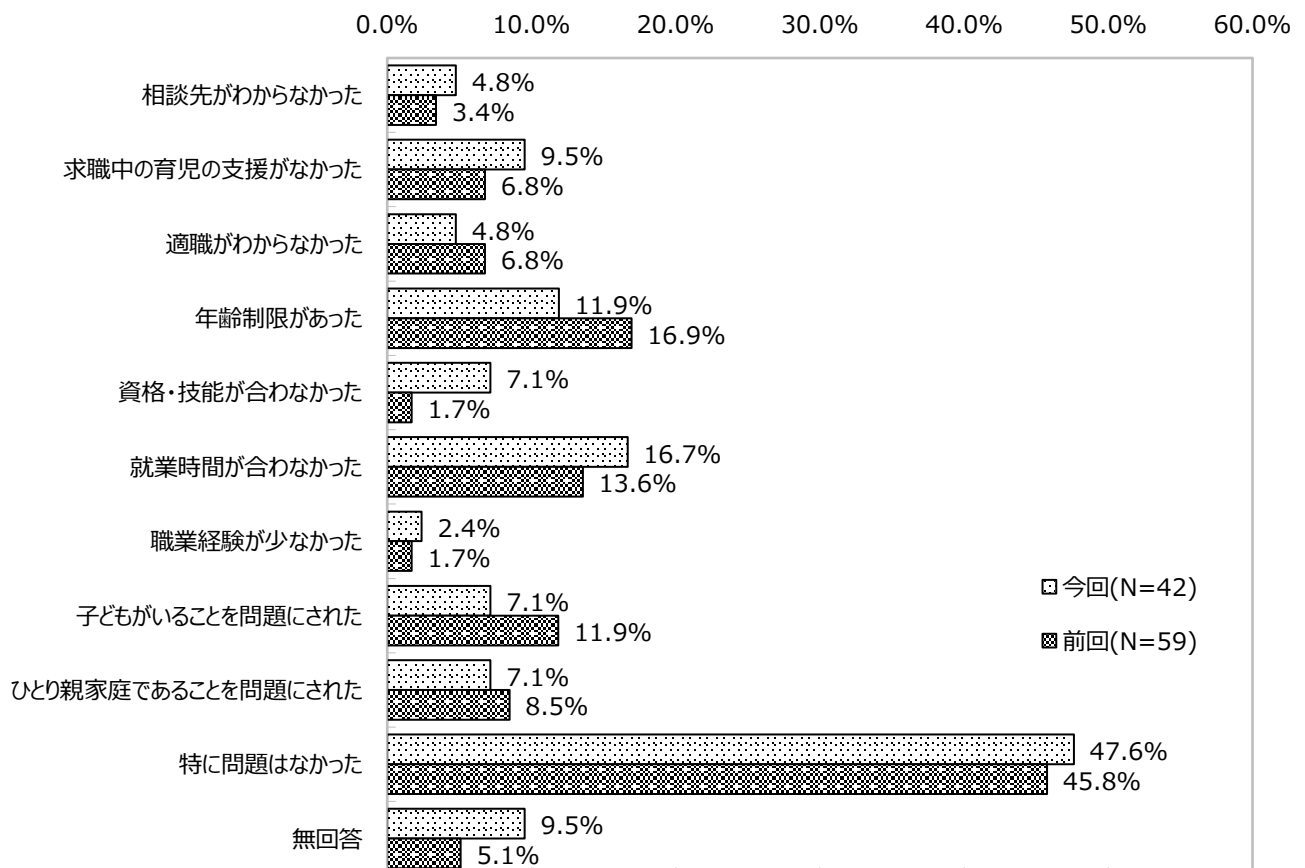
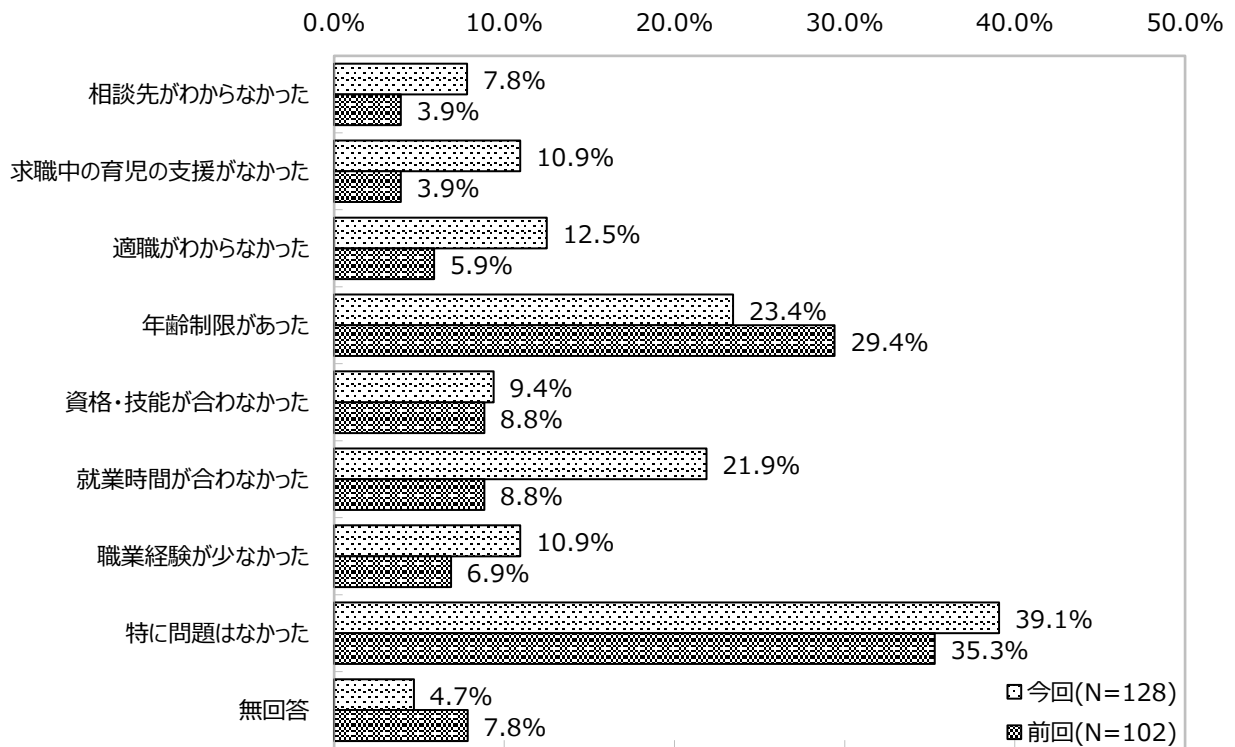


図6-(4)-3 ひとり暮らし寡婦の求職活動上の問題点(複数回答)



7 ひとり親家庭の親の転職希望

(1) 親の転職希望の有無

質問 13 現在、就労されている方にお聞きします。あなたは現在、仕事を変えることや、やめることを考えていますか。あてはまるもの○をつけてください。(○は1つ)

ア 母子家庭の母で現在就業している者のうち、「現在の仕事を続けたい」と回答した者が66.0%、「仕事を変えたい」と回答した者が28.3%となっている。

イ 父子家庭の父で現在就業している者のうち、「現在の仕事を続けたい」と回答した者が78.2%、「仕事を変えたい」と回答した者が20.7%となっている。

ウ ひとり暮らし寡婦で現在就業している者のうち、「現在の仕事を続けたい」と回答した者が72.5%、「仕事を変えたい」と回答した者が16.2%となっている。

注：1) ひとり暮らし寡婦については前回調査では転職希望の有無についての質問がなかったため、経年比較は行っていない。

図7 - (1) - 1 母の転職希望の有無

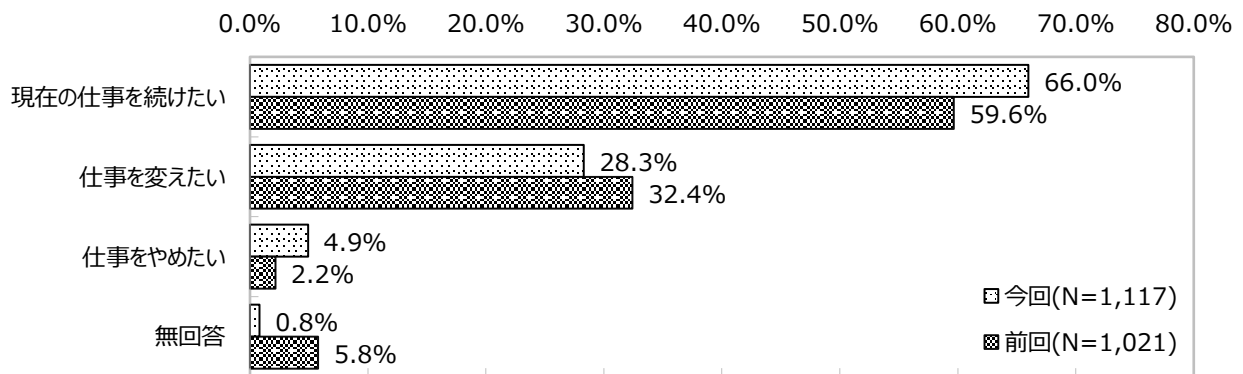


図7 - (1) - 2 父の転職希望の有無

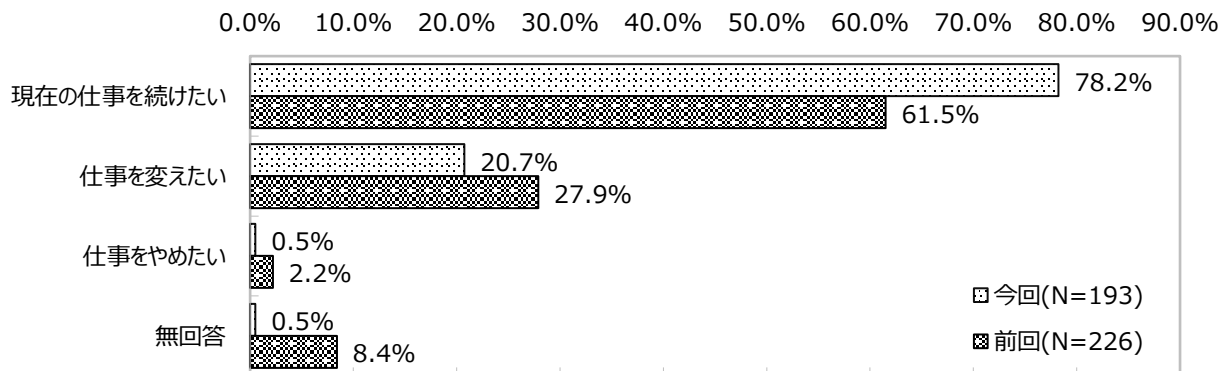
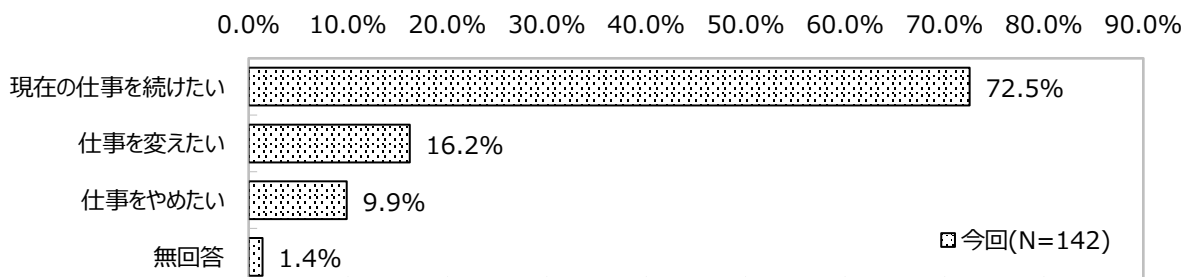


図7 - (1) - 3 ひとり暮らし寡婦の転職希望の有無

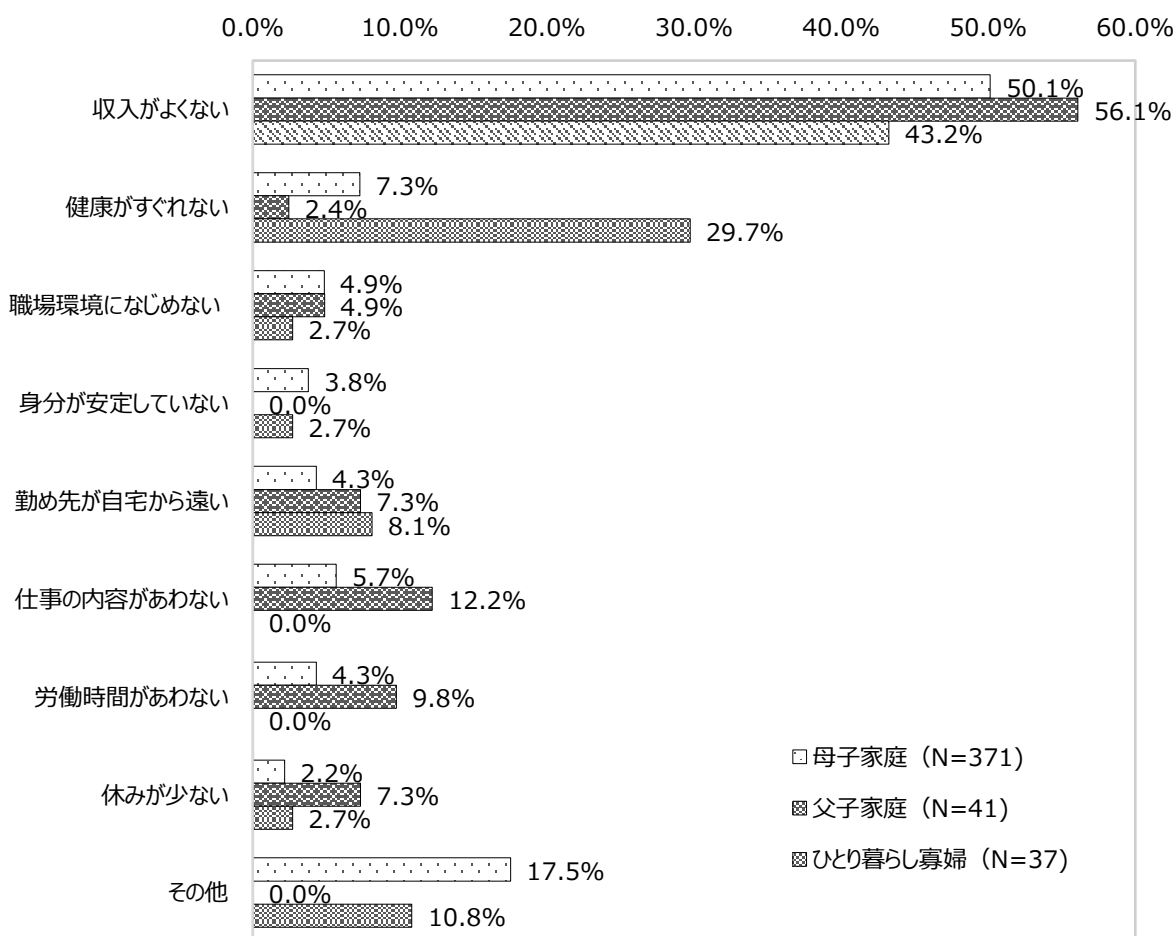


(2) 転職・退職を希望する理由

質問 13 補問1(質問 13 で「2」「3」を選んだ方)「仕事を变えたい」、「仕事をやめたい」理由のうち、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

- ア 「仕事を变えたい」、「仕事をやめたい」と回答した母子家庭の母、父子家庭の父、ひとり暮らし寡婦の全てで、その理由として「収入がよくない」が最も多くなっている。
 イ ひとり暮らし寡婦では「収入がよくない」に次いで、「健康がすぐれない」が29.7%となっている。

図7 - (2) 転職・退職を希望する理由



8 ひとり親家庭の親で就業していない者の就業希望等

現在、就労していない方(質問9で「8. 就労していない」を選んだ方)にお聞きします。

質問14 就労したいと考えていますか。あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

質問15 就労していない(就労できない)理由のうち、最もあてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

ア 母子家庭の母で不就労の者のうち、「就労したい」と答えた者が76.3%となっている。就労していない(できない)理由としては、「病気(病弱)やけがで働けない」が36.8%と最も多く、次いで「子どもの世話をしてくれる人がいない」が17.1%となっている。

イ 父子家庭の父で不就労の者のうち、「就職したい」と答えた者が72.7%となっている。就労していない(できない)理由としては、「病気(病弱)やけがで働けない」が54.5%と最も多くなっている。

ウ ひとり暮らし寡婦で不就労の者のうち、「就労は考えていない」が63.0%となっている。就労していない(できない)理由としては、「病気(病弱)やけがで働けない」が44.4%と最も多くなっている。

図8-1 不就労の者の就職希望

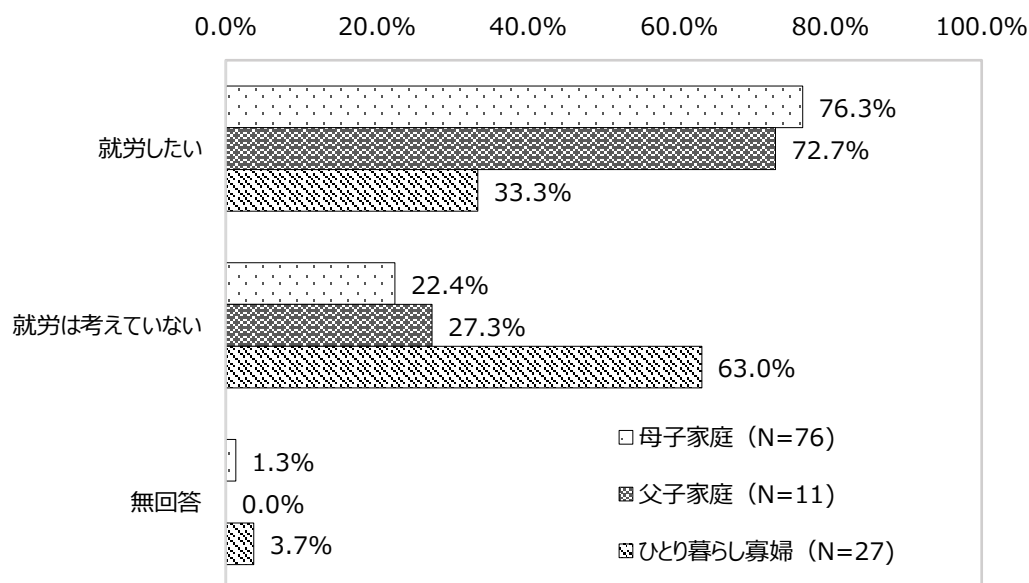
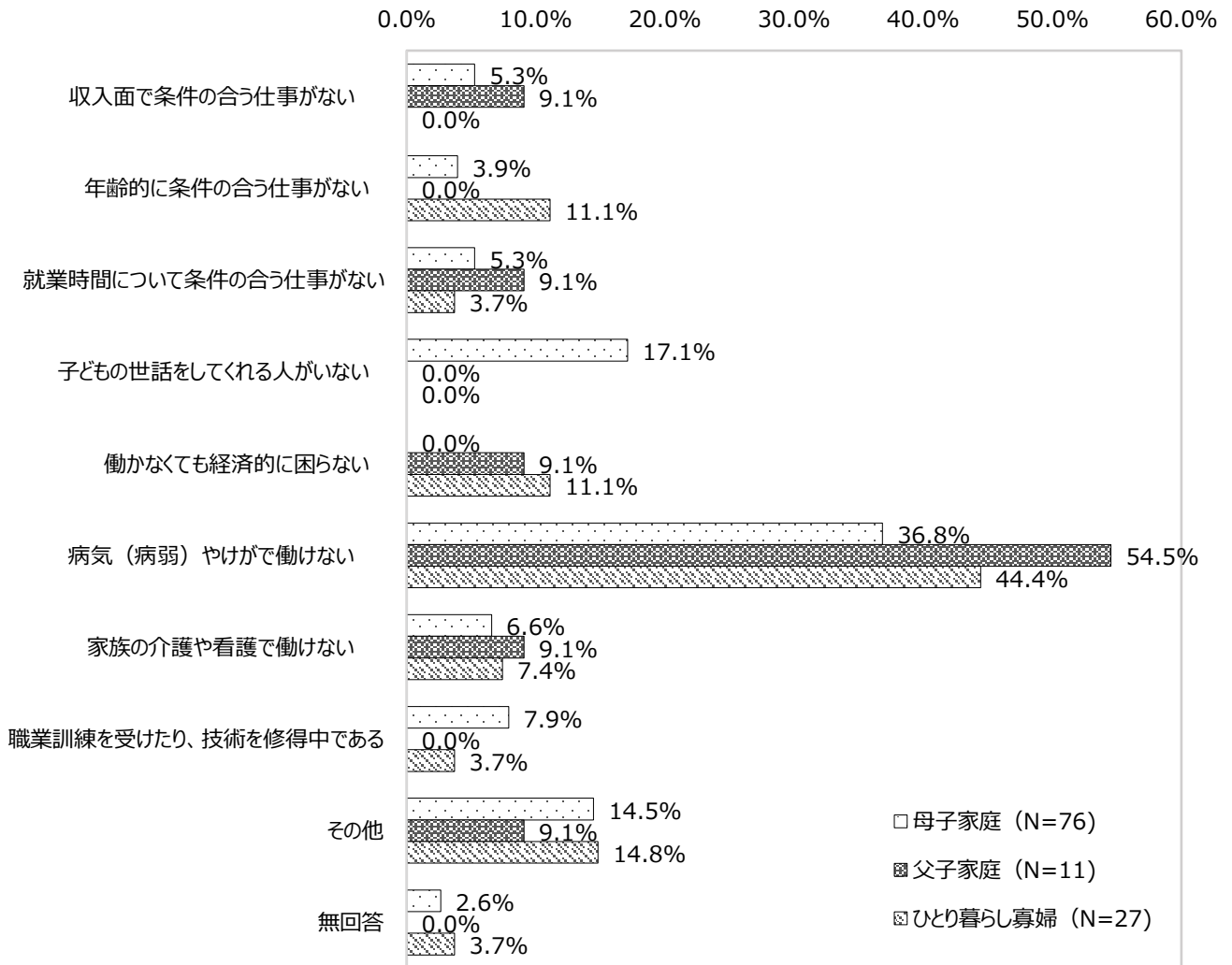


図 8 - 2 不就労の者が就職していない（できない）理由



9 令和4年の年間収入

(1) 年間収入（就労収入・総収入・世帯収入）

質問16 令和4年の(ア)年間就労収入、(イ)年間総収入、(ウ)世帯の年間総収入について、あてはまるものに○をつけてください。

(ア)あなたの年間就労収入(給与・ボーナス等の合計で税控除前の額。副業している方は、副業分の就労収入も含まれます。)(○は1つ)

(イ) あなたの年間総収入(給与ボーナスの他、児童扶養手当、児童手当、年金、養育費、仕送り、生活保護費等を含みます。)(○は1つ)

(ウ) 世帯の年間総収入(世帯全員の収入の合計であり、親の年金や子どものアルバイト収入等も含まれます。)(○は1つ)

ア 年間就労収入（給与・ボーナス等の合計で税控除前の額。副業している者は、副業分の就労収入も含む）は、母子家庭の母では「200万円～300万円未満」、父子家庭の父では「400万円～500万円未満」、ひとり暮らし寡婦では「100万円～200万円未満」が最も多くなっている。

イ 年間総収入（給与・ボーナスの他、児童扶養手当、児童手当、年金、養育費、仕送り、生活保護費等を含む）は、母子家庭の母では「200万円～300万円未満」、父子家庭の父では「300万円～400万円未満」、ひとり暮らし寡婦では「100万円～200万円未満」が最も多くなっている。

ウ 年間の世帯総収入（世帯全員の収入の合計であり、親の年金や子どものアルバイト収入等も含む）は、母子家庭の母では「200万円～300万円未満」、父子家庭の父では「500万円～600万円未満」が最も多くなっている。

表9 - (1) - 1 ひとり親世帯の令和4年の年間収入の構成割合

	年間就労収入			年間総収入			世帯の年間総収入	
	母子家庭	父子家庭	ひとり暮らし寡婦	母子家庭	父子家庭	ひとり暮らし寡婦	母子家庭	父子家庭
なし	5.0%	2.9%	12.4%	1.3%	0.0%	4.7%	0.9%	0.0%
100万円未満	10.0%	3.4%	19.5%	5.3%	3.4%	17.8%	3.5%	2.5%
100万円～200万円未満	24.2%	5.9%	32.5%	18.3%	5.9%	36.1%	13.7%	4.9%
200万円～300万円未満	27.8%	15.7%	26.0%	30.7%	12.3%	26.6%	26.4%	10.8%
300万円～400万円未満	15.3%	16.7%	5.3%	21.8%	20.1%	10.1%	21.9%	14.2%
400万円～500万円未満	9.5%	21.6%	0.0%	11.8%	18.6%	0.6%	13.5%	17.2%
500万円～600万円未満	3.6%	17.6%	0.0%	5.2%	19.1%	0.0%	7.5%	18.1%
600万円～700万円未満	1.6%	4.9%	0.0%	2.2%	9.3%	0.0%	4.7%	12.7%
700万円～800万円未満	0.6%	3.9%	0.0%	0.8%	3.9%	0.0%	2.1%	6.9%
800万円以上	0.5%	5.4%	0.0%	0.8%	5.9%	0.0%	3.0%	10.8%
無回答	1.9%	2.0%	4.1%	1.8%	1.5%	4.1%	2.8%	2.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
回答数	N=1,194	N=204	N=169	N=1,194	N=204	N=169	N=1,194	N=204

表9 - (1) - 2 ひとり親世帯の令和4年の平均年間収入

	母子家庭	父子家庭	ひとり暮らし寡婦
年間就労収入	250万円	414万円	148万円
年間総収入	297万円	444万円	174万円
世帯年間総収入	346万円	492万円	-

※各収入区分の平均値（800万円以上は850万円）に該当者数を乗じた上、全体人数で割り戻して算出

※少数点第1位を切り捨て

図9 - (1) - 1 母子家庭の母の年間就労収入

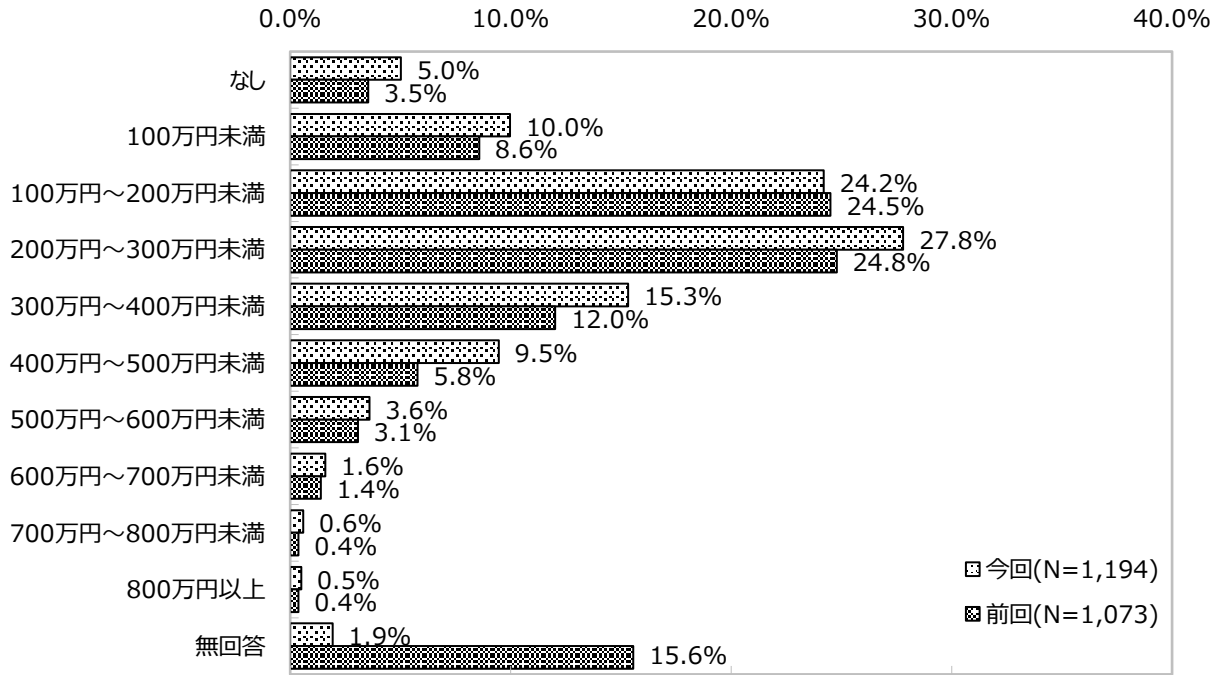


図9 - (1) - 2 父子家庭の父の年間就労収入

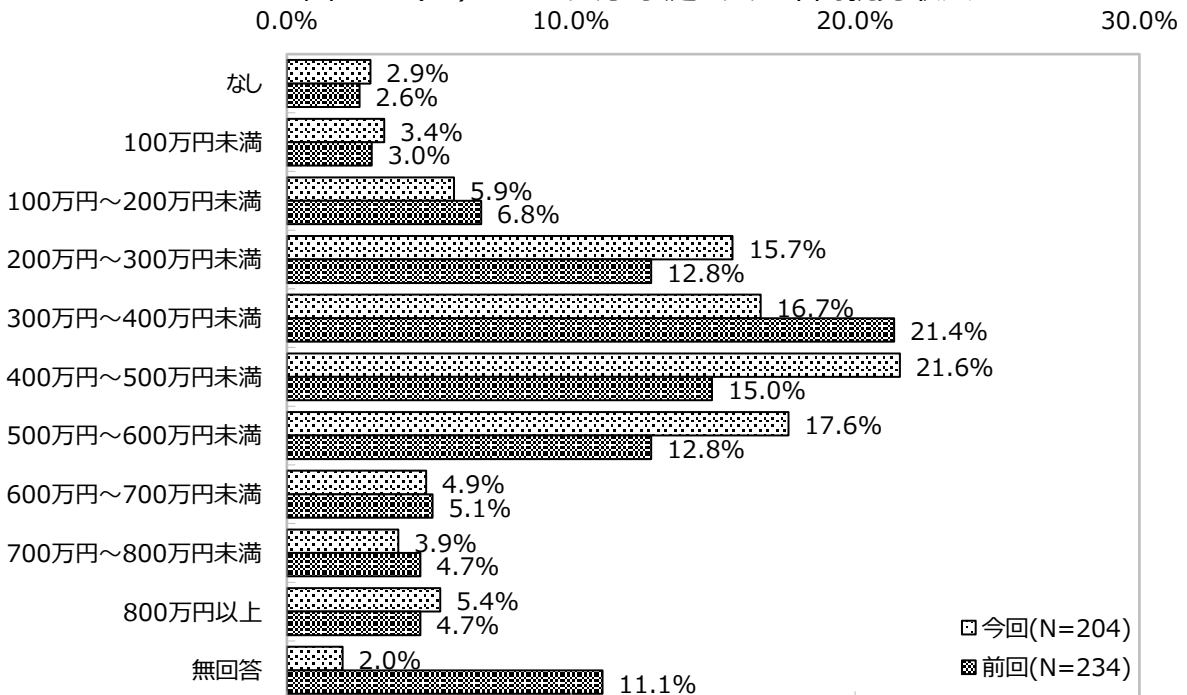


図9 - (1) - 3 母子家庭の母の年間総収入

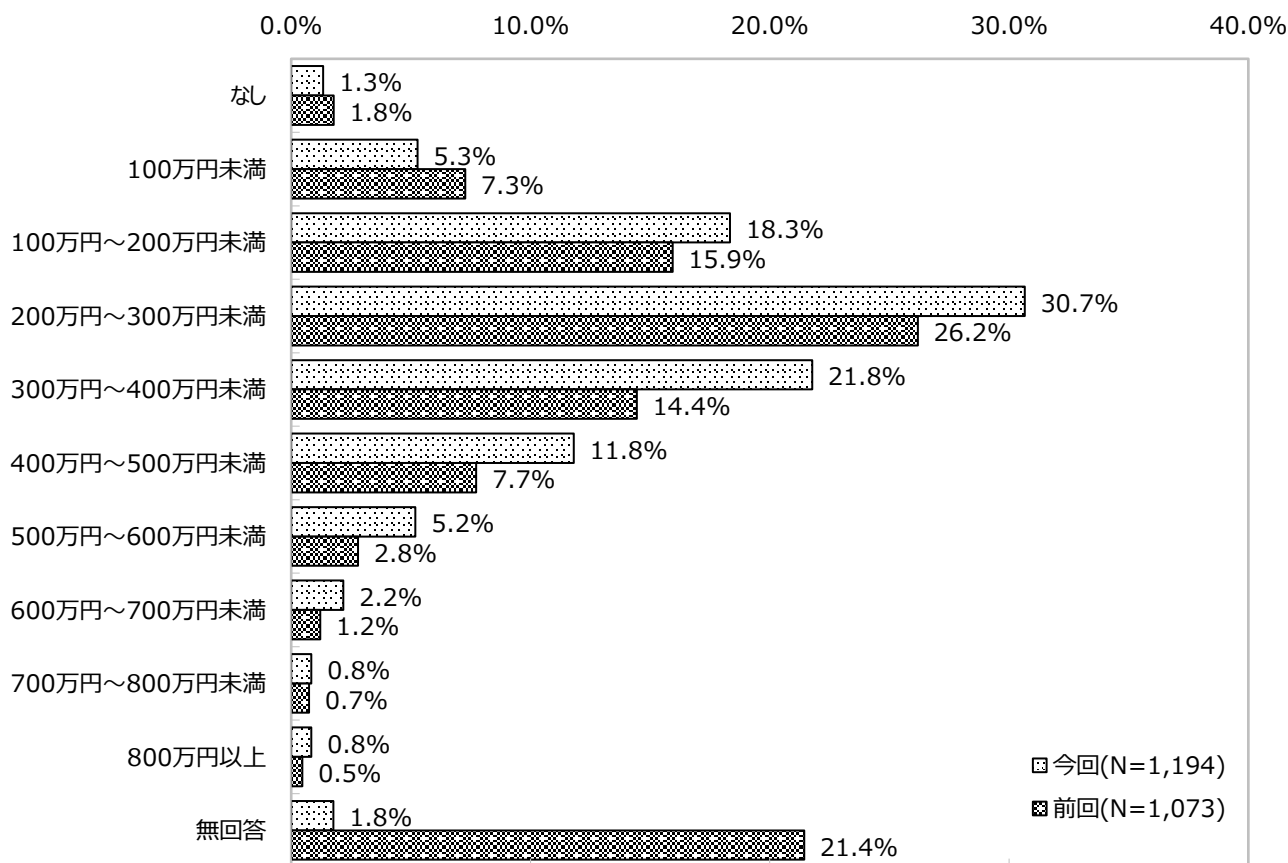


図9 - (1) - 4 父子家庭の父の年間総収入

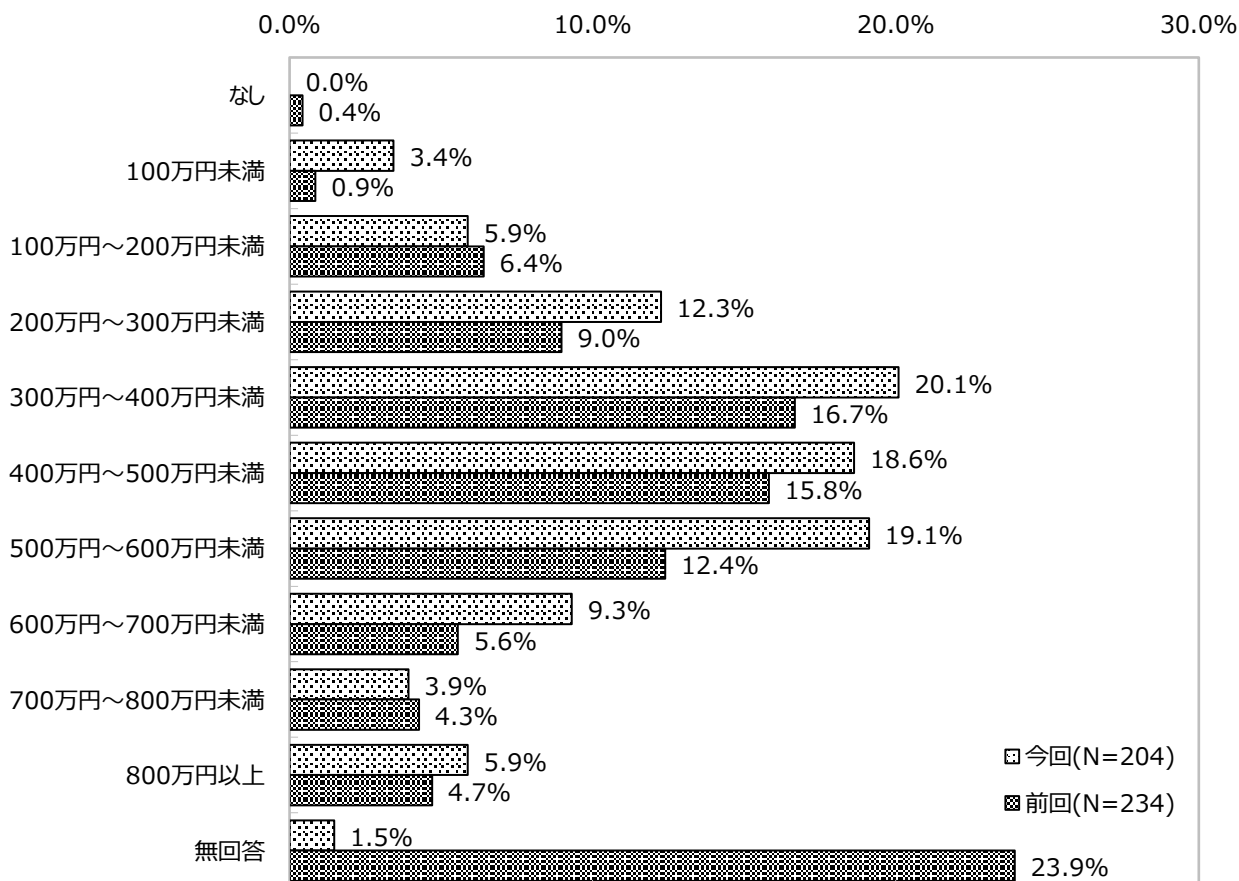


図9 - (1) - 5 母子家庭の世帯の年間総収入

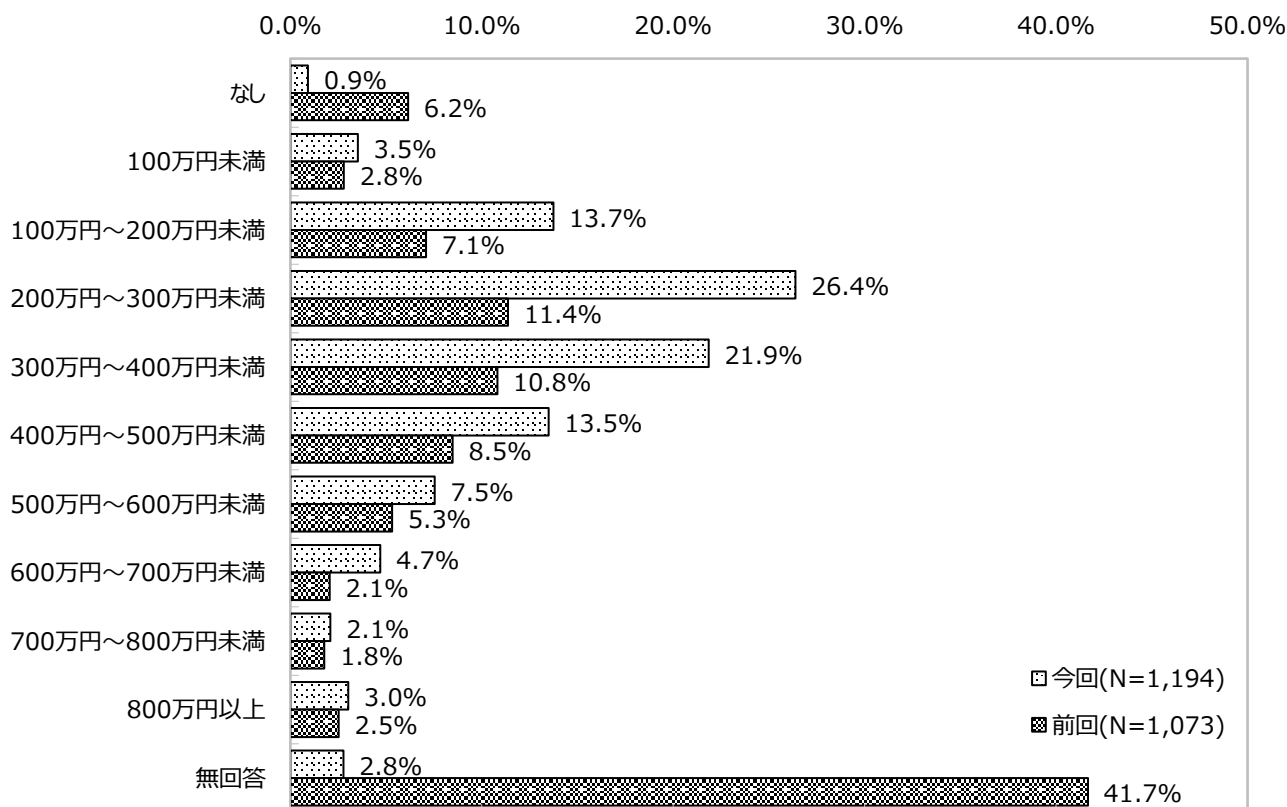


図9 - (1) - 6 父子家庭の世帯の年間総収入

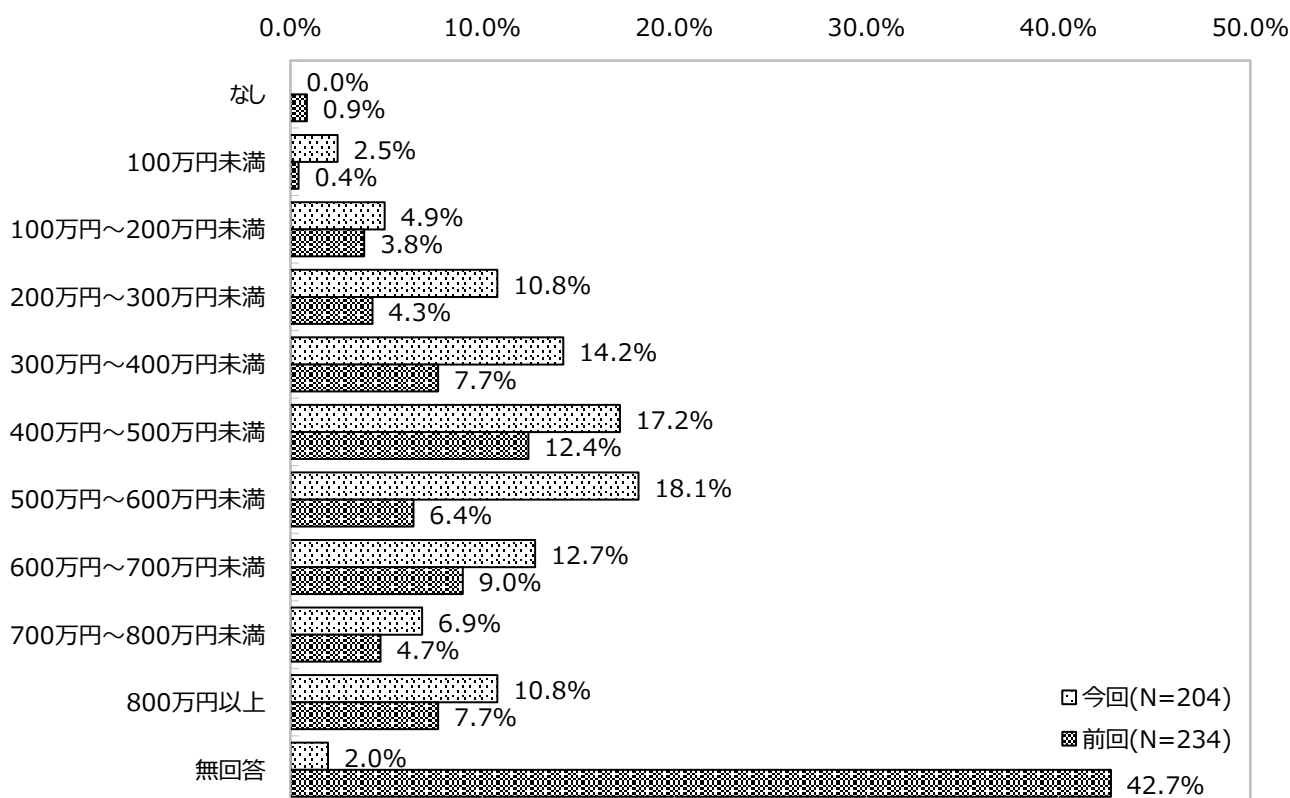


図9-(1)-7 ひとり暮らし寡婦の年間就労収入

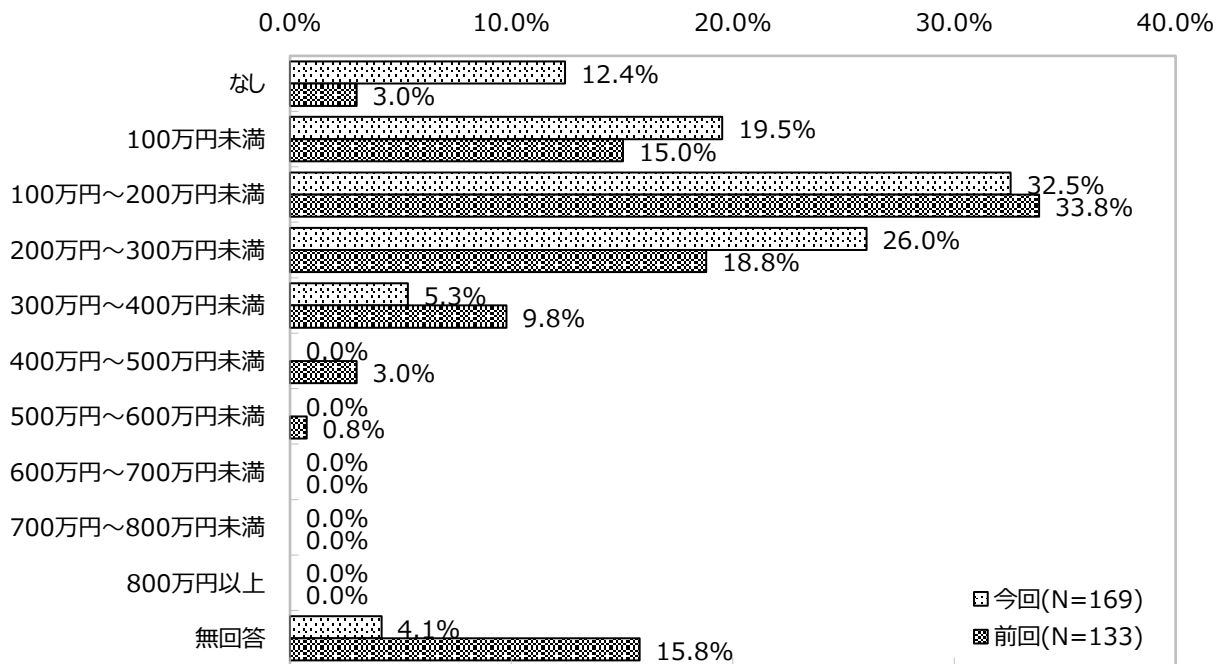
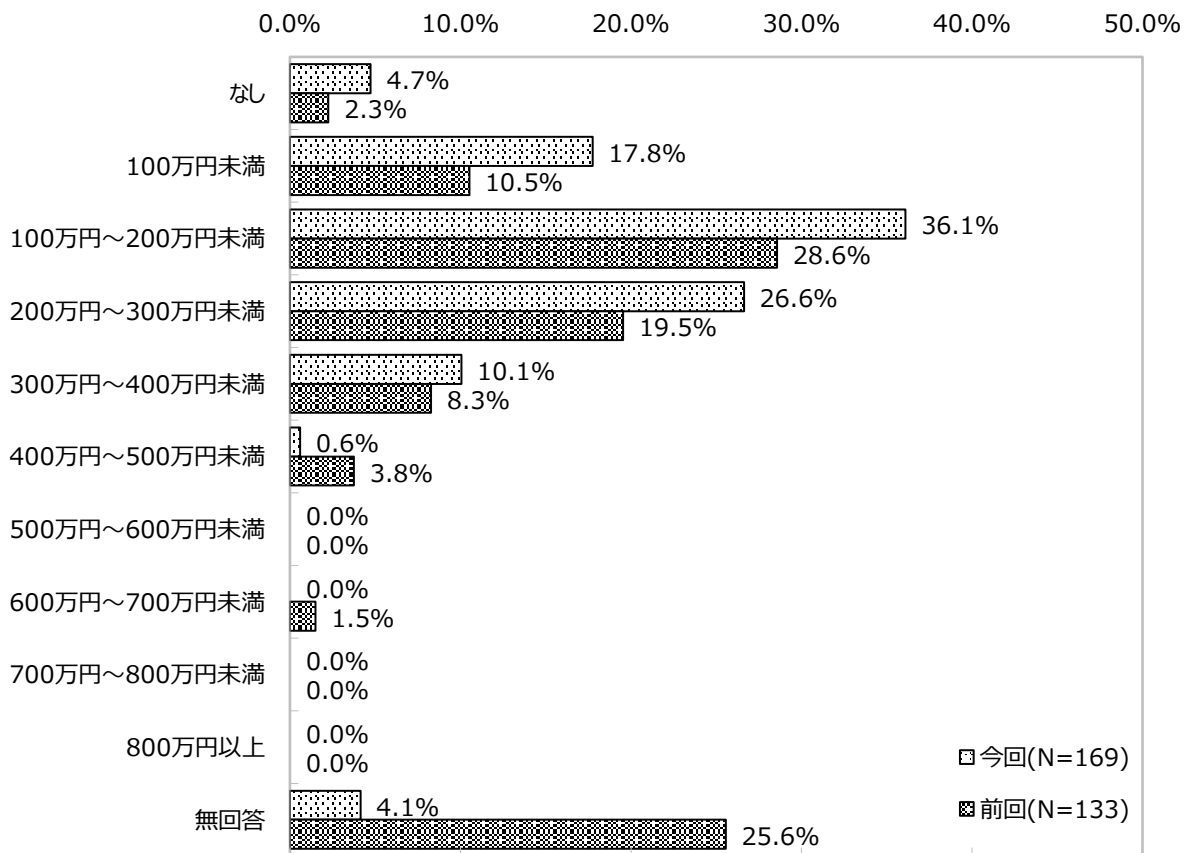


図9-(1)-8 ひとり暮らし寡婦の年間総収入



(2) ひとり親になった事情別の年間収入（就労収入・総収入・世帯収入）

母子家庭の母のひとり親になった事情別の収入

表9 - (2) - 1 ひとり親になった事情別年間就労収入（母子家庭）

	合計	なし	100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円～ 600万円未満	600万円～ 700万円未満	700万円～ 800万円未満	800万円以上	無回答
全体	1,194	60	119	289	332	183	113	43	19	7	6	23
	100.0%	5.0%	10.0%	24.2%	27.8%	15.3%	9.5%	3.6%	1.6%	0.6%	0.5%	1.9%
離婚(協議)	733	34	64	173	219	123	66	30	7	5	1	11
	100.0%	4.6%	8.7%	23.6%	29.9%	16.8%	9.0%	4.1%	1.0%	0.7%	0.1%	1.5%
離婚(調停・ 裁判等)	261	13	27	64	67	37	29	7	6	2	4	5
	100.0%	5.0%	10.3%	24.5%	25.7%	14.2%	11.1%	2.7%	2.3%	0.8%	1.5%	1.9%
死別	83	6	13	21	15	9	9	2	3	0	1	4
	100.0%	7.2%	15.7%	25.3%	18.1%	10.8%	10.8%	2.4%	3.6%	--	1.2%	4.8%
未婚	103	5	14	28	26	13	8	4	3	0	0	2
	100.0%	4.9%	13.6%	27.2%	25.2%	12.6%	7.8%	3.9%	2.9%	--	--	1.9%
遺棄、行方 不明	6	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	16.7%	16.7%	33.3%	33.3%	--	--	--	--	--	--	--
その他	7	1	0	1	2	1	1	0	0	0	0	1
	100.0%	14.3%	--	14.3%	28.6%	14.3%	14.3%	--	--	--	--	14.3%
無回答	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	--	--	--	100.0%	--	--	--	--	--	--	--

表9 - (2) - 2 ひとり親になった事情別年間総収入（母子家庭）

	合計	なし	100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円～ 600万円未満	600万円～ 700万円未満	700万円～ 800万円未満	800万円以上	無回答
全体	1,194	16	63	219	366	260	141	62	26	10	10	21
	100.0%	1.3%	5.3%	18.3%	30.7%	21.8%	11.8%	5.2%	2.2%	0.8%	0.8%	1.8%
離婚(協議)	733	11	32	125	236	174	84	38	14	6	2	11
	100.0%	1.5%	4.4%	17.1%	32.2%	23.7%	11.5%	5.2%	1.9%	0.8%	0.3%	1.5%
離婚(調停・ 裁判等)	261	2	14	50	81	45	36	15	7	2	4	5
	100.0%	0.8%	5.4%	19.2%	31.0%	17.2%	13.8%	5.7%	2.7%	0.8%	1.5%	1.9%
死別	83	1	6	15	18	18	10	5	3	1	4	2
	100.0%	1.2%	7.2%	18.1%	21.7%	21.7%	12.0%	6.0%	3.6%	1.2%	4.8%	2.4%
未婚	103	1	10	26	28	20	9	4	2	1	0	2
	100.0%	1.0%	9.7%	25.2%	27.2%	19.4%	8.7%	3.9%	1.9%	1.0%	--	1.9%
遺棄、行方 不明	6	1	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0
	100.0%	16.7%	--	33.3%	16.7%	33.3%	--	--	--	--	--	--
その他	7	0	1	1	1	1	2	0	0	0	0	1
	100.0%	--	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	28.6%	--	--	--	--	14.3%
無回答	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	--	--	--	100.0%	--	--	--	--	--	--	--

表9 - (2) - 3 ひとり親になった事情別世帯の年間総収入（母子家庭）

	合計	なし	100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円～ 600万円未満	600万円～ 700万円未満	700万円～ 800万円未満	800万円以上	無回答
全体	1,194	11	42	164	315	261	161	90	56	25	36	33
	100.0%	0.9%	3.5%	13.7%	26.4%	21.9%	13.5%	7.5%	4.7%	2.1%	3.0%	2.8%
離婚(協議)	733	9	20	86	213	175	90	58	35	12	18	17
	100.0%	1.2%	2.7%	11.7%	29.1%	23.9%	12.3%	7.9%	4.8%	1.6%	2.5%	2.3%
離婚(調停・ 裁判等)	261	1	12	42	62	46	40	22	12	6	10	8
	100.0%	0.4%	4.6%	16.1%	23.8%	17.6%	15.3%	8.4%	4.6%	2.3%	3.8%	3.1%
死別	83	0	4	15	15	15	12	6	6	3	4	3
	100.0%	--	4.8%	18.1%	18.1%	18.1%	14.5%	7.2%	7.2%	3.6%	4.8%	3.6%
未婚	103	0	6	19	21	22	17	4	3	3	4	4
	100.0%	--	5.8%	18.4%	20.4%	21.4%	16.5%	3.9%	2.9%	2.9%	3.9%	3.9%
遺棄、行方 不明	6	1	0	2	1	1	0	0	0	1	0	0
	100.0%	16.7%	--	33.3%	16.7%	16.7%	--	--	--	16.7%	--	--
その他	7	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	1
	100.0%	--	--	--	28.6%	28.6%	28.6%	--	--	--	--	14.3%
無回答	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	--	--	--	100.0%	--	--	--	--	--	--	--

父子家庭の父のひとり親になった事情別の収入

表9 - (2) - 4 ひとり親になった事情別年間就労収入 (父子家庭)

	合計	なし	100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円～ 600万円未満	600万円～ 700万円未満	700万円～ 800万円未満	800万円以上	無回答
全体	204	6	7	12	32	34	44	36	10	8	11	4
	100.0%	2.9%	3.4%	5.9%	15.7%	16.7%	21.6%	17.6%	4.9%	3.9%	5.4%	2.0%
離婚(協議)	121	4	4	8	25	18	25	21	5	4	5	2
	100.0%	3.3%	3.3%	6.6%	20.7%	14.9%	20.7%	17.4%	4.1%	3.3%	4.1%	1.7%
離婚(調停・ 裁判等)	34	0	0	1	5	10	9	5	2	1	1	0
	100.0%	--	--	2.9%	14.7%	29.4%	26.5%	14.7%	5.9%	2.9%	2.9%	--
死別	46	1	3	3	2	6	9	9	3	3	5	2
	100.0%	2.2%	6.5%	6.5%	4.3%	13.0%	19.6%	19.6%	6.5%	6.5%	10.9%	4.3%
未婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
遺棄、行方 不明	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
その他	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	100.0%	--	--	--	--	--	50.0%	50.0%	--	--	--	--
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

表9 - (2) - 5 ひとり親になった事情別年間総収入 (父子家庭)

	合計	なし	100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円～ 600万円未満	600万円～ 700万円未満	700万円～ 800万円未満	800万円以上	無回答
全体	204	0	7	12	25	41	38	39	19	8	12	3
	100.0%	--	3.4%	5.9%	12.3%	20.1%	18.6%	19.1%	9.3%	3.9%	5.9%	1.5%
離婚(協議)	121	0	5	9	19	23	23	23	8	5	5	1
	100.0%	--	4.1%	7.4%	15.7%	19.0%	19.0%	19.0%	6.6%	4.1%	4.1%	0.8%
離婚(調停・ 裁判等)	34	0	0	0	4	12	9	4	3	1	1	0
	100.0%	--	--	--	11.8%	35.3%	26.5%	11.8%	8.8%	2.9%	2.9%	--
死別	46	0	2	2	2	6	6	10	8	2	6	2
	100.0%	--	4.3%	4.3%	4.3%	13.0%	13.0%	21.7%	17.4%	4.3%	13.0%	4.3%
未婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
遺棄、行方 不明	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	--	--	100.0%	--	--	--	--	--	--	--	--
その他	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
	100.0%	--	--	--	--	--	--	100.0%	--	--	--	--
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

表9 - (2) - 6 ひとり親になった事情別世帯の年間総収入 (父子家庭)

	合計	なし	100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円～ 600万円未満	600万円～ 700万円未満	700万円～ 800万円未満	800万円以上	無回答
全体	204	0	5	10	22	29	35	37	26	14	22	4
	100.0%	--	2.5%	4.9%	10.8%	14.2%	17.2%	18.1%	12.7%	6.9%	10.8%	2.0%
離婚(協議)	121	0	4	7	18	19	17	19	15	7	13	2
	100.0%	--	3.3%	5.8%	14.9%	15.7%	14.0%	15.7%	12.4%	5.8%	10.7%	1.7%
離婚(調停・ 裁判等)	34	0	0	0	2	6	13	4	4	3	2	0
	100.0%	--	--	--	5.9%	17.6%	38.2%	11.8%	11.8%	8.8%	5.9%	--
死別	46	0	1	2	2	4	5	12	7	4	7	2
	100.0%	--	2.2%	4.3%	4.3%	8.7%	10.9%	26.1%	15.2%	8.7%	15.2%	4.3%
未婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
遺棄、行方 不明	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	--	--	100.0%	--	--	--	--	--	--	--	--
その他	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
	100.0%	--	--	--	--	--	--	100.0%	--	--	--	--
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ひとり暮らし寡婦の配偶者と離別した事情別の収入

表9 - (2) - 7 配偶者と離別した事情別年間就労収入（ひとり暮らし寡婦）

	合計	なし	100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円～ 600万円未満	600万円～ 700万円未満	700万円～ 800万円未満	800万円以上	無回答
全体	204	6	7	12	32	34	44	36	10	8	11	4
	100.0%	2.9%	3.4%	5.9%	15.7%	16.7%	21.6%	17.6%	4.9%	3.9%	5.4%	2.0%
離婚(協議)	121	4	4	8	25	18	25	21	5	4	5	2
	100.0%	3.3%	3.3%	6.6%	20.7%	14.9%	20.7%	17.4%	4.1%	3.3%	4.1%	1.7%
離婚(調停・ 裁判等)	34	0	0	1	5	10	9	5	2	1	1	0
	100.0%	--	--	2.9%	14.7%	29.4%	26.5%	14.7%	5.9%	2.9%	2.9%	--
死別	46	1	3	3	2	6	9	9	3	3	5	2
	100.0%	2.2%	6.5%	6.5%	4.3%	13.0%	19.6%	19.6%	6.5%	6.5%	10.9%	4.3%
未婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
遺棄、行方 不明	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
その他	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	100.0%	--	--	--	--	--	50.0%	50.0%	--	--	--	--
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

表9 - (2) - 8 配偶者と離別した事情別年間総収入（ひとり暮らし寡婦）

	合計	なし	100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円～ 600万円未満	600万円～ 700万円未満	700万円～ 800万円未満	800万円以上	無回答
全体	204	0	7	12	25	41	38	39	19	8	12	3
	100.0%	--	3.4%	5.9%	12.3%	20.1%	18.6%	19.1%	9.3%	3.9%	5.9%	1.5%
離婚(協議)	121	0	5	9	19	23	23	23	8	5	5	1
	100.0%	--	4.1%	7.4%	15.7%	19.0%	19.0%	19.0%	6.6%	4.1%	4.1%	0.8%
離婚(調停・ 裁判等)	34	0	0	0	4	12	9	4	3	1	1	0
	100.0%	--	--	--	11.8%	35.3%	26.5%	11.8%	8.8%	2.9%	2.9%	--
死別	46	0	2	2	2	6	6	10	8	2	6	2
	100.0%	--	4.3%	4.3%	4.3%	13.0%	13.0%	21.7%	17.4%	4.3%	13.0%	4.3%
未婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
遺棄、行方 不明	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	--	--	100.0%	--	--	--	--	--	--	--	--
その他	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
	100.0%	--	--	--	--	--	--	100.0%	--	--	--	--
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3) 現在の雇用形態別の年間収入（就労収入・総収入・世帯収入）

母子家庭の母の雇用形態別の収入

表9-(3)-1 雇用形態別年間就労収入（母子家庭）

	合計	なし	100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円～ 600万円未満	600万円～ 700万円未満	700万円～ 800万円未満	800万円以上	無回答
全体	1,194	60	119	289	332	183	113	43	19	7	6	23
	100.0%	5.0%	10.0%	24.2%	27.8%	15.3%	9.5%	3.6%	1.6%	0.6%	0.5%	1.9%
正規の職員・従業員	571	3	8	49	182	150	105	37	19	5	5	8
	100.0%	0.5%	1.4%	8.6%	31.9%	26.3%	18.4%	6.5%	3.3%	0.9%	0.9%	1.4%
労働者派遣事業所の派遣社員	63	1	4	21	32	3	1	0	0	0	0	1
	100.0%	1.6%	6.3%	33.3%	50.8%	4.8%	1.6%	--	--	--	--	1.6%
パート・アルバイト等	380	4	86	187	81	12	0	3	0	0	0	7
	100.0%	1.1%	22.6%	49.2%	21.3%	3.2%	--	0.8%	--	--	--	1.8%
会社などの役員	9	0	0	1	5	0	2	0	0	0	1	0
	100.0%	--	--	11.1%	55.6%	--	22.2%	--	--	--	11.1%	--
自営業	45	1	9	13	12	6	2	0	0	1	0	1
	100.0%	2.2%	20.0%	28.9%	26.7%	13.3%	4.4%	--	--	2.2%	--	2.2%
家族従業者	4	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	--	75.0%	25.0%	--	--	--	--	--	--	--	--
その他	45	1	1	10	15	9	3	3	0	1	0	2
	100.0%	2.2%	2.2%	22.2%	33.3%	20.0%	6.7%	6.7%	--	2.2%	--	4.4%
就労していない	76	50	8	7	4	3	0	0	0	0	0	4
	100.0%	65.8%	10.5%	9.2%	5.3%	3.9%	--	--	--	--	--	5.3%
無回答	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	--	--	--	100.0%	--	--	--	--	--	--	--

表9-(3)-2 雇用形態別年間総収入（母子家庭）

	合計	なし	100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円～ 600万円未満	600万円～ 700万円未満	700万円～ 800万円未満	800万円以上	無回答
全体	1,194	16	63	219	366	260	141	62	26	10	10	21
	100.0%	1.3%	5.3%	18.3%	30.7%	21.8%	11.8%	5.2%	2.2%	0.8%	0.8%	1.8%
正規の職員・従業員	571	1	5	22	146	174	119	56	25	8	9	6
	100.0%	0.2%	0.9%	3.9%	25.6%	30.5%	20.8%	9.8%	4.4%	1.4%	1.6%	1.1%
労働者派遣事業所の派遣社員	63	1	1	14	35	6	5	0	0	0	0	1
	100.0%	1.6%	1.6%	22.2%	55.6%	9.5%	7.9%	--	--	--	--	1.6%
パート・アルバイト等	380	2	28	148	134	52	5	3	0	0	0	8
	100.0%	0.5%	7.4%	38.9%	35.3%	13.7%	1.3%	0.8%	--	--	--	2.1%
会社などの役員	9	0	0	0	4	2	2	0	0	0	1	0
	100.0%	--	--	--	44.4%	22.2%	22.2%	--	--	--	11.1%	--
自営業	45	0	6	8	17	8	4	1	0	1	0	0
	100.0%	--	13.3%	17.8%	37.8%	17.8%	8.9%	2.2%	--	2.2%	--	--
家族従業者	4	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	--	25.0%	50.0%	25.0%	--	--	--	--	--	--	--
その他	45	0	1	3	17	13	5	2	1	1	0	2
	100.0%	--	2.2%	6.7%	37.8%	28.9%	11.1%	4.4%	2.2%	2.2%	--	4.4%
就労していない	76	12	21	22	11	5	1	0	0	0	0	4
	100.0%	15.8%	27.6%	28.9%	14.5%	6.6%	1.3%	--	--	--	--	5.3%
無回答	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	--	--	--	100.0%	--	--	--	--	--	--	--

表9-(3)-3 雇用形態別世帯の年間総収入（母子家庭）

	合計	なし	100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円～ 600万円未満	600万円～ 700万円未満	700万円～ 800万円未満	800万円以上	無回答
全体	1,194	11	42	164	315	261	161	90	56	25	36	33
	100.0%	0.9%	3.5%	13.7%	26.4%	21.9%	13.5%	7.5%	4.7%	2.1%	3.0%	2.8%
正規の職員・従業員	571	2	3	18	104	150	118	69	47	18	29	13
	100.0%	0.4%	0.5%	3.2%	18.2%	26.3%	20.7%	12.1%	8.2%	3.2%	5.1%	2.3%
労働者派遣事業所の派遣社員	63	1	1	10	30	8	6	5	1	0	0	1
	100.0%	1.6%	1.6%	15.9%	47.6%	12.7%	9.5%	7.9%	1.6%	--	--	1.6%
パート・アルバイト等	380	1	21	100	132	70	24	10	3	2	4	13
	100.0%	0.3%	5.5%	26.3%	34.7%	18.4%	6.3%	2.6%	0.8%	0.5%	1.1%	3.4%
会社などの役員	9	0	0	0	2	3	2	0	0	1	1	0
	100.0%	--	--	--	22.2%	33.3%	22.2%	--	--	11.1%	11.1%	--
自営業	45	0	4	8	14	9	4	3	1	1	1	0
	100.0%	--	8.9%	17.8%	31.1%	20.0%	8.9%	6.7%	2.2%	2.2%	2.2%	--
家族従業者	4	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	--	25.0%	50.0%	25.0%	--	--	--	--	--	--	--
その他	45	0	1	2	16	11	5	3	2	3	0	2
	100.0%	--	2.2%	4.4%	35.6%	24.4%	11.1%	6.7%	4.4%	6.7%	--	4.4%
就労していない	76	7	11	24	15	10	2	0	2	0	1	4
	100.0%	9.2%	14.5%	31.6%	19.7%	13.2%	2.6%	--	2.6%	--	1.3%	5.3%
無回答	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	--	--	--	100.0%	--	--	--	--	--	--	--

父子家庭の父の雇用形態別の収入

表9 - (3) - 4 雇用形態別年間就労収入 (父子家庭)

	合計	なし	100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円～ 600万円未満	600万円～ 700万円未満	700万円～ 800万円未満	800万円以上	無回答
全体	204	6	7	12	32	34	44	36	10	8	11	4
	100.0%	2.9%	3.4%	5.9%	15.7%	16.7%	21.6%	17.6%	4.9%	3.9%	5.4%	2.0%
正規の職員・従業員	142	0	1	1	16	27	39	33	10	7	6	2
	100.0%	--	0.7%	0.7%	11.3%	19.0%	27.5%	23.2%	7.0%	4.9%	4.2%	1.4%
労働者派遣事業所の派遣社員	7	0	0	1	4	1	1	0	0	0	0	0
	100.0%	--	--	14.3%	57.1%	14.3%	14.3%	--	--	--	--	--
パート・アルバイト等	5	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	1
	100.0%	--	--	20.0%	60.0%	--	--	--	--	--	--	20.0%
会社などの役員	6	0	0	0	0	0	2	1	0	1	2	0
	100.0%	--	--	--	--	--	33.3%	16.7%	--	16.7%	33.3%	--
自営業	32	0	4	9	8	6	2	1	0	0	2	0
	100.0%	--	12.5%	28.1%	25.0%	18.8%	6.3%	3.1%	--	--	6.3%	--
家族従業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
その他	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	--	--	--	100.0%	--	--	--	--	--	--	--
就労していない	11	6	2	0	0	0	0	1	0	0	1	1
	100.0%	54.5%	18.2%	--	--	--	--	9.1%	--	--	9.1%	9.1%
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

表9 - (3) - 5 雇用形態別年間総収入 (父子家庭)

	合計	なし	100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円～ 600万円未満	600万円～ 700万円未満	700万円～ 800万円未満	800万円以上	無回答
全体	204	0	7	12	25	41	38	39	19	8	12	3
	100.0%	--	3.4%	5.9%	12.3%	20.1%	18.6%	19.1%	9.3%	3.9%	5.9%	1.5%
正規の職員・従業員	142	0	1	0	13	29	33	34	18	6	7	1
	100.0%	--	0.7%	--	9.2%	20.4%	23.2%	23.9%	12.7%	4.2%	4.9%	0.7%
労働者派遣事業所の派遣社員	7	0	0	1	2	2	2	0	0	0	0	0
	100.0%	--	--	14.3%	28.6%	28.6%	28.6%	--	--	--	--	--
パート・アルバイト等	5	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	1
	100.0%	--	--	20.0%	40.0%	20.0%	--	--	--	--	--	20.0%
会社などの役員	6	0	0	0	0	0	0	3	0	1	2	0
	100.0%	--	--	--	--	--	--	50.0%	--	16.7%	33.3%	--
自営業	32	0	2	6	8	8	3	1	1	1	2	0
	100.0%	--	6.3%	18.8%	25.0%	25.0%	9.4%	3.1%	3.1%	3.1%	6.3%	--
家族従業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
その他	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	100.0%	--	--	--	--	100.0%	--	--	--	--	--	--
就労していない	11	0	4	4	0	0	0	1	0	0	1	1
	100.0%	--	36.4%	36.4%	--	--	--	9.1%	--	--	9.1%	9.1%
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

表9 - (3) - 6 雇用形態別世帯の年間総収入 (父子家庭)

	合計	なし	100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円～ 600万円未満	600万円～ 700万円未満	700万円～ 800万円未満	800万円以上	無回答
全体	204	0	5	10	22	29	35	37	26	14	22	4
	100.0%	--	2.5%	4.9%	10.8%	14.2%	17.2%	18.1%	12.7%	6.9%	10.8%	2.0%
正規の職員・従業員	142	0	1	0	13	18	26	31	25	11	15	2
	100.0%	--	0.7%	--	9.2%	12.7%	18.3%	21.8%	17.6%	7.7%	10.6%	1.4%
労働者派遣事業所の派遣社員	7	0	0	1	1	2	1	2	0	0	0	0
	100.0%	--	--	14.3%	14.3%	28.6%	14.3%	28.6%	--	--	--	--
パート・アルバイト等	5	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	1
	100.0%	--	--	20.0%	20.0%	40.0%	--	--	--	--	--	20.0%
会社などの役員	6	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3	0
	100.0%	--	--	--	--	--	--	33.3%	--	16.7%	50.0%	--
自営業	32	0	2	3	6	6	8	1	1	2	3	0
	100.0%	--	6.3%	9.4%	18.8%	18.8%	25.0%	3.1%	3.1%	6.3%	9.4%	--
家族従業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
その他	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	100.0%	--	--	--	--	100.0%	--	--	--	--	--	--
就労していない	11	0	2	5	1	0	0	1	0	0	1	1
	100.0%	--	18.2%	45.5%	9.1%	--	--	9.1%	--	--	9.1%	9.1%
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(4) 現在の職業別の就労収入

図9-(4)-1 母子家庭の母の現在の職業別
年間就労収入の構成割合

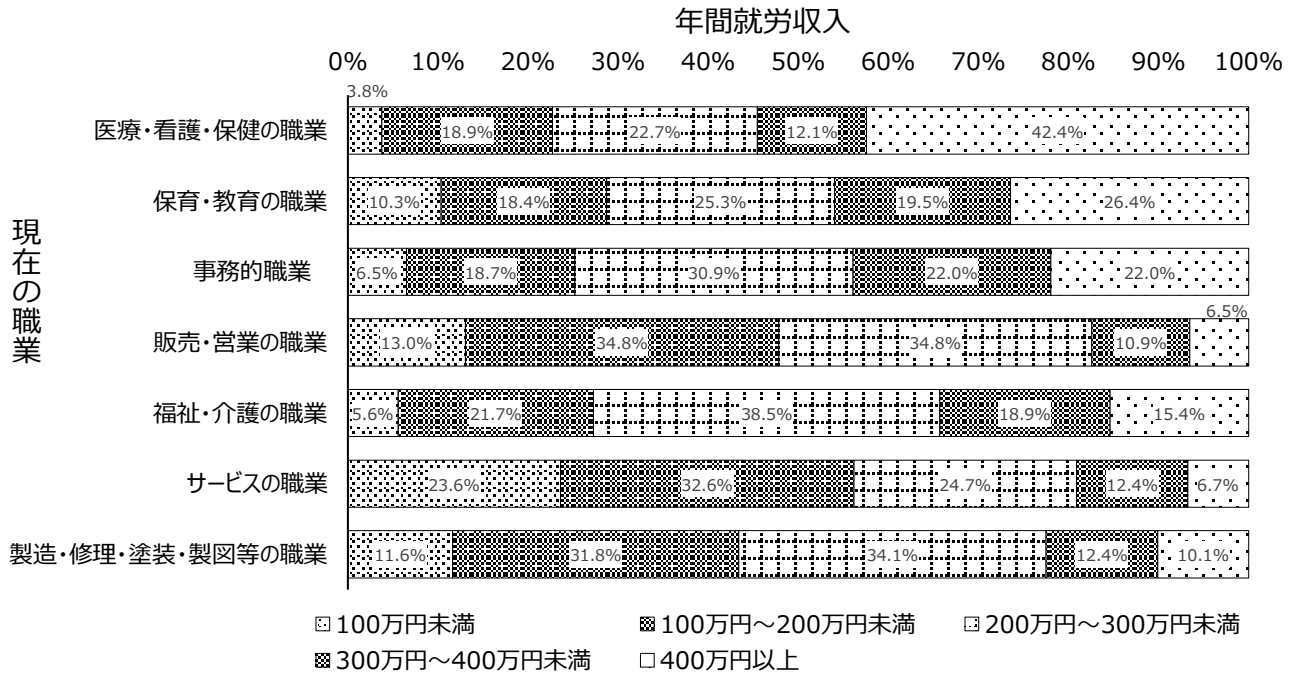


図9-(4)-2 父子家庭の父の現在の職業別
年間就労収入の構成割合

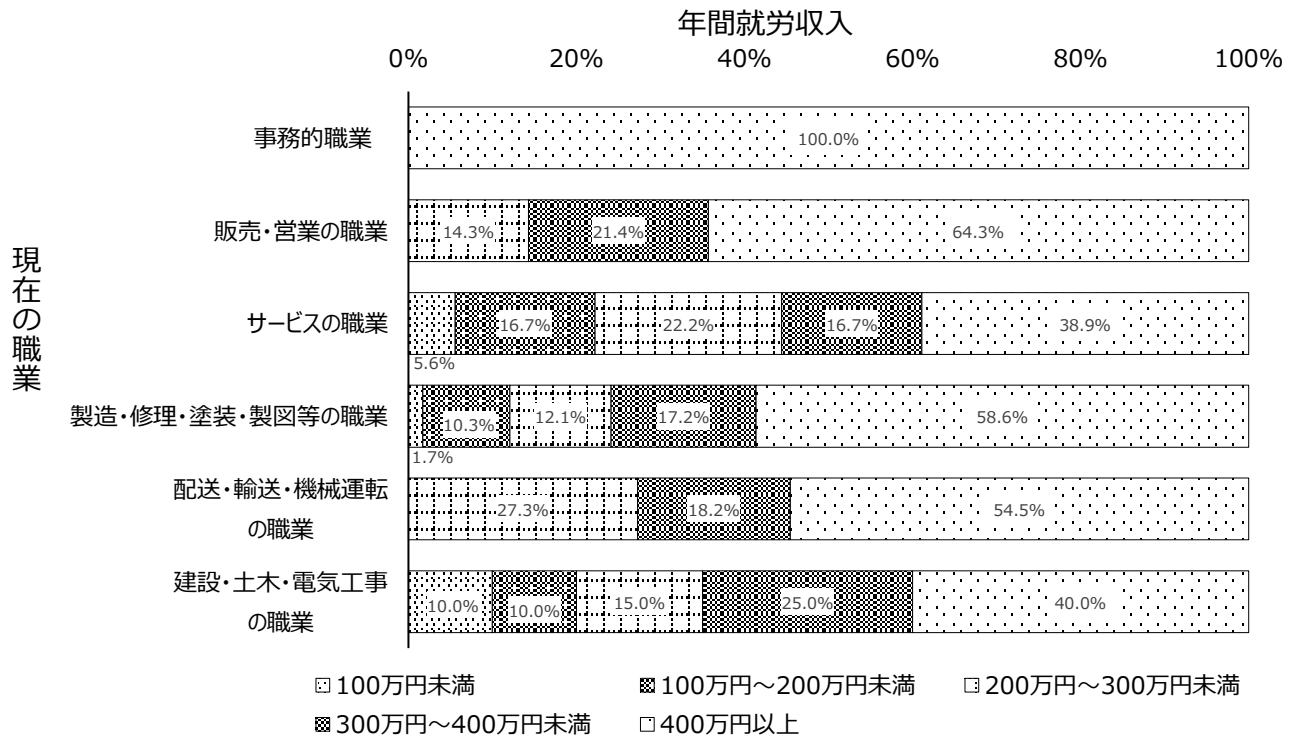
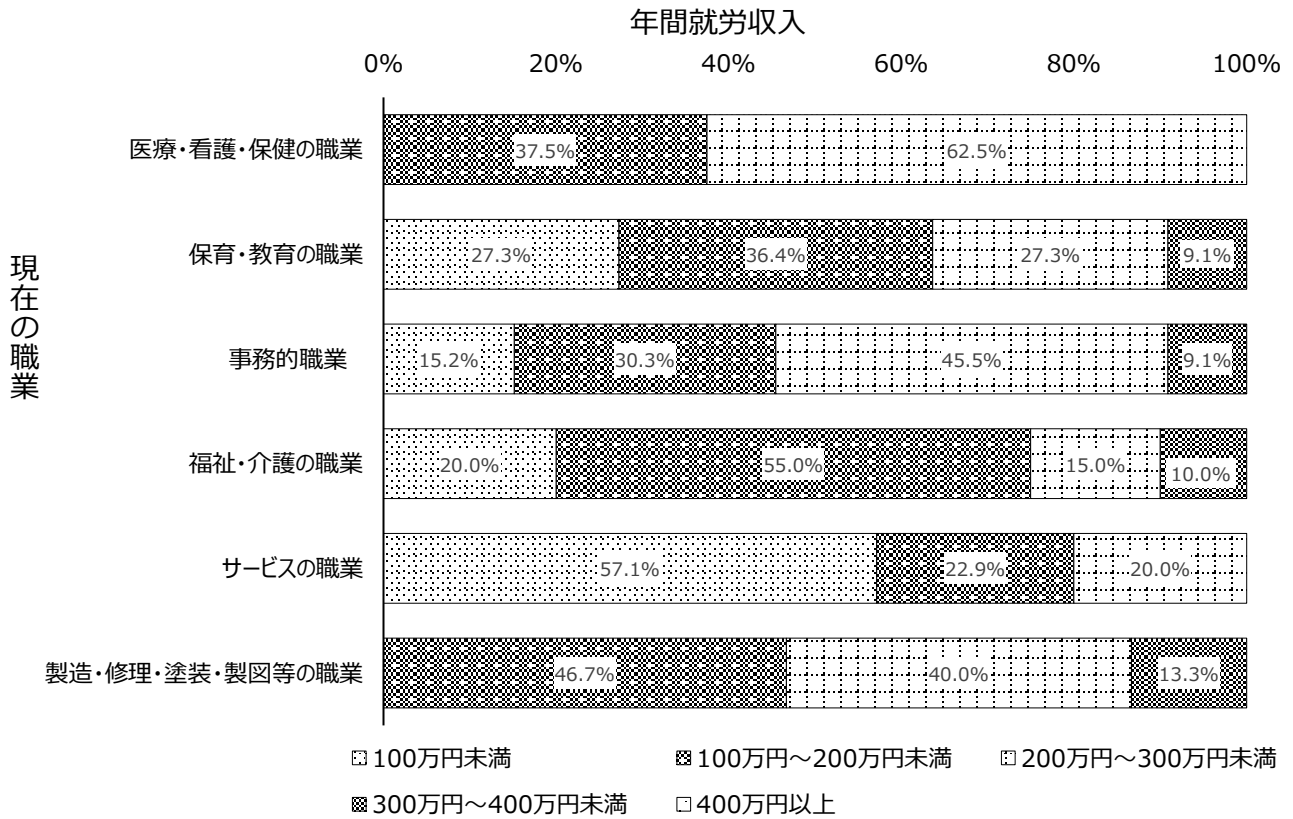


図9-(4)-3 ひとり暮らし寡婦の現在の職業別
年間就労収入の構成割合



(5) ひとり親の学歴別の年間収入（就労収入・総収入・世帯収入）

母子家庭の母の学歴別の収入

表9 - (5) - 1 学歴別年間就労収入（母子家庭）

	合計	なし	100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円～ 600万円未満	600万円～ 700万円未満	700万円～ 800万円未満	800万円以上	無回答
全体	1,194	60	119	289	332	183	113	43	19	7	6	23
	100.0%	5.0%	10.0%	24.2%	27.8%	15.3%	9.5%	3.6%	1.6%	0.6%	0.5%	1.9%
中学校(義務教育)	81	14	14	23	19	6	2	0	1	0	0	2
	100.0%	17.3%	17.3%	28.4%	23.5%	7.4%	2.5%	--	1.2%	--	--	2.5%
高 校	403	24	51	122	113	44	24	13	2	0	0	10
	100.0%	6.0%	12.7%	30.3%	28.0%	10.9%	6.0%	3.2%	0.5%	--	--	2.5%
短大、高等専門学校、専門学校	491	16	40	105	144	95	55	17	9	3	3	4
	100.0%	3.3%	8.1%	21.4%	29.3%	19.3%	11.2%	3.5%	1.8%	0.6%	0.6%	0.8%
大学またはそれ以上	197	4	10	34	53	36	31	13	7	4	3	2
	100.0%	2.0%	5.1%	17.3%	26.9%	18.3%	15.7%	6.6%	3.6%	2.0%	1.5%	1.0%
その他	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	33.3%	--	66.7%	--	--	--	--	--	--	--	--
答えたくない	12	1	3	2	1	2	0	0	0	0	0	3
	100.0%	8.3%	25.0%	16.7%	8.3%	16.7%	--	--	--	--	--	25.0%
無回答	7	0	1	1	2	0	1	0	0	0	0	2
	100.0%	--	14.3%	14.3%	28.6%	--	14.3%	--	--	--	--	28.6%

表9 - (5) - 2 学歴別年間総収入（母子家庭）

	合計	なし	100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円～ 600万円未満	600万円～ 700万円未満	700万円～ 800万円未満	800万円以上	無回答
全体	1,194	16	63	219	366	260	141	62	26	10	10	21
	100.0%	1.3%	5.3%	18.3%	30.7%	21.8%	11.8%	5.2%	2.2%	0.8%	0.8%	1.8%
中学校(義務教育)	81	4	11	29	20	11	3	0	1	0	0	2
	100.0%	4.9%	13.6%	35.8%	24.7%	13.6%	3.7%	--	1.2%	--	--	2.5%
高 校	403	7	21	92	156	65	36	13	4	1	0	8
	100.0%	1.7%	5.2%	22.8%	38.7%	16.1%	8.9%	3.2%	1.0%	0.2%	--	2.0%
短大、高等専門学校、専門学校	491	3	23	72	140	132	67	30	11	4	3	6
	100.0%	0.6%	4.7%	14.7%	28.5%	26.9%	13.6%	6.1%	2.2%	0.8%	0.6%	1.2%
大学またはそれ以上	197	1	5	22	45	50	33	19	10	5	7	0
	100.0%	0.5%	2.5%	11.2%	22.8%	25.4%	16.8%	9.6%	5.1%	2.5%	3.6%	--
その他	3	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	33.3%	--	33.3%	33.3%	--	--	--	--	--	--	--
答えたくない	12	0	3	2	2	1	1	0	0	0	0	3
	100.0%	--	25.0%	16.7%	16.7%	8.3%	8.3%	--	--	--	--	25.0%
無回答	7	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	2
	100.0%	--	--	14.3%	28.6%	14.3%	14.3%	--	--	--	--	28.6%

表9 - (5) - 3 学歴別世帯の年間総収入（母子家庭）

	合計	なし	100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円～ 600万円未満	600万円～ 700万円未満	700万円～ 800万円未満	800万円以上	無回答
全体	1,194	11	42	164	315	261	161	90	56	25	36	33
	100.0%	0.9%	3.5%	13.7%	26.4%	21.9%	13.5%	7.5%	4.7%	2.1%	3.0%	2.8%
中学校(義務教育)	81	4	10	25	17	14	5	1	1	0	1	3
	100.0%	4.9%	12.3%	30.9%	21.0%	17.3%	6.2%	1.2%	1.2%	--	1.2%	3.7%
高 校	403	4	14	60	146	74	51	18	17	5	2	12
	100.0%	1.0%	3.5%	14.9%	36.2%	18.4%	12.7%	4.5%	4.2%	1.2%	0.5%	3.0%
短大、高等専門学校、専門学校	491	2	14	58	111	117	69	52	24	16	17	11
	100.0%	0.4%	2.9%	11.8%	22.6%	23.8%	14.1%	10.6%	4.9%	3.3%	3.5%	2.2%
大学またはそれ以上	197	1	2	17	35	54	33	19	14	4	16	2
	100.0%	0.5%	1.0%	8.6%	17.8%	27.4%	16.8%	9.6%	7.1%	2.0%	8.1%	1.0%
その他	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	--	--	33.3%	66.7%	--	--	--	--	--	--	--
答えたくない	12	0	2	2	2	1	2	0	0	0	0	3
	100.0%	--	16.7%	16.7%	16.7%	8.3%	16.7%	--	--	--	--	25.0%
無回答	7	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	2
	100.0%	--	--	14.3%	28.6%	14.3%	14.3%	--	--	--	--	28.6%

父子家庭の父の学歴別の収入

表9 - (5) - 4 学歴別年間就労収入 (父子家庭)

	合計	なし	100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円～ 600万円未満	600万円～ 700万円未満	700万円～ 800万円未満	800万円以上	無回答
全体	204	6	7	12	32	34	44	36	10	8	11	4
	100.0%	2.9%	3.4%	5.9%	15.7%	16.7%	21.6%	17.6%	4.9%	3.9%	5.4%	2.0%
中学校(義務教育)	20	1	1	0	8	6	3	1	0	0	0	0
	100.0%	5.0%	5.0%	--	40.0%	30.0%	15.0%	5.0%	--	--	--	--
高校	85	4	2	7	12	12	22	14	4	2	2	4
	100.0%	4.7%	2.4%	8.2%	14.1%	14.1%	25.9%	16.5%	4.7%	2.4%	2.4%	4.7%
短大、高等専門学校、専門学校	41	0	1	2	8	5	10	8	2	2	3	0
	100.0%	--	2.4%	4.9%	19.5%	12.2%	24.4%	19.5%	4.9%	4.9%	7.3%	--
大学またはそれ以上	55	0	3	3	3	11	9	13	3	4	6	0
	100.0%	--	5.5%	5.5%	5.5%	20.0%	16.4%	23.6%	5.5%	7.3%	10.9%	--
その他	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
答えたくない	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	100.0%	--	--	--	50.0%	--	--	--	50.0%	--	--	--
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

表9 - (5) - 5 学歴別年間総収入 (父子家庭)

	合計	なし	100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円～ 600万円未満	600万円～ 700万円未満	700万円～ 800万円未満	800万円以上	無回答
全体	204	0	7	12	25	41	38	39	19	8	12	3
	100.0%	--	3.4%	5.9%	12.3%	20.1%	18.6%	19.1%	9.3%	3.9%	5.9%	1.5%
中学校(義務教育)	20	0	1	1	5	7	2	3	0	1	0	0
	100.0%	--	5.0%	5.0%	25.0%	35.0%	10.0%	15.0%	--	5.0%	--	--
高校	85	0	3	7	10	18	17	16	7	2	2	3
	100.0%	--	3.5%	8.2%	11.8%	21.2%	20.0%	18.8%	8.2%	2.4%	2.4%	3.5%
短大、高等専門学校、専門学校	41	0	0	2	6	6	10	7	5	2	3	0
	100.0%	--	--	4.9%	14.6%	14.6%	24.4%	17.1%	12.2%	4.9%	7.3%	--
大学またはそれ以上	55	0	2	2	3	10	9	13	6	3	7	0
	100.0%	--	3.6%	3.6%	5.5%	18.2%	16.4%	23.6%	10.9%	5.5%	12.7%	--
その他	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	--	100.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--
答えたくない	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	100.0%	--	--	--	50.0%	--	--	--	50.0%	--	--	--
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

表9 - (5) - 6 学歴別世帯の年間総収入 (父子家庭)

	合計	なし	100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円～ 600万円未満	600万円～ 700万円未満	700万円～ 800万円未満	800万円以上	無回答
全体	204	0	5	10	22	29	35	37	26	14	22	4
	100.0%	--	2.5%	4.9%	10.8%	14.2%	17.2%	18.1%	12.7%	6.9%	10.8%	2.0%
中学校(義務教育)	20	0	1	1	4	2	6	4	1	1	0	0
	100.0%	--	5.0%	5.0%	20.0%	10.0%	30.0%	20.0%	5.0%	5.0%	--	--
高校	85	0	2	5	10	11	14	16	8	8	7	4
	100.0%	--	2.4%	5.9%	11.8%	12.9%	16.5%	18.8%	9.4%	9.4%	8.2%	4.7%
短大、高等専門学校、専門学校	41	0	0	1	4	7	9	7	7	1	5	0
	100.0%	--	--	2.4%	9.8%	17.1%	22.0%	17.1%	17.1%	2.4%	12.2%	--
大学またはそれ以上	55	0	2	2	3	9	6	10	9	4	10	0
	100.0%	--	3.6%	3.6%	5.5%	16.4%	10.9%	18.2%	16.4%	7.3%	18.2%	--
その他	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	--	--	100.0%	--	--	--	--	--	--	--	--
答えたくない	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	100.0%	--	--	--	50.0%	--	--	--	50.0%	--	--	--
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

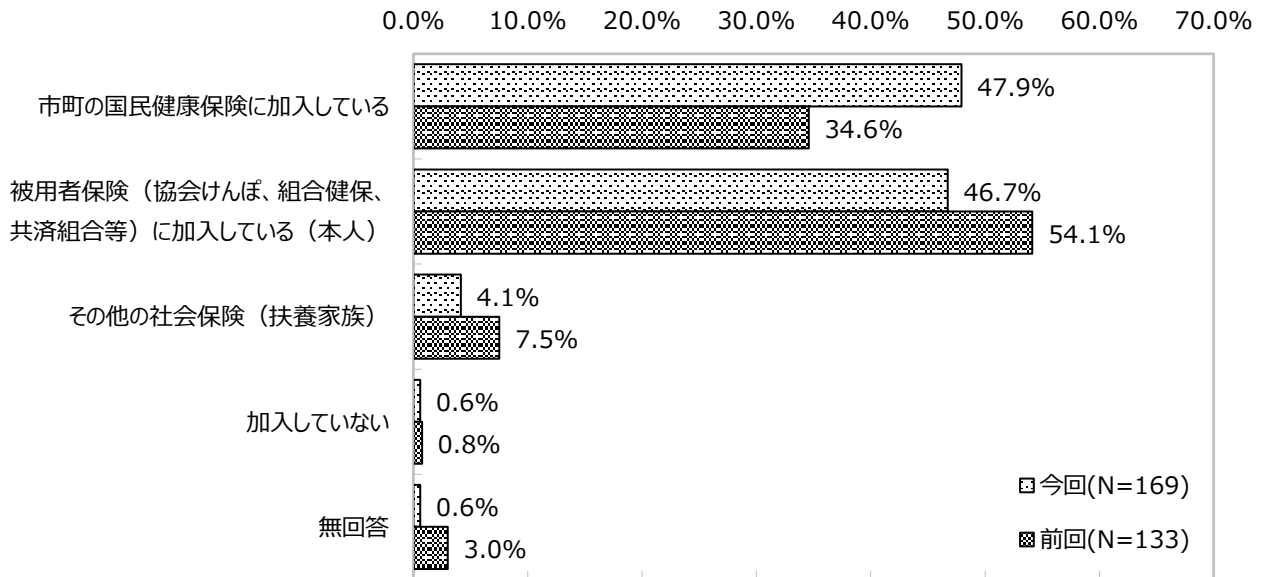
(6) ひとり暮らし寡婦の健康保険（医療保険）の加入状況

質問19 あなたの健康保険(医療保険)の加入の状況について、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

ひとり暮らし寡婦について、「市町の国民健康保険に加入している」が47.9%で最も多く、次いで「被用者保険（協会けんぽ、組合健保、共済組合等）に加入している（本人）」が46.7%となっている。

注：1) 母子家庭、父子家庭については質問項目になし。

図9－（6）ひとり暮らし寡婦の健康保険の加入状況



(7) 暮らし向きに対する意識

質問17 あなたは暮らし向きについて、どう感じていますか。あてはまるものに○をつけてください。

ア 母子家庭の暮らし向きに対する意識について、「苦しい」が44.6%と最も多くなっている。「たいへん苦しい」は前回調査と比較すると、4.0ポイント上昇している。

イ 父子家庭の暮らし向きに対する意識について、「苦しい」が37.7%と最も多くなっている。「たいへん苦しい」は前回調査と比較すると、3.8ポイント上昇している。

ウ ひとり暮らし寡婦の暮らし向きに対する意識について、「苦しい」が45.0%と最も多くなっている。「たいへん苦しい」は前回調査と比較すると、10.4ポイント上昇している。

図9-(7)-1 母子家庭の暮らし向きに対する意識

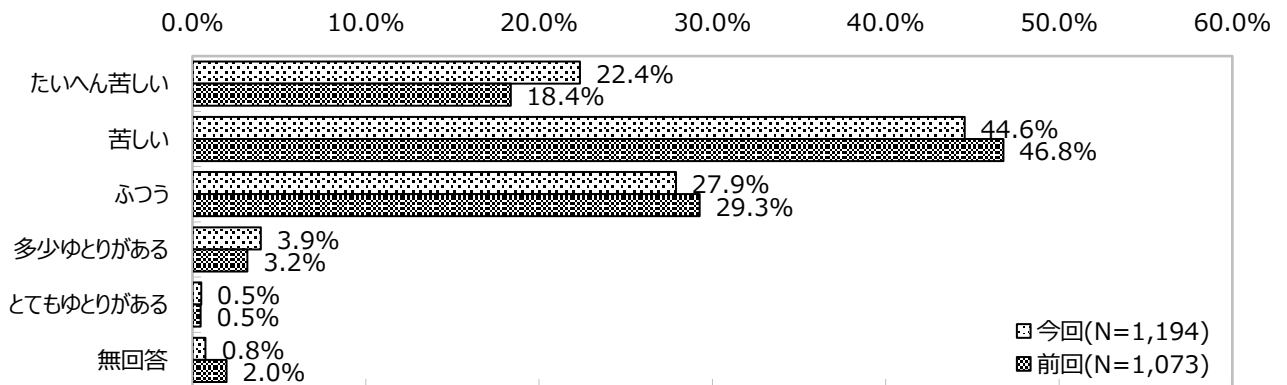


図9-(7)-2 父子家庭の暮らし向きに対する意識

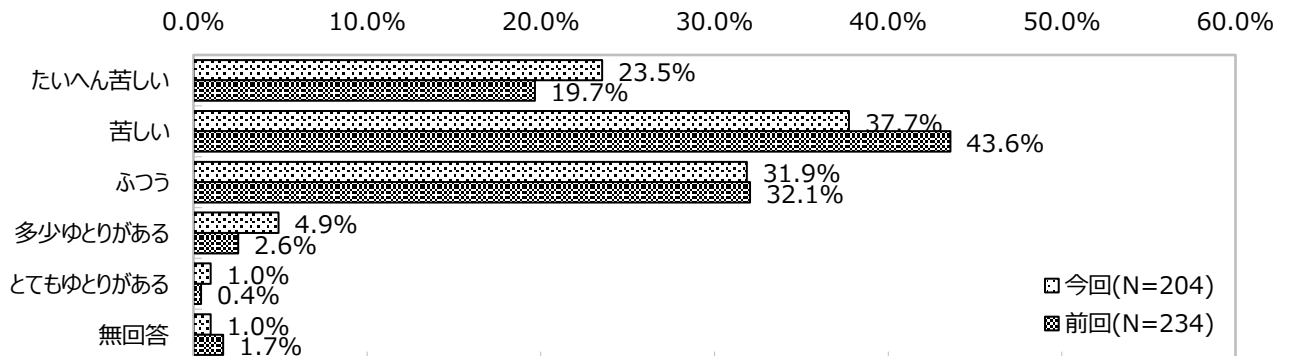
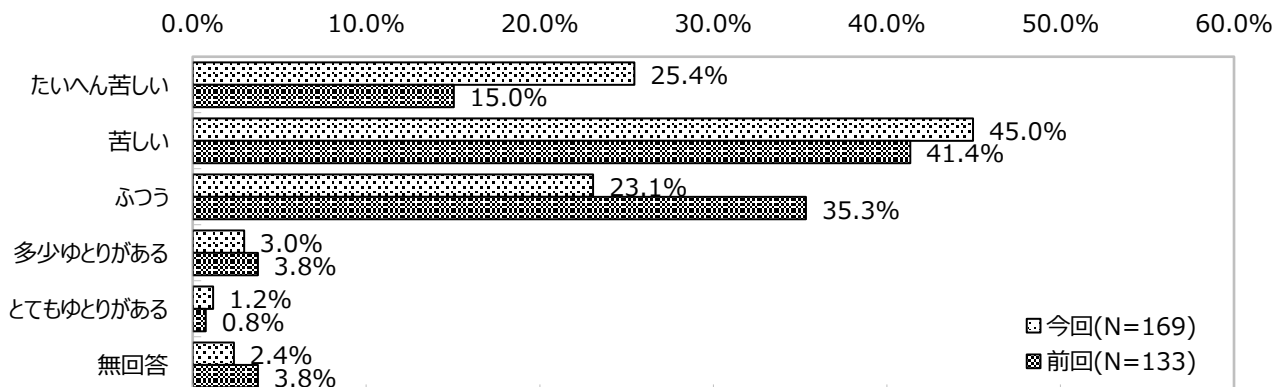


図9-(7)-3 ひとり暮らし寡婦の暮らし向きに対する意識



10 養育費の状況

(1) 相談相手

離婚した方または未婚の方(質問6で「1. 離婚(協議)」「2. 離婚(調停・裁判等)」「4. 未婚」を選んだ方)にお聞きします。

質問18 あなたは、子どもの養育費のことで、だれか(どこか)に相談したことがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

ひとり親になった事情として「離婚(協議)」、「離婚(調停・裁判等)」、「未婚」と回答した者のうち、養育費について「相談していない」を除くと母子家庭、父子家庭ともに「親族」に相談した割合が最も多くなっている。次いで「弁護士」となっている。

図10-(1)-1 母子家庭の母の養育費の相談先(複数回答)

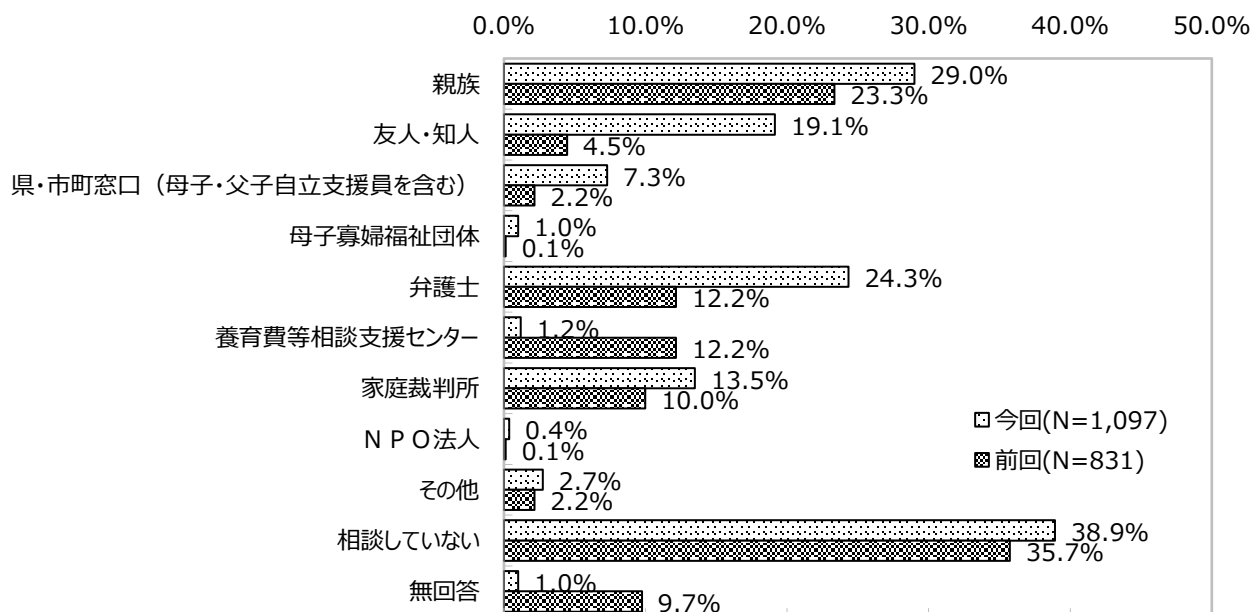
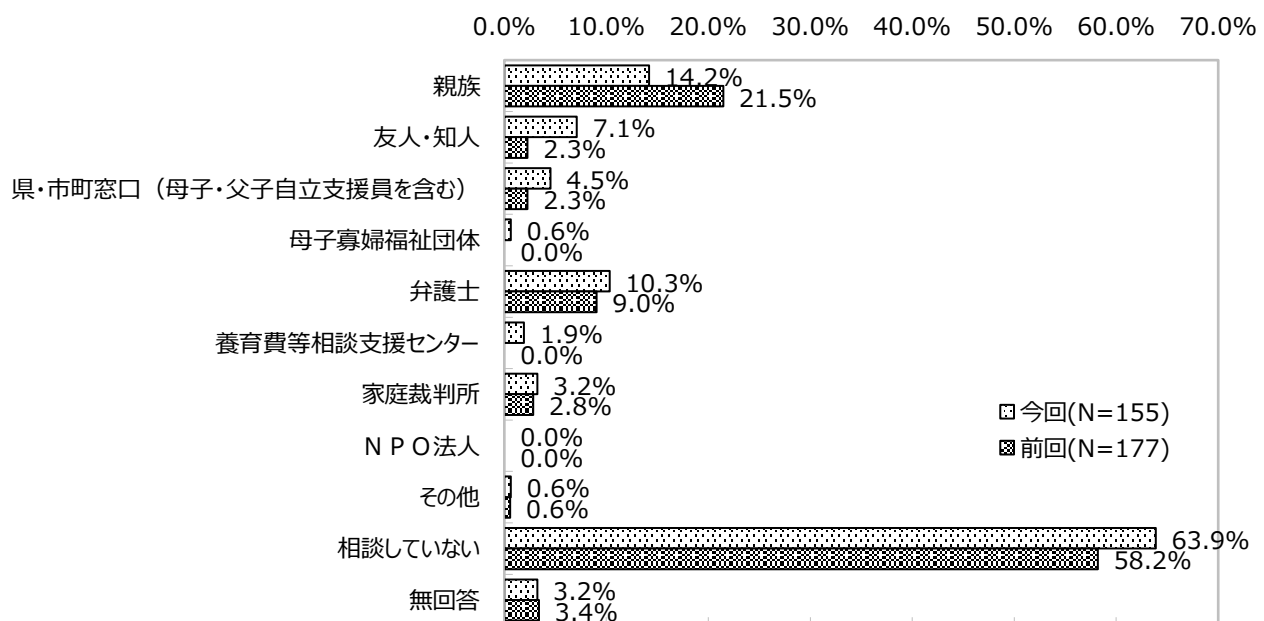


図10-(1)-2 父子家庭の父の養育費の相談先(複数回答)



(2) 養育費の取り決め

質問19 養育費の取り決めの状況について、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

ア 養育費の取り決め状況は、母子家庭の母では「取り決めをしている（文書あり）」が49.2%、「取り決めをしている（文書なし）」が12.4%で合計61.6%となっている。一方、父子家庭の父では「取り決めをしている（文書あり）」が32.9%、「取り決めをしている（文書なし）」が12.9%で合計45.8%となっている。

イ 母子家庭の母では、最終学歴が「大学またはそれ以上」が「文書あり（判決、調停、審判など裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書）」の取り決めをした割合が最も高くなっている。

図10-(2)-1 母子家庭の母の養育費の取り決め状況

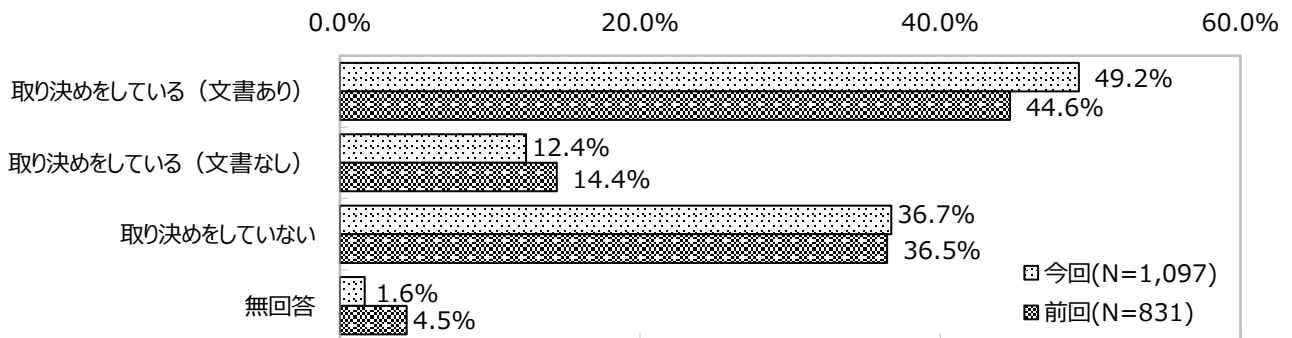


図10-(2)-2 文書ありの内訳（母子家庭）

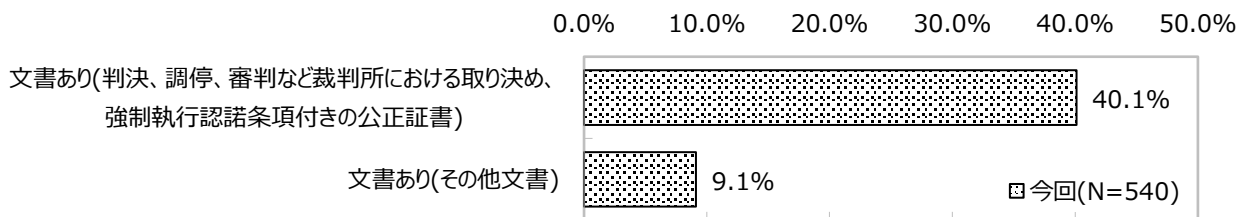


図10-(2)-3 父子家庭の父の養育費の取り決め状況

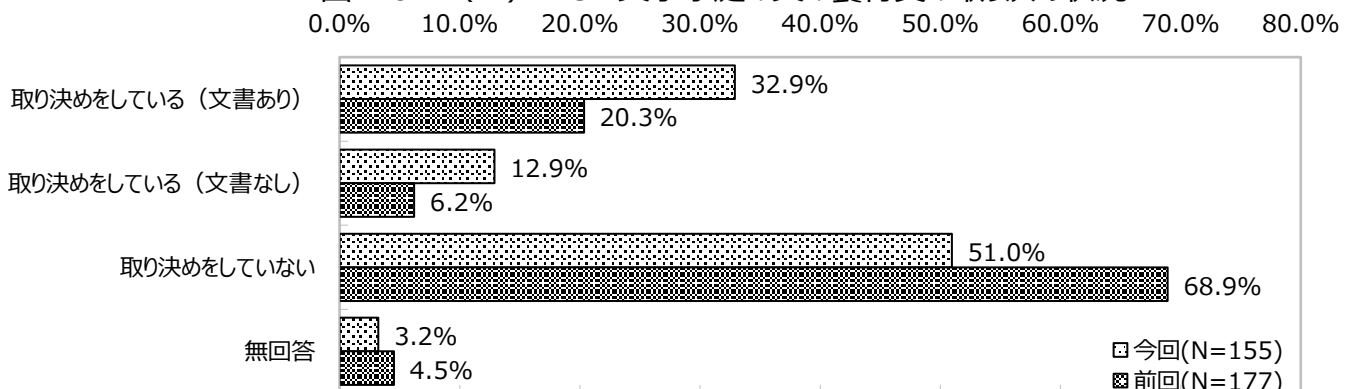


図10-(2)-4 文書ありの内訳（父子家庭）

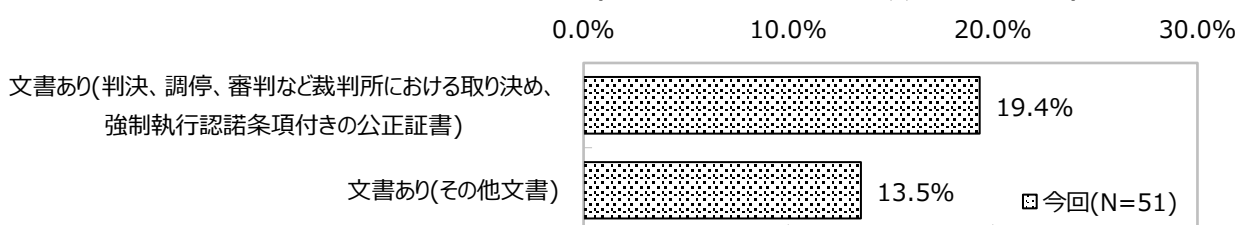


図10-(2)-5 母子家庭の母の養育費の取り決め状況
(母がひとり親になった事情別)

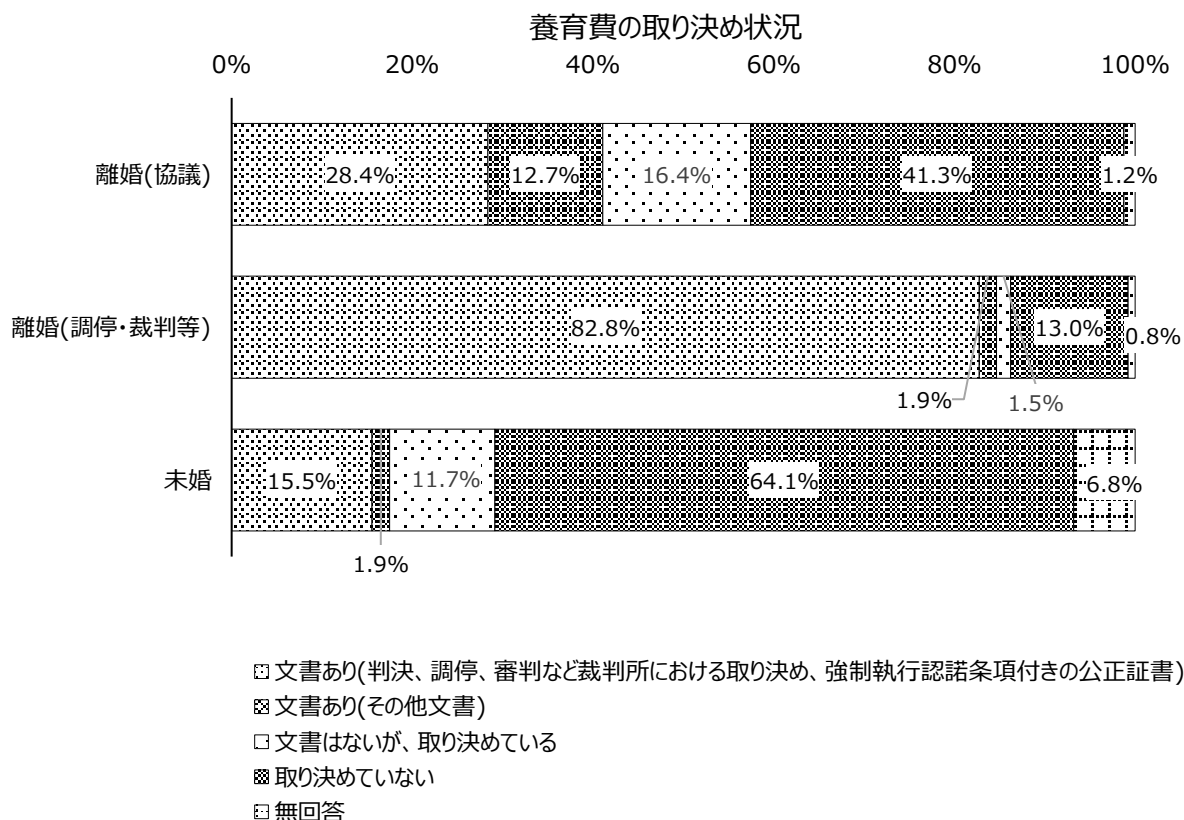


図10-(2)-6 父子家庭の父の養育費の取り決め状況
(父がひとり親になった事情別)

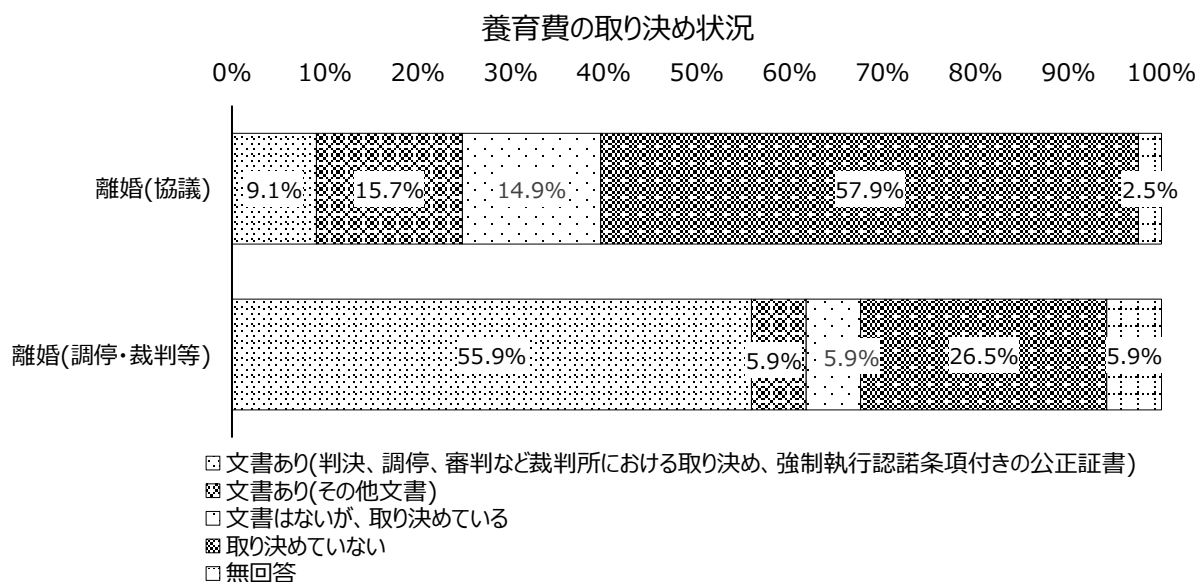


図10-(2)-7 母子家庭の母の養育費の取り決め状況
(母の最終学歴別)

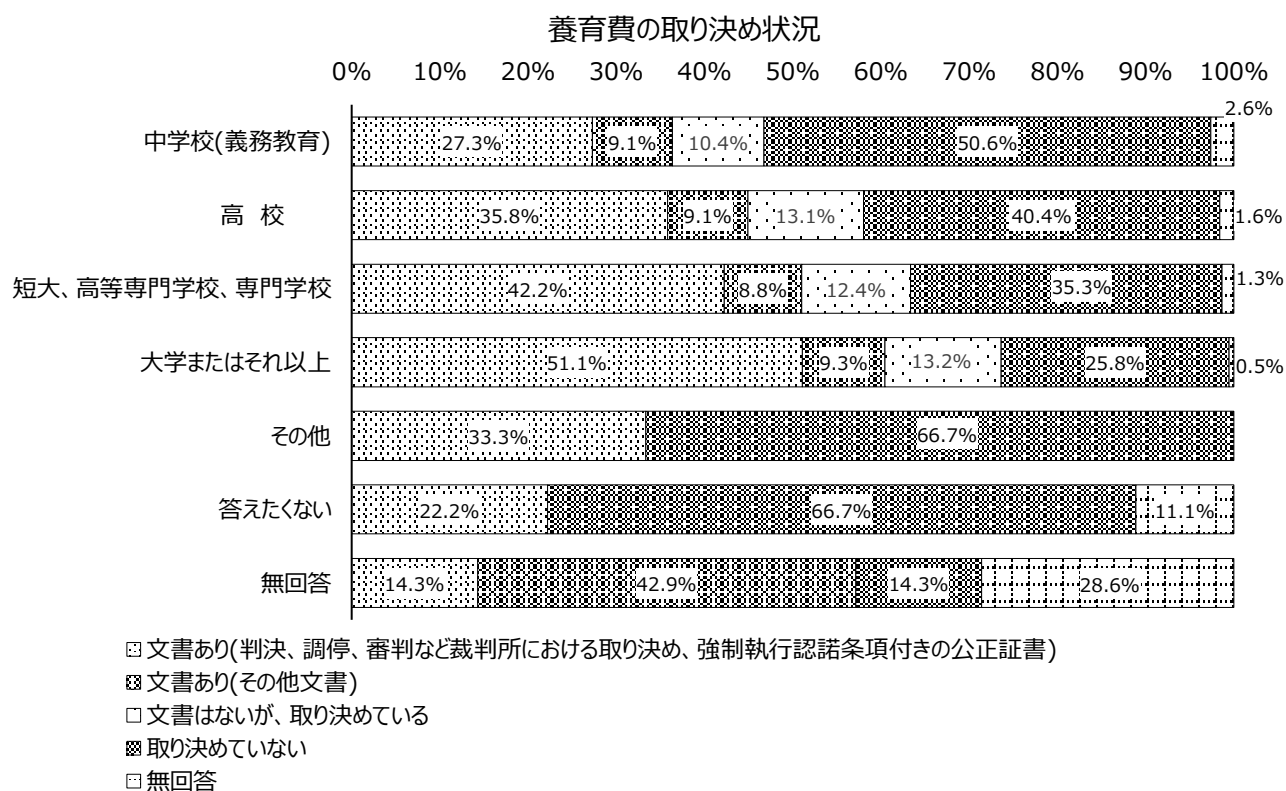
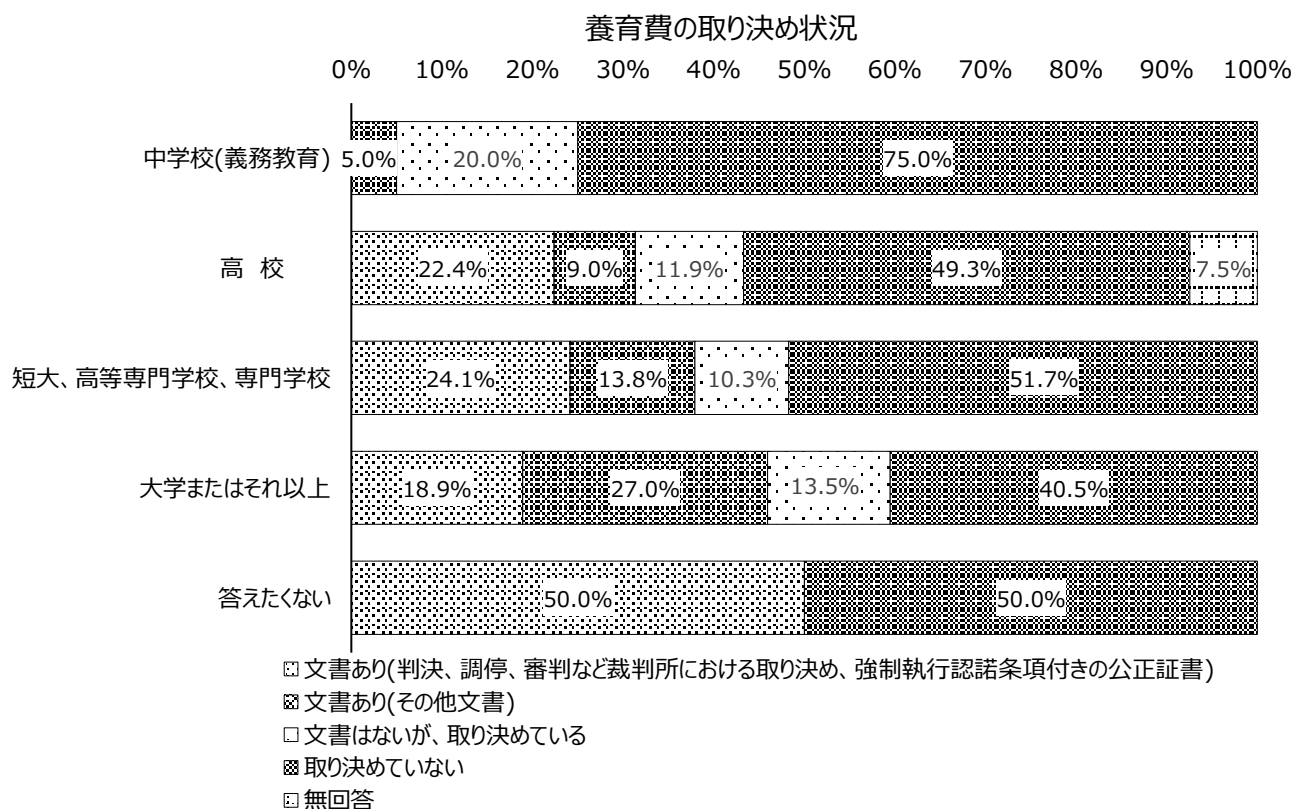


図10-(2)-8 父子家庭の父の養育費の取り決め状況
(父の最終学歴別)



(3) 養育費を取り決めなかった理由

補問1 (質問19で「4. 取り決めていない」を選んだ方)あなたが養育費の取り決めをしていない理由のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

養育費の取り決めをしていない理由について、母子家庭の母、父子家庭の父ともに「相手と関わりたくないから」が最も多く、次いで「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」となっている。

図10-(3)-1 母子家庭の母が養育費の取り決めをしなかった理由
(複数回答)

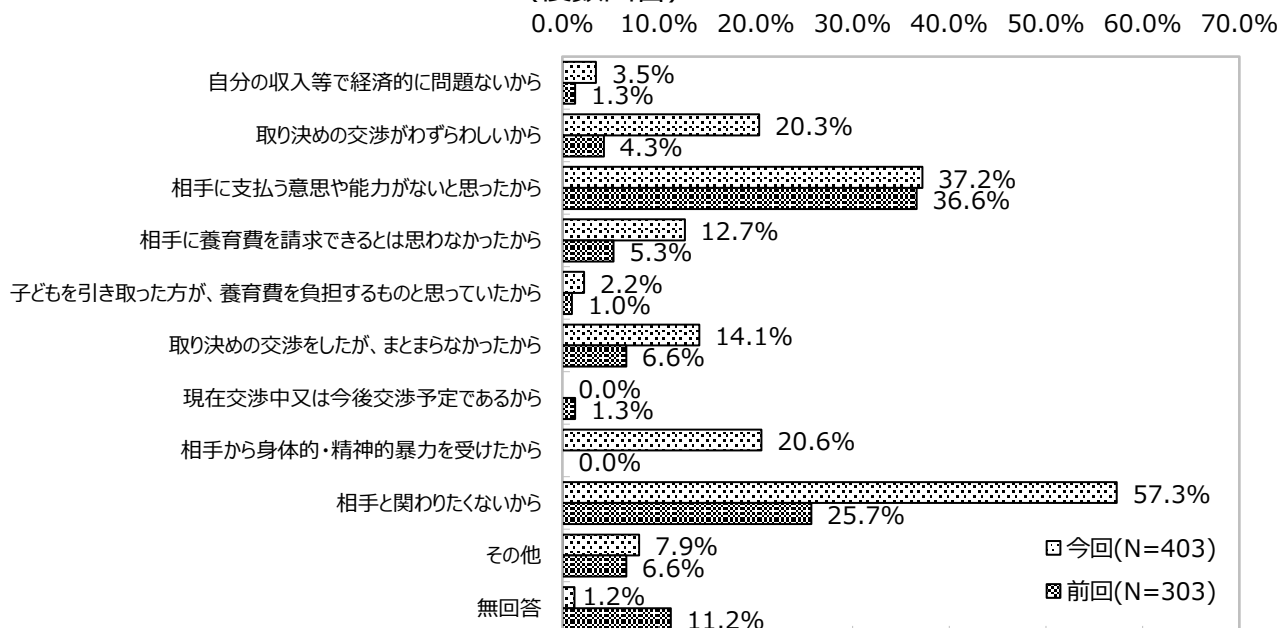
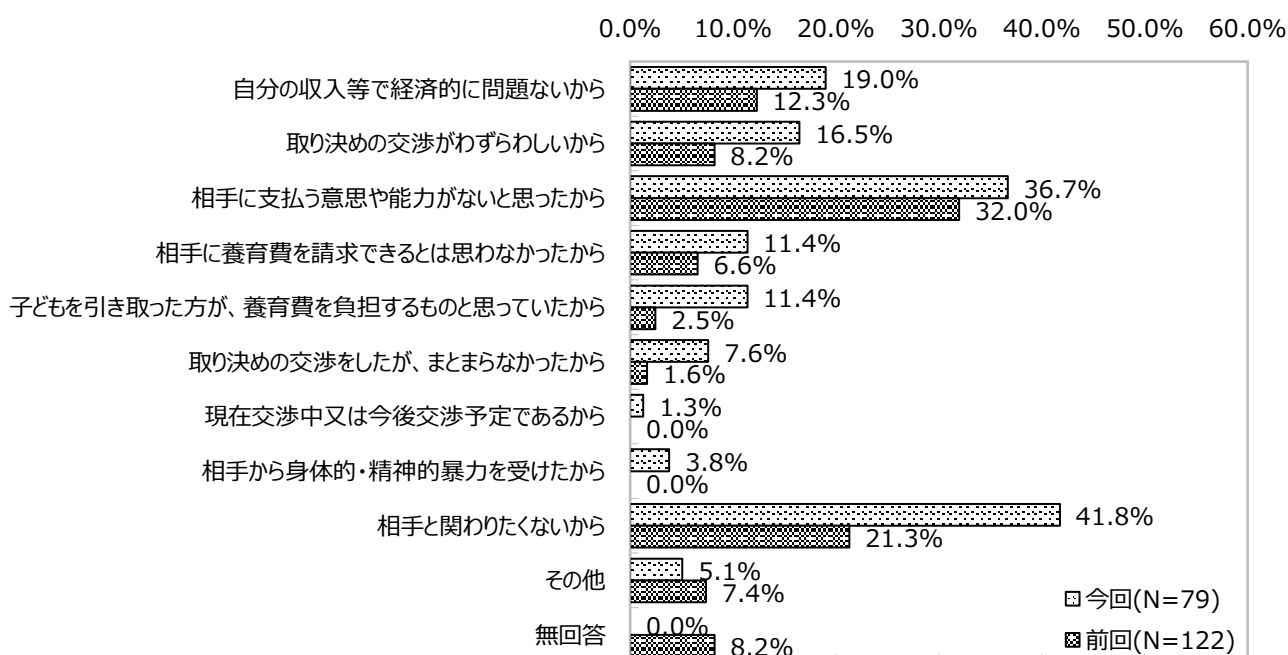


図10-(3)-2 父子家庭の父が養育費の取り決めをしなかった理由
(複数回答)



(4) 養育費の受給状況

問20 養育費の受給の状況について、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

補問1 (質問20で「1」「2」を選んだ方)養育費の額と養育費受け取りの対象となっている子どもの人数を記入してください。

ア 母子家庭の母の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が40.8%となっている。一方、父子家庭の父の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が14.8%となっている。
 イ 養育費を「現在も受けている」又は「受けたことがあるが現在は受けていない」と回答した母子家庭では、子どもひとり当たりの養育費の平均月額が32,384円、父子家庭では12,281円となっている。

図10-(4)-1 母子家庭の母の養育費の受給状況

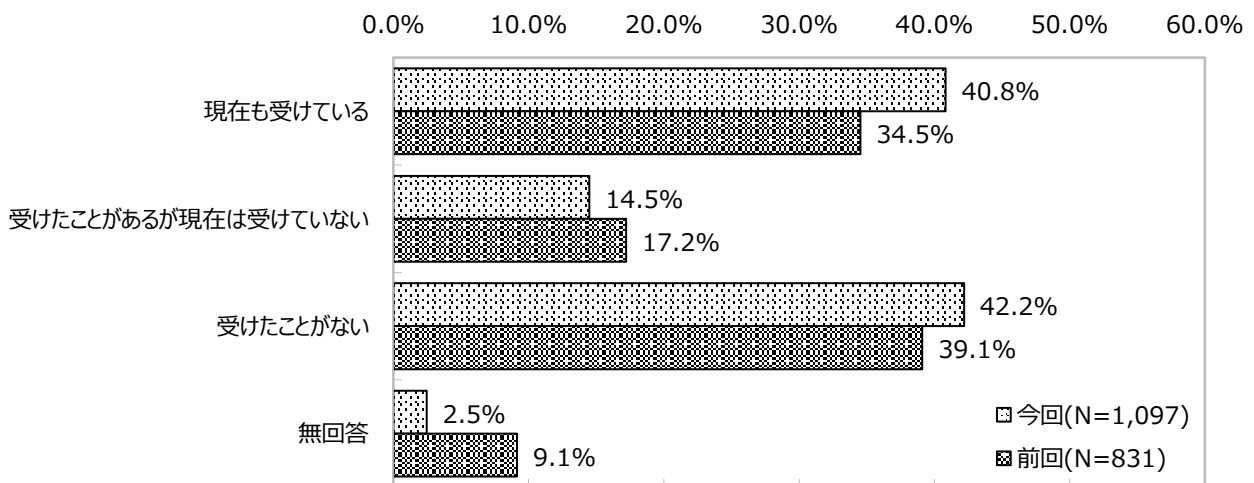


図10-(4)-2 父子家庭の父の養育費の受給状況

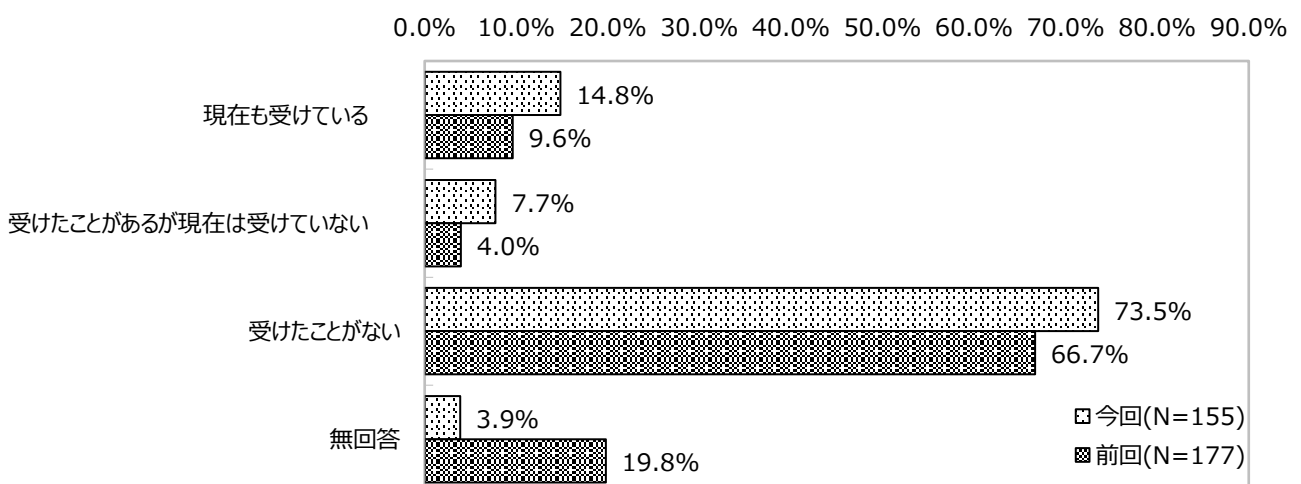


図10-(4)-3 母子家庭の母の養育費の受給状況
(母子家庭になってからの年数階級別)

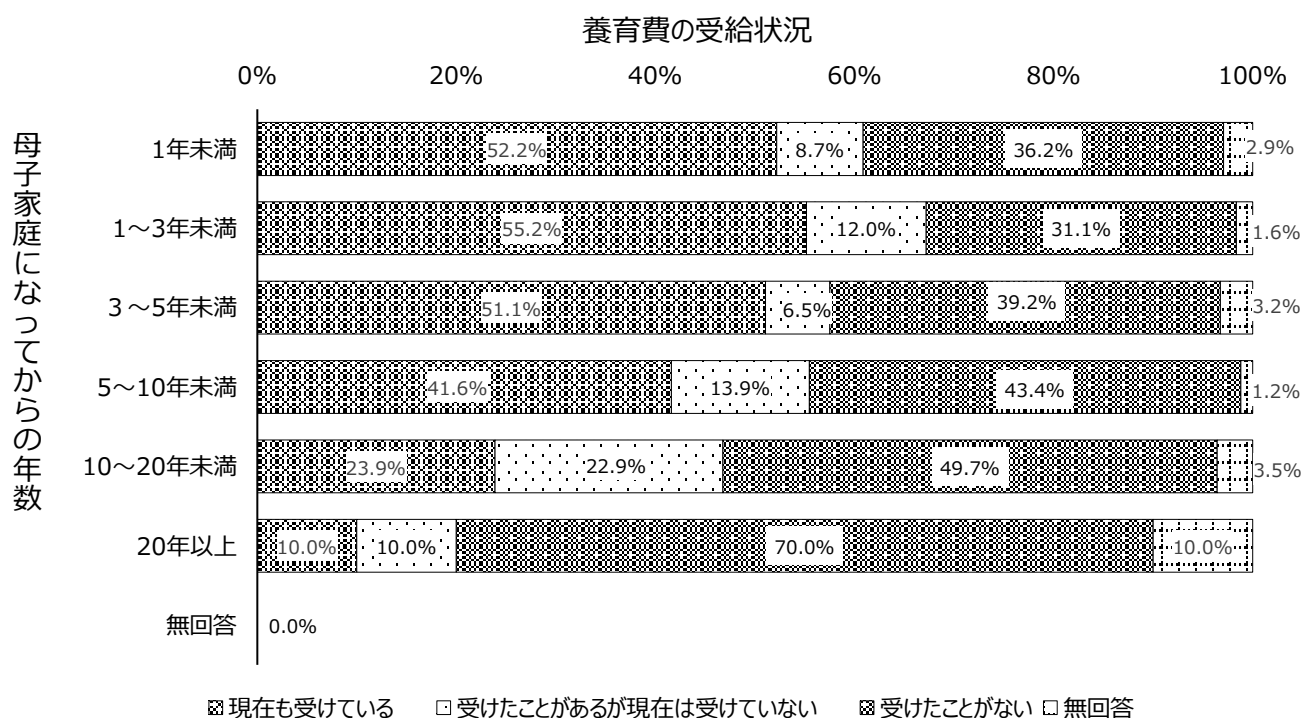


図10-(4)-4 父子家庭の父の養育費の受給状況
(父子家庭になってからの年数階級別)

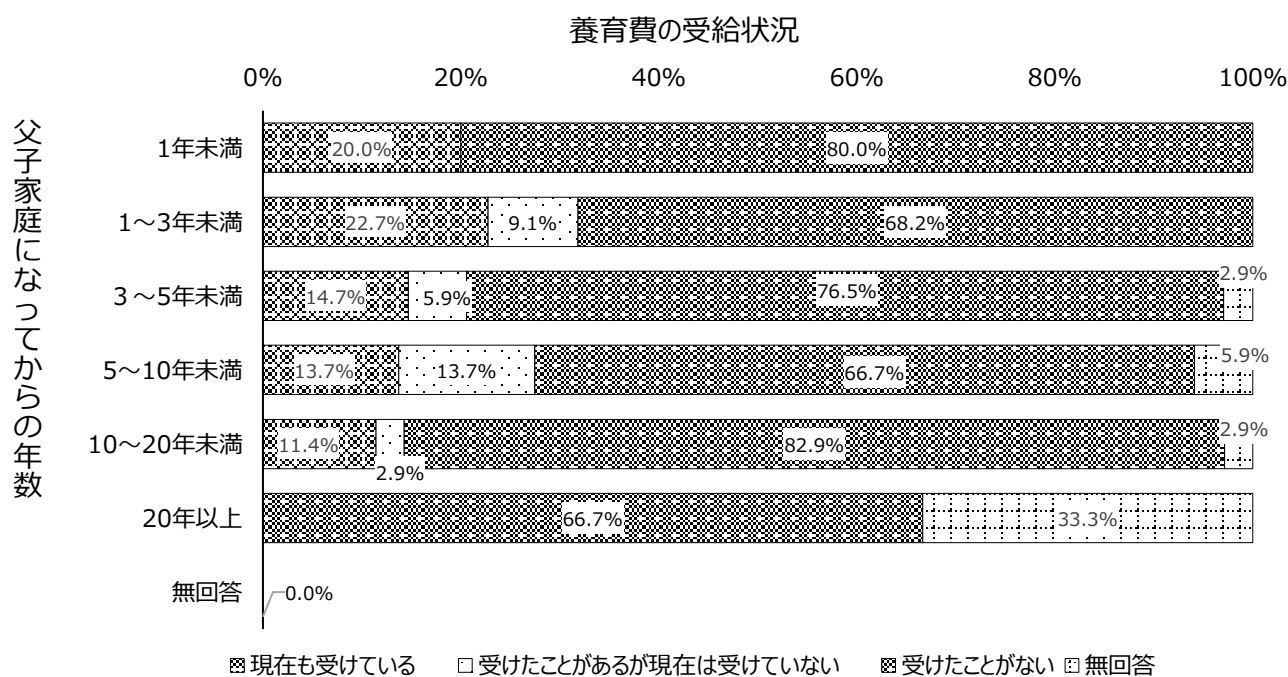


図10-(4)-5 母子家庭の1世帯あたりの養育費の月額

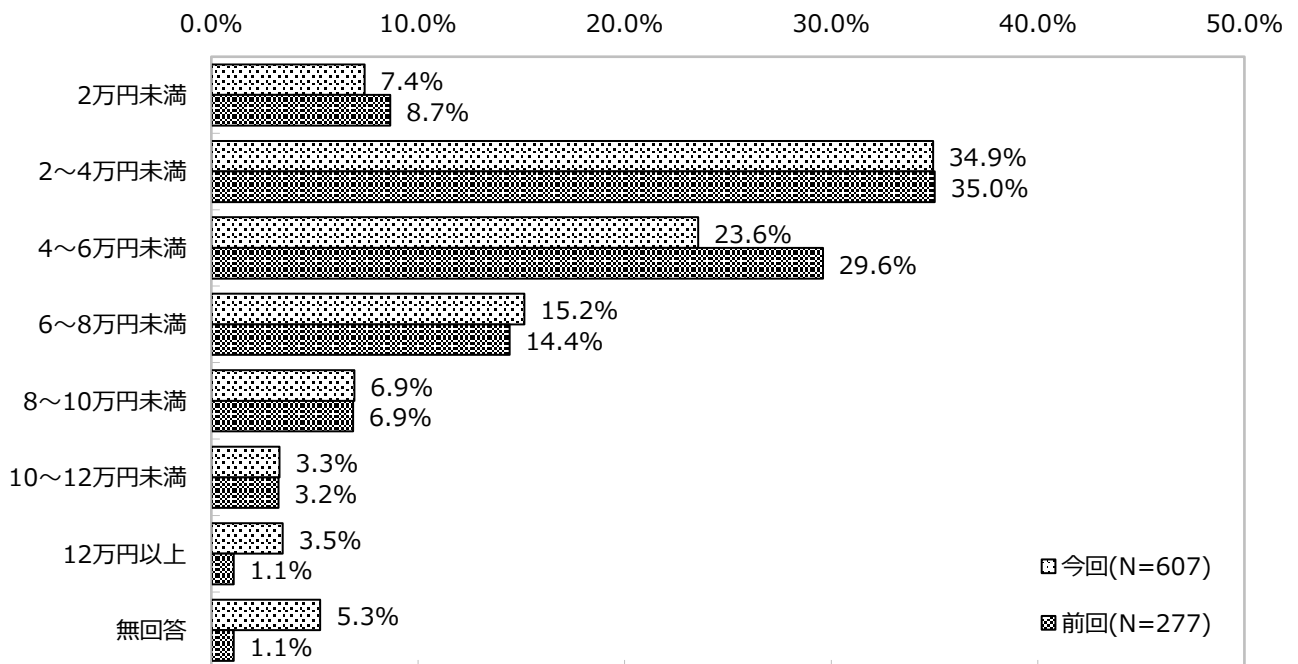


図10-(4)-6 父子家庭の1世帯あたりの養育費の月額

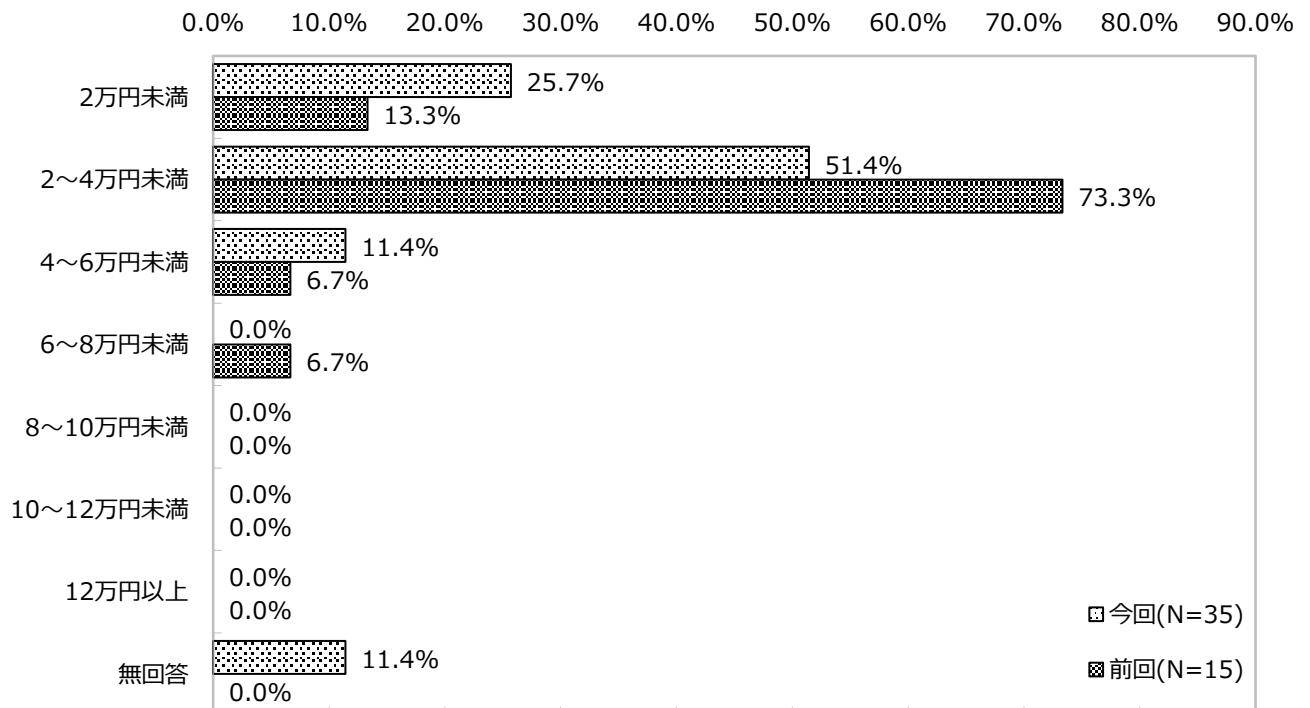


図10-(4)-7 母子家庭の子どもの数別養育費の月額

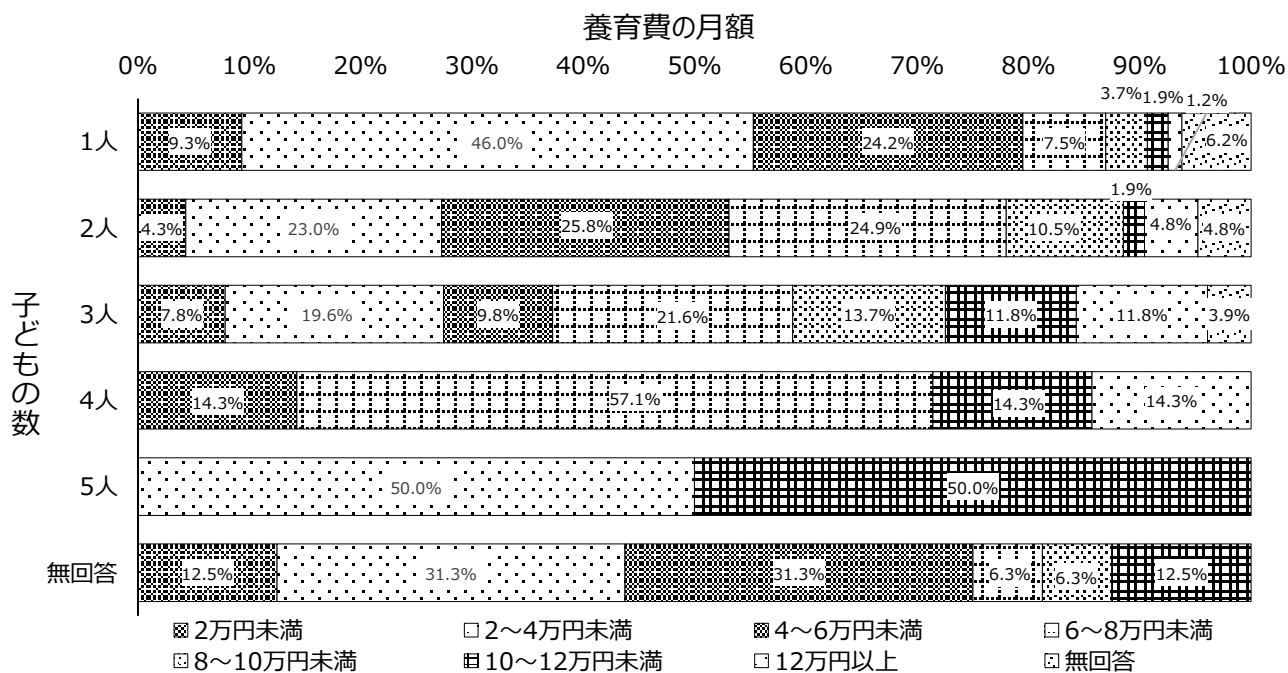


表10-(4)-1

母子家庭

今回

養育費対象子ども総数	926
子どもひとり当たりの養育費の平均月額	32,384

図10-(4)-8 父子家庭の子どもの数別養育費の月額

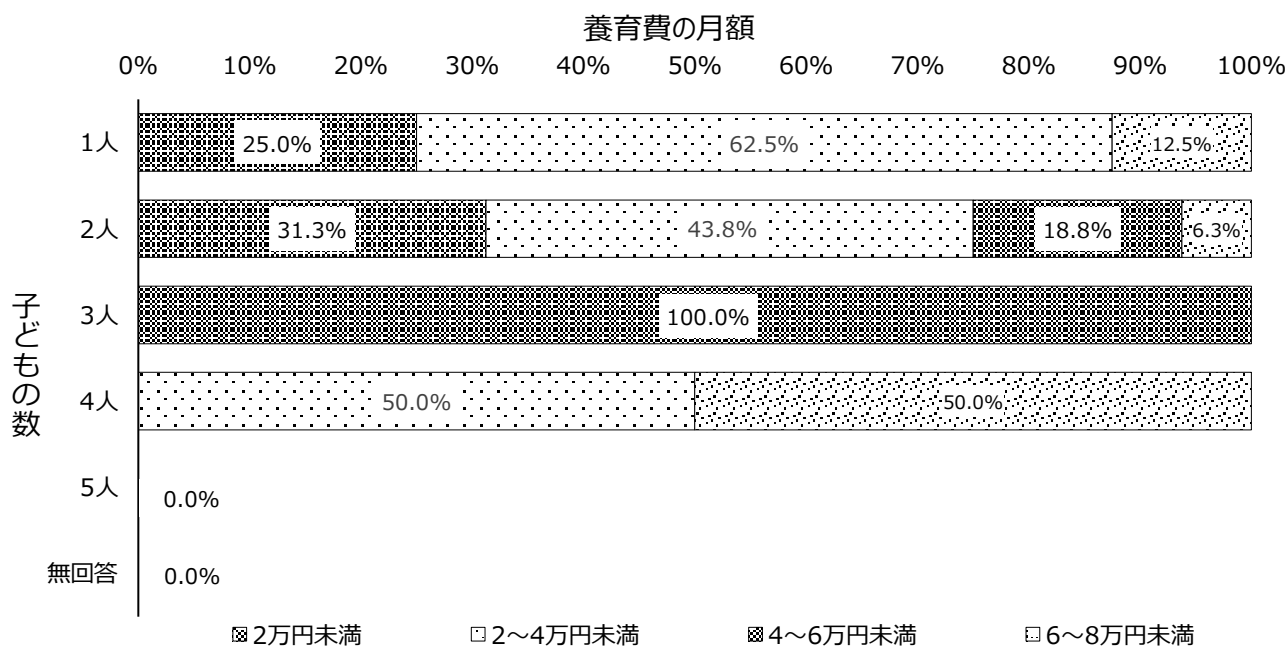


表10-(4)-2

父子家庭

今回

養育費対象子ども総数	57
子どもひとり当たりの養育費の平均月額	12,281

表 10 - (4) - 3 母子家庭の母の養育費の取り決め状況別の受給状況

	合計	現在も受けている	受けたことがあるが現在 は受けていない	受けたことがない	無回答
全体	1,097	448	159	463	27
	100.0%	40.8%	14.5%	42.2%	2.5%
文書あり(判決、調停、審判など裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書)	440	296	96	39	9
	100.0%	67.3%	21.8%	8.9%	2.0%
文書あり(その他文書)	100	49	22	28	1
	100.0%	49.0%	22.0%	28.0%	1.0%
文書はないが、取り決めている	136	84	16	33	3
	100.0%	61.8%	11.8%	24.3%	2.2%
取り決めていない	403	17	24	358	4
	100.0%	4.2%	6.0%	88.8%	1.0%
無回答	18	2	1	5	10
	100.0%	11.1%	5.6%	27.8%	55.6%

表 10 - (4) - 4 父子家庭の父の養育費の取り決め状況別の受給状況

	合計	現在も受けている	受けたことがあるが現在 は受けていない	受けたことがない	無回答
全体	155	23	12	114	6
	100.0%	14.8%	7.7%	73.5%	3.9%
文書あり(判決、調停、審判など裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書)	30	11	4	14	1
	100.0%	36.7%	13.3%	46.7%	3.3%
文書あり(その他文書)	21	6	3	12	0
	100.0%	28.6%	14.3%	57.1%	--
文書はないが、取り決めている	20	4	2	14	0
	100.0%	20.0%	10.0%	70.0%	--
取り決めていない	79	2	3	73	1
	100.0%	2.5%	3.8%	92.4%	1.3%
無回答	5	0	0	1	4
	100.0%	--	--	20.0%	80.0%

1 1 親子交流（面会交流）

（1）相談相手

離婚した方または未婚の方（質問6で「1. 離婚（協議）」「2. 離婚（調停・裁判等）」「4. 未婚」を選んだ方）にお聞きします。

質問21 あなたは、離婚の際またはその後、子どもとの親子交流（離別した相手方と子どもが面会交流を行うこと。）のことで、だれか（どこか）に相談しましたか。あてはまるものにすべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

ひとり親になった事情として「離婚（協議）」、「離婚（調停・裁判等）」、「未婚」と回答した者のうち、親子交流（面会交流）について「相談していない」を除くと母子家庭、父子家庭ともに「親族」に相談した割合が最も多くなっている。次いで「弁護士」となっている。

図 1 1 - (1) - 1 母子家庭の母の親子交流の相談先（複数回答）

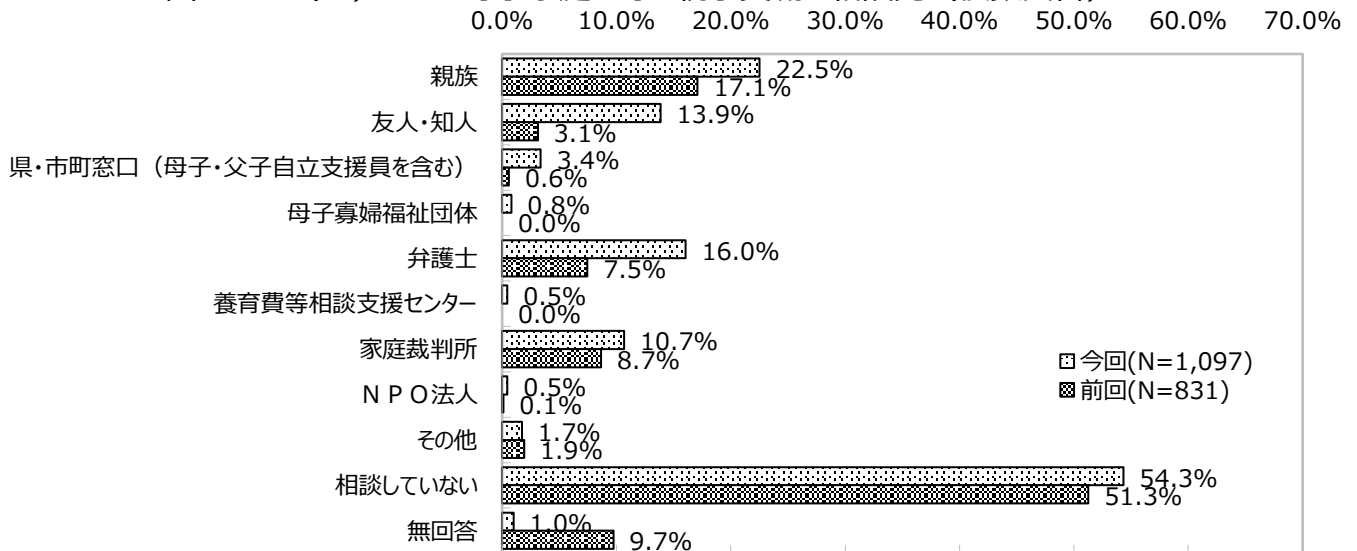
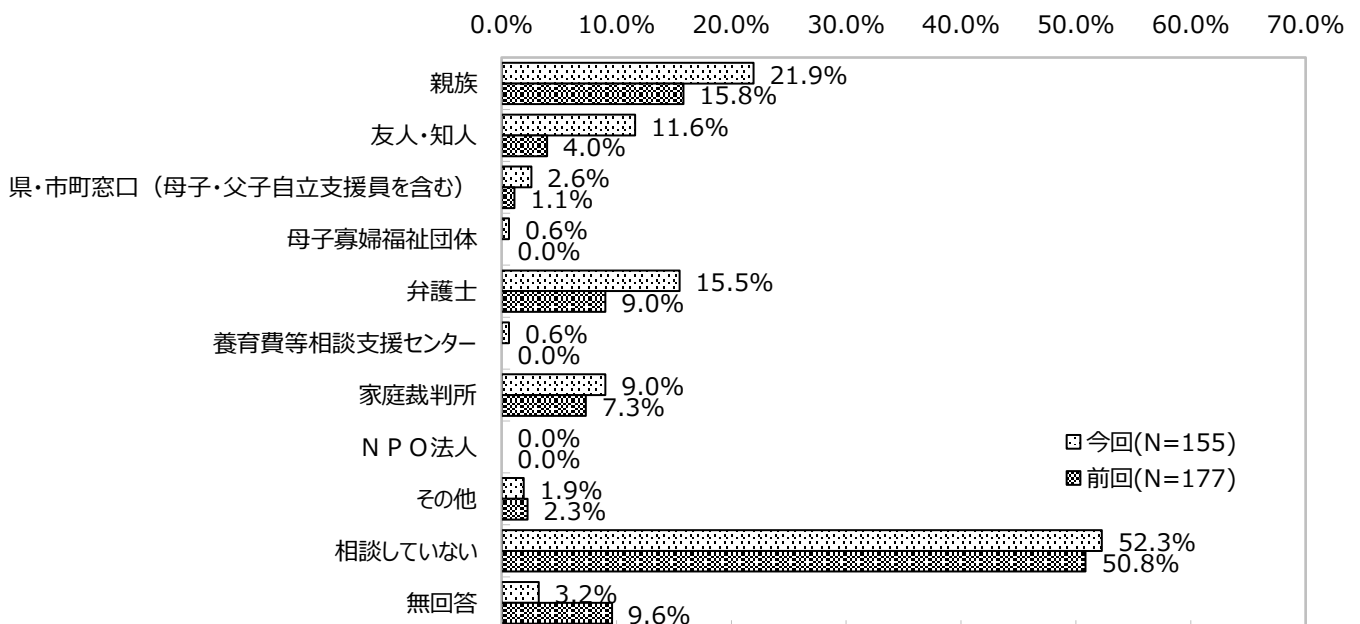


図 1 1 - (1) - 2 父子家庭の父の親子交流の相談先（複数回答）



(2) 親子交流（面会交流）の取り決め

質問22 親子交流(面会交流)の取り決めの状況について、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

- ア 親子交流（面会交流）の取り決め状況は、母子家庭の母では「取り決めをしている（文書あり）」が21.4%、「取り決めをしている（文書なし）」が8.6%で合計30.0%となっている。一方、父子家庭の父では「取り決めをしている（文書あり）」が13.5%、「取り決めをしている（文書なし）」が14.2%で合計27.7%となっている。
- イ 母子家庭の母、父子家庭の父ともに、「離婚（調停・裁判等）」が、「文書あり（調停、裁判等の裁判所における取り決め）」の取り決めをした割合が最も高くなっている。
- ウ 母子家庭の母では、ひとり親家庭になってからの年数が短い方が、「取り決めをしている」と回答した割合が高い傾向となっている。

図1 1 - (2) - 1 母子家庭の母の親子交流の取り決め状況

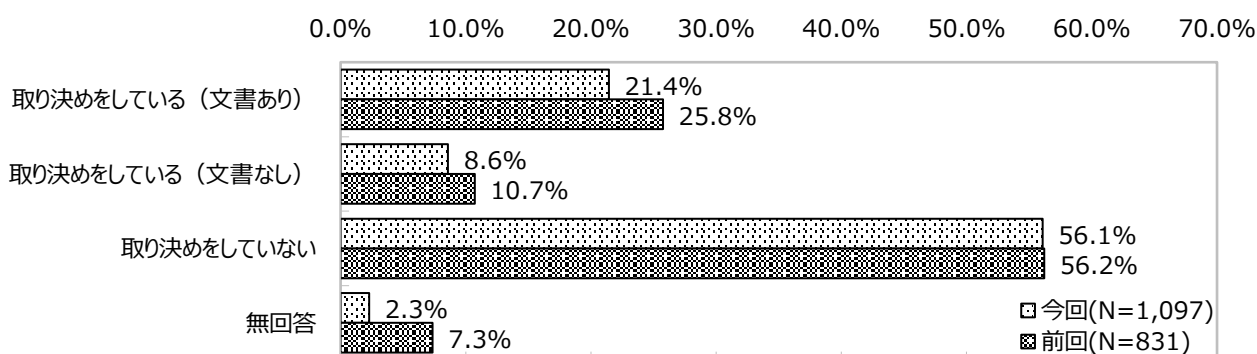


図1 1 - (2) - 2 文書ありの内訳 (母子家庭)

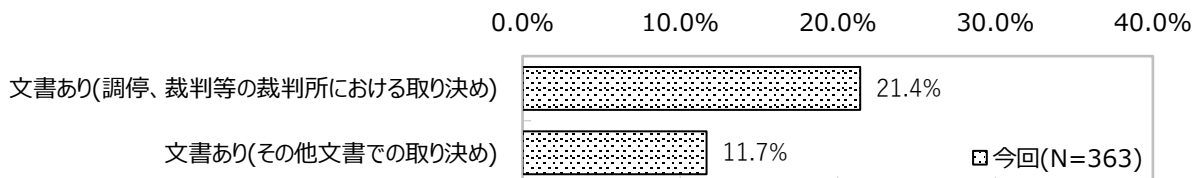


図1 1 - (2) - 3 父子家庭の父の親子交流の取り決め状況

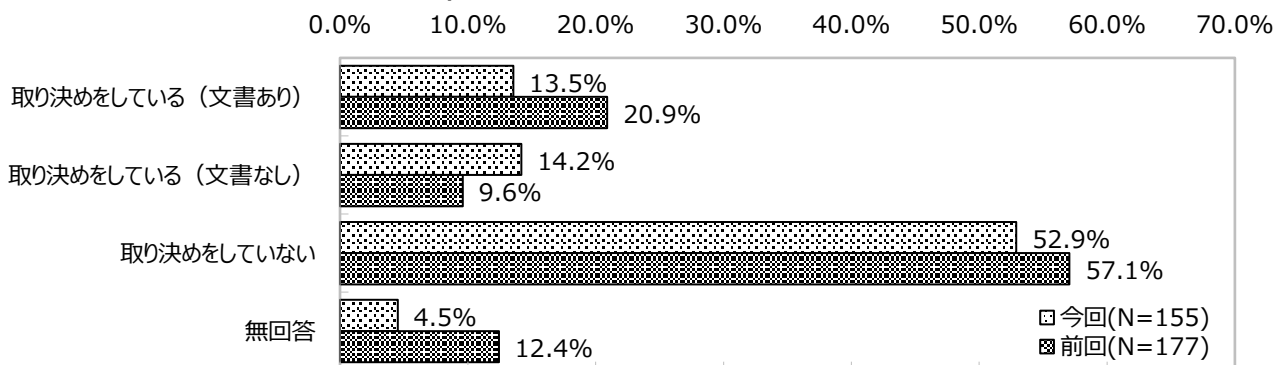


図1 1 - (2) - 4 文書ありの内訳 (父子家庭)

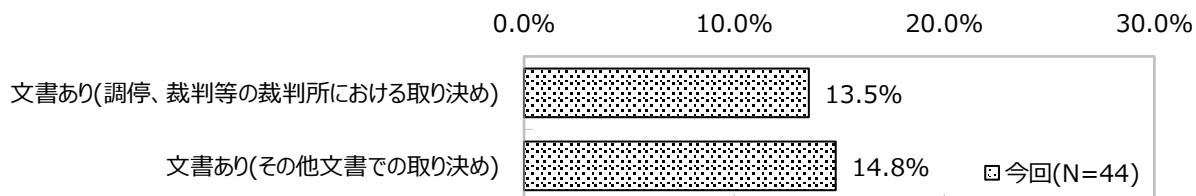


図 1 1 - (2) - 5 母子家庭の母の親子交流の取り決め状況
(母子家庭になった事情別)

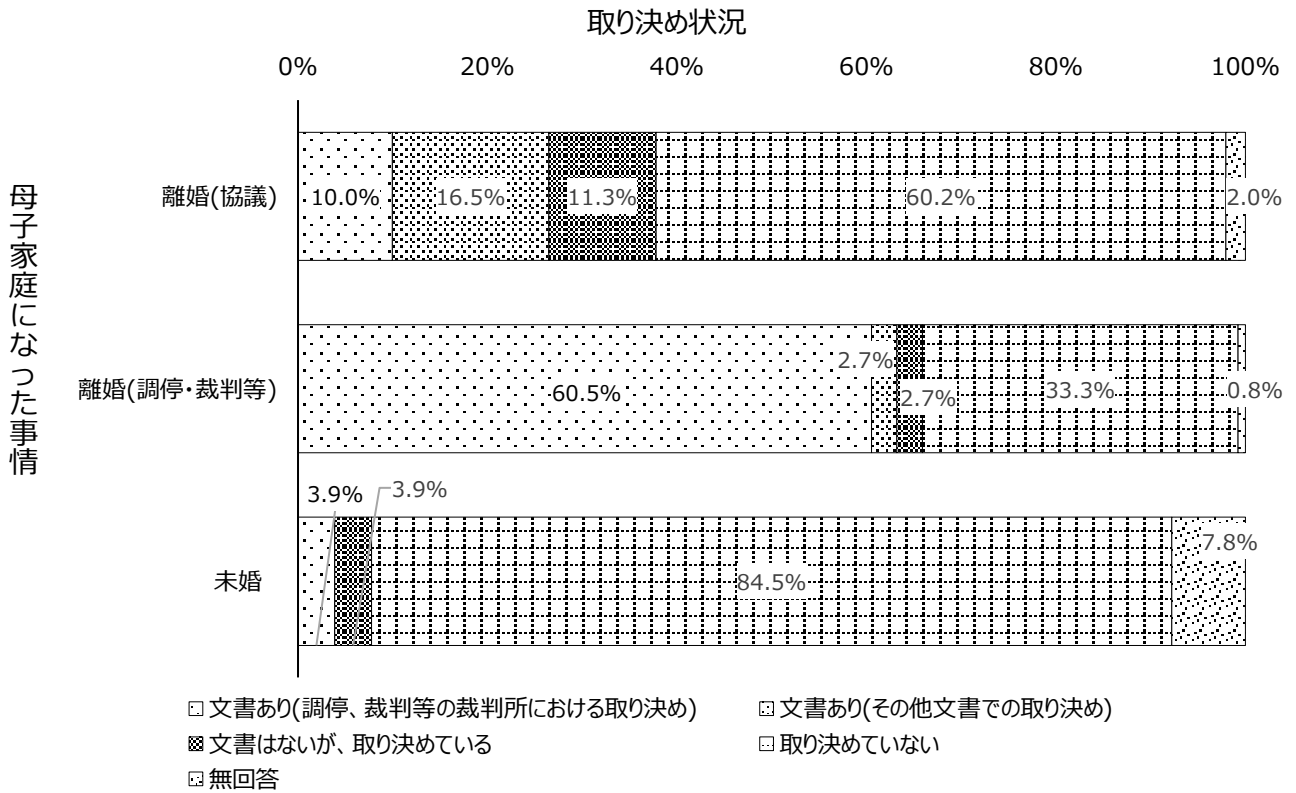


図 1 1 - (2) - 6 父子家庭の父の親子交流の取り決め状況
(父子家庭になった事情別)

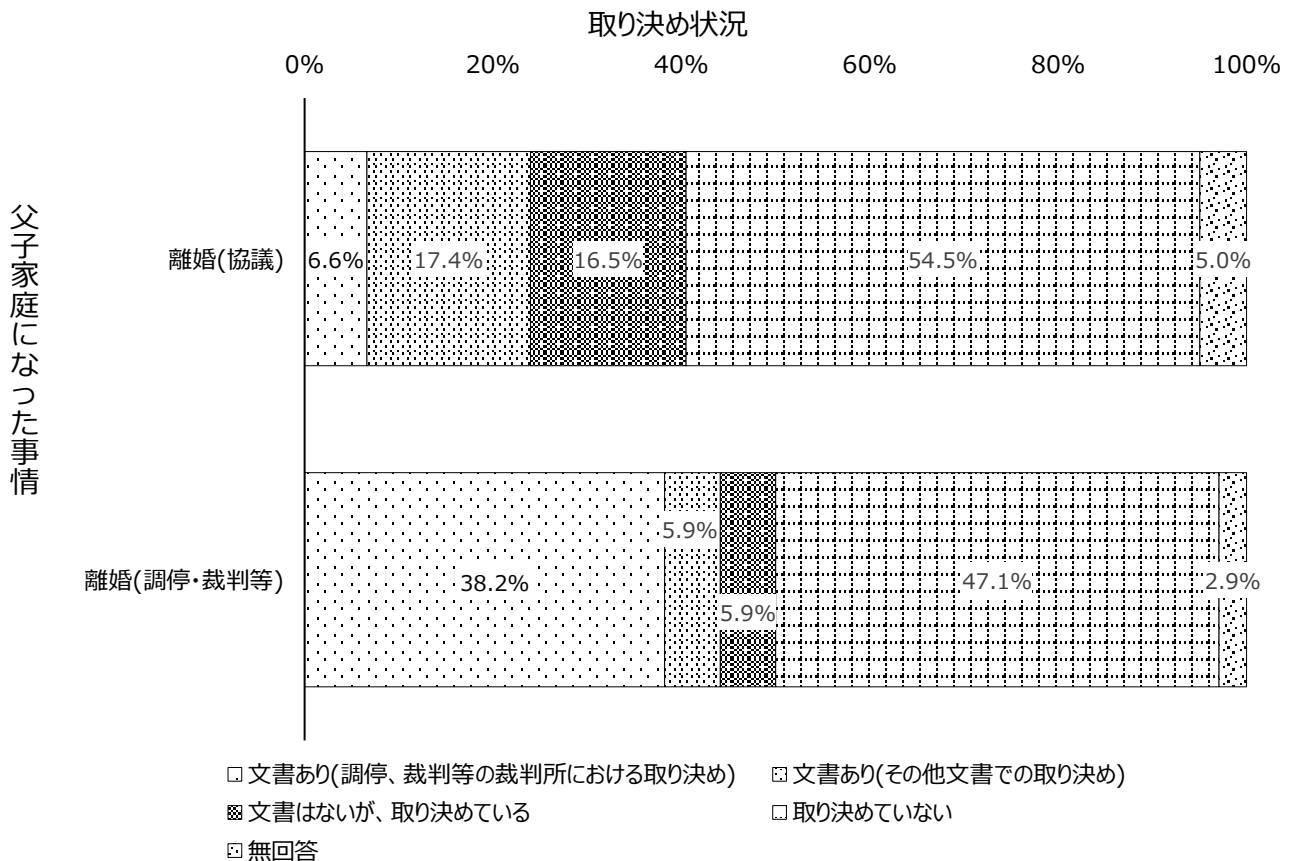


図 1 1 - (2) - 7 母子家庭の母の親子交流の取り決め状況
(母子家庭になってからの年数階級別)

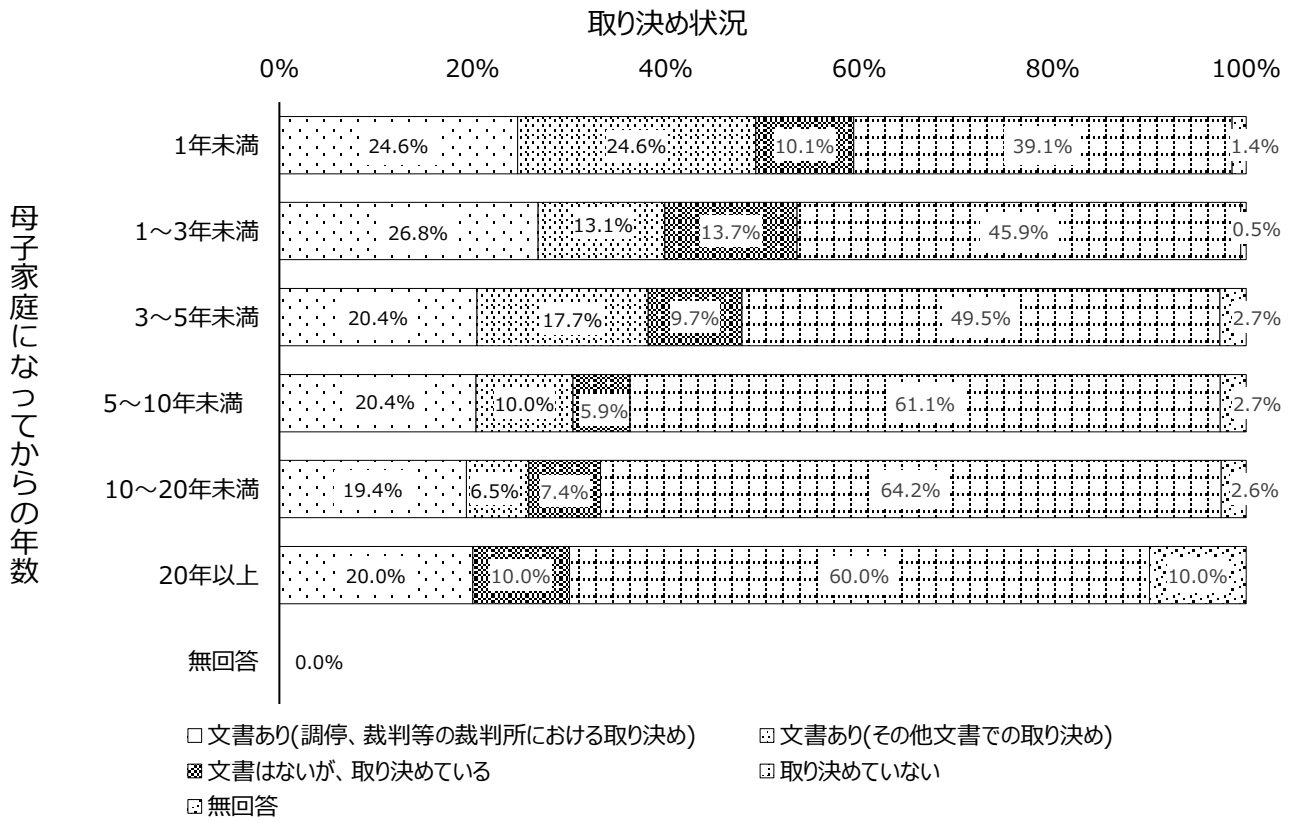
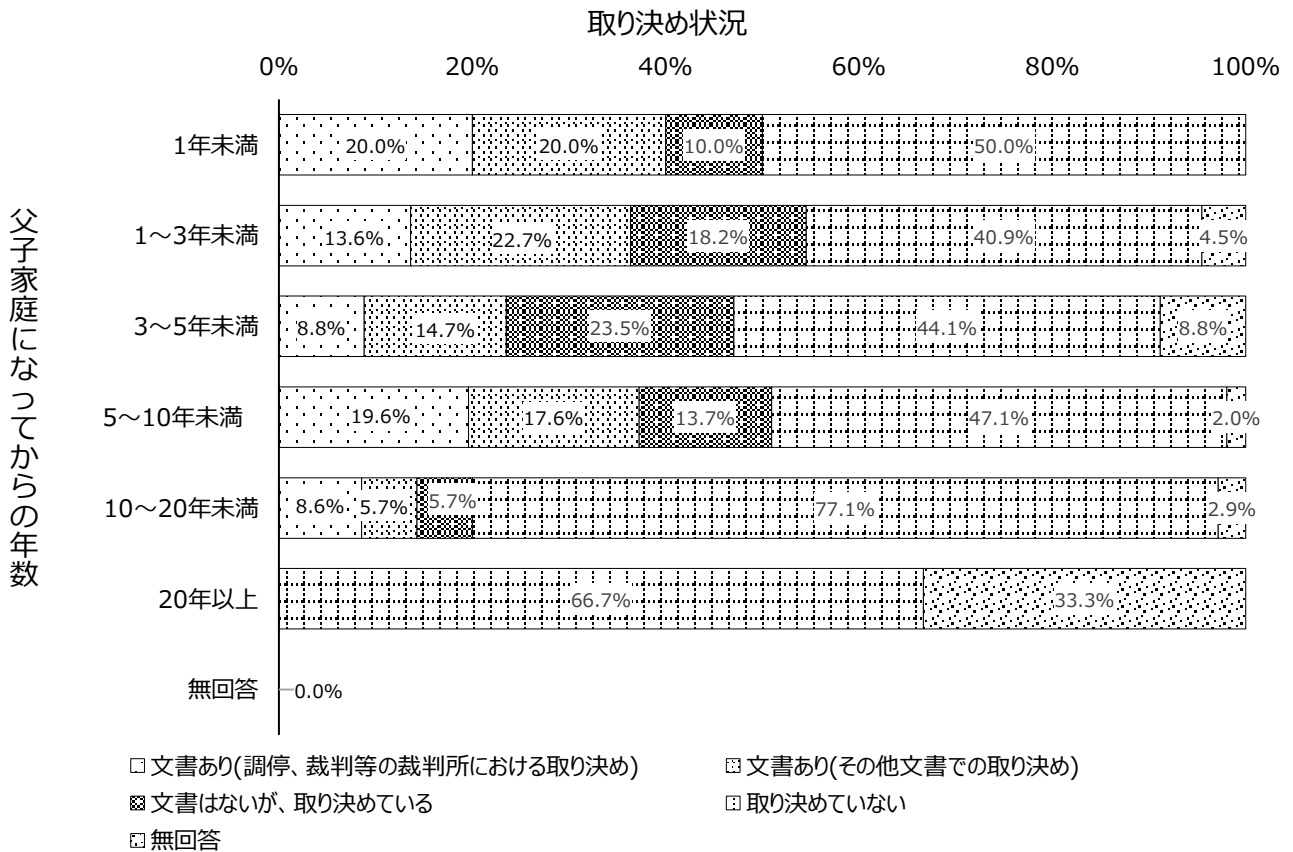


図 1 1 - (2) - 8 父子家庭の父の親子交流の取り決め状況
(父子家庭になってからの年数階級別)



(3) 親子交流（面会交流）の実施状況

質問23 親子交流(面会交流)の実施状況について、あてはまるものに○をつけてください。

補問1 (質問23で「1」「2」を選んだ方)親子交流(面会交流)の回数について、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

- ア 親子交流（面会交流）の実施状況は、母子家庭の母では「親子交流を行ったことがない」が42.7%と最も多くなっている。一方、父子家庭の父では「現在、親子交流を行っている」が47.1%と最も多くなっており、前回調査と比較すると12.6ポイント上昇している。
- イ 親子交流（面会交流）の実施頻度は、「回数は決まっていない」を除くと「月1回程度」が最も多くなっている。
- ウ 養育費の受給状況が「現在も受けている」と回答した者は、親子交流（面会交流）を現在、実施している割合が高い。

図1 1 - (3) - 1 母子家庭の母の親子交流の実施状況

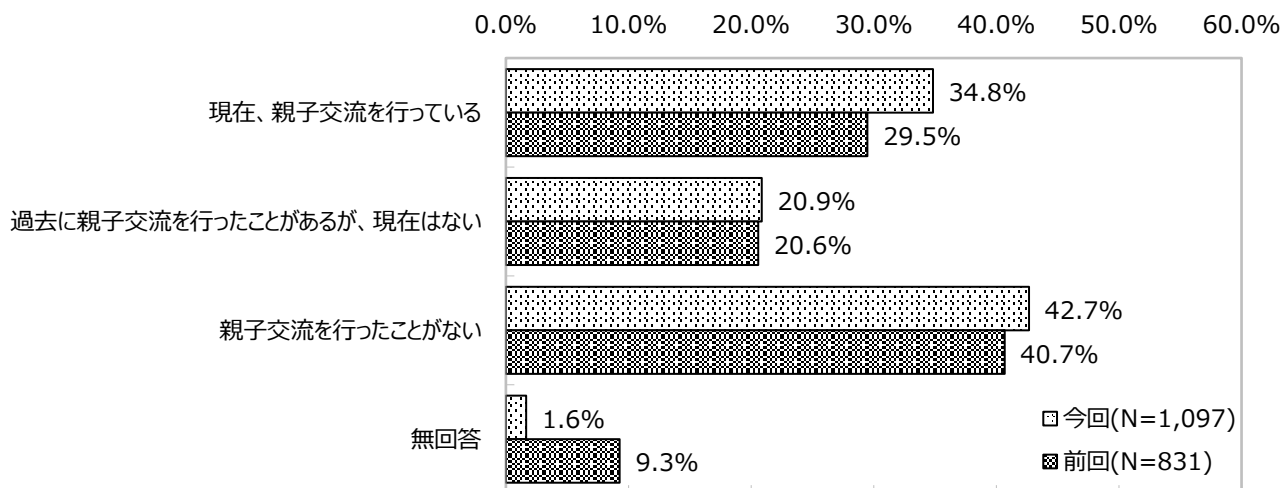


図1 1 - (3) - 2 父子家庭の父の親子交流の実施状況

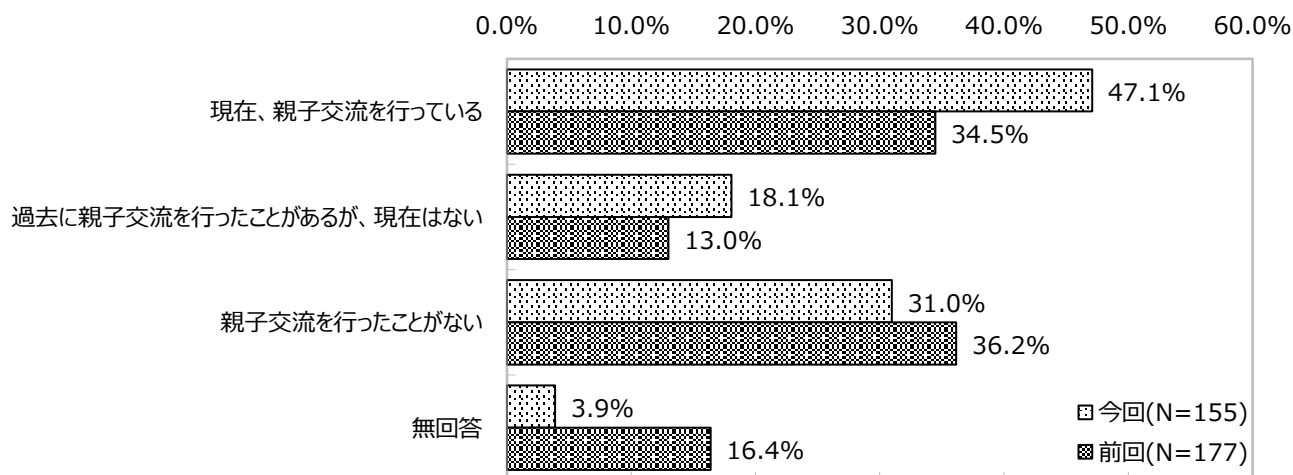


図 1 1 - (3) - 3 母子家庭の母の親子交流の実施状況
(母のひとり親家庭になった事情別)

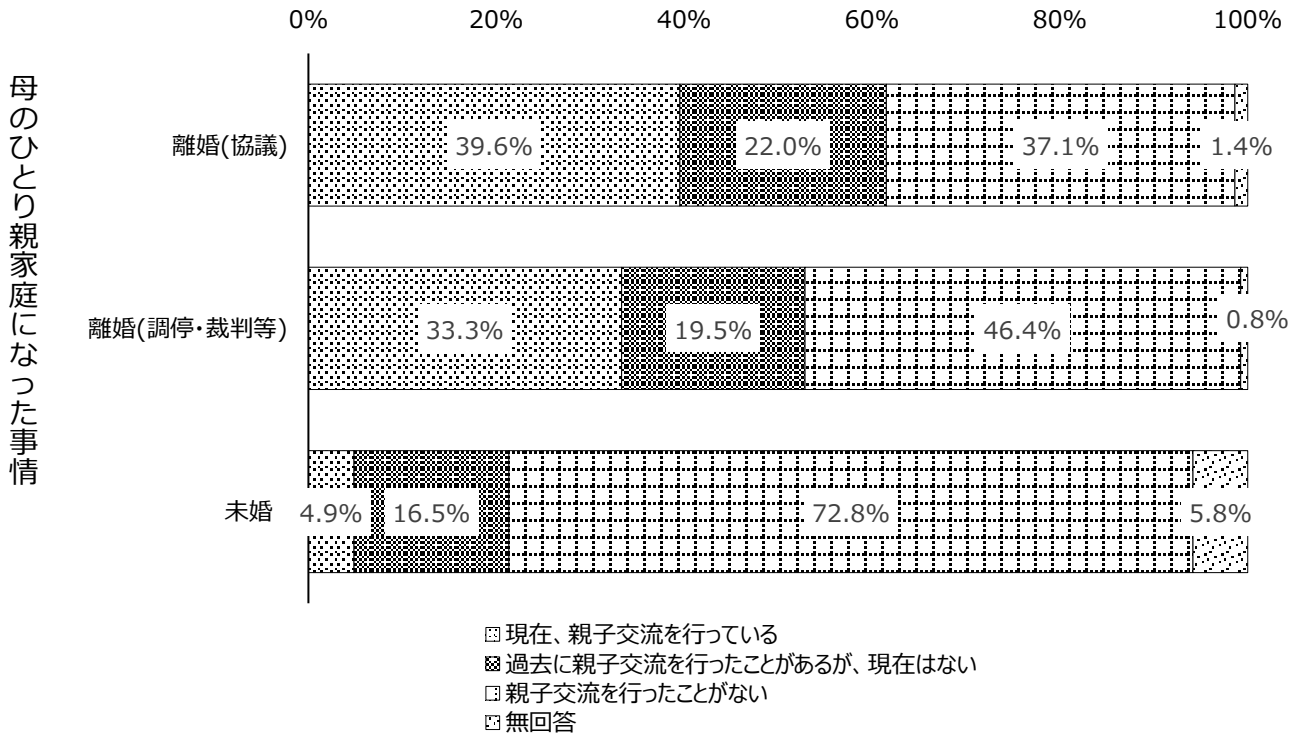


図 1 1 - (3) - 4 父子家庭の父の親子交流の実施状況
(父のひとり親家庭になった事情別)

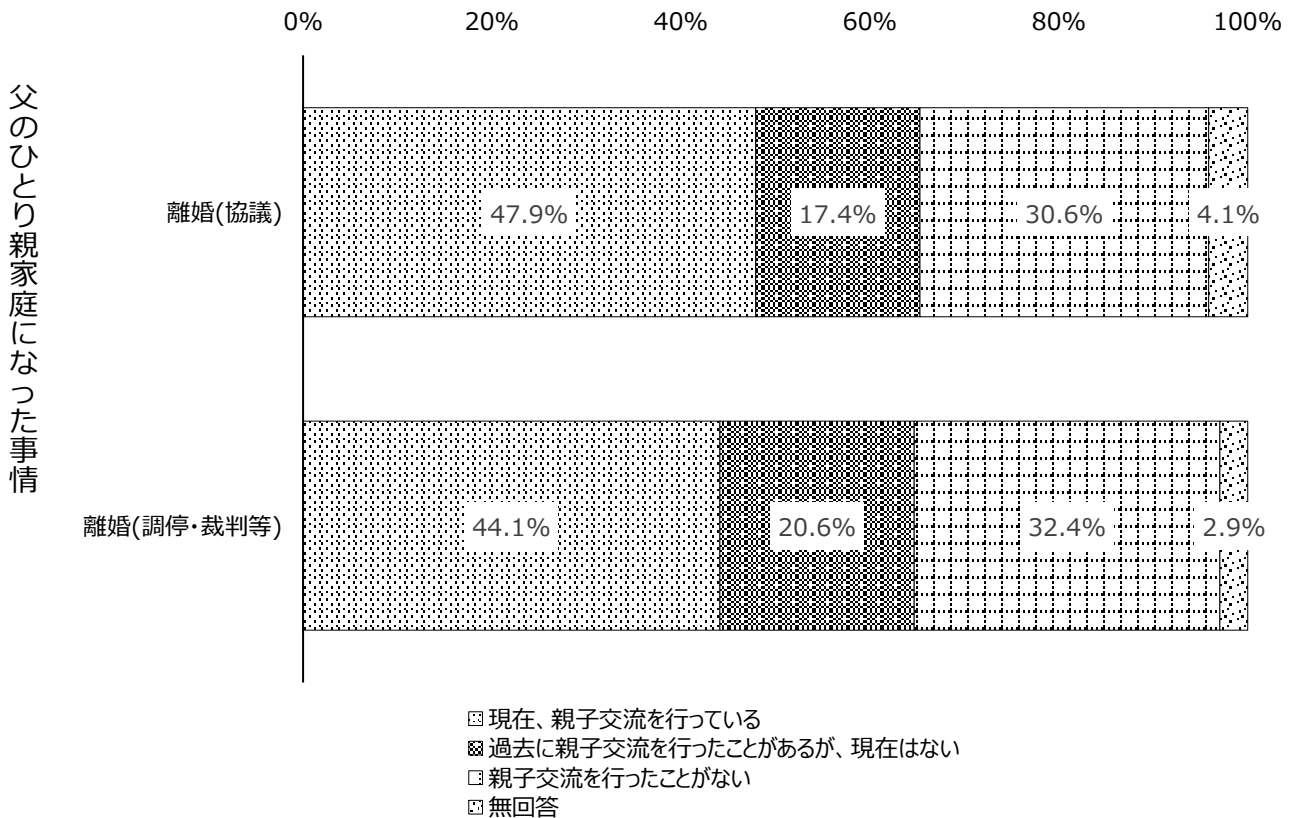


図 1 1 - (3) - 5 親子交流の実施頻度

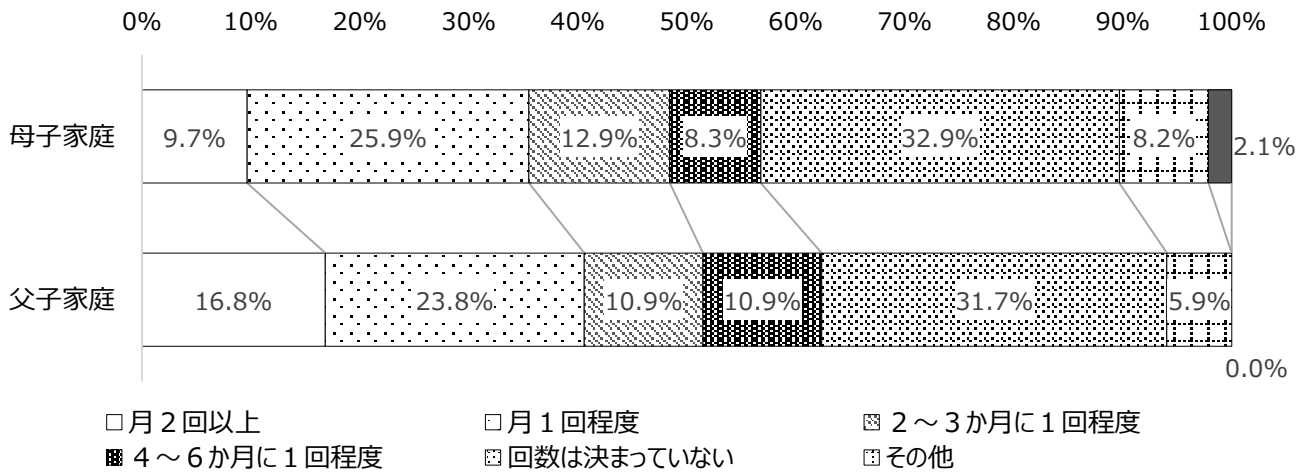


表 1 1 - (3) - 1 母子家庭の母の養育費の受給状況別親子交流の実施状況

養育費の受給状況	親子交流の実施状況				
	合計	現在、親子交流を行っている	過去に親子交流を行ったことがあるが、現在はない	親子交流を行ったことがない	無回答
全体	1,097	382	229	468	18
	100.0%	34.8%	20.9%	42.7%	1.6%
現在も受けている	448	239	77	129	3
	100.0%	53.3%	17.2%	28.8%	0.7%
受けたことがあるが現在は受けていない	159	29	60	68	2
	100.0%	18.2%	37.7%	42.8%	1.3%
受けたことがない	463	108	88	263	4
	100.0%	23.3%	19.0%	56.8%	0.9%
無回答	27	6	4	8	9
	100.0%	22.2%	14.8%	29.6%	33.3%

表 1 1 - (3) - 2 父子家庭の父の養育費の受給状況別親子交流の実施状況

養育費の受給状況	親子交流の実施状況				
	合計	現在、親子交流を行っている	過去に親子交流を行ったことがあるが、現在はない	親子交流を行ったことがない	無回答
全体	155	73	28	48	6
	100.0%	47.1%	18.1%	31.0%	3.9%
現在も受けている	23	15	3	5	0
	100.0%	65.2%	13.0%	21.7%	--
受けたことがあるが現在は受けていない	12	4	5	2	1
	100.0%	33.3%	41.7%	16.7%	8.3%
受けたことがない	114	53	19	40	2
	100.0%	46.5%	16.7%	35.1%	1.8%
無回答	6	1	1	1	3
	100.0%	16.7%	16.7%	16.7%	50.0%

1 2 子どもに関する状況等

(1) 子どもに関する最終進学目標

質問25 子ども進学は、どこまでを考えていますか。あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

子どもに関する最終進学目標は、「大学またはそれ以上」で母子家庭の母は45.4%、父子家庭の父は45.6%と最も多くなっている。

図12-(1)-1 母子家庭の子どもに関する最終進学目標

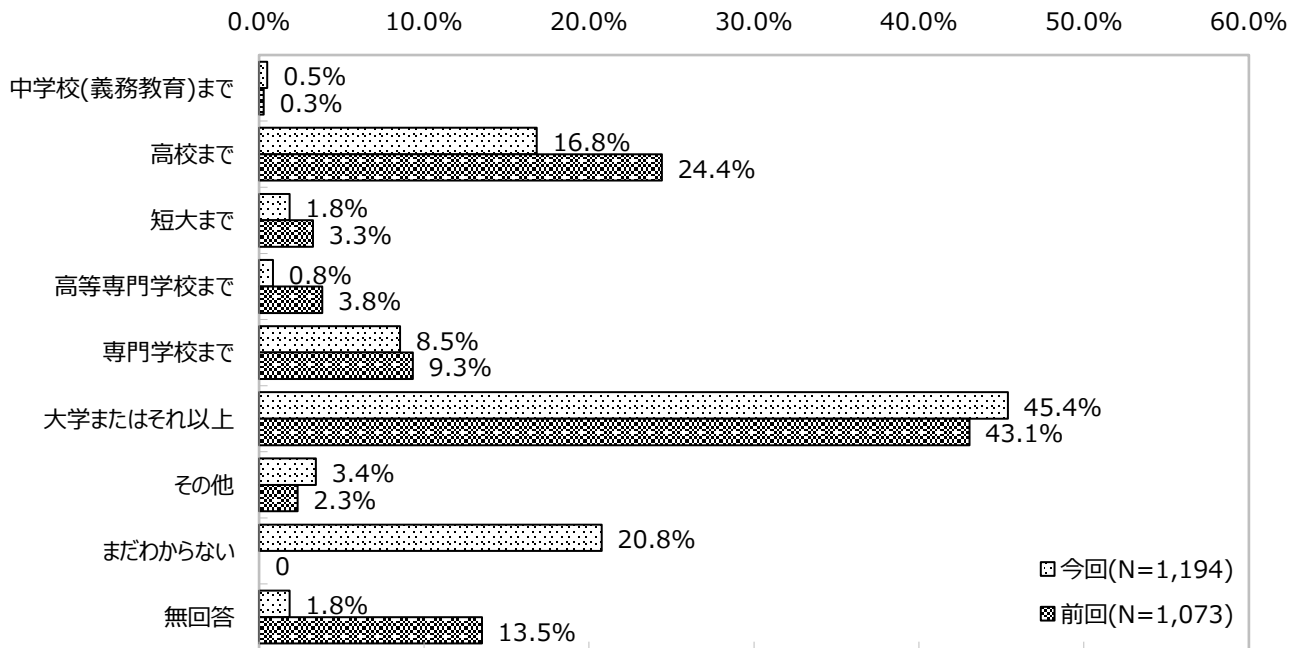


図12-(1)-2 父子家庭の子どもに関する最終進学目標

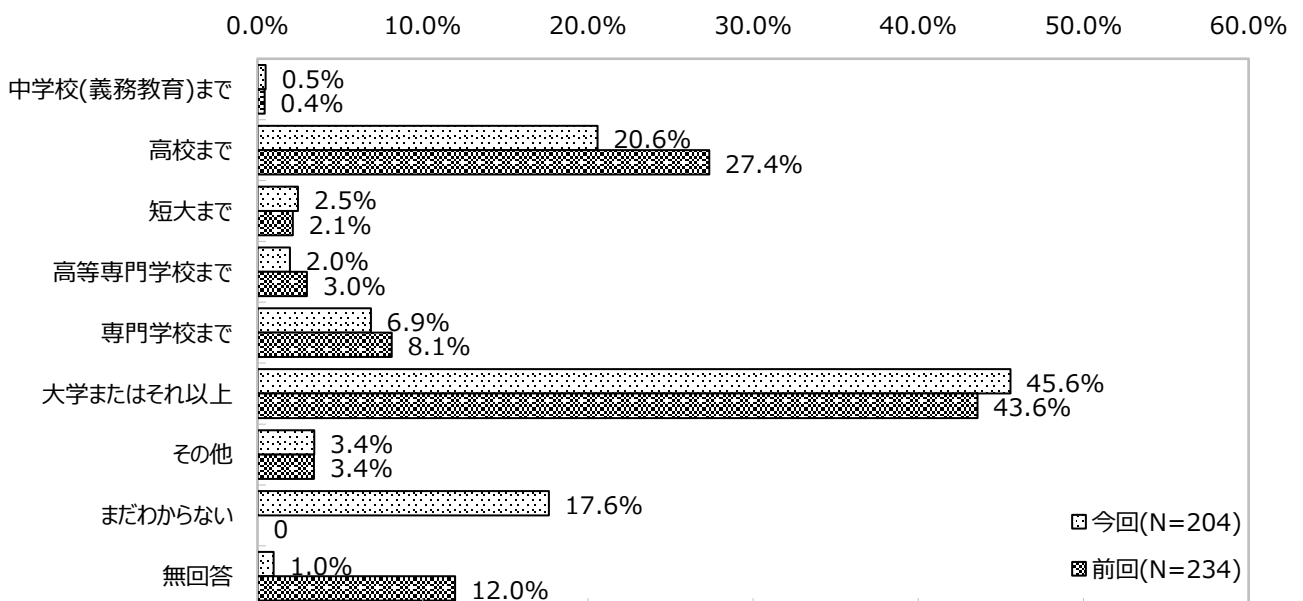


図12-(1)-3 母子家庭の子どもに関する最終進学目標
(母の最終学歴別)

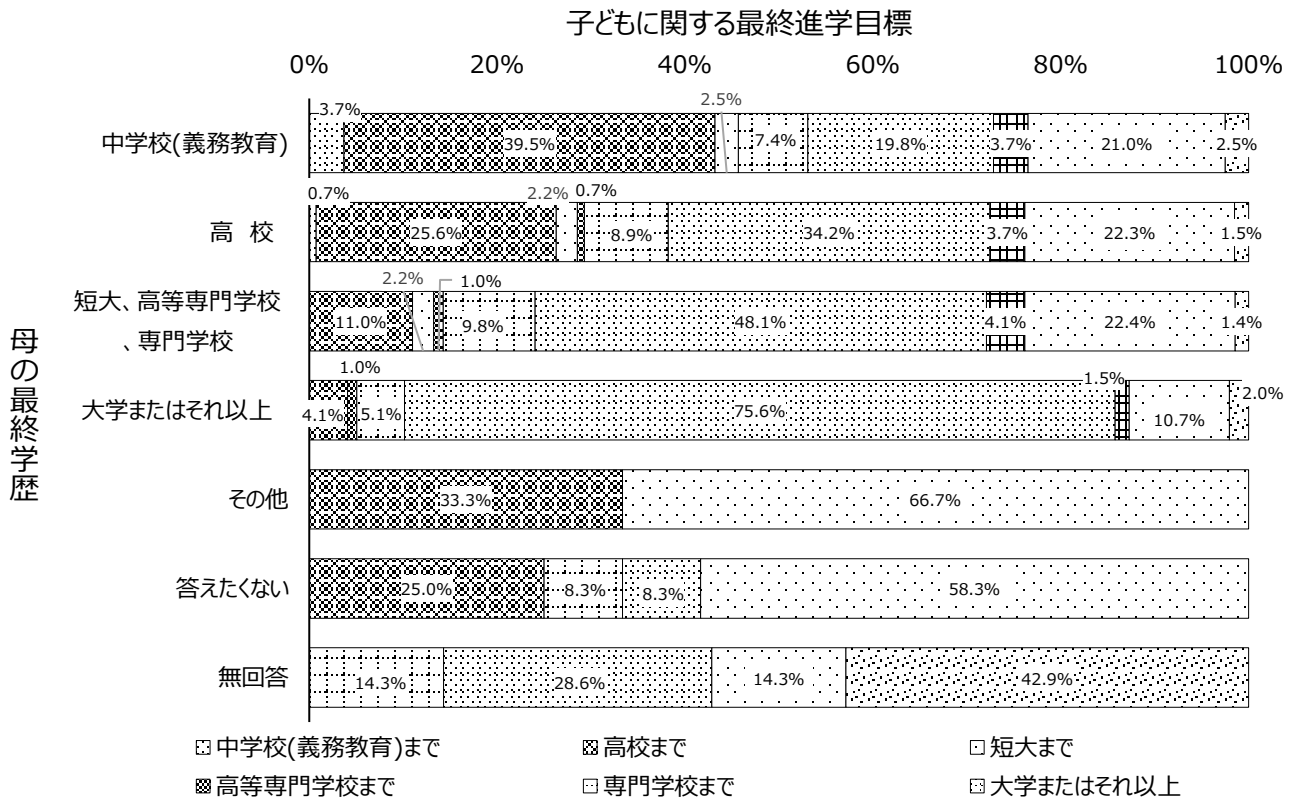
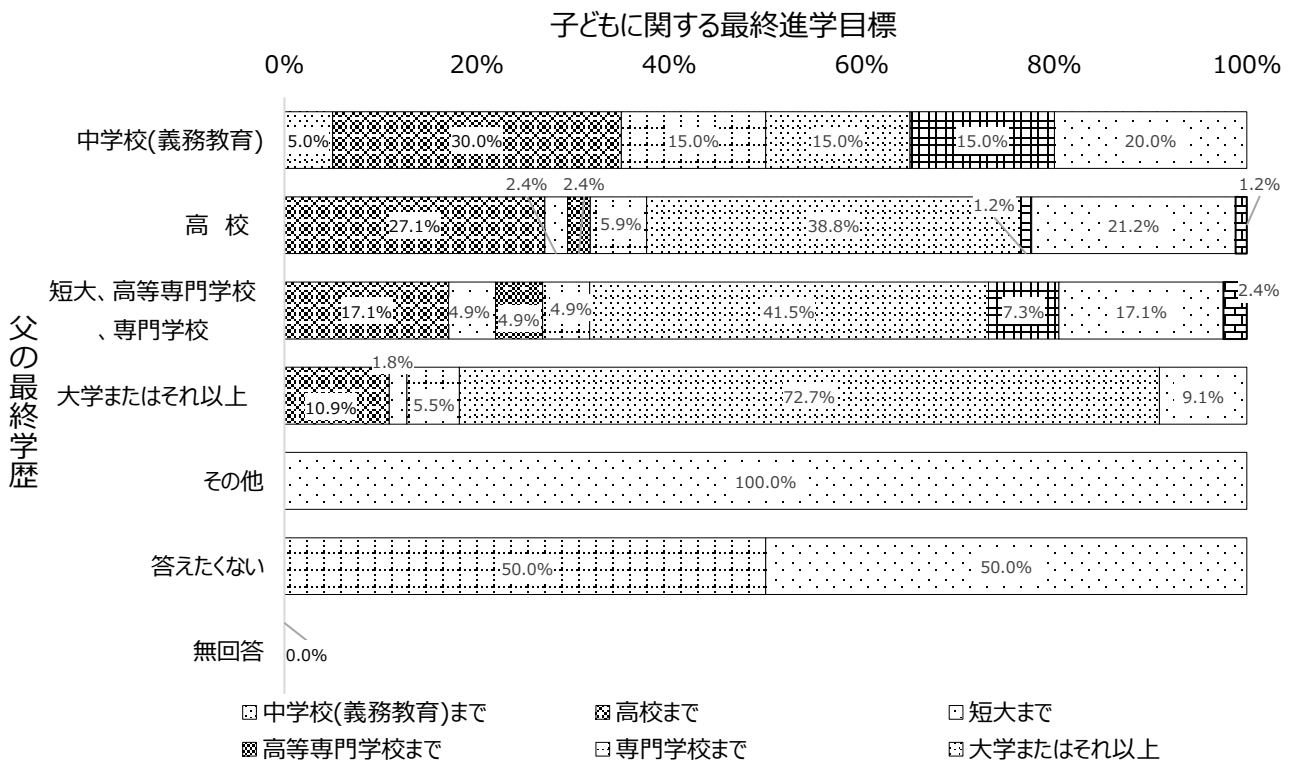


図12-(1)-4 父子家庭の子どもに関する最終進学目標
(父の最終学歴別)



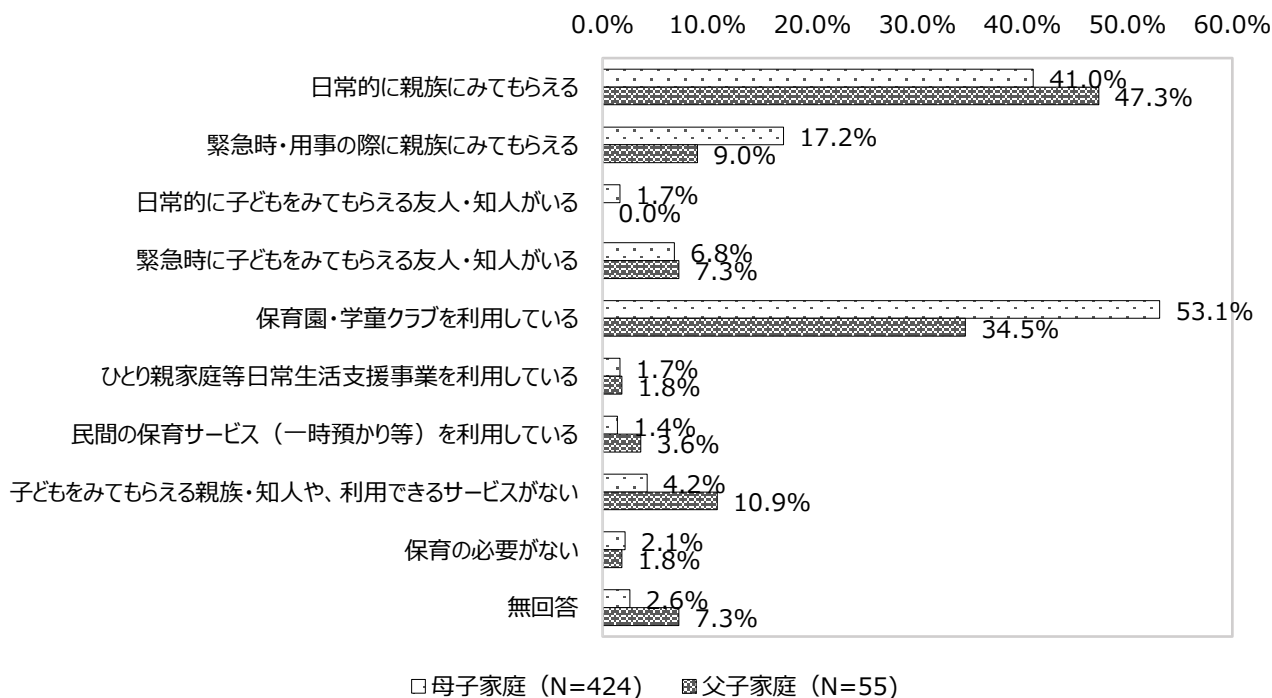
(2) 子ども（小学校6年生まで）をみてもらえる親族・知人やサービスの利用状況

小学校6年生までの子どもがおられる方にお聞きします。

質問24 子どもをみてもらえる親族・知人や利用しているサービスはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

子ども（小学校6年生まで）をみてもらえる親族・知人やサービスの利用状況について、母子家庭では「保育園・学童クラブを利用している」が53.1%と最も多くなっており、父子家庭では「日常的に親族にみてもらえる」が47.3%と最も多くなっている。

図12 - (2) 子どもをみてもらえる親族・知人やサービスの利用状況



(3) 子どもが日常的に担当している役割

質問29 あなたの家庭で子どもが日常的に担当している役割がありますか。あてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

補問1 (質問29 で「1」～「6」を選んだ方)平日1日あたりで、子どもが担当している役割に費やす時間を教えてください。(○は1つ)

ひとり親家庭の子どもが日常的に担当している役割について、「家事」が最も多くなっている。また、平日1日あたり30分以上を費やす割合は、母子家庭で25.2%、父子家庭で43.5%となっている。

図12 - (3) - 1 子どもが日常的に担当している役割 (複数回答)

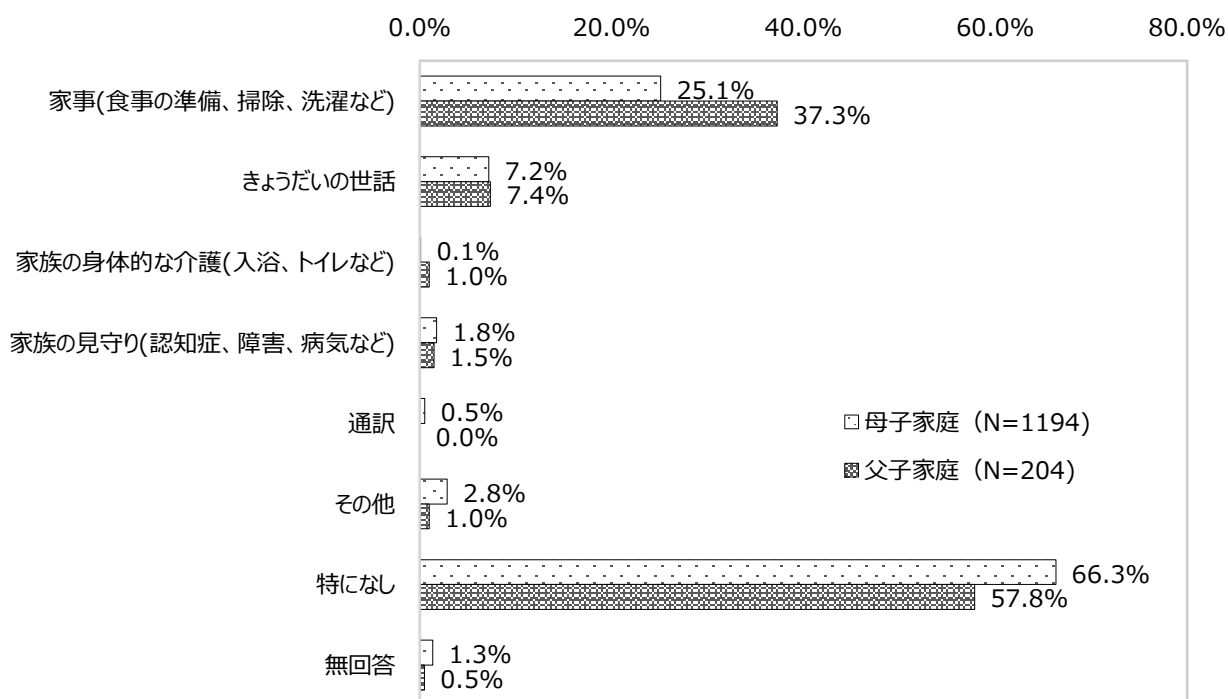
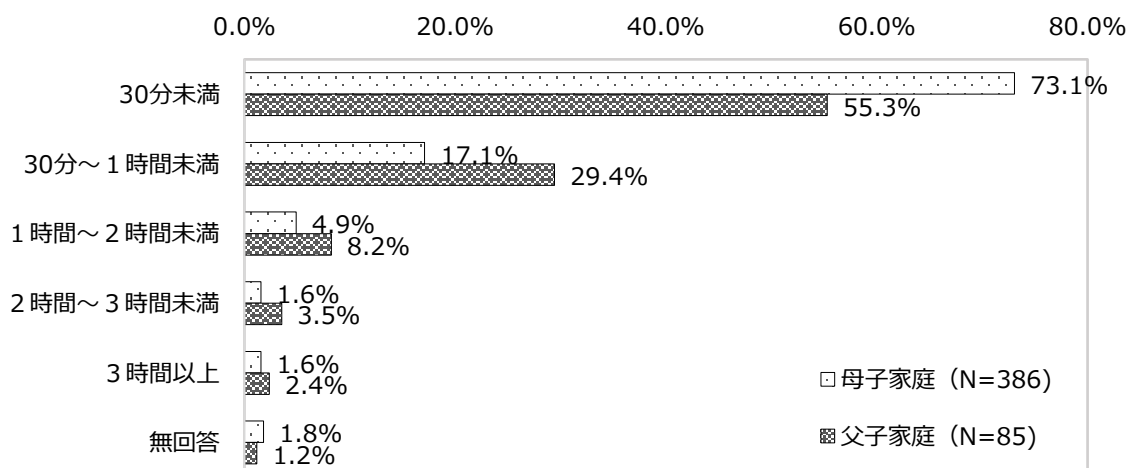


図12 - (3) - 2 子どもが担当している役割に費やす時間 (平日1日あたり)



1 3 ひとり親家庭の悩み等

(1) 子育てや子どもについての悩み

質問26 子育ての悩みとして、あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

質問27 子どもに関する悩みとして、あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

ア 子育てについての悩みでは、「子どものしつけ・教育」が最も多くなっている。次いで母子家庭では、「子どもと遊ぶ（過ごす）時間が十分にとれない」が多く、父子家庭では「勉強を教えてあげられない」が多い。

イ 子どもについての悩みでは、母子家庭、父子家庭ともに「学力・進学」が最も多く、次いで「健康・障害・発達」となっている。

図 1 3 - (1) - 1 子育てについての悩み（複数回答）

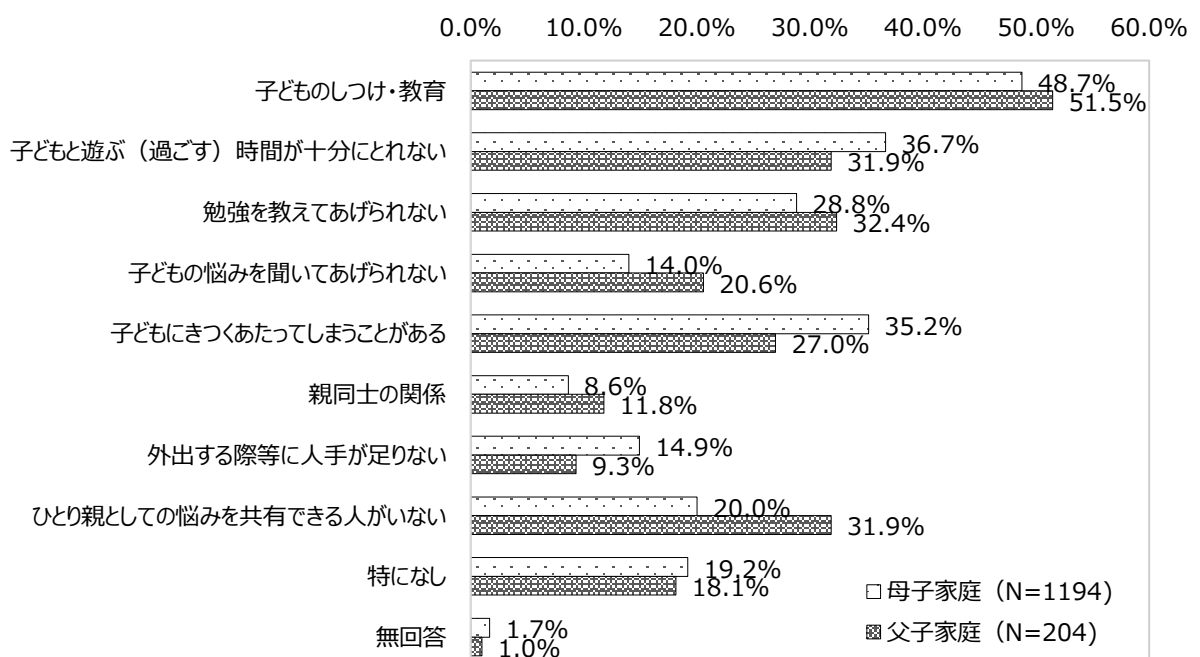
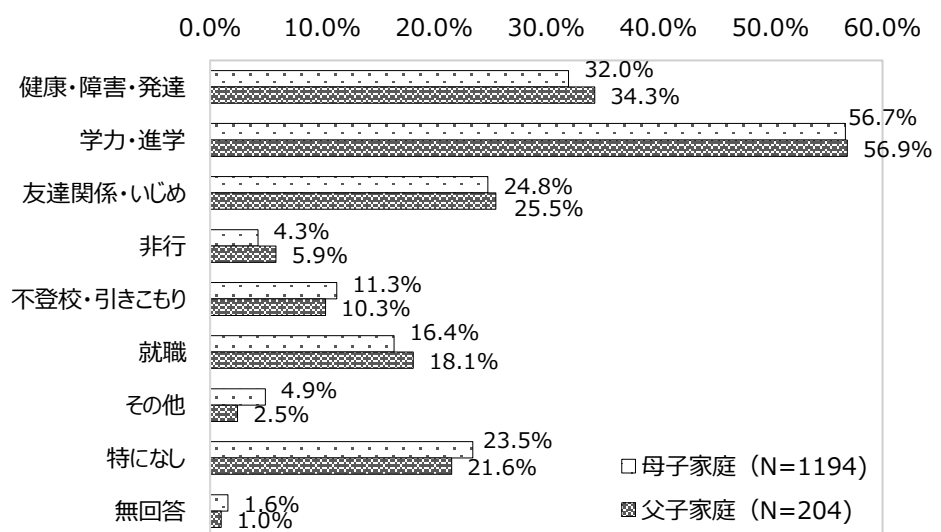


図 1 3 - (1) - 2 子どもについての悩み（複数回答）

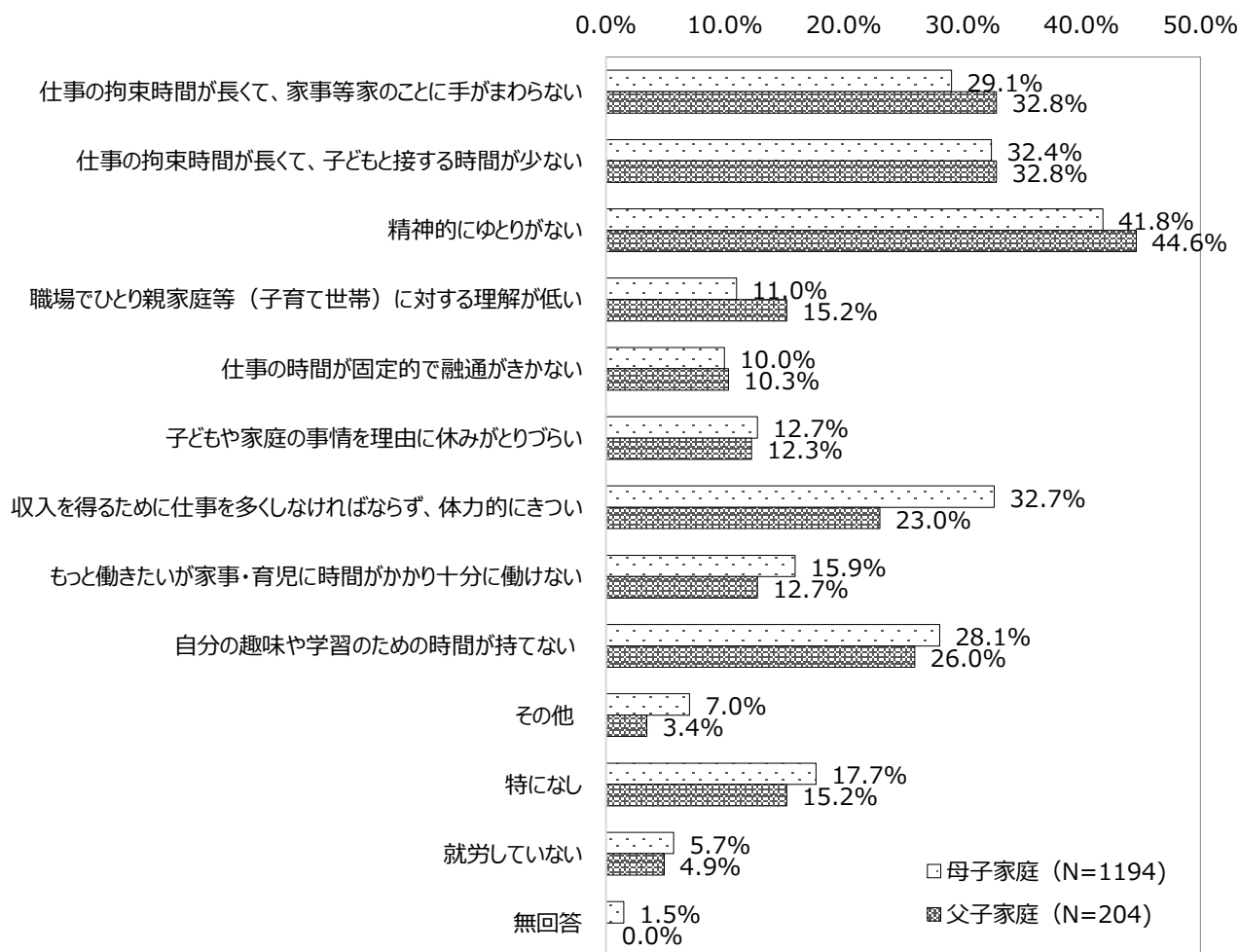


(2) 生活と仕事を両立する上での不満や悩み

質問28 生活と仕事を両立する上での不満や悩みについて、あてはまるものすべてに○をしてください。(○はいくつでも)

生活と仕事を両立する上での不満や悩みについて、母子家庭、父子家庭ともに「精神的にゆとりがない」が最も多くなっている。

図13-(2) 生活と仕事を両立する上での不満や悩み(複数回答)



(3) お金の悩み

質問33 お金の悩みとして、あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

お金の悩みの内容について、母子家庭では「洋服や趣味などにお金を使えない」が44.0%と最も多くなっており、父子家庭では「借金・ローン返済」が41.7%と最も多くなっている。

図13-(3)-1 母子家庭、父子家庭のお金の悩み(複数回答)

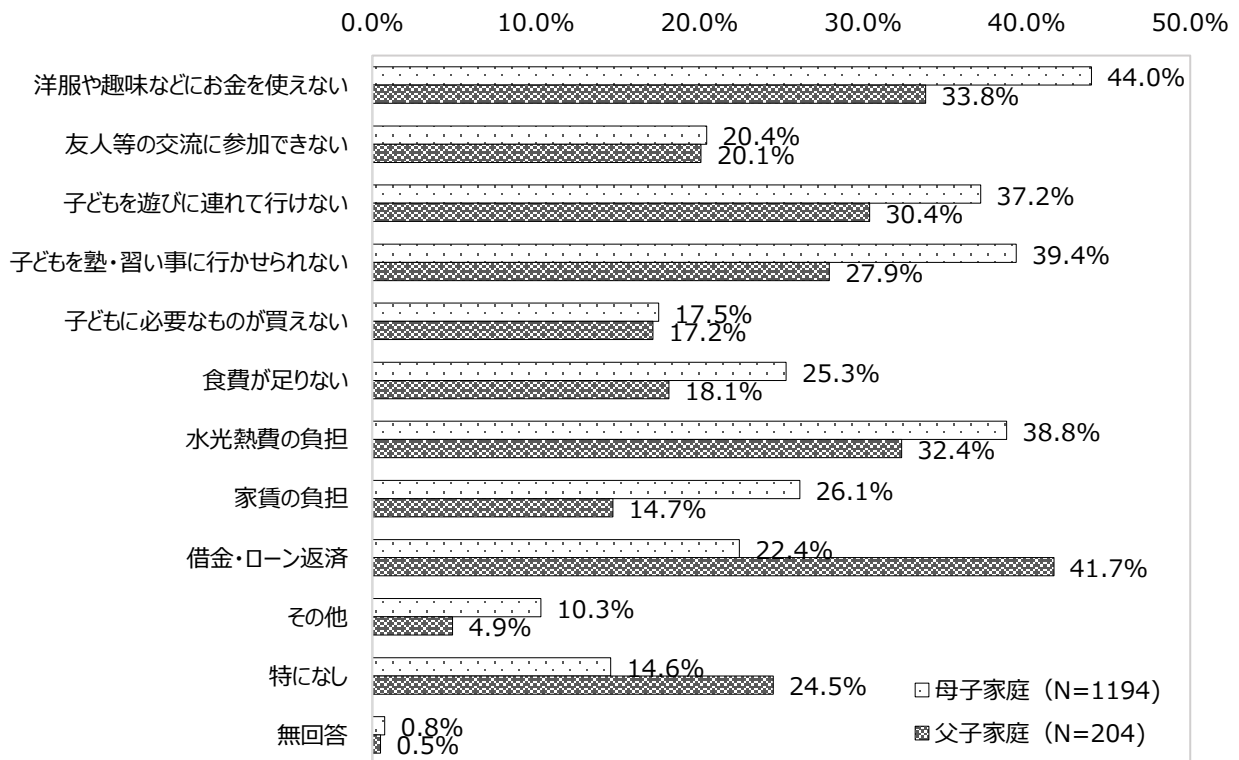
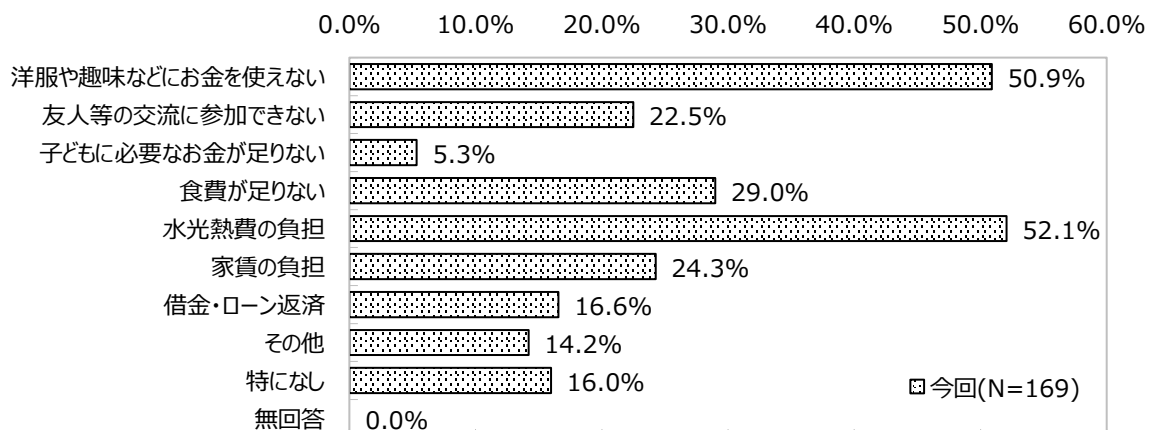


図13-(3)-2 ひとり暮らし寡婦のお金の悩み(複数回答)

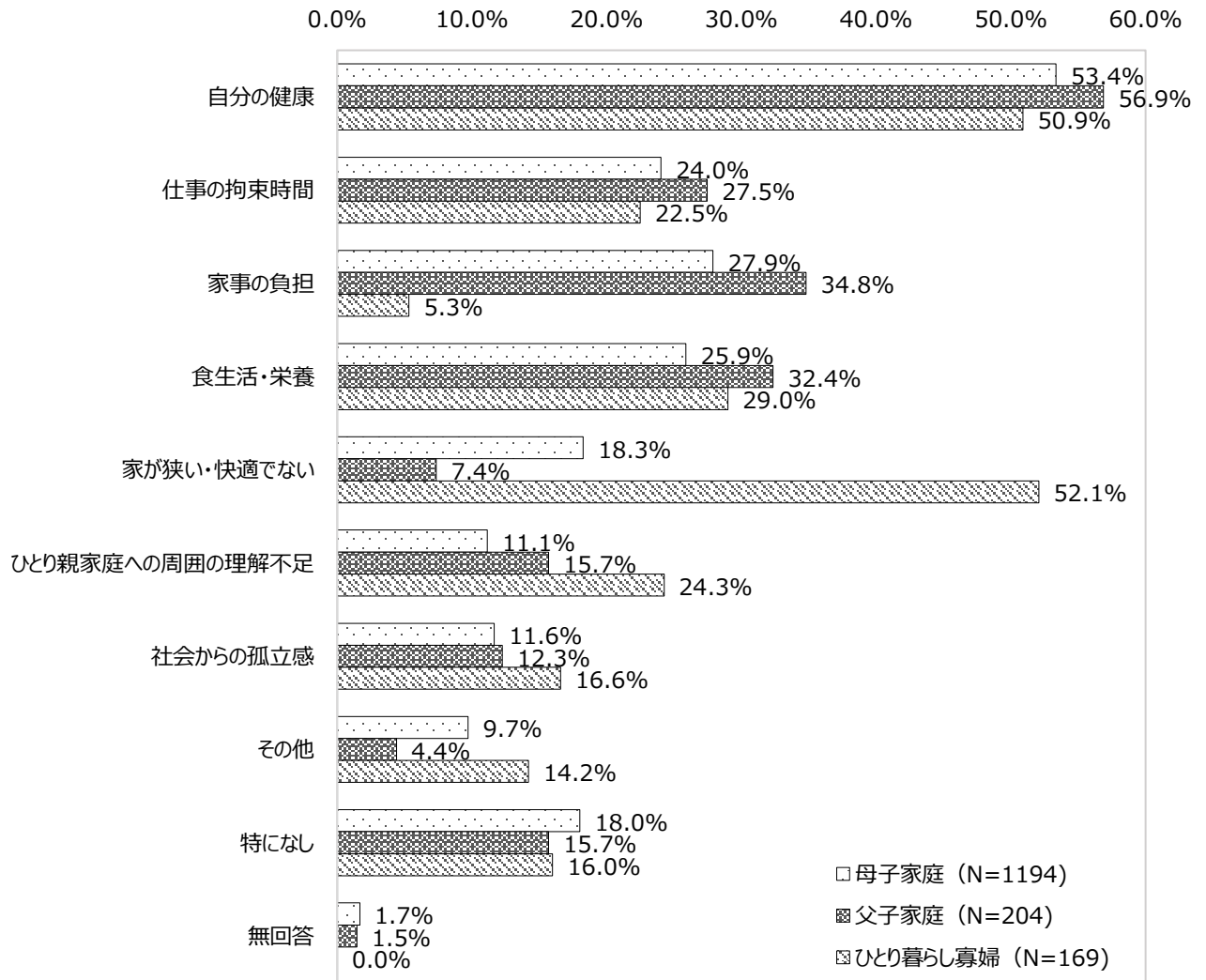


(4) 今の生活の悩み

質問34 今の生活の悩みとして、あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

今の生活の悩みの内容について、母子家庭、父子家庭ともに「自分の健康」が最も多く、次いで「家事的負担」となっている。ひとり暮らし寡婦では「家が狭い・快適でない」が最も多くなっている。

図13-(4) 今の生活の悩み(複数回答)

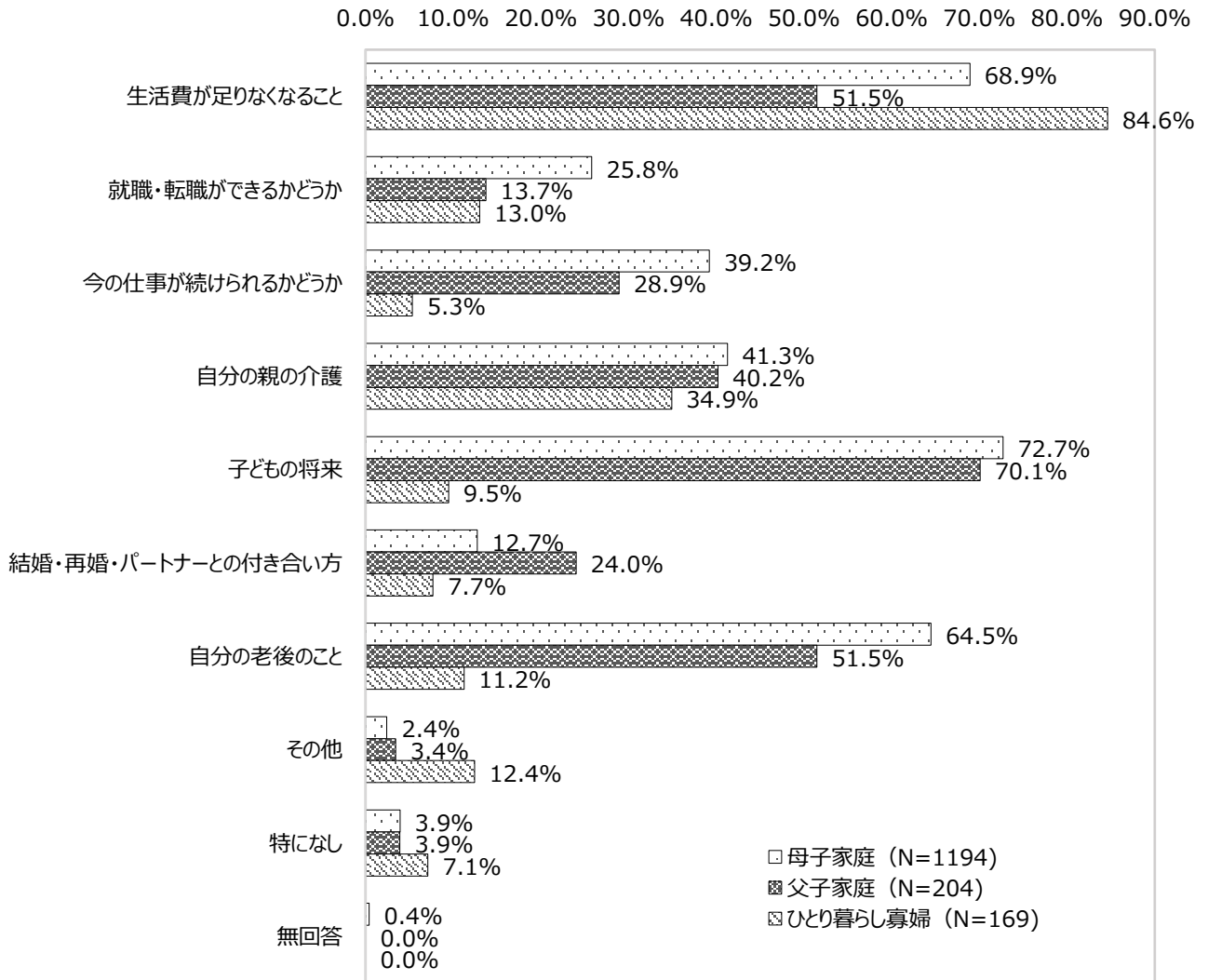


(5) 将来の不安

質問35 将来の不安として、あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

将来の不安の内容について、母子家庭、父子家庭ともに「子どもの将来」が最も多くなっており、ひとり暮らし寡婦では「生活費が足りなくなること」が最も多くなっている

図13 - (5) 将来の不安 (複数回答)



(6) 相談相手

質問36 悩みを相談できる相手はいますか、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

補問1 (質問36で「1. いる」を選んだ方)相談できる相手はどなたですか。(○はいくつでも)

ア 相談相手が「いる」と回答した割合は、母子家庭では71.5%、父子家庭では48.0%、ひとり暮らし寡婦では62.7%で、前回調査と比較するとそれぞれ7.9ポイント、22.1ポイント、14.0ポイント低下している。

イ 相談相手については母子家庭と父子家庭では「知人・友人」が最も多くなっている。

図13-(6)-1 母子家庭の母の相談相手の有無

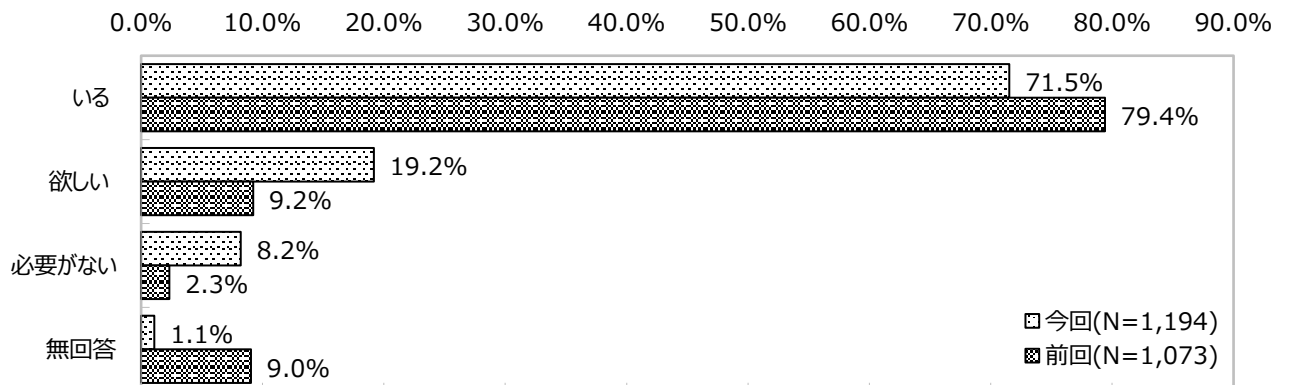


図13-(6)-2 父子家庭の父の相談相手の有無

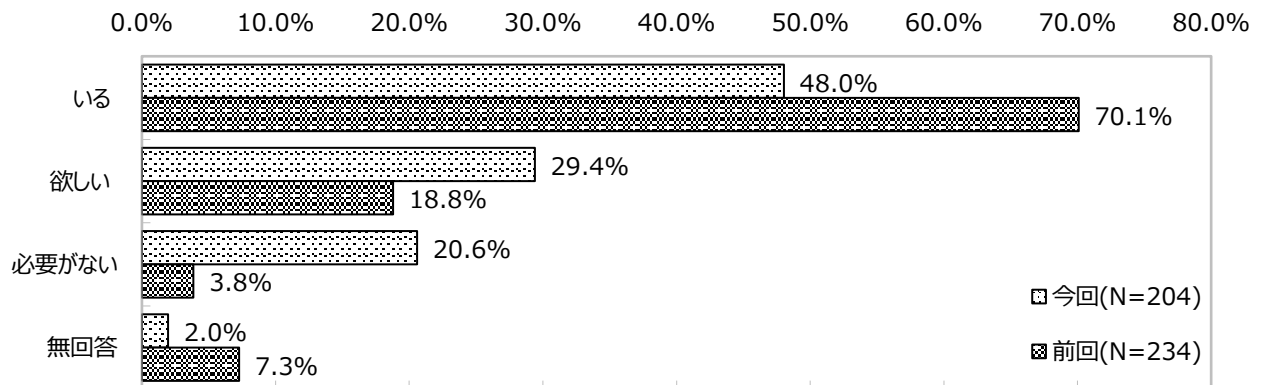


図13-(6)-3 ひとり暮らし寡婦の相談相手の有無

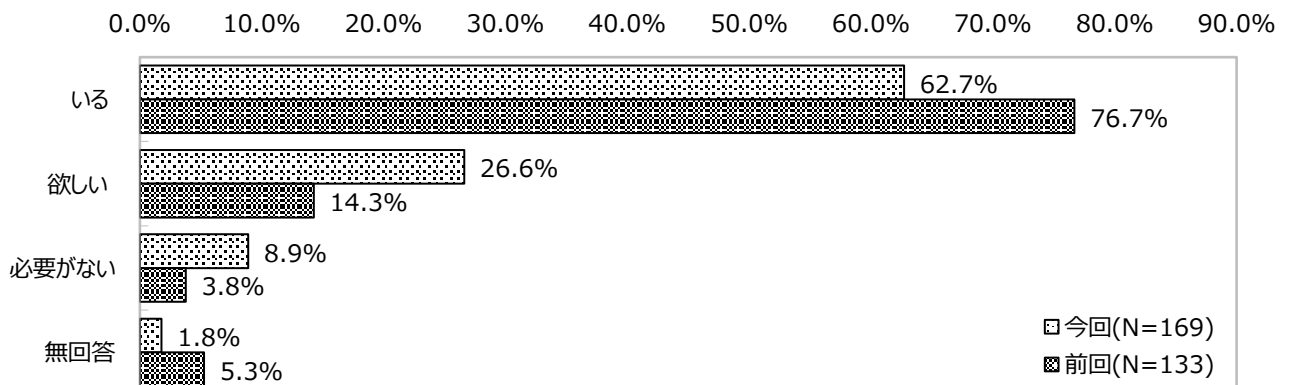


図 1 3 - (6) - 4 母子家庭の相談相手の内訳（複数回答）

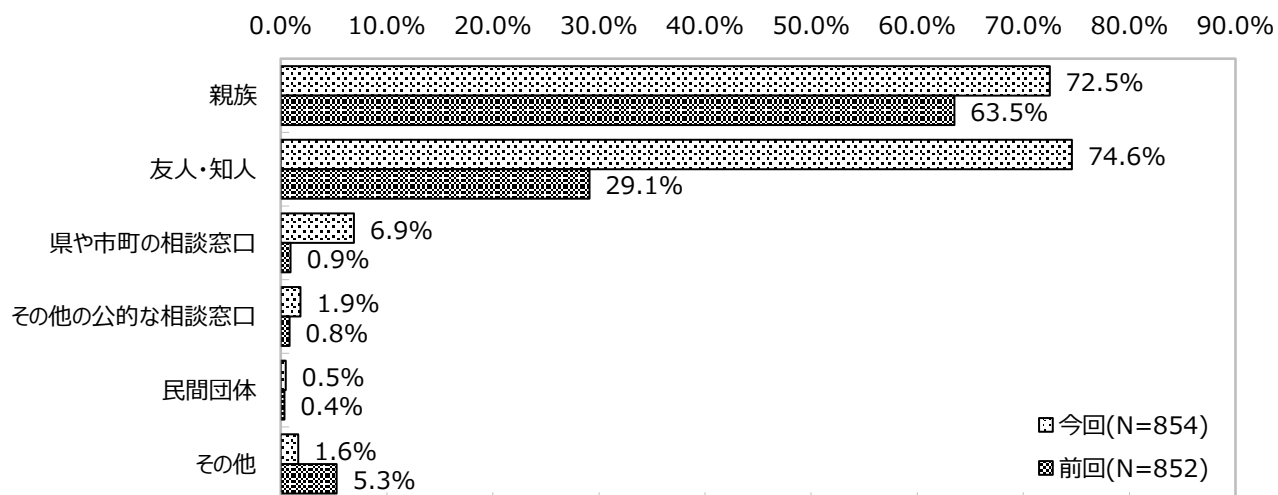


図 1 3 - (6) - 5 父子家庭の相談相手の内訳（複数回答）

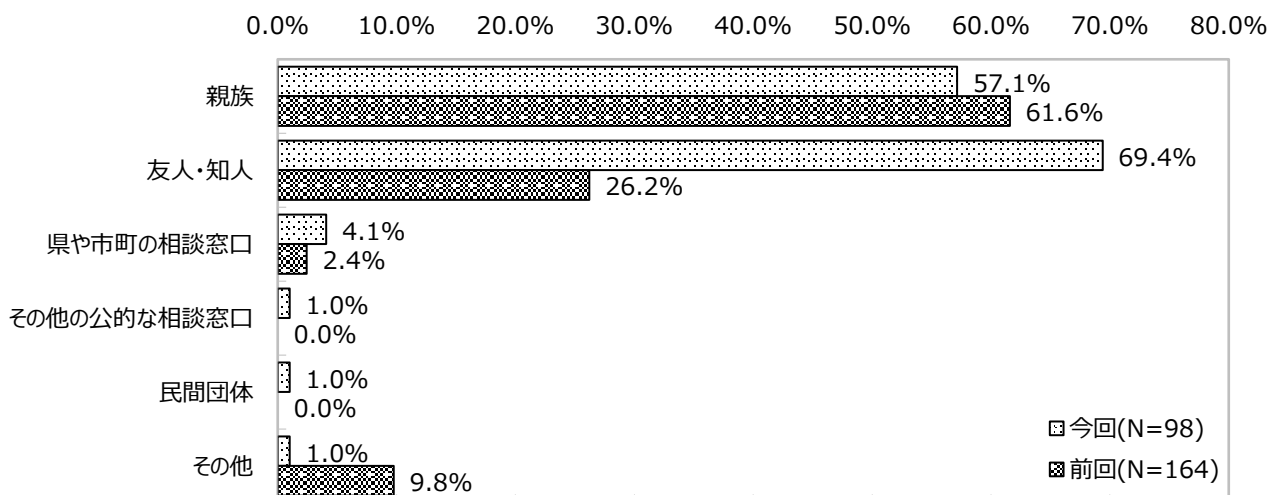
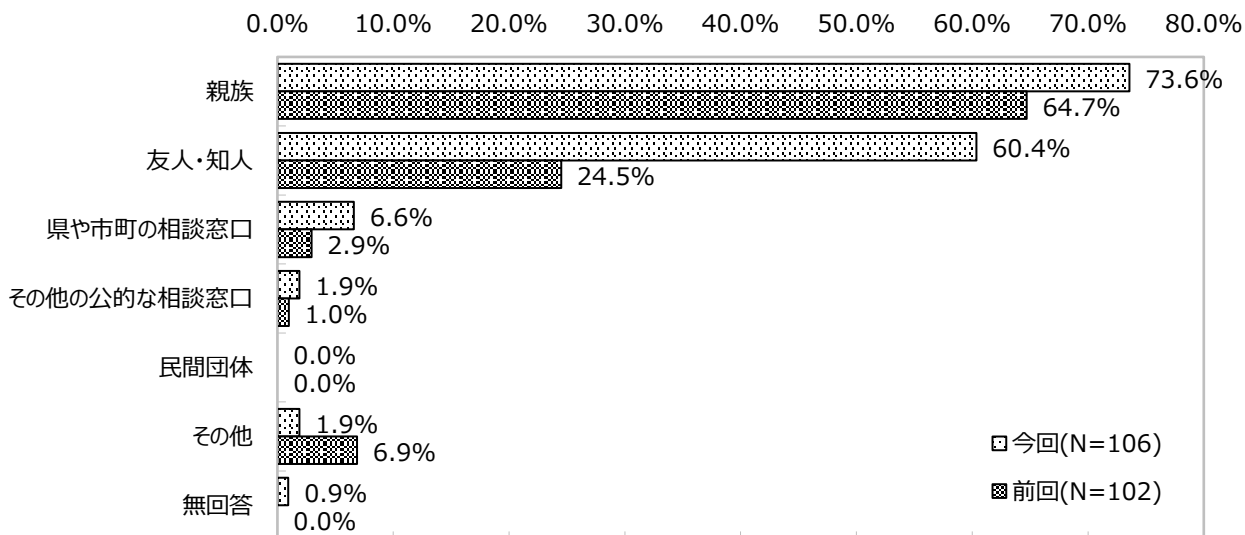


図 1 3 - (6) - 6 ひとり暮らし寡婦の相談相手の内訳（複数回答）



1 4 生活の状況

(1) 新型コロナウイルス感染症流行の影響

質問37 新型コロナウイルス感染症の流行前(令和元年(2019年)以前)と流行後(令和2年(2020年)以降)を比較して、月あたりの就労収入は最大でどの程度変化しましたか。あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

補問1 (質問37で「1」「2」「3」を選んだ方)

減収にはどのように対応しましたか、あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

補問2 (質問37で「1」「2」「3」を選んだ方)

現時点(令和5年(2023年)8月現在)で、就労収入は回復しましたか。あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

ア 新型コロナウイルス感染症流行前後の月間就労収入の変化について、母子家庭、父子家庭、ひとり暮らし寡婦の全てで、「ほとんど変わらない」が最も多く、次いで「半分までではないが、減った」となっている。

イ 減収への対応について、母子家庭、父子家庭ともに「貯金の取り崩し」が最も多く、ひとり暮らし寡婦では「食費の節約」が最も多くなっている。

ウ 令和5年8月時点での就労収入の回復状況について、母子家庭、父子家庭ともに「多少回復したが以前の水準までには戻っていない」が最も多く、ひとり暮らし寡婦では「減収したまま回復していない」が最も多くなっている。

図14 - (1) - 1 新型コロナ感染症の流行前後の月間就労収入の変化

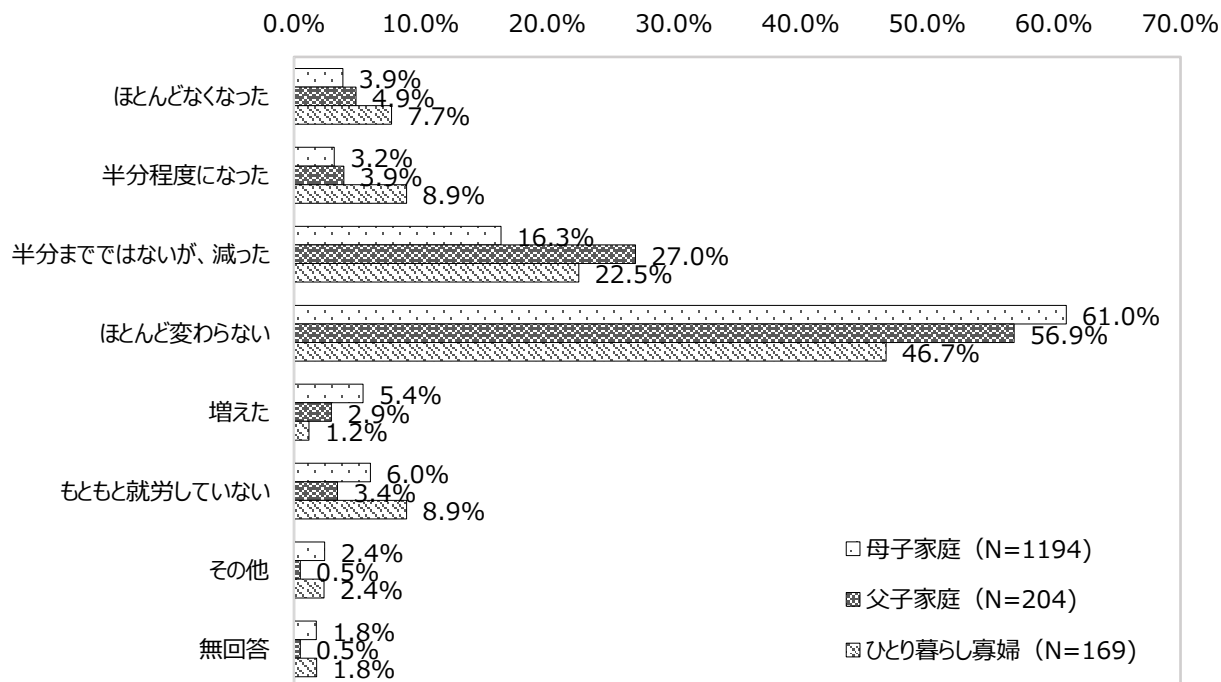


図 1 4 - (1) - 2 新型コロナによる減収への対応（複数回答）

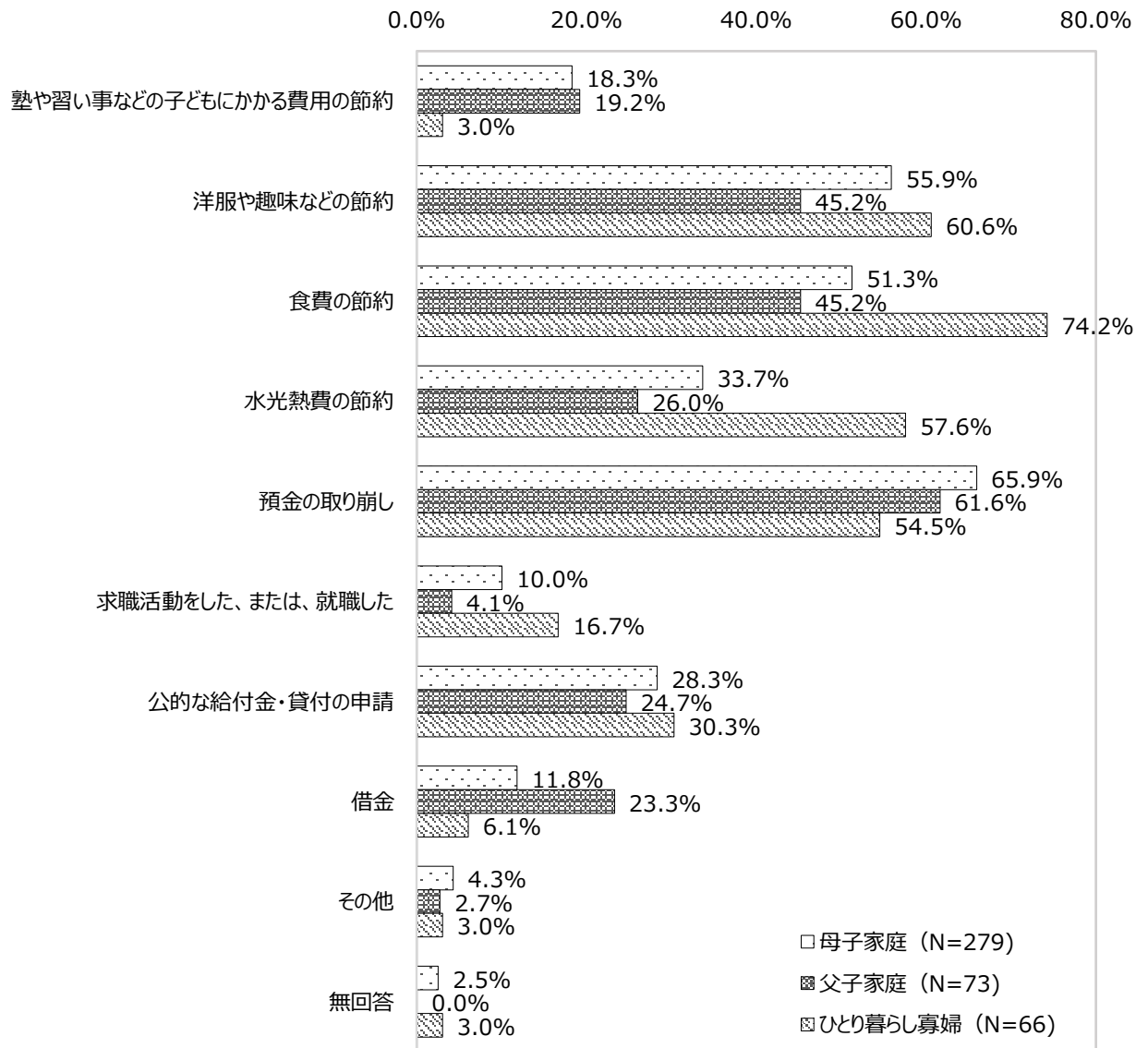
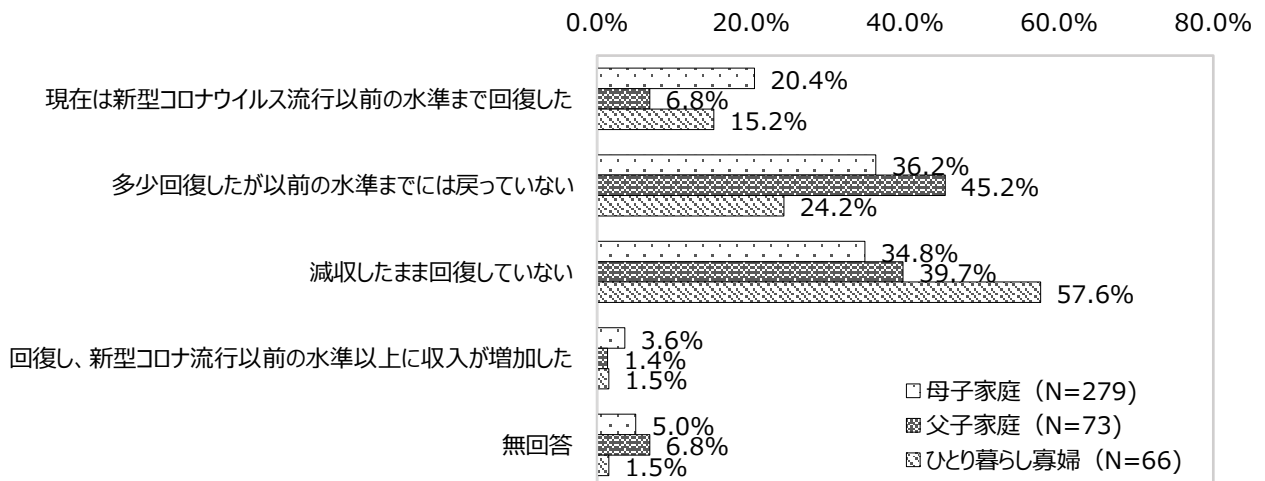


図 1 4 - (1) - 3 新型コロナによる減収があった者の就労収入の回復状況

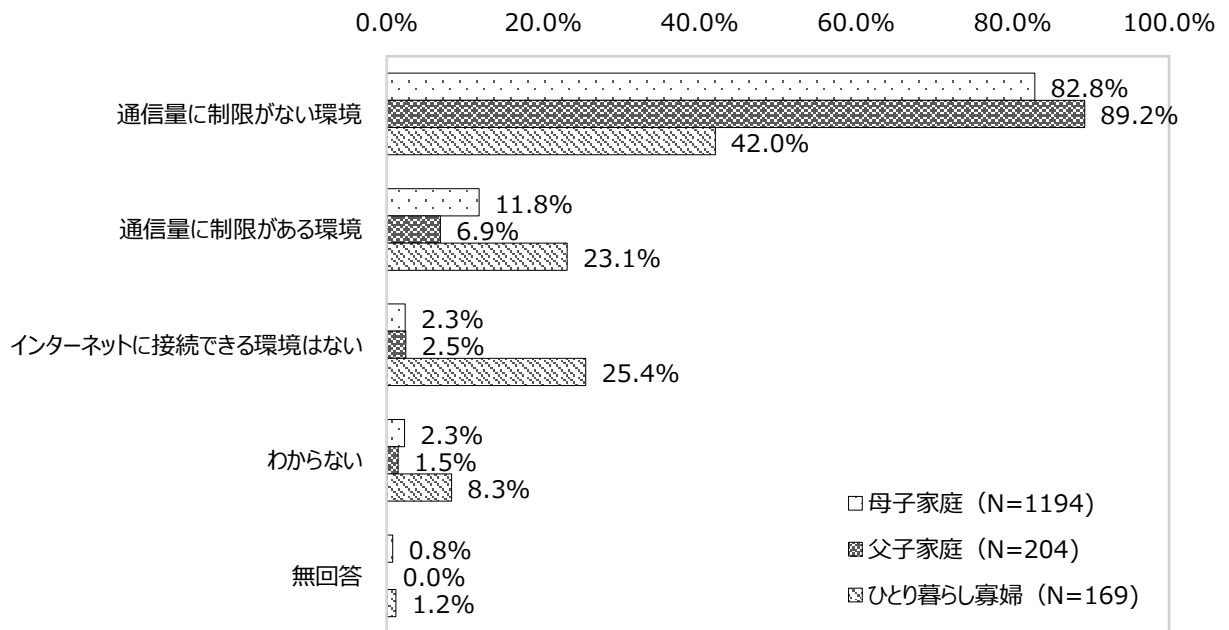


(2) ひとり親家庭のインターネット環境

質問31 家庭のインターネット環境について、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

ひとり親家庭のインターネット環境について、母子家庭、父子家庭では「通信量に制限がない環境」がともに8割を超えている。一方、ひとり暮らし寡婦では、「通信量に制限がない環境」が42.0%にとどまっている。

図14 - (2) ひとり親家庭のインターネット環境



(3) 親の帰宅時間

質問32 仕事などから帰宅する時間はおおよそ何時頃ですか。在宅で仕事をしている方は、仕事の終了時刻をお答えください。(〇は1つ)

ア 母子家庭の母では「18時～20時」に帰宅する者が45.9%と最も多くなっている。前回と比較すると「20時～22時」に帰宅する者が2.5ポイント低下している。

イ 父子家庭の父では「18時～20時」に帰宅する者が50.3%と最も多くなっている。前回と比較すると「20時～22時」に帰宅する者が5.3ポイント低下している。

ウ 「正規の職員・従業員」の帰宅時間は母子家庭、父子家庭ともに「18時～20時」が最も多くなっている。

注：1) 今回調査項目の「22時～24時」、「深夜・早朝」は前回調査項目と合わせるため「22時～深夜・早朝」として比較

図14-(3)-1 母の帰宅時間

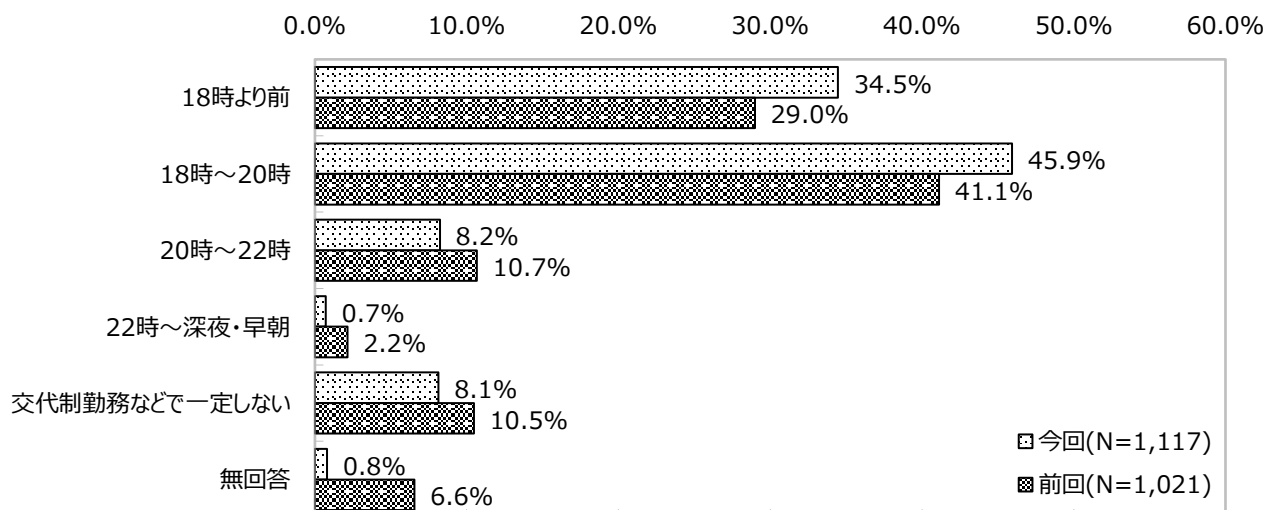


図14-(3)-2 父の帰宅時間

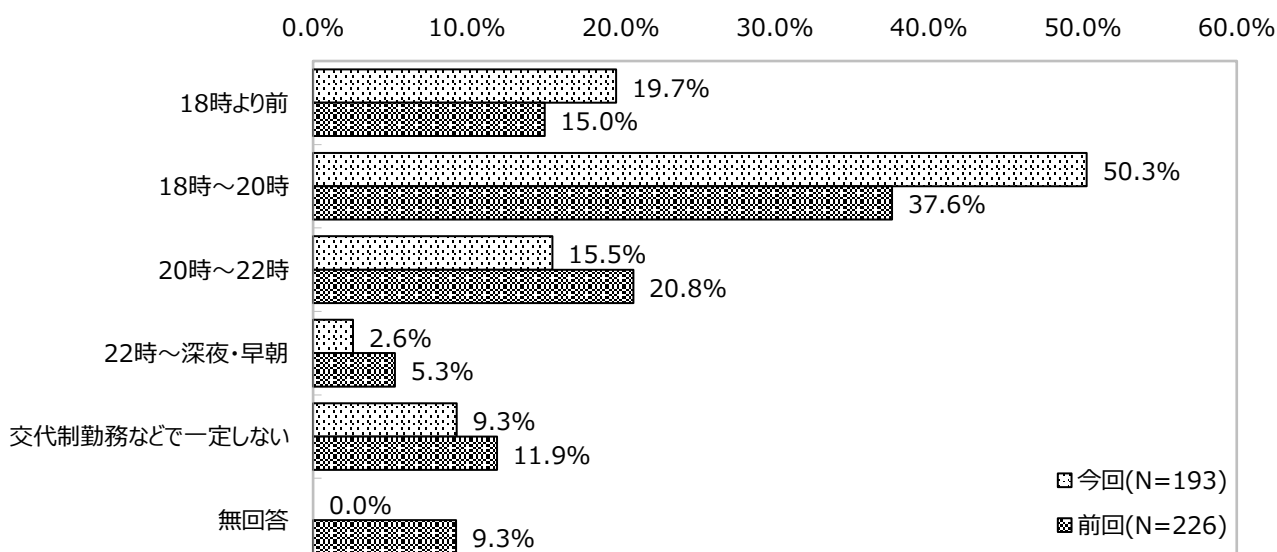


図14-(3)-3 現在就業している母の地位別帰宅時間の構成割合

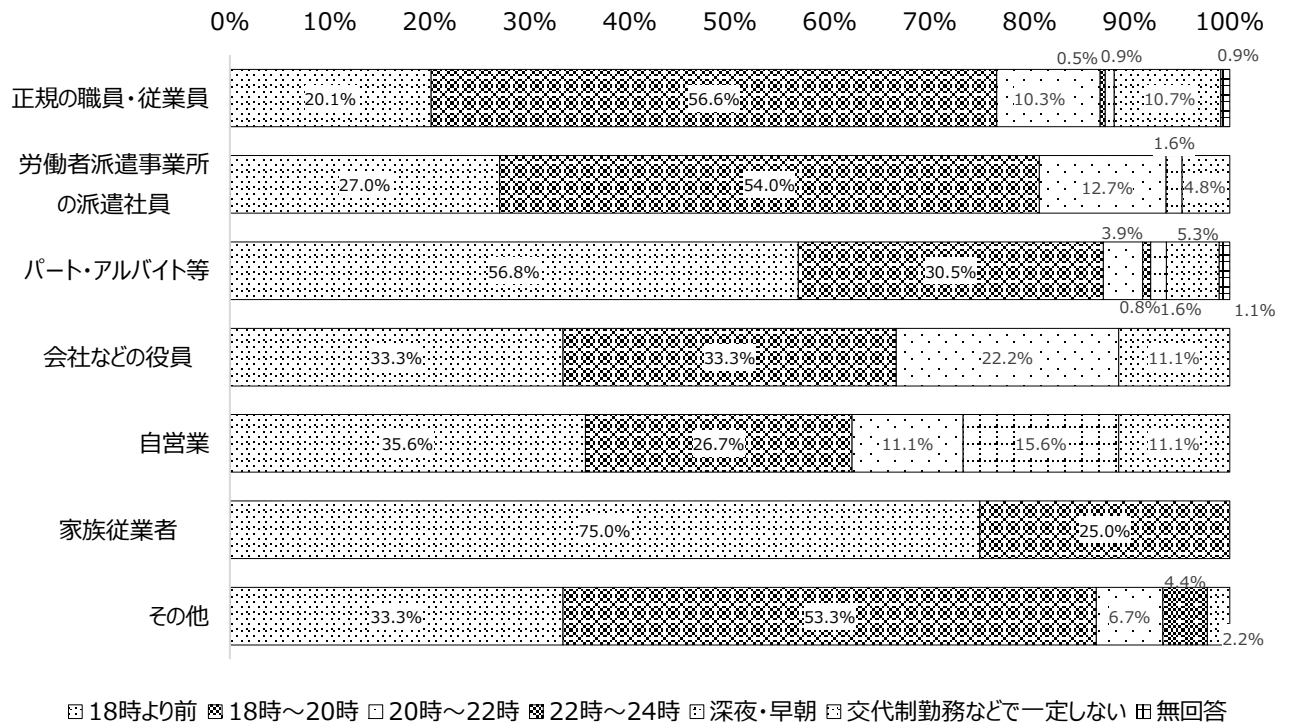
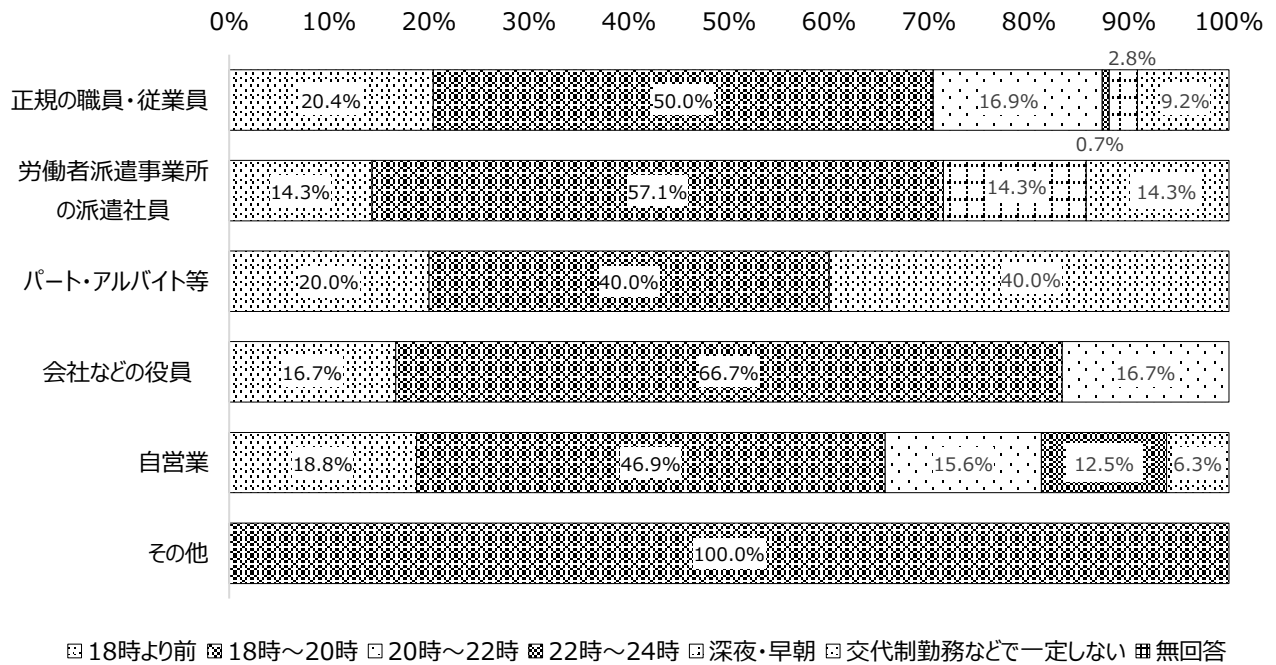


図14-(3)-4 現在就業している父の地位別帰宅時間の構成割合



1 5 公的制度・相談窓口の利用状況

(1) 利用状況

質問38 あなたは下記の制度や団体を利用したことがありますか。(ア)から(ケ)のすべてについて、あてはまるもの1つに○をつけてください。(○は1つずつ)

質問39 あなたは下記の相談窓口を利用したことがありますか。(ア)から(サ)のすべてについて、あてはまるもの1つに○をつけてください。(○は1つずつ)

ア ひとり親世帯に対する公的制度の利用状況については、母子家庭、父子家庭ともに「医療費助成（福祉医療制度（マル福）」、「児童扶養手当」の利用経験が多い。ひとり暮らし寡婦世帯では「児童扶養手当」、「年金（遺族年金・障害年金）」の利用経験が多い。

イ 相談窓口の利用状況については、母子家庭、父子家庭、ひとり暮らし寡婦の全てで「市町福祉関係窓口」の利用経験が最も多い。次いで母子家庭、ひとり暮らし寡婦では「（無料）法律相談」の利用経験が多い。

図15 - (1) - 1 母子家庭の公的制度の利用状況

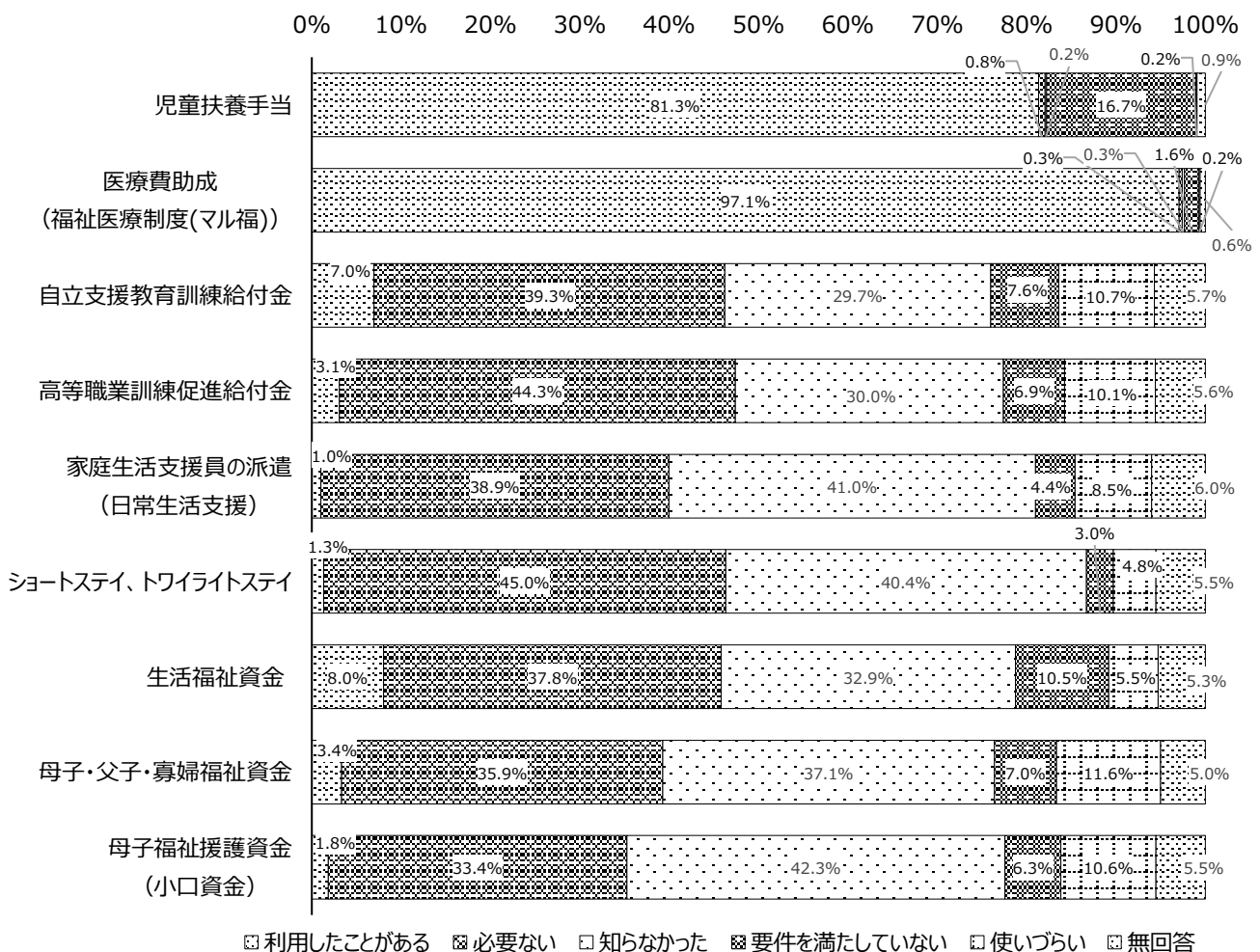


図15 - (1) - 2 父子家庭の公的制度的利用状況

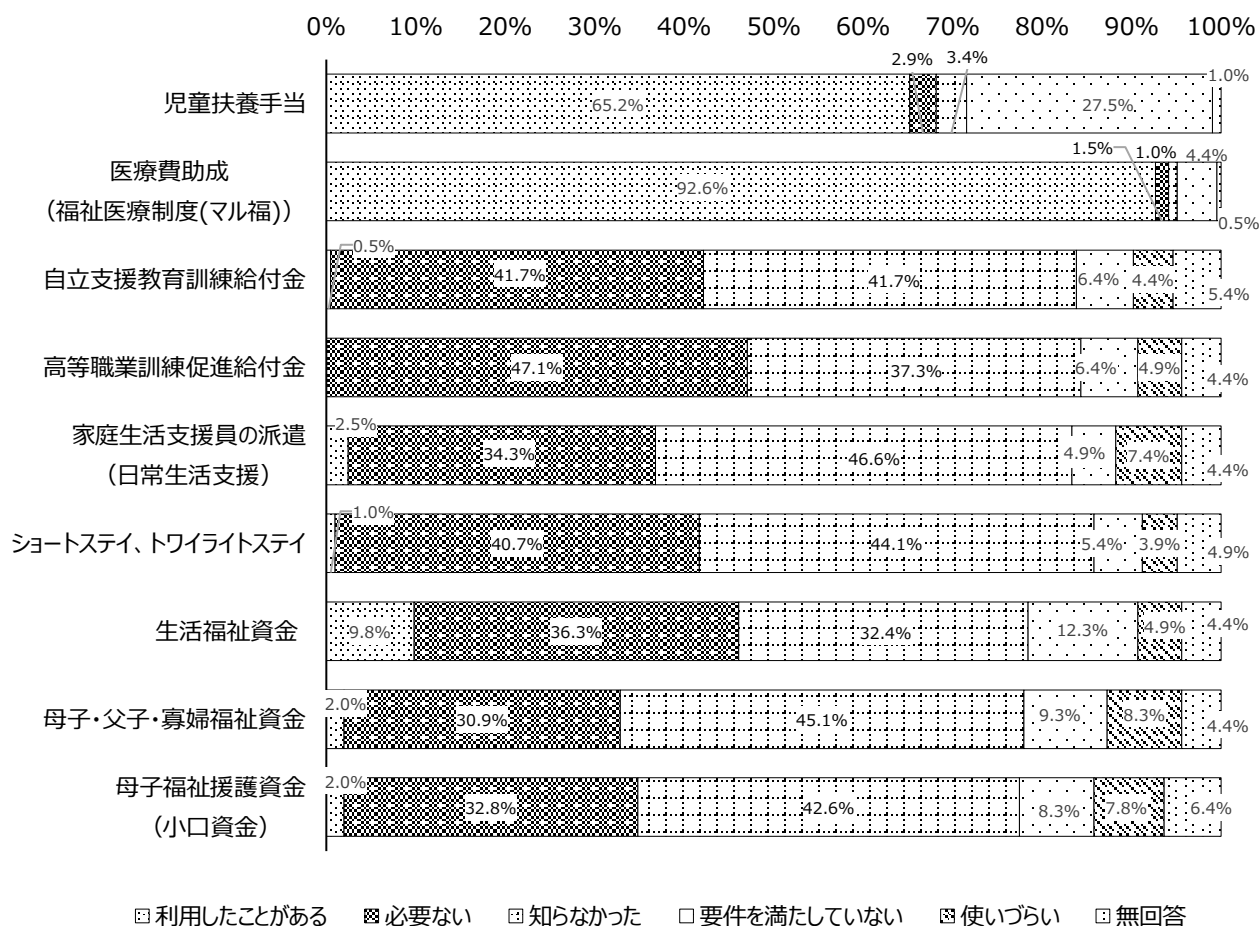


図15 - (1) - 3 ひとり暮らし寡婦の公的制度的利用状況

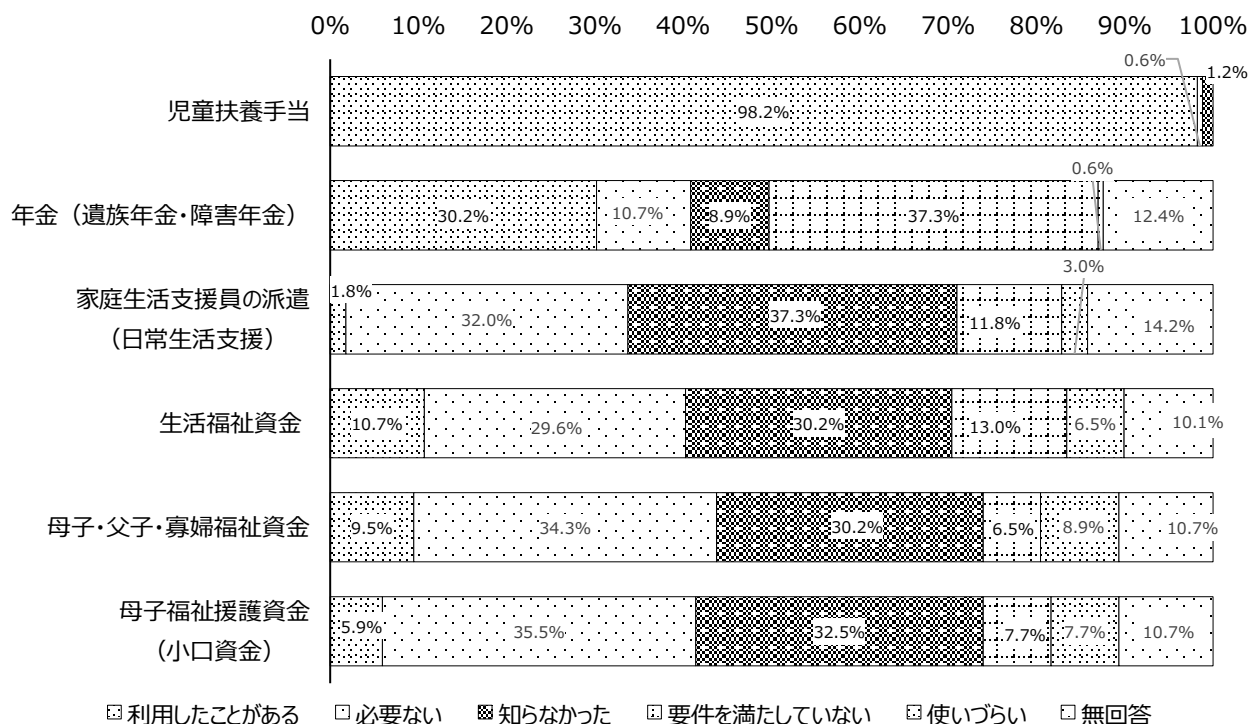


図15 - (1) - 4 母子家庭の相談窓口の利用状況

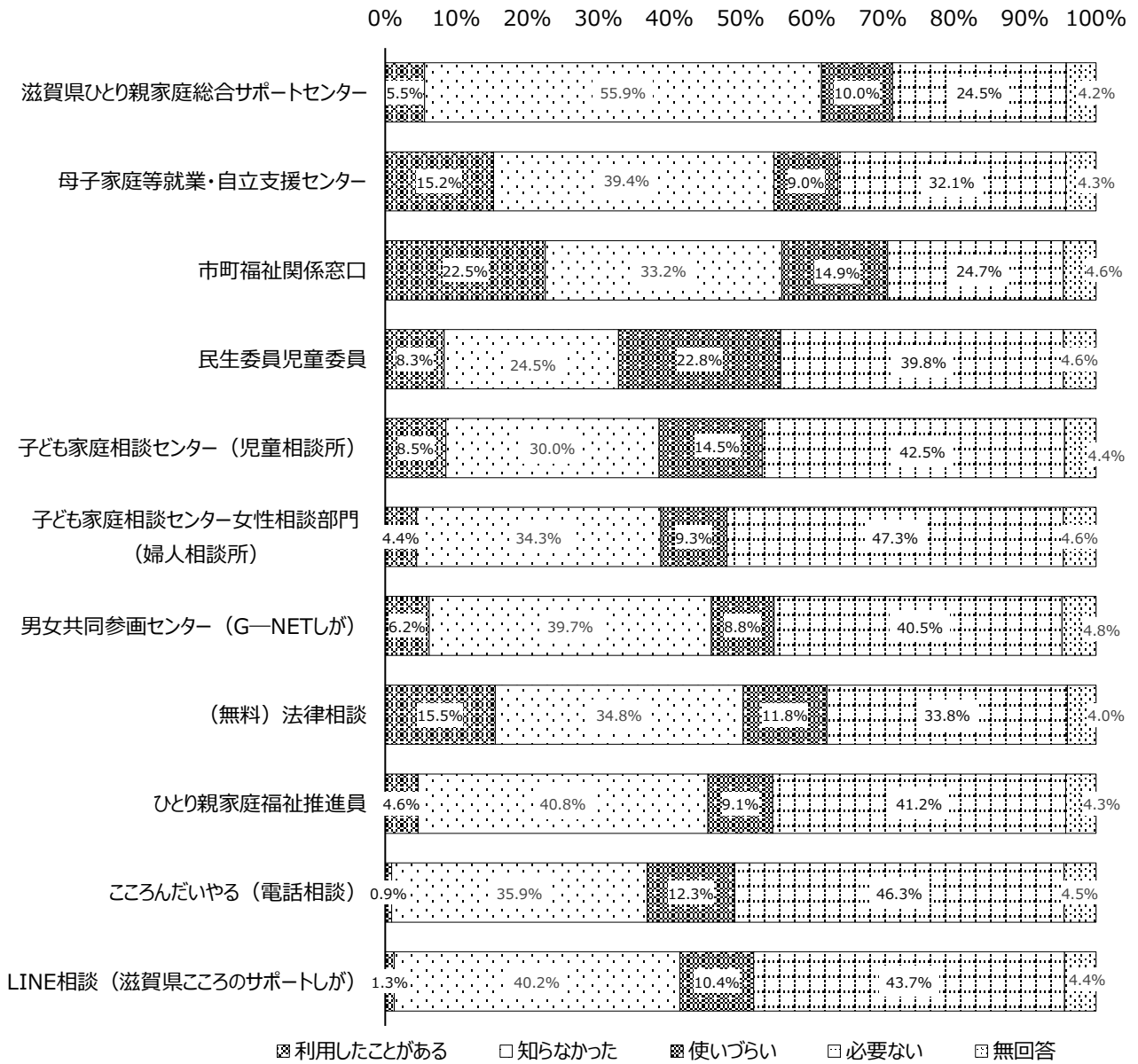


図15-(1)-5 父子家庭の相談窓口の利用状況

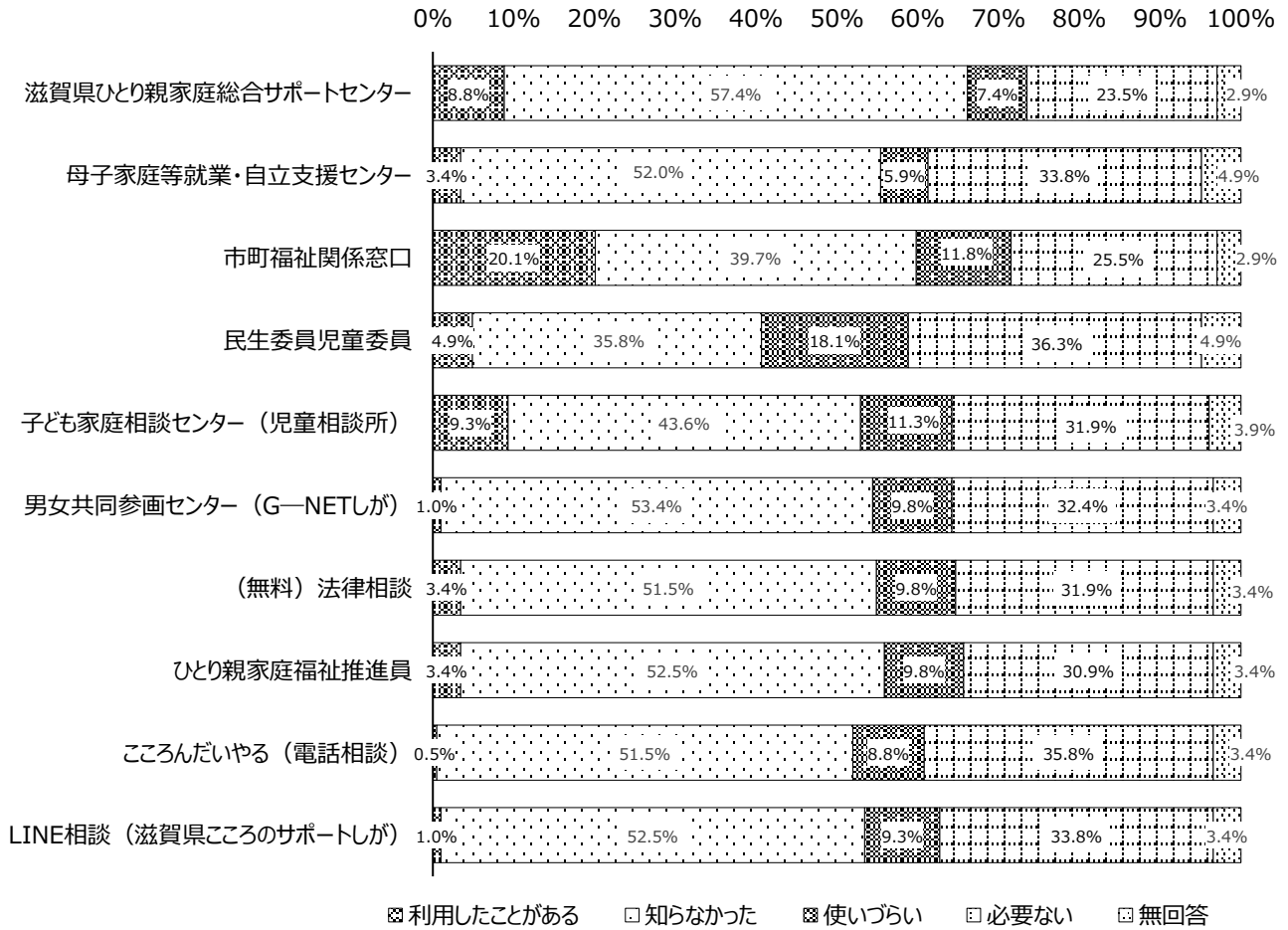
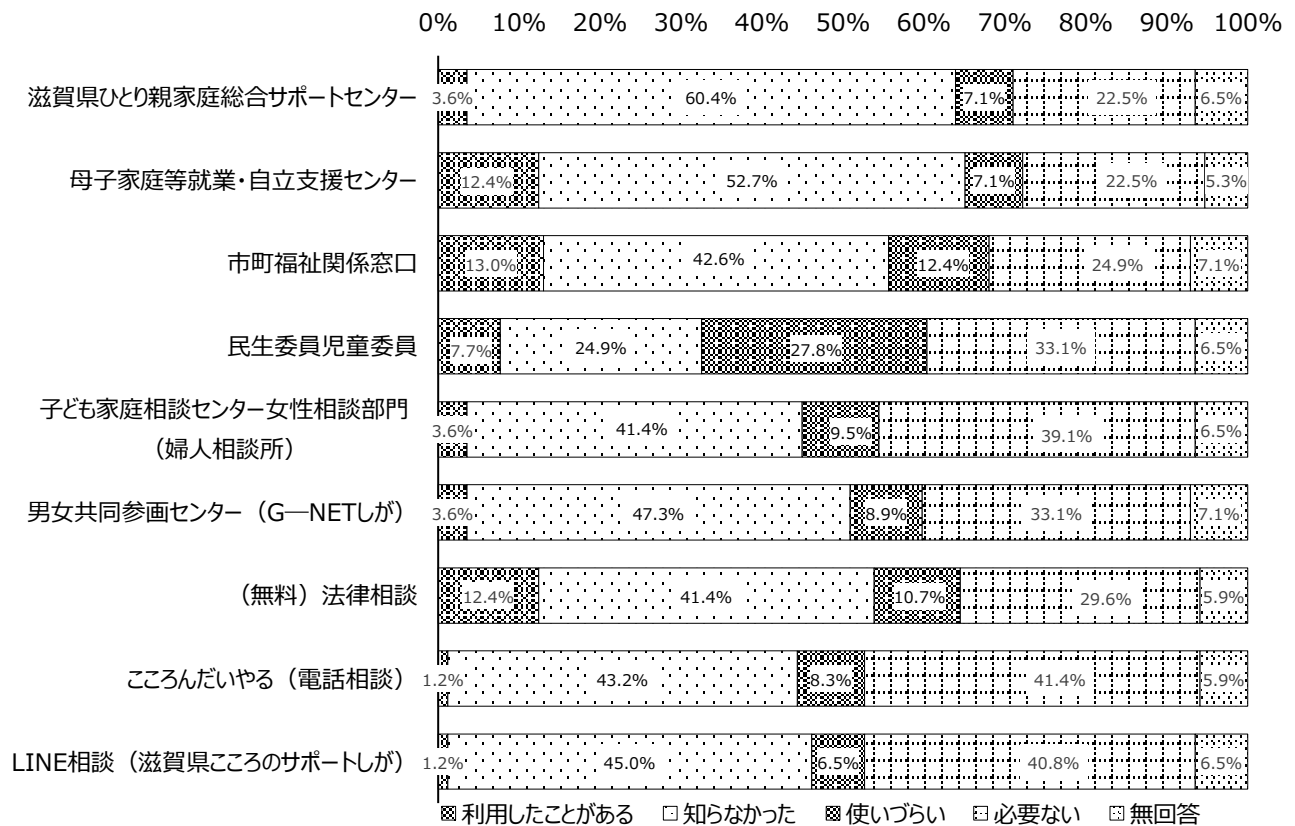


図15-(1)-6 ひとり暮らし寡婦の相談窓口の利用状況



(2) 滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター等を利用しない理由

補問1 (質問39(ア)で「3」「4」を選んだ方)

滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンターをこれまで利用したことがない方、利用意向のない方にお聞きします。

補問2 (質問39(イ)で「3」「4」を選んだ方)

母子家庭等就業・自立支援センターをこれまで利用したことがない方、利用意向のない方にお聞きします。

滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター、母子家庭等就業・自立支援センターの各相談窓口を利用しないもしくは利用したいと思わない理由について、母子家庭、父子家庭ともに、「相談したいことがない」を除くと、「相談する時間・余裕がない」が最も多くなっている。

注：1) 滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンターについては、ひとり暮らし寡婦への同様の質問項目はなし。

図15 - (2) - 1 滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンターを利用しない理由 (複数回答)

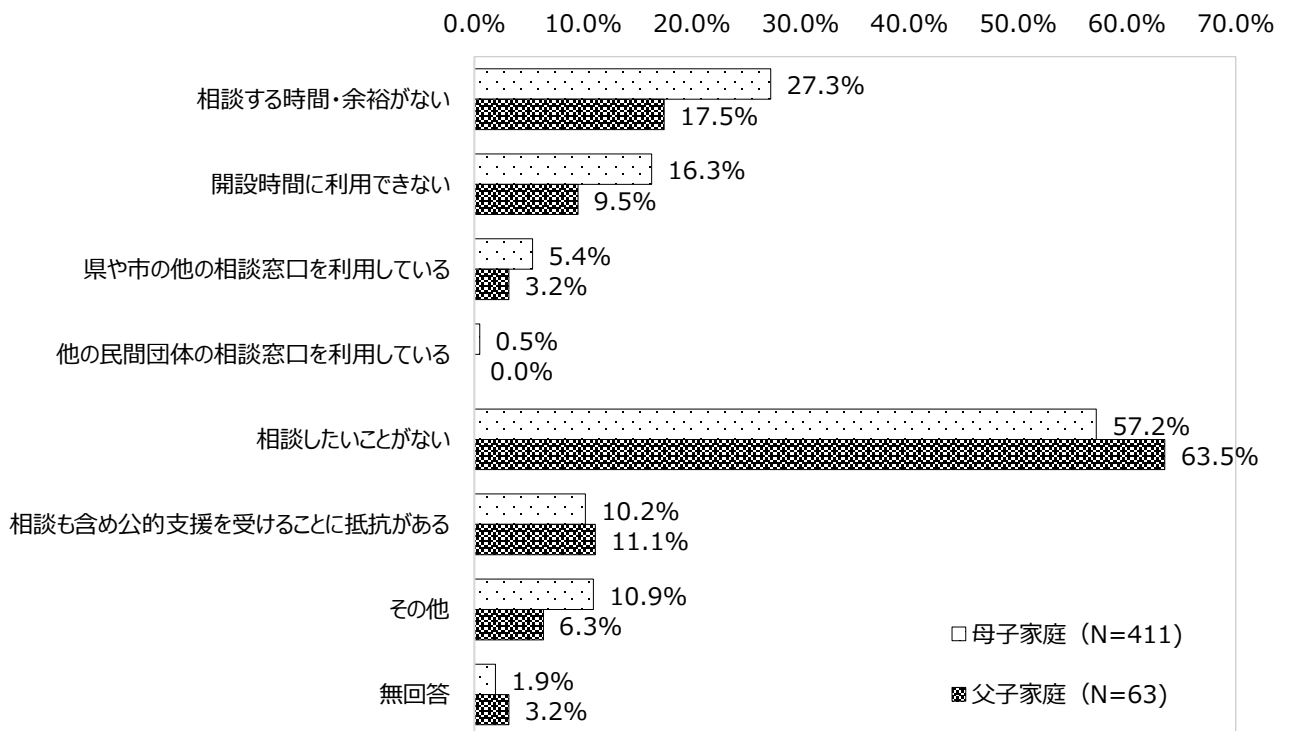
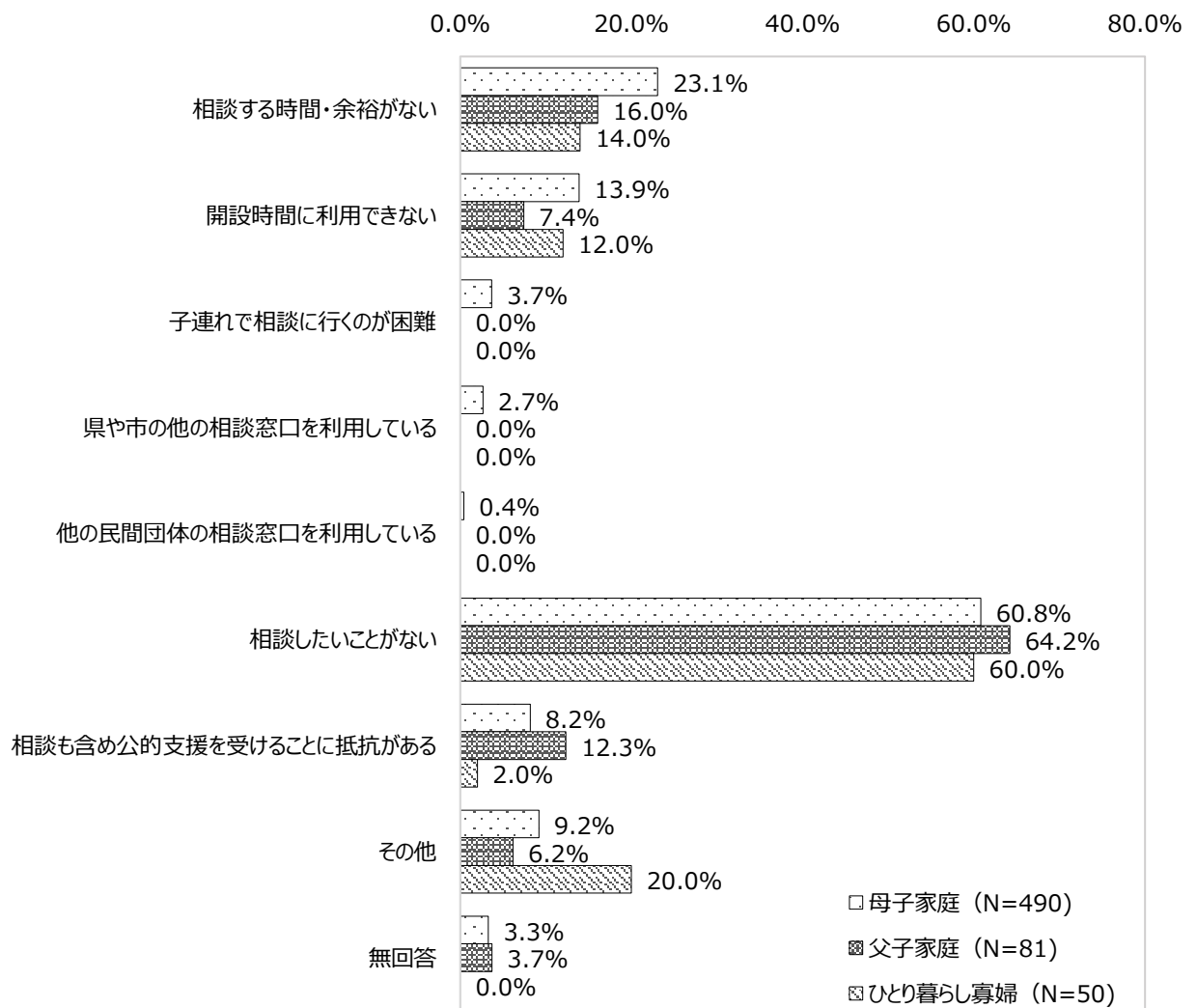


図 1 5 - (2) - 2 母子家庭等就業・自立支援センターを利用しない理由（複数回答）

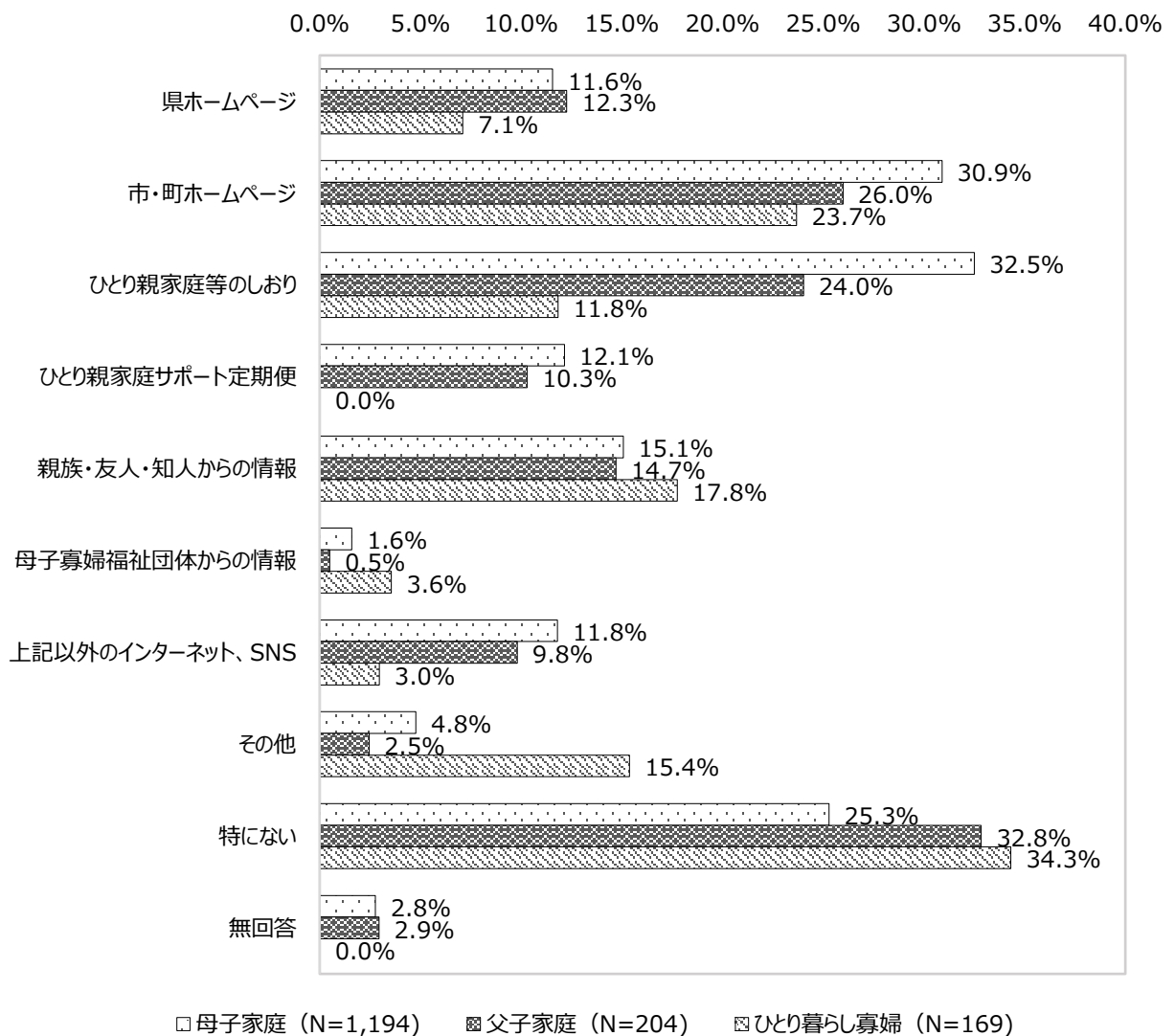


1 6 ひとり親家庭の支援に関する情報の入手先

質問40 ひとり親家庭の支援に関する情報をどこから入手していますか、あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

ひとり親家庭の支援に関する情報の入手先は、母子家庭では「ひとり親家庭等のしおり」が32.5%で最も多くなっている。父子家庭とひとり暮らし寡婦では、「特になし」が最も多くなっている。

図 1 6 ひとり親家庭支援に関する情報の入手先（複数回答）



1.7 ひとり親家庭等のために必要と感じている施策

質問41 ひとり親家庭のために必要と感じている施策はなんですか、あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

ひとり親家庭等のために必要と感じている施策は、母子家庭、父子家庭、ひとり暮らし寡婦の全てで「経済的支援の充実」が最も多くなっている。次いで、母子家庭、父子家庭では「子どもの学習・教育支援」が多くなっており、ひとり暮らし寡婦では「就業支援の充実」が多くなっている。

図 1.7-1 母子家庭および父子家庭が必要と感じている施策

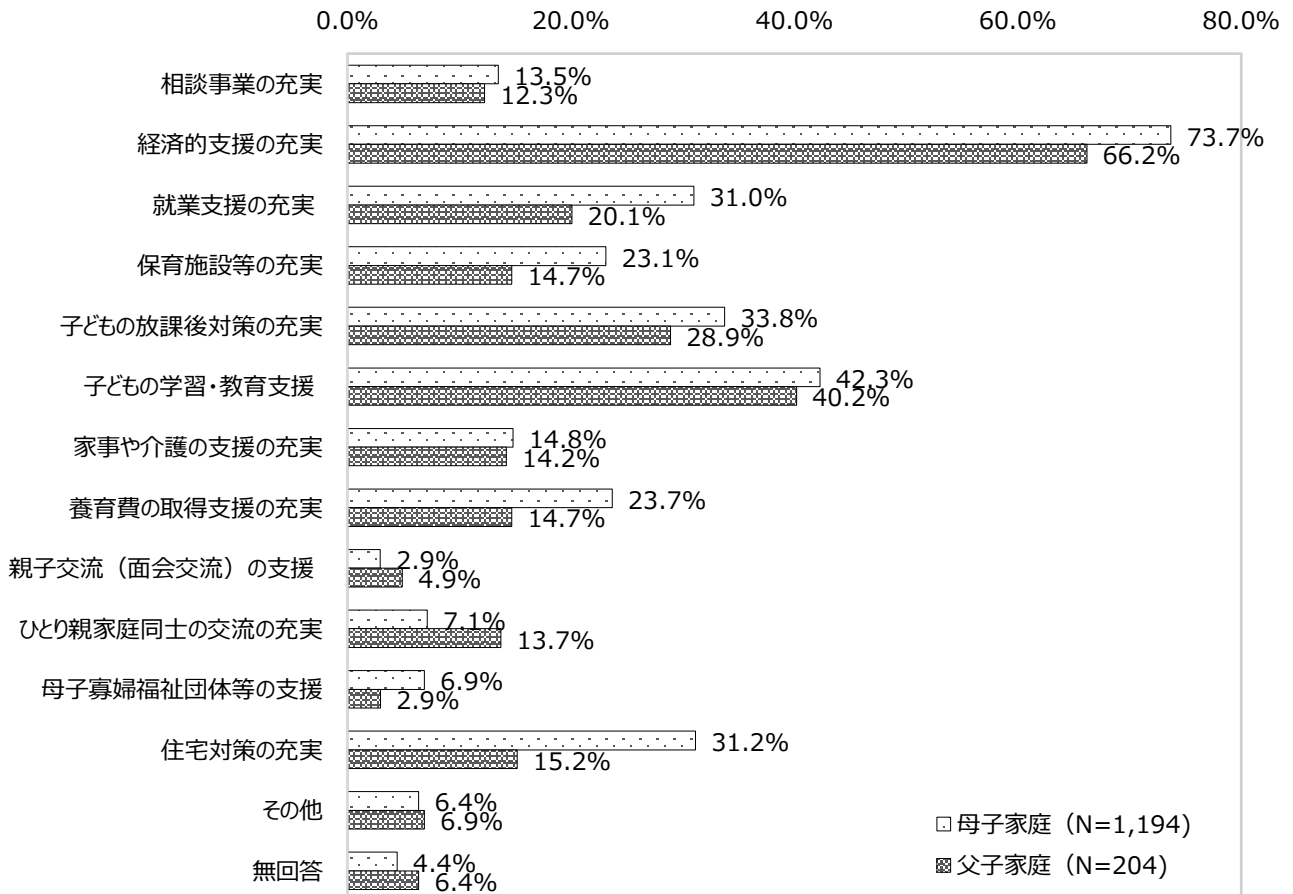
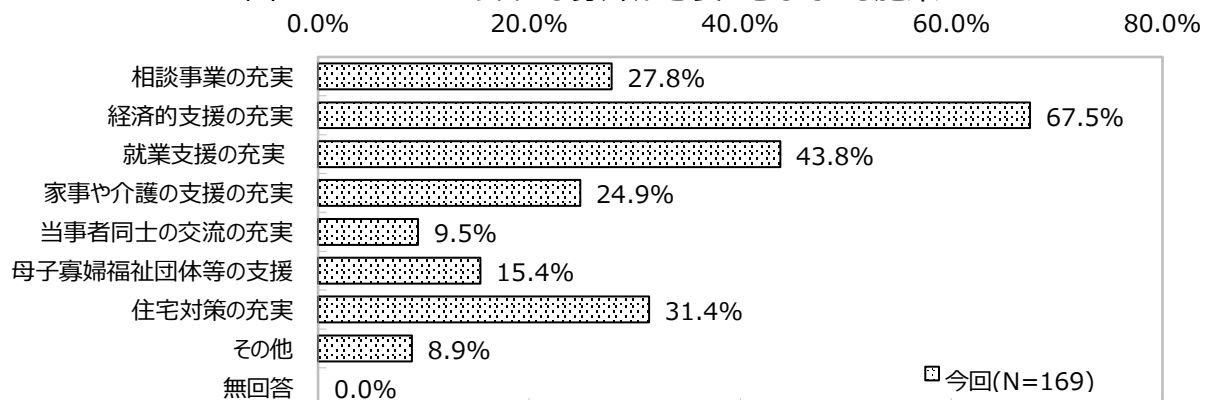


図 1.7-2 ひとり暮らし寡婦が必要と感じている施策



1 8 ひとり親家庭への支援事業にかかる主な意見・要望

ひとり親家庭への支援事業にかかるご意見・ご要望や、普段感じておられる思い等がございましたらどんなことでも構いませんのでご記入ください。

自由記述欄への記載があった計 573 件について、意見・要望を内容によって分類したところ、「諸手当・助成・所得控除等について」が 179 件と最も多く、次いで「制度全般」が 111 件、「窓口、相談、手続きについて」が 75 件、「子ども・子育て」が 73 件となっている。

図 1 8 ひとり親家庭への支援事業にかかる主な意見・要望

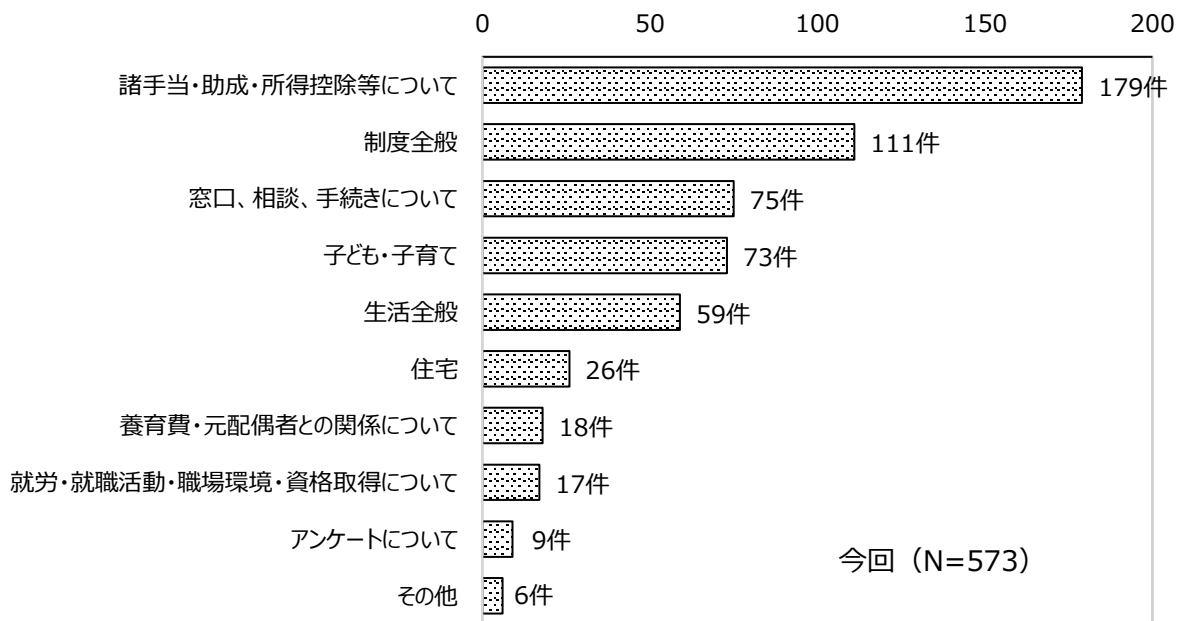


表 1 8 主な意見の属性別内訳

	母子家庭	父子家庭	ひとり暮らし寡婦	計
諸手当・助成・所得控除等について	167	5	7	179
制度全般	76	15	20	111
窓口、相談、手続きについて	56	5	14	75
子ども・子育て	66	7	0	73
生活全般	43	2	14	59
住宅	21	0	5	26
養育費・元配偶者との関係について	15	3	0	18
就労・就職活動・職場環境・資格取得について	13	2	2	17
アンケートについて	7	2	0	9
その他	4	1	1	6
総計	468	42	63	573

<主な意見の抜粋>

※誤記を除き、表現・語句の表記については、原文のまま掲載しています。

【諸手当・助成・所得控除について】：179件

属性	意見
父子家庭	年収で金銭的支援がほとんど受けられないため、収入で判断する制度を何とかして欲しい。親や身内がないため全てワンオペで育児している。収入基準ではなくて、そのように苦労している人も支援してもらいたい。
母子家庭	児童扶養手当についても満額いただくのは87万未満でないともらえなくて減額になるのはとても不満です。月8万円の給料で家賃やその他やりくりするのはとても厳しい、更に休まなければいけなくなるともっと厳しい。
母子家庭	子どもが17歳の時に離婚したため、児童扶養手当は18歳になるまで結局数ヶ月分しか出なかった。子どもは進学したため教育費に追われている。18歳までと決めるのではなく学生の間は手当がもらえるようにしてほしい。協議離婚というもめずに手続きができたように聞こえるが、相手からの暴力があったため話し合いもできず弁護士に相談するお金もなかった。無料相談会を利用したことがあるが30分では何の話もできない。
母子家庭	ひとり親でも経済的に困らないように就労しています。収入はそれなりに得られますが、そうすると公的な支援を切られてしまいます。休む間もなく、自分の時間もなく働いて収入は得られても楽にはなりません。 (例えばマル福を切られてしまいました。) また、児童扶養手当も、もらえる程の収入ではとても生活できないと感じています。子どもの進路や学習面でも不安があるのでただただ働いている現状。(ひとり親に限らずですが) 本当に必要な支援がいきわたっているとは思えないというのが当事者の思いです。全て支援してもらおうというわけではないですが、現実問題として捉えていくことが必要だと思います。意見をきいて頂いてありがとうございます。
母子家庭	収入面でやはり女1人の収入では生活が苦しい。実家で生活していると世帯が同一とされ、手当が受けられない時期があったが、子育てのサポートはしてもらっていても、金銭面でのサポートはなく、むしろ生活費として親にお金を渡していることもある。なのに家族の収入が多いからと母子である本人が手当を受けられないのは悲しかった。自立しようにも収入が少なく生活できるようには、ほど遠く絶望感があった。
母子家庭	ひとり親家庭に対して援助が無さ過ぎる。何かにつけて“前年所得”、“前年所得”の一点張りで、今現在困難な生活を送っているのにも関わらず、決まり事で片付けられるのは正直腹が立つ。父母が揃っているのなら2人分の稼ぎもあり、お互いが助け合いながら仕事と家庭(子ども)のことをサポート出来るが、ひとり親は体1つしか無い中で必死になって仕事と子どものサポートをしているのにもっと理解してほしい!!一刻も早く、ひとり親家庭がゆっくりした生活が送れるような対策を!!一層のこと自殺してしまった方が子どもが援助が受けられるからその方が良いのかもしれない。もう、生きてるのがしんどい。
母子家庭	ひとり子どもを育てるために、正社員で働き、実家で暮らしています。ですが、上記の状態だと受けられない支援が多いです。お金に困っているとか、お金がほしいとかそういうことではなく。生きるため、子どもを育てるために子どもとの時間を削って必死に働いているのに、所得制限があったりするの、とても矛盾しているなどと思っています。
母子家庭	ひとり親になったのは自分が選んだ事であるので、仕方がないという思いはありますが、ひとり親にある制度に関して、収入で手当や給付金がもらえたりもらえなかったりするの、不満。仕事をがんばって、子どもとの時間をとれない、収入が引っかけたてで手当や給付金がもらえない。税金は容赦なく引かれる。仕事が

	<p>んばる方が損していると感じてしまう制度はモチベーションがさがります。物価も上昇している今、本当にきついです。</p>
母子家庭	<p>児童扶養手当について、子どもを扶養していて、年間収入が 200 万超程しかないのに 2 割程減額されている。支援をいただけるのは助かるが、金額が少ない。子どもがいるのでどうしても就労条件の範囲が狭く限られた就職先の中から選ばなければならない。障害者雇用の推進と同じようにひとり親雇用の枠を作ってほしい。特に、離縁後の就職で正社員になれる人はほほいないのでは？ 養育費について、調停で取り決めたが支払われない。裁判所にて勧告をするも支払われない。強制徴収はハードルが高い（時間や手続き、精神的に）そういったところのサポートをしてほしい。</p>
母子家庭	<p>働く時間が増えると収入が増え、児童扶養手当をもらえる対象から外れてしまう。所得制限の緩和を希望します。ひとり親で 400 万の収入があっても、時間に追われた生活でひとりが保てなく、子どもにあたってしまいます。手当無しですと子ども 2 人を育てています。所得制限で児童扶養手当が対象外の方にも月 1 万円でももらえると助かる人は多くいるとおもいます。</p>
母子家庭	<p>3 人の子どもを育てるのに正社員・自営業で頑張ると支援がなくなるのはおかしい。総支給 300 万円で子ども 3 人との生活は苦しい。本当に支援するべきは正社員・自営業で働く努力をしている人なので？</p>
母子家庭	<p>がんばって働いて給料が増えると補助が減る。子どものために少しでも多くのお金が必要なのに。物価も上がり、すぐに対策をしてほしい。何年同じことを書いても変わらない。涙が止まらない時がある。自分の物がほしいわけじゃない。ただ、子どもの未来を心配してしまう。次、書くまでに何か少しでも変わっていたら、いいなと思う。</p>
母子家庭	<p>児童扶養手当の所得制限が低すぎるため、もらえない年がある。子どもが大きくなるにつれてお金がかかるのに働けば働くほど支援も受けられなくなるし、かといって共働きの人と比べるとはるかに少ないのに働くほど児童扶養手当が受けられないので、所得制限を上げて欲しい。</p>
母子家庭	<p>非課税世帯への支援は沢山あるように感じるが、年収 200 万円以下世帯や収入が少ない世帯にも支援の幅を広げて欲しいです。</p>

【制度全般】：111 件

母子家庭	私の場合、仕事柄、そばで助けてくれる人がいないと働けない職種です。急な残業や休日出勤で子守りをしてもらわないといけないので、親と同居してますが家賃として親にお金を渡していても何も支援はないですよね。契約書だってないし。不透明な部分なので不正受給防止のために、今のルールを決めているんだと思いますが、頑張れば頑張る程報われない気持ちになります。疲れます。お金はいらないから、今の社会を何とかして欲しい。子どもにもっと時間を使ってあげたい。色々なところにいっぱい連れて行ってあげたい。
母子家庭	色々支援はいただいているのですが、物価の高騰により生きづらさを凄く感じています。体調が不安定なため、長時間労働ができず週 20 時間を超えると税金が凄く引かれ、給料面での不安があります。最低賃金が上がりますが、それにより時間など(就業の)の見直しもしないといけないため、税金などで引かれることが多くなり、賃金が上がっても今のままでは意味がありません。
母子家庭	離婚してすぐに児童扶養手当がもらえず、2 年後からのからの給付と聞いてとてもツラかった。一番お金の必要な時、不安な時にもらえないというシステムの悪さを何とかして欲しい。もらえるようになるまでの間の補完が出来るようにして欲しい。家賃の補助が欲しい。子どもの習い事の何割か負担して欲しい。中学校の制服、上靴、体育館シューズ、体操服が高すぎます。補助金貰ったが、それでも買い替えたり部活の用品を買ったらすぐになくなった。成長期の子どもなので永久的に使えるものでもないのに、とても高額な指定のものを購入せざるを得ないので、我慢させてしまう。改善して欲しい。無理なら補助して欲しい。
母子家庭	いろいろな支援やお心添えをありがとうございます。時間と経済的な問題を解決しようと自分にできることはやってきましたが、一定の所得を超えると支援が受けられなくなり、本当に自分で解決しなければならないのだと感じるようになっていきます。ひとり親は働き手も 1 人しかいないので標準より多く稼いでも共働きのような世帯収入にはならず、子どもが高校・大学を進学するにあたって、貧困の壁を越えづらい、限界はここではないかと感じています。習い事や塾代を削ることで子どもの能力を引き出してあげられない思いはありますが、他の社会問題と同じだとも思います。
父子家庭	ひとり親なので 2 人分に時間が必要であり、それができないから何かを犠牲にしている。子どもとの時間を割くか、収入を減らすか？また裕福から底辺までを並べてその平均所得以下がものすごく多い国民構成となっている。その平均の上の少ない者たちの中に公務員が入っている。福祉関係でそれぞれの長という人の収入がものすごく高額なのはすべて税金ではないのか？現場で働く人にもっと分けるべきである。
母子家庭	収入で医療費助成が受けられない。母子や父子家庭は一律にしてほしい。子どもとの時間もなく必死に仕事して税金は普通にとられ、働いてはいるが貯金ができず苦しい。将来の不安を常に感じながら生きているのがしんどい。生活はできてはいるが、結局、子どもの塾代や習い事をさせたくてもさせてやれない（余裕がなく）ため、格差が生じる。子どもにお金を使うと、自分のことや保険などにお金を使えない。暑い時も寒い時も光熱費を考えて我慢する。今の高校生などを育ててきた親は保育園の時に今のような無償化はなかった。世代間で差がありすぎ。
母子家庭	ひとり親支援というわけではないと思いますが、中学まで給食になったことは本当に助かりました。ありがとうございました。子が 3 才、1 才の時、夫を亡くし 10 年以上たちました。思い返すと、やはり子どもが小さいときが大変だったのですが、逆に忙しすぎて支援が何かあるのか探す間もなく必死の毎日でしたので、自分から情報を取りにいかななくてもある程度お知らせいただける定期便などは「こんなこともあるんだ」という知る契機になり助かったと思います。ぜひ今後も発信して下さい。
母子家庭	今は私は学校に通っており働いていません。学校に通った理由は生活を安定させるためです。今、子どもが中学 3 年生で来年高校に進学予定です。高校へ入学するための入学金や教科書代、制服代など一番最初に絶対払わないといけない費用を市などの行政機関から貸していただきたいのに、就労していない

	ため返済出来るか証明できないため断られました。また世帯は別ですが実家で暮らしているため、仲が悪くても家庭内でため、もう少し柔軟に家庭環境や実態を考慮して欲しいと思います。
母子家庭	物価上昇が続いていく中、全く給料が上がらず、生活費が全く追いつかない状況です。中学、次に高校に進学になっていくと、勉強の面でも高額なお金がかかり、家庭の経済はとんでもなくきびしいです。児童扶養手当は、とてもありがたく思っています。しかし、ひとり親が家計を支えるということに近頃限界を感じています。体調も悪く、休むわけにもいかないので、とても精神的に参っています。子どもとの時間も、もう少しゆとりをもっていけたらと感じています。
母子家庭	少数の意見かもしれないが、交通の便が悪く、近くに助けてくれる人もいない状況での今までの生活は本当に大変でした。子どもが小さい時ですらかわいいとも思えず、日常の生活をこなすことで精いっぱい状態でした。今の時代、一般的に習い事をさせるのは当たり前で、子どもの人数が多いほどやりたいこともバラバラでそれぞれの子の希望に添ってあげたいと思うことはぜひいたくなことでしょうか？現状以上の支援の充実を期待します。
母子家庭	資格のある仕事なので仕事にも恵まれまた実家に居られるので住居の不安もなく穏やかに過ごしていますが、ひとり親家庭の方で本当に大変か方は苦しい思いをされているのではと感じています。なのでマル福の施策の充実は不足なく望みます。医療費助成は安心して病院に通えるとてもありがたい制度でした。18歳で終わりますが、60歳以降のひとり親には全員助成があればと望みます。病気になった時に安心できる体制が欲しい。
母子家庭	家庭生活支援員やショートステイの利用を市の窓口で相談したことがあるが、仕組みや手続きがとても大変、時間がかかるといった感じで、結局利用することができなかった。本当に困っている時に支援の手続きで利用できないというのはとても悲しいので、もっと利用しやすいものにして欲しい。HP等の内容と実際の受けられる支援にかなり齟齬があると感じた。行政とのつながりが1番の頼みの綱なので是非お願いします。
母子家庭	ひとり親でも極端な低所得者ばかり優遇され対象とならないことが多かった。年収400万円でもあっても500万円であってもひとりで子どもを育てるには余裕は全くないのに手当の打ち切りや減額はツラかった。また高校生以上になると公的援助はほぼほぼなく貯金が減っていくばかりで不安しかない。教育の経済格差に対する対策がなさ過ぎて国・県・市をあてにしたことはないし、これからもない。
母子家庭	個々の状況に応じた支援。私はひとり親になってから看護師になり（支援を受けて）ました。経済的にも自立し子どもたちにも適切な教育を受けさせられることができるようになりました。しかし、高校生以降の支援が少なく就学に関して不安があります。進学の手続きがあり、学力が伴っている場合、奨学金の充実等あればいいと思います。高3になったら情報がもらえるのかな？
母子家庭	この間湖南市のフードバンクを利用させていただきました。お菓子も沢山入っていて、子どもとホックリタイムを過ごすことが出来ました。ありがとうございます。このアンケートもスマホでポチポチ出来ると便利で助かります。書くのは大変で手間もかかってしまいました。印刷や郵送、集計もする予算があるなら子ども手当に回して欲しいです。
母子家庭	子どもと向き合う時間がない。自分の息つく暇もない。子どもが沢山いようが一定期間過ぎると、受けられるサポートも支援も減ってしまう。子どもが成人して以降がそれまでの育児・生活の借金が増え、返済に追われるにもかかわらず、支援が減らされてしまい、またはなくなるので生活自体が困難で日々苦しい。本当に助けてくれる人がいない。
母子家庭	児童扶養手当と給料だけでは生活苦で生活保護を受けなければ生きていけないが、生活保護を受けることに世間の目が気になり罪悪感や不安がある。子どもが生活保護に対するいじめなど受けたくない心配。

	貯金もできず将来が不安。生きて行く最低限の生活費しかないので子どもに我慢ばかりさせているのがかわいそう。
母子家庭	医療助成制度の更なる拡充（高校卒業まで）。授業料、給食費の負担軽減。市・県民税の全額引き下げ。ヘルプ利用のシステム化（親の24時間勤務などの）。子どもの学習支援（学習施設に経済的に通うことができない）。学校の通学用品、学習用品、新年度準備品の現物支給または負担。
母子家庭	郵送での食料支援など個人でも希望できる様なしくみを作ってほしい。電車移動でどこかへいただきに行くのがなかなか出来ません。自分が入院した時など家をどうしてもあけなければならない時、子どもを預けることができる場所があると助かる。
母子家庭	保育園に入れなかった。それが理由に正社員になれなかった。学童が高い。学校の費用も毎月あって子が小学生になってからかなり苦しくなってきた。もっと食費等かかるようになったらどうしよう。引っ越しお金もない。
母子家庭	来春、言語聴覚士の資格を取る予定でひとり親の支援も申込予定です。（高度職業訓練）このような支援をもっと利用する人が増えると良いと思います。
母子家庭	支援のイベントが大阪ではあるようですが、遠いので利用したことがないです。あるのに受けられない方がないよりつくら感じます。
母子家庭	離婚前、数年間事実上はひとり親家庭状態だったのに、籍が抜かれていないということで支援を受ける事ができず辛かったです。
母子家庭	資格取得のための支援金がない。子どもが多かったため、看護師資格を取りたかったがやむを得ずあきらめた。
母子家庭	県内では南の方でひとり親家庭対象の物資支援等があるが、湖北ではそういう支援がない。
父子家庭	嫁が亡くなって1年目の春休みと夏休みに弁当を持って来てくれたことは大変ありがたいことですが、子ども2人分のみで親の分がなかった。これでは親の分は買いに行くか作るかしないといけないので助けにならない。また、弁当の内容も子どもの年齢に対して量も全く不足、どの子どもさんがいるか把握しているのであれば量を考えて欲しい。結局追加して作るか買う必要があり逆に面倒。
父子家庭	人それぞれ状況が様々で一概には言えませんが、自身が感じたのは特に大学進学時に一番お金がかかると感じました。支援は色々ありますが、支援を受けるにあたりかなりハードルが高いと感じました。義務教育期間以外の抜本的な支援策が必要だと思います。現在大阪での高校無償化以上のことを全国的に広めて欲しいです。
ひとり暮らし寡婦	金銭的に苦しくて借りたとしても返すのが大変で借りることができません。正社員になれずダブルワークをして体力的にもいっぱい입니다
父子家庭	ポルトガル語でもっと情報があればいいのと思います。また、可能であればポルトガル語でのやりとりができればいいと思います。
ひとり暮らし寡婦	マル福はとても助かっています。病院にかかることが多いため。マル福がないと我慢して病院へかからないと思います。
父子家庭	相談窓口ばかり増やしてもらい、経済的支援の充実の方が助かると思います。

【窓口、相談、手続きについて】：75件

母子家庭	ひとり親家庭になってからの大変さもあるが、ひとり親家庭に至るまでの抱えている家庭事情や困りごと、しんどさはなかなか誰にでも話せる内容でなかったり、精神的な負担も大きかった。又、自立の道を選ぶために転職したり住まいを探したりと一度に生活のあらゆる面で新しいスタートが始まるので身体的にも金銭的にも大変でした。そんな状況を自立支援センターの相談員さんや法律など相談員さんに聞いていただけて大きな力になりました。経済的支援や市町の施策（対応して下さる窓口）はひとり親家庭になったか、なっていないかのラインで判断されるので、（そこからスタートになるので）なかなか状況を理解してもらう難しさを感じました。今、そのような状況に居る負担が少しでも楽になると良いなという思いがあります。
母子家庭	今年の3月に手術で入院となり、術後もすぐ働くことができず、収入が全くなって貯金もなく頼る所がなく、市や社会福祉に相談すると支援できることは無いと言われました。母子（ひとり親）の方で聞いてくれと言われ、聞いてみるとそういう関係はうちに相談してもらっても何もできないので社協で聞いてくれと言われ、社協に聞くとひとり親の方で聞いてくれ、うちの方では何もできないと言われました。私はひとり親で、養育費ももらっていないし、車もない、障害のある子がいて長い時間働けない、とても苦しいです。光熱費の値上がりや食の価格高騰で生活はもっともつと苦しい。相談しても何も変わらない、何も助けにならない、悲しくなるだけというのが事実です。
母子家庭	DVを受け離婚しました。子ども達も私も心の傷は深く未だひきずっていますが、カウンセリング等を受けたのですが、相談先がわかりませんでした。一人で精神的にも金銭的にも子どもを背負い生きていますが、相手方は彼女を作り楽しく生活しているようです。子どもが貧しい思いをしても、責められるのは頑張っている私であり、相手方ではないのが悔しいです。養育費を取り立てたいのですが、自営業のためかならず、現在未払分が多額のため、第三者機関も使えません。弁護士費用もまかなえず、行政相談分の時間だけの弁護士さんのサポートでは申し立てできません。行政からの様々なサポートはありがたいのですが、逃げるが勝ちになっているこの状態には納得いきません。低賃金の体力仕事の派遣社員なので将来不安しかありません。
母子家庭	私は離婚してから雇用保険の関係から、滋賀県の公共職業訓練に通わせていただき、今の仕事に就くことができました。それを紹介して下さったハローワークの職員の方、訓練校の先生方、他にも役場の方々があたり沢山の方に導いていただき、本当にありがたかったです。私の知らないことをたくさん教えていただきました。今も子どもの学校から「奨学金」に関する書類等をいただいてとてもありがたく思っているのですが、自分の知識の無さや問い合わせ先がいろいろとありせつかく届けてくださった情報についていけない所があります。ホームページを見ても理解できなかつたりするので、役場へ行ってお聞きしたいのですが、仕事で行けません。（なるべく休みたくありませんので）どこかいつでも問い合わせができる場所、環境があればいいなと思います。
母子家庭	ひとり親家庭への情報提供が少ない。支援などはあるのかもしれないが、それを手にするためには自分で調べるしかない。知らない人は放置状態になっている。自分から情報を求めるには限度がある。知らなかった、知りたかったと思うことがある。情報を貰って使わないならいいが、情報がなく使えないは違う。情報の説明文も難しく、分からない時があり市役所に聞きに行きたいが、仕事で市役所の開いている時間にいけないことがある。そのまま利用できない時がある。時間外支援があれば相談しやすい。

母子家庭	悩んでいる時に、市役所の窓口で本当にお世話になりました。が、子どもが小さいなどの理由で足を運べない人も居ると思うので、支所への出張や家庭訪問もしてもらえると相談しやすいと思う。弁護士費用の負担について、法テラスにとっても助けられたが、社協で紹介されるまで知らなかった。情報として離婚を考えているが調停での費用などで悩んでいる人へより届いて欲しいと思った。調停では、調停員さんとのやり取りでもかなり精神的につらいので、弁護士さんの存在が本当にありがたかった。
母子家庭	どこに相談すればいいか、そもそも知らない。子どもが小さい時は、保育関係の窓口は割とあるけれど、中、高ぐらいになった時の支援が経済的以外に相談事業の方の充実をお願いしたい。双子だった場合で、中学までは同じ学校だから問題はあまりないが、高校の入試や入学式の時など、進学先がわかれると頼れる親戚などがいないのでどうしたらいいか困っているが、相談先がわからないし自分からたずねるのが苦手な人もいる。声がけも必要だと思う。
母子家庭	人と対面するのも苦手どこに相談すればいいのかもわからない。市に相談もしにくい。相手のこちらをバカにしたような目や態度が苦手な相談できない。生保を受けているが、以前子どもが小さい時、内職をしていたが「こんな収入じゃ働いたうちに入らない！」と言われ、病気がちで通院などしていると「われわれに感謝してもらわないと！」と言われたりしたので何も言えないです。子どもさえ巣立って安心できたらもう自分のことはどうでもいいです。
母子家庭	女性相談 滋賀県中央子ども家庭相談センターについて。DV相談（緊急）なのに、8:30～22:00しか電話できないのは使えなさすぎ。面談には予約が必要で平日 9:15～16:00 と電話受付時間からさらに短い設定。本当に助ける気があるのか疑う。体制が整ってなさすぎ。必要な時に助けてもらえず、人生が狂ったので二度と利用したくないです。
母子家庭	ひとり親家庭への支援事業がそんなに色々あることも知らずに、ひとり親になって 10 年以上経ちました。今はもう少し先の将来に対する不安はありますが、仕事も楽しくしながら生活しています。ひとり親になりたての頃が一番大変でしたが、生活の環境の変化に付いていくのに必死で、ひとり親事業の相談とかそれをする時間や気持ち的に余裕がなかった気がします。色々情報も少なかった気がします。
母子家庭	金銭の支援も有難いと思いますが、一時的に終わってしまうので支援の効果が薄い気がします。人の目も気になります。高等職業訓練給付金などの自立に向けた支援がよいと思います。私も知っていれば利用したかったです。どこかに相談できる窓口があっても、話すことに抵抗もあって 1 人で心に余裕なく子に負担をかけてきたことが多かったように思う。カウンセリングメンタルケアなどあれば有難いと思います。
母子家庭	何が利用できるのかわかりづらく、困った時の問い合わせ先もどこが優先なのかわかりづらくならいまいしになることが多いので、一か所に電話すれば確実に受けられるサポートや、問い合わせ先の受付につないでくださる、全般を把握した総合受付があると助かります。細かくいろんな資料を読んだり、情報を取りこぼさず拾う時間はなかなか取られられません。結局受けられるサポートにつながらないことが多い。
母子家庭	いろいろご支援いただき、感謝申し上げます。しかしながら生活の苦しさは変わりません。次女が希望した高校へ入学する際の入学金の相談に行った時は、相談に来るのが遅いからお力になれることはありませんと言われました。ひとり親では子どもの希望する進路へ自由に選択することすらできません。預金もできませんし、自分の将来も不安でなりません。これがひとり親世帯の現実です。

母子家庭	公的機関は窓口が多く、内容によって対応場所が変わる、何度も相談しにいかないといけないなど、手間と時間をかけたわりに解決しないことが多いため相談しなくなりました。ひとり親になって忙しい中、情報を探す余裕もありません。窓口を絞って分かりやすくしないと、いつもセンターを作ったりしても意味がないと思います。
母子家庭	精神的なダメージを受けてひとり親になる方が私を含め多いと思うので、金銭面的にもそうですが、メンタル的にもケアできるといいなと思いました。（養育費とれることの方が少ないと思うので）。ひとり親だと子どものことでお休みをいただくことがふたり親と比べても多いのでそちらも少しでもよくなればいいなと思います。
母子家庭	働きながら子育てしているので、公的機関が開いている時間に相談等に行きづらい。 知らなかった制度が多かった。SNS 等で発信してもらえると情報にアクセスしやすい。 出張等で家をしばらく空けることがあり、子どもの世話をしてくれる人がおらず困ることがある。
母子家庭	誰かに相談するというのはレベルが高い行動です。一度でも役所で冷たくされると頼ろうと思いません。所詮、お金の苦勞、一人で育てる苦勞を知らないであろう人に大切な時間をさけない。この紙を書いたところで何も変わらないと思っています。
母子家庭	知らないことが多く、中々その時になってすぐ動くことができないぐらいで、先のことを見る力を付けられるようになればと思います。ファミサポさんや給付金などで、本当に救っていただいています。またお世話になると思います。よろしくお願いいたします。
父子家庭	ひとり親であっても父子家庭の申請をすることが必要と知らなかった。市の方からもっと案内やお知らせをいただいたら良かったです。役所の名前もコロコロ変わるし、担当の方、部署、はっきり言って分かりづらいです。聞きたい事を聞くと返事が返ってこない場合も多く、役所へ相談へいっても解決するのか不満です。
母子家庭	ひとり親支援事業についてほとんど知りませんでした。自分で情報をとりにいかない利用できるものも利用できないままなのだと今回のアンケートで思いました。一人親になった時にこういう事業や相談窓口がわかる何かがあればと思います。
母子家庭	ひとり親家庭サポート定期便の他に定期的に情報を得ることができるパンフレット等が欲しいです。市役所の各支所やすこやか相談所、お店などにパンフレット、情報を置いて欲しいです。
母子家庭	生活保護を受けることに抵抗のない社会にして欲しい。申請する場所に仕切りがあると安心して相談できるかと思います。
母子家庭	母子関係の書類の返信について、無料の封筒を添付して欲しいと思うことがあった。
母子家庭	DV とかで面接交流が父・母だけの対応が困難であるため、NPO など間に入ってもらえる団体が欲しい。
父子家庭	個人的には色々大変お世話になったので感謝しております。夏の面談で“こんなこともやっていますよ”など声を掛けていただきました。ありがとうございましたの一言です。
ひとり暮らし寡婦	マル福は知っているがその他にどんな支援があるのか知らなかった。CM をして欲しい。市区町村の月に 1 度の広報に載せて欲しい。

【子ども・子育て】：73件

<p>母子家庭</p>	<p>私は子どもも高校生であり手がからず、両親が近くに住んでおり、自身も正社員という立場で働いているため生活は安定しております。これが一つでも欠けていれば自分にかかるストレスは大きなものになり、それは子どもに向けられてしまうと思うと、自分は今、恵まれているなあと思います。</p> <p>例えば、遅くまで働いていても子どもに夕食を提供してくれている、宿題を見てくれている、洗濯物が取り込まれている、次の日の子どもの弁当が用意されている、買い物に行ってくれている、などお金では解決しない小さなストレスの積み重ねを地域の年配の方たちがつながりあって生活する自治体なんかがあればいいな～なんて、思いますけど理想ですが、、一人で全部ってしんどいですね。定期的に誰かが見に来てくださるのも安心します。</p>
<p>母子家庭</p>	<p>保育園行事の保護者参加は子の母か父のみの際があり、子の祖父母や家族が参加できれば、運動会を一人で見るとさみしさはなかったのではと感じた。(コロナ化の影響もある) 子どもの検診が保健センターであり、自身の家庭環境を一人ずつスタッフが情報共有できていなかったのか、子どもへの質問(当時3歳)で「今日、お父さんはお仕事かな?」と聞かれ、とてもみじめな辛い思いをした。子どもは答えれず感づいて、私はいないですと答えたので。繊細なことになるので何度も聞かれずに済むよう、同じ思いを他の人も感じないようにしてほしい。周囲からの目や環境は敏感になり、生きづらさを感じることもありますが。あたたかく支えてくださる家族、友人、周囲の方々がいるおかげで前を向いていられます。</p>
<p>母子家庭</p>	<p>(小学生) 子ども3人、月～金フルタイムで働いている時、子育ての時間(子どもと関わる)、心の余裕がないのは当たり前だが、それが辛かった。子どものことを大事に思うのに時間どおりに動かないと子どもたちの寝る時間も遅くなり、体調を崩すと仕事も休むことになる為、段々何が優先かわからなくなり、子どもにきつく言ったり、ゆっくり話も聞けない状態で、今でも後悔、反省していますが、取り返せない時間を過ぎてしまいました。家事もエンドレスで、一度休めば増えるだけで、、一度だけそんな日々に押しつぶされそうになり、本気で逃げ出したいと思ったことがあります。職場は幸いなことにひとり親に理解があり救われました。という現実があったという話でした。長々とすみません。</p>
<p>母子家庭</p>	<p>ひとり親の子どもだからと不自由な生活をさせたくないの、とにかく頑張って働いています。</p> <p>その分、ゆっくりと子どもの声に耳を傾けられないのではないかと不安になります。反抗期もありますので、子どもに対しどのように接すればいいのかと悩むこともあります。時短で働くと経済的にしんどくなってきますので、お金と時間のバランスは日々難しいと感じています。そろそろ、親の介護も視野に入れていかないといけないので、子育てと親の介護の両立を考えれば、ひとりでも何もかもやっていたら不安です。ひとり親の介護支援や経済的な面で援助があれば助かると思います。</p>
<p>母子家庭</p>	<p>私自身はありがたいことに環境や仕事に恵まれましたので、大きく困ったことはありません。ただ働かないとお金はないので(それが日本)、子どもとの時間をとることはとても少ないです。ですが、ニュースでの事件をみると、かなり孤立していると感じ親はもちろんですが、その悪影響を受けるのは絶対的に子ども自身です。どうか、子どもが元気に大きくなれる社会をつくって下さい。離婚はあくまでも大人の都合です。絶対的に親が必要とも思いません。子どもを愛してあげられる存在をつくり、子どもが幸せな社会をどうぞよろしくお願い致します。</p>

母子家庭	<p>1人ですべてを担うことは、2人いてのワンオペとは全く違うと思う。気持ちが折れそうになることが多々ある。でも生活を維持していくためには立ち止まることもできない。自分で選択をした道だが、大変だと思ふことが本当に多い。幸いにも正職員となり働いているが、子ども2人を大学まで進学させてあげるには不安しかない。経済的な支援（進学において）がもっと充実すると良いと思う。</p> <p>親の経済力がないために諦めないといけないことがあるのは（子どもが）とても親として辛い。（子どもの学力が足りないというのもあるのだが、、、）</p>
母子家庭	<p>ひとり親になった際に、実母が60才を理由にフルタイムで仕事をしていても保育園には入れないと断られた結果、仕事が見つけれず、自立もできず、子どもは幼稚園に入れるしかなく、預け入れの時間等からフルタイムの仕事は見つけれず、、、と八方ふさがりです。なのに相談等に行けば「お仕事はどうですか？」と聞かれます。ひとり親なのだからまずは保育園には祖父母の状況に関わらず、入れられていたら仕事も探せたらろうし、自立も出来ていたと思う。結果的に様々な手当を頼ることになり、悪循環だと思う。</p>
母子家庭	<p>日々感じていることで、私の子はすごく手がかかります。でも私は自分で望んで産んだ子なので、どんなに大変でも後悔はないですが、子どもは親が選べず、たまたま私の所に生まれてきてくれて、でもパパはいない！ママはいつも仕事と家事でほとんど遊んでもらえない！甘えられない。こんな状態で成長してって大丈夫なのかなあ？とすごく不安になります。でも現実的に1人だと本当に時間がありません。こんな状況が少しでも変えられて、子どもが楽しく過ごせたらと思っています。</p>
母子家庭	<p>障害児がいるため就業の曜日、時間が限られ生活費も物価高騰でカツカツになる一方で収入が得られず困っている。子どもの急病にも対応しないといけないので、就業支援も受けたくても受けられない。中学生の長男は勉強を頑張っているが、なかなか点数が取れないので塾へ行かせてあげたいが高すぎて行かせてあげられない。家も兄弟が多いので学校の近くに無料で勉強できる場所があつて欲しい。子どもにかかるお金を優先しているので自分の食費を削っている。一日一食にしています。</p>
母子家庭	<p>シングルになって沢山の支援を受け大変感謝しています。子どもを大学まで行かせるために貯金もしなければならぬ。車の乗り換えの時もいつか来ると不安もありますが、我が家は子どもが一人なので何とか今のところ不自由なく暮らせています。子どもが2人、3人と多い家庭はシングルマザーはもっと大変だと思います。食費、学費、更なる支援で子どもが多いからと離婚せずDV夫との生活に耐えている女性のためにも、子どもが多くても安心して離婚出来るようにしてあげて欲しい。</p>
母子家庭	<p>土日祝の保育を充実させてほしいです。日曜は極力仕事を休ませてもらってますが、肩身がせまい思いをしています。保育園でみてもらえれば、転職の必要もなくなります。高齢出産だったので老後や自分が死んだ後の子どもの生活を考えると不安になります。子どもはどうやって暮らしていくのだろう、、、。生命保険でなるべく子どもにお金が残るようにしなければ、と色々考えています。このような悩みはどの制度にあたるのかわかりません。</p>
母子家庭	<p>障害の子どもがいて、思うように仕事ができなくて精神的にしんどくてきついです。給食費もはらえないから児童手当から引くと書かれてました。私は生きてよいのでしょうか…障害の子がいる親の思いはわからないと思うのですが…ひとりで育てるの本当に大変です。助けてください。コロナで仕事の収入も減って…お金で助かるひとり親はたくさんいます。話だけではなくて支援してください。</p>

	<p>繁にしています。ひとり暮らし寡婦でいろいろと問題を抱えています。相談するところはお金を払って弁護士しかありません。一人で忙しいのでこういう調査もできれば控えてください。</p>
母子家庭	<p>仕事をしているとどうしても出会いが少なく再婚の機会がありません。ひとり親世帯同士の街コンのようなものがあればいいと思います。</p>

【住宅】：26件

母子家庭	<p>住宅を探していた時、市役所から紹介された空き家バンクに訪れたことがあったが、ひとり親は対象外と門前払いを何度も受けた。同時に市役所にも状況を伝えていたが、たらいまわしを受けた。又、市営・県営等の類も落選。さすがに心が折れた。行政が案内している割に実際は何もならない現実を見せつけられただけの時間だったと思う。優先順位があるのかもしれないが、そこを隠してたりたらいまわして結局助けてはくれないのが行政だと感じた。空き家の利用をもっと活用すればよいのと思う。他の事業もどんなのがあるのかも、案内が一部でしかないと感じる。まず何処に、誰から情報を得るか分からないから、分からないままになってしまうのではないか。</p>
母子家庭	<p>家賃が大きな負担です。ほんの少しでも支援して頂きたいです。子どもにとって引越は大きな変化（学校、地域、友達 etc.）なので、できれば住み続けたいですが、費用面を考えると難しい点もあります、...</p>
母子家庭	<p>学区内に市営住宅がないため、アパートの家賃がかなりの負担になるので家賃補助があればかなり助かります。</p>
母子家庭	<p>家賃補助を強く求めます。子どもと2人で家を借りられず親に迷惑をかけている状態です。</p>
母子家庭	<p>私は幸い市営住宅の抽選に4回目で当選して入居でき今年で10年目になりますが、長期にわたり条件を超えて（収入超過）住み続けている方がおられます。居住権があるとはいえ、住宅困窮者（ひとり親家庭等）へ住宅供給できていないのは行政の怠慢のように思えてなりません。正当な理由もなく住み続けているのは公の住宅としては不公平であり条例を作る等して本体の目的に則した対応をすることで、少しでも支援へつなげて欲しいと思っています。</p>
母子家庭	<p>賃貸住宅に対する支援があれば助かります。</p>

【養育費・元配偶者との関係について】：18件

父子家庭	<p>毎日の生活と仕事の両立で精一杯の状況です。様々な支援があるものの、それらに関わることすら時間的にも気持ち的にも余裕がありません。又、地域の役割も加わると、何もかもに支障をきたすことになり困っています。別れた妻による嫌がらせも続いており、私の住む近所には元妻のママ友も住んでおり、地域と関わることに怖さもあり、よりストレスが高い状況にあると感じています。</p>
母子家庭	<p>ひとり親支援について明石市を始めとした一歩進んだ施策を進める自治体がある一方で、今回のいつまでたっても代わり映えのしないアンケート内容に少しがっかりしています。質問内容を鑑みるに“養育費をもらえない”ことがひとり親家庭の生活を苦しめる大きな要因であることを、ある程度把握されているように伺えました。であるならば、親権を持たない親に対して何故養育費を払わないかなど改善をすることを視</p>

	<p>野に入れた聞き取りが必要なのではと思います。養育費を貰えないことに対して、相手方と争う余裕（身体的、精神的、経済的、時間的、あらゆる面において）がない、その時間や体力があれば子どもと関わる時間を増やしたいというのが多くの片親の本音ではないでしょうか。どうか実態から目を背けることなく県内市町と連携し、本当に必要な施策の実現を図ってくださいますよう切にお願いします。また実現のためにもプラン策定の公募委員などの枠に“ひとり親”を設定して欲しいと思います。</p>
母子家庭	<p>前夫からの養育費がなくて苦しい。家庭裁判所の書類があるも DV 等受けていたため連絡とるのが怖い。また、苦しい気持ちになる。子どもも母が DV を受けていたことを覚えていて父のことを怖いと言っている。子どもに障害があるかもしれない。発達検査などを受けている。もっと子どものそばに居てやりたいが収入のことを考えるとフルで働かないと生活が苦しく自分の親の面倒も見なくてはならないというプレッシャーがある。誰に相談したらいいかわからず毎日が苦しく子どもにきつく当たることもあり、心のゆとりがない。もっと寄り添って話だけでも聞いてくれる人が欲しい。</p>
母子家庭	<p>小学生の今はそこまで教育費や生活費に大きく負担は感じていませんが、これから高校、大学と進学を考えると経済的不安が大きいです。また、養育費も数年に渡って元夫から未払い状態で、家庭裁判所でも未払い勧告で終わり、それ以上の措置はとってもらえませんでした。実際、約 100 万円程、受け取れていません。市で支援頂けないでしょうか。明石市では支援あると聞いています。</p>
母子家庭	<p>離婚調停で養育費の取り決めをしても結局自分で相手の職場の登記を調べたり銀行口座を調べたり等しいといけない。それか弁護士に高いお金を払ってやってもらうかの 2 択しかないの泣き寝入りするしかない。しっかり支払いがあれば気持ち的にも経済的にも少し余裕ができるのに。相談しても「大変ですね」「苦労してるんやね」「弁護士に相談したら？」と何一つ解決しない。</p>
母子家庭	<p>養育費の支払いを義務化してほしい。一切支払いをせず元夫は新しい服を買ったり自由に遊びに行ったりしている様子を聞くと、親としてあり得ない。</p>
母子家庭	<p>公正証書で養育費の取り決めをしても、相手の情報が不明なので差し押さえもできない。役所等でも情報開示できるようにしてほしい。</p>
母子家庭	<p>養育費は子どもに対して支払う権利のあるもの。相手に払う気がないのであれば行政が間に入って欲しい。</p>

【就労・就職活動・職場環境・資格取得について】：17 件

母子家庭	<p>シングルマザーになると生活ががらりと変化する分ゼロからスタートすることが多いことだらけです。若い年齢でシングルでも就労部分では採用される職業はたくさんあるように思ってます。だけど、アラフォーからシングルになると職業がしぼられていくイメージも強く（資格を持っていれば別ですが、、、）シングルでアラフォーでも採用されやすくなる様になってくれるといいなと思います。</p>
母子家庭	<p>30 を過ぎてからひとり親になり、いろんな事情からやむを得ず非正規で働いています。今は高校生息子と障害のある娘を扶養していますが、以前はもうひとり娘がいて 3 人扶養していました。その子は大学にもいかせました。でも「非正規」という理由で職場の「扶養手当」が出ません。労働局等に相談すると、「正規・非正規に拘らず、一家の大黒柱なのだからもらって然るべきだと思うが、法律的にひっかかるということはない。</p>

	い]との回答でした。私は養育費ももらわずいっぱい働いて働いています。せめてメインの職場から扶養手当がもらえたら「がんばって子どもを育てていること」を認めてもらえた気持ちになります。非正規でも扶養手当がもらえるように国や県から働きかけをして欲しいです。
母子家庭	出張時に子どもを連れて行かざるをえないので費用がかさむ。宿泊を伴う出張時に子どもを預かるなどの支援をしてほしい。学校行事や子どもが病気になった時など代わりに行ってくれるサービスが欲しい。

【アンケートについて】：9件

母子家庭	今回この様にアンケートをとって頂き、私達（ひとり親）が普段思っていることが少しでも伝わっていただければ幸いです。生活していくので必死なので、なかなか思っていることを伝える機会がないので、定期的に調査してもらえたらと思います。物価高騰で限られた収入でやりくりするのも本当に大変な時代なので、心を豊かに生活出来る日を送れる時代が来たらなあ願っております。
母子家庭	本当に支援してもらえる気がしない。困っているから相談しているのに相手にされないのであれば意味がない。いろいろな家庭があるのだから、それに1つひとつ答えてほしい。アンケートをとったのだからもっと良くしてください。損をさせないでください。職員だけが知ってるでは意味ないですよ。